国会報告(その4)二〇二二年通常国会・臨時国会 参議院議員・嘉田由紀子

はじめに

滋賀県民の皆さんに国会に送っていただいてまる3年がたちました。

くれています。 められるコロナ禍ゆえの問題ではないかと思いをめぐらせています。保育の現場も教育の現場もがんばって 現場での虐待という報告は大変つらいです。保育人員不足の中で、日々の消毒や人的接触に格別の配慮を求 もと六人の孫もすべてお世話になってきました。おかげで仕事と子育ての両立ができました。それゆえ保育 の幾つかの自治体の保育の現場で子どもの虐待が報告されています。私自身、保育園の先生方に二人の子ど まだまだコロナ禍が尾をひいています。医療や介護、また教育や保育等の現場ではたらいておられる皆さ ありがとうございます。コロナ禍への対応が日々の仕事への軋轢になっていないでしょうか。今、 日本

ける権利」 で日本中の子どもをもつ家族が窮地においやられました。 授業は? 給食は? 共稼ぎの親の仕事は? 保育園は? 二〇二〇年二月二七日、突然安倍総理から「全国の小中高に三月二日からの一斉休校」が要請されました。 でも、思いおこしてください。そんな子どもに寄り添う現場の思いとは離れて、コロナ禍がはじまった を総理の一言で切断していいのか? それほどコロナの病原体のリスクは高かったのか? そもそも日本国憲法に保障されてい 幼稚園は? 何の見通しのないまま首相の一言

えっています。憲法は、権力を握るライオンのような力から国民の命と暮らしを守るための「オリ」なので 決めていなかったがゆえに、行政府の為政者の思い付きで国民が翻弄されたのでは、と今コロナ禍をふりか 店を経営する人たちの「営業を続ける権利」はどうだったでしょうか? 憲法における「緊急事態条項」を

私たちを守る憲法議論が必要です。

の参議院議員のマニフェストに従い、大きくわけてふたつの分野で政策づくりをすすめてきました。 二〇二二年臨時国会での活動記録をまとめさせていただきました。「命をつなぐ政治をもとめて」という私 この報告書は、「参議院議員・嘉田由紀子」国会報告(その4)として、二〇二一年一〇月の臨時国会以降、 ひとつは、先進国の中では日本だけが取り残されている「離婚後の共同養育・共同親権」の民法改正をもと

めての法務委員会での活動です。これまでに参議院法務委員会で四五回の質疑を行いました。二〇二一年の二

ひとつで離婚ができる日本特有の「協議離婚」に「共同養育計画」をつくる、という要件を義務化して、子 子どもたちが親の離婚に直面し、片親ロスの状態を強いられ、貧困や精神的苦悩を迫られています。紙切れ 同親権か単独親権か」という議論を中心に、ひろく国民にパブリックコメントが求められることとなりました。 月には法務大臣が「離婚後の子どもの養育のあり方」をめぐって法制審議会に諮問し、今年の十二月六日には「共 二〇二三年の通常国会には民法改正の対案を何としても提案できるようにしたいです。毎年二〇万人もの

もうひとつは、 流域治水に関しては、球磨川水系で計画されている川辺川ダム建設の費用対効果が○・四 どもたちの暮らしを守りたいです。

通委員会で行っています。また二〇二二年九月に静岡県を襲った一五号台風の被害が、 のは過去四〇年近く、今でいう流域治水政策で遊水地等をつくりながら、避難体制なども整備してきた成果 という問題提起をいたしました。「税金の無駄遣いもったいない」という原点に戻っての問題提起を国土交 雨量の割に少なった

であることもわかってきました。

ることができませんでした。 ました。二〇二二年七月の参議院選挙には、田島一成さんが挑戦をしましたが、残念ながら現職の壁をやぶ スさんが、それぞれ比例区で当選しました。民主党系での国会議員仲間が三人となり、とっても心強くなり 二〇二一年十月に行われた衆議院選挙で、立憲民主党から徳永久志さんが、国民民主党から斎藤アレック

りの候補者の政策と人柄を見極めていただければと、存じます。 る市町議会議員等の選挙があります。「チームしが」推薦の議員さんも立候補される予定です。皆さんの回 来年二〇二三年四月には、統一地方選挙の前半では滋賀県議会議員選挙が、後半では大津市をはじめとす

皆さまのお声をどうぞ、嘉田由紀子事務所までお届けください。

二〇二二年(令和四年)一二月 初雪の比良山の麓で

国会報告(その4)二〇二二年通常国会・臨時国会

目次

	*************************************	Ä	1+
【委員会質疑】1参議院法務委員会	第一	É	ΰ
숲	部	ピア	めに
筫 疑	_	1	
<u>~</u>	$\overrightarrow{\bigcirc}$	2	
参	$\stackrel{-}{\Rightarrow}$	3	
議院	车	4	
法	通 堂	5	i
務 委	二〇二二年通常国会(第二百八回)		
員	会		
云	第		
	賣		
	八同		:
			:
			i
		•	
		グラビア1・2・3・4・511	はじめに2
		11	:
1	- 1	1.1	_

携―映画「189」の紹介	児童虐待の実効的な防止に向けた関係機関の連携―検察及び警察と児童相談所の連	②二〇二二年三月十六日 法務委員会27	の必要性―谷間世代の法曹に対する一律給付措置の必要性	的な子の連れ去り問題―離婚後の子の養育のあり方の見直しの状況―共同養育計画	実子誘拐ビジネスに前向きな弁護士―片親親権により子どもに会えない父親―国際	①二〇二二年三月八日 法務委員会16
--------------	---------------------------------------	---------------------	----------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	--------------------

スマッチと裁判所の対応

低い再犯率―川崎少年刑務所における厳格な措置―入管施設における人権尊重の必監護法制改革の必要性、デンマークのストーストレム刑務所における自由な処遇と	ンョ氏のハンガーストライキと日本の	②二〇二二下六月二日(去 务委員会4就業・就学支援の必要性	の再犯防止推進計画の先進性―受刑者の社会復帰に向けた刑事収容施設内における断基準―民事上の不法行為責任追求ではなく刑事上の罰則強化を行う意義―滋賀県第五の自自と併展員の言語イー併展員の要件でする「女祭と」と言言性の高値の判	長見りヨ日に毎季買り重用と「毎季買り要牛である「公参)」(当前生り高気)引⑪二○二二年五月二十四日(法務委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ケージの提案子交流」に―配偶者によって子を連れ去られた方のための共同養育総合的対策パッ子交流」に―配偶者によって子を連れ去られた方のための共同養育総合的対策パッ中学生の意見発表作文一パパもママもの社会に」― 面会交流」という用語は 新	⑩二〇二二年五月十九日 法務委員会	対立した父母の合意形成に向けた民法上の調整規定の必要性中間報告の内容―「婚姻中の共同親権も形式に過ぎず幻だった」―婚姻中に意見が	法制審議会家族法制部会の独立性─日本の家族制度と親子関係を根底から破壊する ⑨二○二二年五月十七日 法務委員会2
--	-------------------	-------------------------------	---	---	---	-------------------	--	---

要性―増加する高齢受刑者の処遇のあり方

①二〇二二年三月十一日 災害対策特別委員会・・・・ベネフィット分析を早期に示す必要性― 溺死者の情報を含める必要性― 被災者の下・・ベネフィット分析を早期に示す必要性― 福島第一原子力発電所事故による子どもの甲状個別避難計画と防災教育の必要性― 福島第一原子力発電所事故による子どもの甲状の別避難計画と防災教育の必要性― 福島第一原子力発電所事故による子どもの甲状の別避難計画と防災教育の必要性― 福島第一原子力発電所事故による子どもの甲状の別避難計画と防災教育の必要性― 福島第一原子力発電所事故による子どもの甲状の別避難計画と防災教育の必要性― 福島第一原子力発電所事故による子どもの甲状の別避難計画を含める必要性― 被災者の下・ベネフィット分析を早期に示す必要性、 別死者の情報を含める必要性― 被災者の下・ベネフィット分析を早期に示す必要性、 別死者の情報を含める必要性― 被災者の下・ベネフィット分析を早期に示す必要性、 別死者の情報を含める必要性― 被災者の下・ベネフィット分析を早期に示す必要性 、別死者の情報を含める必要性― 被災者の下・ベネフィット分析を早期に示す必要性 、別死者の情報を含める必要性― を聞いる必要性― は災者のように対象を含める必要性― を受けるのでは、別のでは、別のでは、別のでは、別のでは、別のでは、別のでは、別のでは、別	【委員会質疑】2参議院災害対策特別委員会日本が拉致国家と言われる根本には単独親権制度の問題がある―入管施設内における処遇改善の必要性―仮放免者に対する社会保障制度の脆弱性―の過過である―人管施設内における処遇改善の必要性―仮放免者に対する社会保障制度の脆弱性―の過過である―入管施設内における過過である。	〒に対する対応―受刑者の教科指導のあり方―義理の父から法務委員会	⑬二○二二年六月七日 法務委員会13-
--	--	----------------------------------	---------------------

状況調査を国が行う必要性―防災におけるソフト対策の必要性

【質問主意書】二〇二二年六月十七日(提出番号五十九)…….

: 185

太陽光発電設備設置事業における環境影響評価に関する質問主意書

部 二〇二二年臨時国会(第二百十回)

【委員会質疑】1参議院予算委員会

①二〇二二年十月二十四日 対する評価―女性の低い労働参加率と低い出生率の関係―岸田三原則への想い 円安の短期的・長期的要因―出生率の低下、女性の稼ぐ力を活用できていない現状 ―子供の貧困、国際的に低い子どもの精神的幸福度―自民党の日本型福祉政策論に : 190

【委員会質疑】2参議院国土交通委員会

①二〇二二年十月二十七日 流域治水関連法の目的―住民当事者、生活者目線で、「命を守るということ」を河 イドライン策定の必要性―自然災害等により損害を受けた農家に対する支援を充実 川法に明文化することの必要性―氾濫原対策としての霞堤の取扱いに関する国のガ 国土交通委員会………………

> : 203

②二〇二二年十 日 Ш 画 田んぼダム協力支援事業 霞堤の氾濫による水害で収入が減少した農家に対する支援の必要性 [の降雨パターンでは命は救えなかった .生態系をいかに守るの [段階で行う法的根拠 月八日 ∷─川辺川ダムの費用便益効果の位置付け─ か 農家収入補填事業の紹介 -川辺川ダムができていたとしても、 玉 土交通別委員会…………… ―公共事業の費用便益分析を計 二〇二〇年七月四 流水型ダムでは河 熊本県に による 214

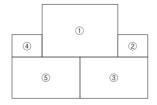
【委員会質疑】3参議院災害対策特別委員会

開発抑制

226

表紙写真

- ①徳永久志衆議院議員、斎藤アレックス衆議院議員の初登院。 (2021年11月10日)
- ②予算委員会で子育て支援と女性の稼得能力について岸田総理に質問。 (2022年10月24日)
- ③超党派の「共同養育・支援議員連盟」での古川法務大臣への申し入れ。 (2022 年 4 月 22 日)
- ④トチノキ巨木の足下からわき出す源流の水のしずく。(2022年10月30日)
- ⑤琵琶湖源流部のトチノキ巨木訪問。(2022年10月30日)



2022年12月6日からようやく離婚にともなう家族法制について広く国民に意見を求めるパブリックコメントがはじまりました。親が離婚をしても「子どもの最善の利益」が実現できるよう家族法制の見直しを求めるものです。具体的には単独親権か共同親権か、その条件はという大変込み入った議論となっています。私自身は「子どもの幸せづくり」を目的に、法務委員会で2019年以降、45回の質問を重ねてきました。パブコメは2023年2月17日中が締め切りです。2023年の通常国会では民法改正法案が提出されることを強く期待します。



◀法務省のHP での意見募集 ページ



▲日本人妻に子どもを連れ去られたフランス人父のヴィンセントさん。ハンガーストライキに挑戦する場を激励訪問。 【2021年7月16日】



▲国会内での共同親権を求める親の会 合で発言。【2022 年 9 月 14 日】



▲法務委員会での質問は 45 回に。 【2022 月 3 月 8 日】

流域治水政策を全国にひろめるべく、球磨川水害被害者の方たちや研究者の方といっしょ

に一般書籍、『流域治水がひらく川と人との関係—2020年球磨川水害の経験に学ぶ』(嘉田由紀子編、農山漁村文化協会、2021年)を出版。2年後の被災地を訪問、50名の溺死者の住宅のうち2軒だけが再建されていました。また静岡県の巴川流域や船橋市の海老川流域などで住民の皆さんと流域治水の成果や今後の課題について現地調査とともに対話をすすめています。





- ▲ 2021 年 11 月 20 日、農山漁村文 化協会から出版。(熊本日日新聞出 版文化賞受賞)
- 2020 年球磨川水害で14名の溺死者を出した高齢者施設「千寿園」の跡地は更地になっていた。 【2022年7月20日】

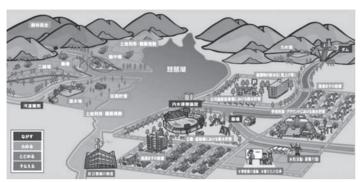


◀船橋市で流域治水の可能性をさぐる視察。遊水機能をもつ水田地域に新駅やメディカルタウンが計画されていて将来の水害を心配する住民の声はなかなか当局に届かない。【2022年8月2日】

1974年の「七夕豪雨」での被害を受け、▶流域治水政策をすすめてきた静岡市巴川流域の「あさはた遊水池」は治水機能に加えて生物多様性の宝庫や病院・養護学校に良好な生活環境を提供しています。 【2022年11月13日】



2022年8月5日の豪雨による長浜市高時川の出水では、浸水被害が30戸に及びました。被害を受けられた皆さまにお見舞い申し上げます。災害対策費用の確保とともに、出水被害の緩和に貢献した霞堤の農地被害について、今後の支援方法を検討しています。



▲滋賀県の流域治水図 (左上の河川に霞堤が示されている)。 (元図:滋賀県提供)。



▲霞堤の内側で農業経営をしている横田圭弘さん。流入物や土砂の撤去、そして稲作や大豆の減収で、大きな被害がでてしまいました。【2022年8月10日】

高時川(高月町馬上霞堤部)



▲高時川中流部では堤防の一部に切れ目がはいっていて、そこから水田への逆流がおきた。このような場所を「霞堤」と呼ぶが、被害をうけた農地への支援はまだまだ不十分です。【2022年8月5日】



霞堤など流域治水政策の中での被害教 ▶ 済の可能性について国土交通大臣に質問。【2022 年 10 月 27 日】

丹生ダム建設のため 1990 年代に集団離村をした長浜市旧余呉町の 7ヶ村のかつての暮らしぶり記録した吉田一郎さんの写真展示会「琵琶湖源流の美と暮らし」が「湖北アーカイブ研究所」の主催で、滋賀県内各地で開催されました。その後『地図から消えた村―琵琶湖源流七集落の記憶と記録』(吉田一郎写真、サンライズ出版、2022 年)も出版されました。また旧集落地を訪問し、ブナ帯の森林生態系や南限のユキツバキ群落の保全について話あいも始まっています。



▲展示会を訪問した元村民の皆さんの 姿も掲載した写真集が出版されました(サンライズ出版)。 【2022 年 3 月 15 日】



▲滋賀県立美術館での「琵琶湖源流の 美と暮らし」写真展示会にて吉田一 郎さんと。【2022 年 1 月 29 日】



▲旧集落の小原に残されたショウズ (湧水)の横で。【2022年3月24日】



旧集落の小原に残されたショウズ(湧水)



◀ユキツバキの南限地域では、微妙に色合いが異なる野生のツバキ類が群生しています。【2022年3月24日】

琵琶湖辺での針江では、「カバタ」や「水田」「内湖」「ヨシ帯」を中心に伝統的な「農漁複合」の暮らしぶりがのこされています。一方、中国太湖辺でも、「農業 | 「漁業 | 「養魚と「養

蚕」を組み合わせた「生業 ています。両者を比較した 一琵琶湖・大湖の比較から』 を、琵琶湖博物館専門学芸 しました。母娘のように年 もコミュニティの力は地球 解決策と考えています。針 んでくださいました。



「農業」「漁業」「養魚と「養複合」の暮らしぶりが生き著書『水と生きる地域のカ(サンライズ出版、2022年)員の楊平さんと共著で出版が異なりますが、ふたりと環境危機の時代のひとつの江集落の皆さんも出版を喜



◀楊平さんと嘉田由紀子、 ふたりの恩師、研究仲間である鳥越皓之さん から推薦文をいただき ました。

【2022年11月1日】

聴き取りなど大変大きな協力をい ▶ ただいた皆さんへのお礼と出版報告を針江公民館で真っ先にさせていただきました。

【2022年11月6日】







▲日吉神社での「針江生水の郷委員会」主催の「収穫感謝祭」に伺い、石津 文雄さん(左)、福田千代子さん(右)と記念写真。【2022年11月26日】

【委員会質疑】 1 参議院法務委員会

①《二〇二二年三月八日》 要性―谷間世代の法曹に対する一律給付措置の必要性 な子の連れ去り問題―離婚後の子の養育のあり方の見直しの状況―共同養育計画の必 実子誘拐ビジネスに前向きな弁護士―片親親権により子どもに会えない父親―国際的

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

こには本日のドレスコードはイエローということで、私もイエローのマフラーを巻いてきましたけれども、 先ほど来、高良議員が今日は国際女性デーと言われました。実はこのミモザ、今日会合がありまして、そ 碧水会の嘉田由紀子でございます。少数会派にもお時間をいただきまして、ありがとうございます。

あわせて、森議員もイエローで、 しかも水色とイエローはウクライナを思っております。

ただきたいと思います。 今日、主に、子供の幸せを生み出すにはどうしたらいいかということで、家族法の問題議論させてい

かあるいはかなり法的構造に規定されているのじゃないのかと思って、この問題ずっと議論させていただい 私自身も子産み、子育てしながら、今の日本の子供たちが置かれている状況は、見えないところで家族法と うところで、いろいろ無所属ながら、組織はないんですが、特に、現場で知事をやっていた時代、あるいは 家族法に関わること、三十一回質問しておりました。そのうち半分ほどが森法務大臣のときでした。そうい 先ほど来、安江議員が公明党さんとして離婚後の養育費の問題をずっと積み上げてきていただきました。 ちょうど二〇一九年に参議院に来させていただいてから、振り返ってみますと、この子供の養育費、

います。 から、もちろん地域も選べません。地下ごうで泣いている子供さんの姿を見ると胸が張り裂ける思いでござ ウクライナの子供たちを見ますと、本当に子供は生まれる親が選べないだけではなくて、国も、それ

るいは教育は比較的高いんですが、精神的満足度が三十八か国のうち三十七位、これはかなり深刻でござい 実は、ユニセフが調査をしておりますけれども、先進国三十八か国中、日本の子供たちの満足度、 それから、 自殺率も、これは世界で、特に去年など、コロナの中で一番高いということで、その中で

も特に私が気にしているのは、離婚の後、今日もずっと養育費の問題がありましたけれども、面会交流もあ

離婚の後、

経済的、

精神的、

社会的に、言わば片親放棄というか、そういう状態になる子供が

ないじゃないかという意見も一方でありますが、私自身は、本当に精神的な問題あるいは社会的な問題考え は養育費もらえていないというようなところでございます。このことは、直接、 大変多い。大体、毎年二十万組ほどの離婚の中で、十五万人から十八万人くらいが片親と会えない、 法制度と子供 の福祉と関係

ると大きな課題だろうと思っております。

て父子、母子の関係は変わらないはずなんですけれども、ここが法的に切られてしまう。 三十六年以降は女性が親権取る方が多くなっているんですけど、いずれにしろ、 治民法から、子供は家の跡取りということで単独親権。それが、男性が子供の親権を取る、 その根本は、 日本が単独親権制度を取っているということです。民法八百十九条、これはもうそれこそ明 親が離婚しても子供にとっ その後、

それからヨーロ 進国で片親親権制度を取っているところは日本だけと。もうアジア圏でも韓国、 ちょっとおさらいでしたけれども、そういう中で古川大臣に、まず、最近、あるお父さんから、 子供自身はそのことを知りません、意識していません。日本がそうだから世界中がそうだろうと思ってい あるいは、大人もそうなんですけど、実は、法務省関係のところで調べていただきましたら、 ッパ、アメリカの国ですね、その辺のところが背景にございます。 中国、 台湾、共同親権制 本当に先

す 長いんですが、相談を受けました。紹介させていただきたいと思います。北陸地方に住むAさんという方で

その際に私が妻や妻の義父の悪口などをLINEで送ったことから、現在、 昨年七月にコロナ感冒予防のために、妻と子供二人、四歳とゼロ歳を妻の実家に行かせていました。 妻から離婚調停と婚姻費用

停を申し立てられています。

したが、弁護士によってはいわゆる実子誘拐ビジネスに前向きな方もいると聞いて、 妻には代理人弁護士がいますが、 私はまだ弁護士を代理人にできていません。 複数の弁護士に相談をしま なかなか代理人弁護士

を選べずにいる状況です。

けで触れさせてももらえず、妻の義父母が出てきて、どなられ、追い返されてしまいました。 今のところ、月一回の面会交流は実施されていますが、先日は、ゼロ歳の長女については少し顔を見るだ

質的には反りが合わなかった義父母との私との関係が離婚の大きな要因だと思っております。妻は結婚まで 思います。義父母は感情的になりやすい性格で、面会交流の際にどなり散らした録音データもあります。 度も実家を出たことがなく、義父母の言いなりのような状態で、親害と呼ばれる問題も含んでいるものと 子にとって今不健全な環境ですが、義父母、妻も自分たちが不健全な状態であることに気付けずにいるの 私の妻への悪口というのは、常態化したものではなく、妻が離婚を決めるきっかけにはなりましたが、本

だと感じています。この後どうしたらいいか、 議員としての意見を聞かせてくださいという相談を受けまし

ところだろうと思っております。 ら今までに、そうですね、百を超える人からこういう相談を受けております。このことが意外と隠れている だろうという共同養育、共同親権を表向き法務委員会でもずっと聞かせていただいておりますので、全国 実は、私が今、 もちろん養育費の支払も大事なんですけれども、 父も母も離婚しても親子関係は切 ħ

い父親あるいは子供と会えない母親、それも片親親権、民法八百十九条が隠れた構造になっているわけです 今、もちろん個別の事情で、また表現も少し厳しいところがあるんですけれども、こういう子供と会えな

けれども、こういうことに対して、大変生々しい事例で申し訳ないんですが、古川大臣、どのような感想を

持たれるでしょうか。 ○国務大臣(古川禎久君) 今委員からメッセージを御紹介いただきまして、私の身近にも様々なそういう

事例がございますので、よくふだんから聞くことも多うございます。ですので、そういうものを思い出しな

がら、連想しながらお聞きをしておりました。

用の、 ということと同時に、やはり子供に罪はないということでございます。子供にとって、決してこの将来のた やはり、この人生の中で、なかなか夫婦の不和とか、いろんなことがやっぱり現実問題として様々あるな 何か将来の可能性をそぐような、傷を残すようなことにならないように、 運用上の対応、こういうものが必要だなということを感じております。 制度の見直し、あるいは運

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

子供にとってということですよね、本当に。子供は親も選べないし、社会も選べない。

口 私自身は、その養育費と面会交流のチェックだけではなく、共同養育計画、つまり、これ、アメリカ、 なって、先ほど六割がチェックをしている、ということは残り四割ができていないということと、あわせて、 いただきました。これ、ようやくここ、民法七百六十六条が二〇一一年に改定されてからこれが入るように ッパでは当然なんですけれども、父母が離婚するときには子供の共同養育計画、経済的にはどうするんだ、 そういうところで、先ほど安江議員が、離婚届のところに養育費と面会交流のチェック欄のこと、

四ページにわたって共同養育計画を作り、そこに弁護士さんなりがサインをして、それを履行すると。今、 になればいいですねということをこの離婚届のところにも提案もさせていただいております。 養育費の方はそこが始まっているんですけど、全体、子供の暮らしにとって全体の共同養育計画という方向 それから、それこそ一年の、お正月一日から十二月三十一日まで一年間どういうふうに親子がペアレンティ 親子が一緒に過ごすか、誕生日はどうする、そのときのプレゼントはどうする、かなり細やかに、三、

うと。 す。 ちょっときついんですけれども、婚姻中に、父あるいは母が知らない間に、配偶者が子供を連れ去ってしま そういう中で、国際的な問題なんですが、実は、国際的な子の連れ去り問題、 あと、置き去りにされてしまう。父か母、父が多いんですけど、母が置き去りにされることもありま 連れ去りという言

れているわけです。 ほかは、インドとブラジルです。つまり、日本、インド、ブラジルが子の連れ去りのワーストスリーと言わ 日本を国際的な子の連れ去りを犯すワーストスリーに挙げていると言っております。このワーストスリ で、ボブ・メネンデス議員が、四百七十五人以上の合衆国の子供たちが日本に連れ去られている、 す。このエマニュエル大使は、米国の議会上院での承認前の昨年十月二十日の上院外交委員会のヒアリング 去る一月二十三日ですが、新たに米国駐日大使が着任されました。ラーム・エマニュエルさんという方で 合衆国

れハーグ条約ですね、ことを大使の優先事項の一つとするように求めたのに対して、その点を強調すると答 そして、このボブ・ メネンデス議員は、 日本政府に条約を遵守しなければならないことを理解させる、こ

国際的な子の連れ去り問題は日米間だけの問題ではありません。これまで日本政府の対応に対しては、 従

来から、 E U の 議会、 あるいはEU諸国の大使からも強い懸念が表明されております。

対する国際的な批判を高めていることについてどのように認識なさっておられるでしょうか。 お聞きしますが、 世界の中の日本という視点の大切さを強調され、 国際的な子の連れ去り問題の解決、どのような御決意をお持ちでしょうか。 共生社会の理想の追求を掲げる古川法務 また、 お願 e V r V 日本に 大臣に たし

○国務大臣(古川禎久君) お答えいたします。

降は、 書におきましては、我が国 議が採択されたこと、これは承知をいたしております。ただ、この米国国務省の二○一九年以降の年次報告 会において発言されたこと、 ただいま委員から御指摘もありましたけれども、 二〇一九年以降はですね、そのように分類されていないものと承知をいたしております。 あるいは、二〇二〇年七月、 日本は現在、 不履行のパターンを示す国には分類されていない、二〇一 エマニュエル駐日大使が米国議会の上院外交委員会公聴 欧州議会において子供の連れ去り事案に関する決 九年以

た場合についても現在適切に対応しているものと承知をいたしております。 :国はハーグ条約を誠実に遵守しておりまして、ハーグ条約締結国から我が国に不法に子が連れ 去られ

省庁と適切に連携をしながら向き合っていきたいというふうに思っております。 今後も、この条約の対象となる事案の適切な解決に向けて、中央当局を務めております外務省などの関係

当に国際法上の大事な履行すべき条約ですので、海外から言わば後ろ指を指されないようにお願いをしたい いものもたくさんございますので、今日はもうこれ以上この点は申し上げませんが、ハーグ条約、これは本 ○嘉田由紀子君 今まで中央当局からは適切に対応という答弁はいただいております。ただ、それに合わ

と思います。

とを検討なさっておられるでしょうか。また、運用上の対応とは何を想定していらっしゃるでしょうか。 を取り組んでいるということですけど、この制度の見直しはいつくらいまでに、どのような内容で見直すこ の見直しが今進められております。さきの大臣所信のところ、三月三日でも、 全体として、実は先ほど来いろいろ言及されておりますけれども、この離婚後の子の養育の在り方、 制度の見直し、 運用上の対応 制度

○国務大臣(古川禎久君) お答え申し上げます。

めることを目指しているというふうにお聞きしているところです。 様々な角度から調査審議がなされているものと認識しております。今後、今年の夏頃に中間試案を取りまと この離婚等に伴う子の養育の在り方の見直しにつきましては、現在、 法制審議会家族法制部会にお

この運用上の取組としては、養育費の不払解消に向けて地方自治体と連携したモデル事業による調査研究を いということでございますが、もう一つ、この運用上の取組についてのお尋ね、今ございましたけれども、 これは、制度面の見直しについては法制審にこうして今議論していただいておりまして、それを見守りた

て、民間の面会交流支援団体の皆さんおられますけれども、この支援団体の皆さん向けの参考指針の作成を 実施しております。実証的な調査研究を実施しております。それから、安全、安心な面会交流の実現に向

いたしましたり、あるいはこの面会交流支援団体の周知、世の中に対してですね、そういうこの面会交流支

援団体の周知を行ったりという形で取組をいたしておるところです。

今後進められていくことになります。あるいは運用上の取組、こういうものを通じて、引き続きしっかりと 先ほども申しましたとおり、子供の利益を図ると、これは一番大事な観点だと思います。制度の見直し、

○嘉田由紀子君 御答弁ありがとうございます。

取り組んでいきたいと考えております。

に付いている安全、安心な面会交流というのは、面会交流というのは危険なものだというような前提がある いうような事例もあります。 ように思われますね。もちろん面会交流で、かなり関係が悪くてお父さんが子供さんをあやめてしまったと 運用上の対応のところで、先ほど来出ております養育費の問題あるいは面会交流の問題、その頭のところ

とって一番大切だと思います。ですから、共同養育計画と。 れても父子、母子の関係をよりフレンドリーに、そして全体として安心の仕組みをつくる、これが子供に しかし、本来、親子というのはもっと、共同養育計画と申し上げましたけれども、全体として、父母が別

ということを自治体でもモデル的に進めていただけたらと。 そして、部分的ではなくて全体的に、お父さん、お母さん離婚しても、あなたの暮らしは不安はないのよ

すけれども、 先ほど来、 もっともっと全体としての、離婚をしても子供にとってはフレンドリーな共同養育計画が作れ 宝塚なり五地域でなさっているということを、私もいろいろ現場で聞かせていただい ておりま

な意識は変わると思います。これは一種の文化的改変だと思っております。 らどっちかの片親を選ばなきゃいけないという民法八百十九条を変えることで、その辺の精神的な、社会的 にもなりかねませんので、私は、法制度、そして全体として共同養育は日本の文化にするんだと。 これ海外で皆やっています。 日本人だけが、日本人の父と母だけがそんなに精神が狭いのかということ

そういうところで、是非、古川大臣、今日初めてですけれども、大変、言い方はおかしいんですが、 御自

分の思いを持っておられるので、是非、子供さん、日本の子供にとって未来開けるような法制審の方向をリー

ダーシップ取っていただけたらと期待をしております。

習専念義務があるにもかかわらず、給付金の支給を受けられなかった新六十五期から七十期のいわゆる谷間 ると訴えておられる方がたくさんおられます。 世代の法曹の皆さんの中には、修習期間中の貸与金の返済に苦しみ、現在の業務、公益的な活動に影響があ 最後に一点だけ、これ司法修習生の問題なんですけれども、 いわゆる谷間世代というのがございます。

お願 h 世代の法曹に関する一律給付措置を一刻も早く講じることが必要だと考えております。 このような不平等な状況を解消するために、貸与金の返済免除など、事務的な救済措置を内容とする谷間 いいたします。 日常の活動に敬意を表しながら、こういう問題もあるということを大臣どのようにお考えでしょうか、 現場の弁護士の皆さ

)国務大臣(古川禎久君) お答えいたします。

この件につきましては、これまでも国会において度々いろいろ御要望といいますか、 御意見というものが

出されているというふうに承知しておりますけれども、この件につきましてはこのように考えております。 つまり、この従前の貸与制下で司法修習を終えたいわゆる谷間世代の司法修習生に対して貸与金の返済免

において貸与を受けていない者などの扱いをどうするかといった制度設計上の困難な問題もございます。 常に難しいというふうに考えております。仮に、何らかの救済措置を講ずるとしましても、 る相当の財政負担を伴う金銭的な給付等を意味することとなりますから、これは国民的理解を得ることは非 除などの事後的な救済措置を講ずるということについては、これは既に法曹となっている者に対して国によ また、現在、これまでも、この従前の貸与制下の司法修習生が経済的な事情によって法曹として活動に支 従前の貸与制

とは困難であると、救済策を講ずるということは考えておりません。 障を来すことがないよう、そのための措置として貸与金の返還期限の猶予も制度上認められております。 このような理由から、いわゆる谷間世代の司法修習生に対して立法措置による抜本的な救済策を講ずるこ

せていただきたいと思います。 ○嘉田由紀子君 法務大臣の公式見解受けさせていただきました。また関係の皆さんといろいろ意見を聞か

私の方、ちょうど時間ですので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

②《二〇二二年三月十六日》

―映画「189」の紹介 児童虐待の実効的な防止に向けた関係機関の連携―検察及び警察と児童相談所の連携

嘉田由紀子君 ありがとうございます。碧水会の嘉田由紀子でございます。

先回、三月八日でございますけれども、日本のそれこそ明治民法以来、単独親権、子供は家の跡取りとい 本日は、法務行政における児童虐待防止に係る取組について幾つか質問させていただきます。

うことを規定されて、先ほど山添議員もおっしゃっておられましたけれども、明治民法がいまだに残ってい

るのが離婚後の単独親権、八百十九条です。

よう、制度の見直しをしていくとおっしゃっていただきました。ここのところは大変重要だと思っております。 務大臣は、子供には何の罪もない、子供の将来にとって、可能性をそぐような、傷を残すようなことにならない その中で、子供が、親子引き離されるということが実態としてございます。そのことにつきまして、 先回、法

「実は新聞記事を二つお出しさせていただきました。一つは、昨年の八月一日に大津市で、私、

兄が妹の面倒を見ていて、実際家で虐待をして百か所ほど傷を付けたんだけれども、公園に運んで遊具から落 けて何日もということ、これ、後から、今滋賀県の方でいろいろ委員会もつくって調べさせていただいており んから行き来しているところなので地名を見たらすぐ分かるんですけど、学校もすぐ分かる、そこで十七歳の 一旦偽装をしたんですね。お母さんはずっと帰ってないと。だから、お母さんはお兄ちゃんに妹を預

ますけれども、五人子供さんがいて、京都、大阪、滋賀、それぞれの養護施設、お父さんの姿が全く見えてき

ح 苦しみながらこういう状態だ 本当にある意味でお母さんも さんだというようなところで、 ません。それぞれが別のお父

らも母、息子一人の母子家庭 ね、 十月の、いえいえ、三月です これはつい最近ですけれども、 それからもう一つ、裏に、 埼玉県の本庄市で、こち

> 院送戦などの処分を決め 検察官送数(送送)や少年 観護措置を決めた。今後、 た。家裁は何日、2週間の 郡家裁に送致し、発表し

た少年は「ジャングルジム から落ちた」と近所の人に 亡が確認された。一緒にい を数急機送され、網院で死 ムの下で倒れているところ

9番通報を頼んでいた

を逮捕していた。 と判断し、今月4日に少年

情で、県外の別々の児童節

改施設で暮らしていたが

5歲遺棄容疑 強く説教

母ら逮捕

本庄市「虐待兆候見えず

傷害致死の非行内容で大 の児童公園のジャングルジ

ここにもコメントしていますけど、本当に子育て政策 増田雅暢さんという方が、これでいいのか少子化対策と、 きましたけれども、私の尊敬する元厚労省の官僚さんで、 ということで、この二つの事案を取り上げさせていただ しっかりやっている市でもこういうことが起きてしまう 地で、市長もよく存じ上げているんです。吉田信解市長、 めていたということで、実は本庄市というのは私の ですけど、五歳の男の子を言わば一月に殺して床下に埋 出身

17歳「妹の世話つらい」

小学1年生の妹 (当時6) を大神市 大津・小1死亡 家裁送致

たとみられる ちで、兄妹だけで過ごすことが多かっ から母親と同居。だが、母親は不在が の取材でわかった。兄妹は別々の児童 の説明をしていることが捜査関係者へ 雅護施設で暮らしていたが、4月ごろ 押された事件で、少年が容疑を認め、 で無職の少年(17)が指售散死容疑で連 口の自宅で蹴って死なせたとして、兄 妹の世話がつらかった」という趣旨

大津地検は公日、少年を 妹は今月1日、大津市内 が、妹の体に皮下出血の痕



因は転落ではなく、紹行だ 捜査で判明。滋賀県警は死 折れていたことがその後の 臓破裂のほか、肋骨も複数 が100カ所はどあり、内 ど帰っていない。連絡は貯 少年は「お母さんは5日は 談センター れない」と答えたという。 れ、ぐったりしていた。 の少年が助けを求めてき によると、兄妹は家庭の恵 に「家の人は」と尋ねた。 の下に女の子が仰向けに倒 た。公園のジャングルジム 大律・高島子ども家庭相 教急隊員が到着し、少年

ーの対応などを調べる。

責めていたという。 僕が悪い」。少年に頼まれ 人で暮らし始めていた。セ に連れてきた。僕が悪い。 時、独り含のように自分を の男性によると、少年は当 年4月ごろから、母親と3 ンターは家庭の状況を継続

が鳴り、外へ出ると、茶髪 とだった。自宅のチャイム 1日午前9時半ごろのこ 的に確認し、7月20日に妹

た。警察官がかけつけ、セ を訪れ、不審に思った店の が、なかなか連絡が付か 母親と面談しようとした ンターに通告。センターは 関係者に110番通報され 明にコンピニエンスストア はなかったとしている。 だが、翌21日、兄妹は未

の小学校を訪れた際には、 **髪行の痕など変わった様子** と話した。 す時間が多かったと思う」 といい、「る人だけで過ご を見かけることはなかった などをしていた。兄が妹の けたという。「ボール遊び 医師らでつくる児童問特事 は良さそうだった。母親 面倒を見ている感じで、 微智県は近く、弁護士や

例検証部会を開き、センタ

救急隊に「お母さん、5日ほど帰ってない 8月4日になっていた ず、面談の約束は事件後の

妹が小学一年生になった今

で一緒にいるのをよく見か 近所の女性は、兄妹が外 資料① 令和4年3月16日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子 出典 朝日新聞 2021 年 8 月 26 日 朝刊 33 頁 (大阪本社)

や市の対応などについて説 警察への通報に至った経緯 市によると、男児(5)は で扱っている」などと透戦 られているところをスマホ いる。母は男児が男性に比 男性から強く総教を受けて 教育別 一種に来記と 保育団から聞き取りを実 共有し、男児が通っていた 係は長好であるという聞き 題。あざむなく、母子の問 したという

したという 掛けたが、一時期連絡がつ 材本密製者へ何級か情影を を届け出た。その後、市は 市投所を訪れ、男児の温 候は認められない」と判断 取りの結果から「通符の公 今年1月、村本四級省は

かなくなったという。一般後 出と話と たため、男性は「難いな の数を見かけたこともあっ なかった。中島で遊ぶ男児 間の切った状態で、勝手口いた。家の旅は夏でも常に てあり、明かりが細れてこ には目後りのチープも貼っ

> 資料② 令和4年3月16日 参議院法務委 碧水会 嘉田由紀子 員会 出典 朝日新聞 7日 朝刊 21 頁 2022年3月 (埼玉首都圏)

既をした」と話した。 の時々では正しいと思う報 いう。音田信解市長は「そう信の報酬を受けていた人

(67)によると、現場宅には の始後の声があがった

現場近くで店を含む男性 近隣住民からは、事件へ

複数人が入れ舞わり助れて

体損策修経で逮捕した。本 5日、母親ら男女の人を死 に厳奏したとして、典容が

は圧墜をさせられており、 市内の飲食店に来店。原児 の柿本知香密糖者(別)らど 昨年9月、母親で疾逃社が

厚労省の政策をずっとやってこられて、三つの問題を挙げています。

これが大変大事なんですけど、戦前の家族制度と戦後の家族観との対立。ですから、先ほどの山添議員の 権取れなくて男性だけだったのが、今は逆に男性が排除されているという状態になっております。 権も明治民法がそのまま残っている。ただ、社会的様相は、逆に今、子供の片親親権は、 話にもあります、それから今の夫婦別氏制度もそうですね、明治民法がそのまま残っている。子供の片親親 それから二つ目は、十分な予算を入れていない、もう子育ては親の責任だから、親が面倒見なさい。三つ目、 一つは、特定の要援護者に対する対策として発展してきた福祉というところが不十分だ、サービスの問 かつては母親が親

また同時に、児童虐待を実効的に防止するために、子供の人権擁護の取組、更に強化するお考えはあるで そういうところで、具体的に、無力な子供が犠牲となってしまう痛ましい事件が本当に多いんですけれど 古川法務大臣の児童虐待防止に向けた御決意をお聞かせいただけたらと思います。

しょうか。古川法務大臣の御見解をお願いいたします。 を深めるために、子供の人権擁護を任務とする法務省、 しょうか。例えば、児童相談所、警察、学校など、国及び自治体の関係機関、 どのようなリーダーシップを発揮できるとお考えで 地域社会との間での相互理解

国務大臣 (古川禎久君) 今、大変大きなテーマについて御質問いただいたというふうに思います。

というのがもう率直なところです。 うに報道されるこの児童虐待の事例を聞くにつけ、もう本当にもう胸が痛むといいますか、聞くに堪えない 児童虐待というものは、 今委員からもこの新聞報道を二例ほど御紹介いただきましたけれども、 いかなる事情があるにせよ、小さな子供を、どんな理由があるにせよ虐 毎日

待をするということは、もうこれは、何と申しますか、これはもうあってはならないことでありまして、や ふうに受け止めております。 はり社会全体からこういうものは根絶をしていかなきゃならぬのだと、そういう大きな重大な課題だという

等への支援、こういったことを実施しております。 あるいは法務少年支援センターにおける心理学等の専門的、 レターというようなものを通じて、子供から直接SOSの声を酌み取ろうという試みなわけですけれども、 見でありますとか、 法務省としては、これまでも様々な取組をいたしておるわけです。例えば、児童虐待の発生防止、 人権擁護機関における相談等を通じた児童虐待の早期発見、早期対応、これは小中学校でSOSミニ 児童虐待発生時の迅速、 的確な対応、こういうことは一つのポイントだと思います。 科学的知見を活用した地域の子供やその保護者 早期発

政府の方針におきましても、 でおられる姿を見るにつけ、大変試みの重要性というものを身をもって感じてきたところであります。 ンターを視察をいたしました。職員や地域の方々からの生の声を聞くと同時に、本当に大変熱心に取り組 こうした取組を進めるに当たりまして、関係機関との連携は非常に重要だというふうに考えております。 この今御紹介しました法務少年支援センターの取組については、実は私、 児童虐待に中心的に対応する児童相談所、それと他の関係機関との連携強化が 昨年、就任後、 三重県の 津 0 セ

そこで、法務省では、この児童相談所等との連携を更に強化するために、令和二年の二月に法務省児童 虐

掲げられております。

談所等に通知する、 待防止対策強化プランを策定しまして、 あるいは法務省関係機関が提供し得る資源、 各地の法務省関係機関に児童虐待担当窓口を置いて、 ノウハウを充実させ、それを児童相談所等 それを児童

に御紹介しましたけれども、そのような資源やノウハウというものをできるだけ活用する。 わけですけれども、ここでは、法務省が様々な、先ほど心理学などの科学的な知見を持っているというふう に提示するなどの取組を行っています。先ほど法務少年支援センターの取組について触れさせていただいた

年支援センターにはそういう光を届ける力があるんだということを実感したわけです。 その暗闇の中で苦しんでいる若者や御家族、少年や御家族、こういう人たちにやっぱり光を届ける、 早く解決のために何かができたかもしれないのにという切実なお声もいっぱい聞いたところです。つまり、 ていて、そして、ここで科学的な知見やノウハウを借りて問題の所在にもう少し迫ることができればもっと あるいはそれに苦しむ御家族、もうそういう方々が早くこの法務少年支援センターにもっと早く何か出会っ その三重の津のセンターに行ったときに、私、様々お声を聞いたんですけれども、非行に走っている子供

も、そういう取組が一層これは大事だなということを身をもって感じているところです。 るところにちゃんと手が差し伸べられていくように、この緻密なですね、神は細部に宿ると申しますけれど より緻密に連携を取ることによって、本当にこの暗闇の中にいる、あるいは児童虐待、そういう苦しんでい ですから、このような持てる資源、持てるノウハウを生かして、そして関係機関との連携ですね、これを

嘉田由紀子君 ありがとうございます。法務大臣の大変心強い決意を聞かせていただきました。

ど、実は、ちょっと私自身知事になってすぐに児童相談所とかいろいろ見させていただいたんですけど、お 現場で本当に一人ずつ、児童相談所、そして警察の方、それから自治体、苦労していただいておりますけ

父さんがナイフを持って入ってくるとか、かなり厳しい現場があったので、警察を出向してもらうような手

二〇〇八年、九年です。それが今でも。 配慮をしたんですが、 壁があるんですね。ここのところは是非法務省の方で、今の御決意に従って、また自治体が、 結構現場に、 ですから、意外とこの警察の連携とそれから福祉あるいは学校も含 福祉の現場にも警察は入ってくれるなという声が当時ありました。 都道.

法務省も検察庁と併せて支援をいただけたらと思います。

県知事また市区町村長、それぞれの現場の皆さんの命預かっているわけですから、首長さんが動きやすいよ

二十八日に、 談所との情報共有が重要であるとされております。 た、二〇一八年、平成三十年の七月二十四日には、最高検察庁刑事部長、公判部長通知で、警察及び児童相 相談窓口を設置し、 具体的に、では検察における警察及び児童相談所との連携ですけど、二〇一五年、平成二十七年の十月 最高検察庁刑事部長通知では、各地方検察庁に児童が被害者又は参考人である事件につい 日頃から警察や児童相談所の各担当者との緊密な情報交換を行うとされております。 て ま

察及び児童相談所との情報共有はどの程度行われ、どんな課題があるか、どのように認識なさっておられる 虐待の防止、予防についてですね、どの程度の効果が上がっていると評価なさっておられるでしょうか。警 待が発生してから虐待者の送致、立件までの対応を円滑化することを目指しているものと考えられますが、 そこで、法務省さんにお聞きしたいんですが、各地方検察庁に設置された相談窓口の活動ですが、 教えていただけますか。 児童虐

)政府参考人(川原隆司君) お答えをいたします。

刑事事件の捜査、 公判を担っている検察当局におきましては、 児童虐待事案が発生した場合の対応といた

相談所の担当者と協議を行い、検察、警察、児童相談所の三機関のうちの代表者が児童から聴取する代表者 窓口をつくり緊密な情報交換を行うこと、警察や児童相談所から情報提供を受け次第、速やかに警察や児童 供述の信用性確保の観点から、各地方検察庁において、児童が被害者又は参考人である事件について、 しまして、委員御指摘のとおり、平成二十七年の最高検察庁による通知におきまして、 児童の負担 軽減 相談

聴取の実施も含め、対応方針を検討することなどとしております。

間で行う打合せなど、適宜の機会を通じ、必要な情報共有を行うことなどとされたものと承知しております。 り返し被害を受けることがないようにするとの観点から、例えば、事件の処分の際などに警察及び児童相談所 る事件において、代表者聴取を実施した後においても、刑罰権を適切に行使するとともに、再犯により児童が繰 これも委員御指摘の平成三十年の最高検察庁による通知におきましては、児童が被害者又は参考人であ

実に定着しており、 その実施件数は年々増えており、令和二年度末までの間の実施件数は累計で六千八百件を超え、検察の現場に着 を対象とする代表者聴取は、法務省で把握している限りの数字では、平成二十七年の最高検察庁による通知以降、 実際に関係機関との緊密な連携が進み、適切な情報共有がなされた一つの成果といたしまして、例えば、 児童虐待事案に対する適切な対処に一定の成果を上げているものと理解しております。 児童

緊密に連携し、児童虐待事案に厳正かつ適切に対処していくものと承知しています。 引き続き、検察当局におきましては、これらの通知の趣旨に基づき、警察及び児童相談所等の関係機関と

)嘉田由紀子君 実は、先ほどの大津の事案も、七月二十一日にコンビニで万引きをする、お金がないと言っているときに ありがとうございます。既に六千八百件把握していただいているということでございます。

から、 警察さんが関わってくださったんですけど、その後、八月四日までちょっと延びてしまったんですね。それ この本庄の事案は、実は警察さんが市の連絡で入ってくださって、で、家に埋められていたことが発

見されている

いただいて、予防的なところで御活躍いただけたらと思います。 抗が現場にあるんですけど、命を救うのが警察の役割ですよね。そこの本来の警察の役割を皆さんに知って ですから、事後的、予防を含めてもっともっと、警察はそもそも元々、犯罪者をつくるところだという抵

だけたら有り難いです。 しょうか。また、この間接的働きかけ、直接的、この国民の御期待、どのようになっているか、教えていた けれども、具体的に児童虐待の防止に向けてどの程度の効果が上がっていると評価をなさっておられるで その予防的なところで、法務省の人権擁護局では子供の人権に関する取組、 様々していただいております

○政府参考人(松下裕子君) お答えいたします。

取組により一定の効果は上げているものと考えております。 待事案を認知し、 法務省の人権擁護機関におきましては、子どものSOSミニレターなどを端緒といたしまして具体的な虐 児童相談所等と連携して一時保護につなげた事案、事例も幾つかございまして、私どもの

周 ?囲にいる方々の協力を広げていくことが大切だと考えております。 また、乳幼児など自分から相談ができないような子供に対する虐待事案を早期に発見するためには、その

その意味で、大人の方々の目にも止まるような人権啓発活動といたしまして、インターネットを利用する

に再生していますが、それは、近隣の児童虐待に気が付いた周囲の大人が通報するというような内容の 対応ダイヤル一八九を周知するといったことも行っております。 を配信したりしております。また、関係機関との連携を意識して、厚労省が所管されている児童相談所虐待 する際に自動的に再生されるインストリーム広告というのがございまして、これによって啓発動画を自 際に表示されるテキスト広告を通じて私どものホームページに誘導する、あるいは、 動画配信サイトを利

今後ともこうした取組を推進してまいりたいと考えております。 より連携していくことも重要だと考えておりまして、その悩みに適した相談窓口に御相談できるように、 八九のほか、 また、児童虐待の加害者に対しましては、その人たちが抱える様々な悩みに対処するために関係機 法律相談援助、あるいは法務少年支援センター等の相談窓口等の周知に努めておりまして、 関と

嘉田由紀子君 ありがとうございます。

いて、それで現場を押さえて命を救ったというような物語にもなっております。 「189」の映画、 私、見せていただきましたけれども、あそこでも警察関係の方が児童相談所に入って

古川大臣、「189」見ておられるでしょうか。まだでしたら是非、ちょっと二時間近く掛かりますけれ とってもよくできた児童虐待防止のための映画で、あれはもっともっと国民目線で見ていけたらと

思っております。

どうも御丁寧にありがとうございました。

③《二〇二二年三月二十九日》

子どもの幸せと家族法制度の関係 止に向けた関係機関間の情報共有の現状と課題―配偶者間暴力による男性の被害― (単独親権制度と一人親家庭の貧困) —児童虐待防

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。碧水会の嘉田由紀子でございます。

独親権制度の立法趣旨

先日来、古川法務大臣に子供の幸せづくりと家族法制度の関係について質問させていただいております。

今日もその続きでございます。

の本庄市の虐待事案、紹介させていただきましたが、最もつらいのは虐待死亡です。 実母や実夫が虐待の当事者になっている場合が大変多いということです。先日も、滋賀県の大津市と埼玉県 私自身、滋賀県知事時代から、子供の虐待問題、真剣に取り上げてまいりました。そこで発見したのは、

年間に五十人、子供にとっては親を頼るしかない、その中で殺されてしまうという本当につらい事案でござ 間で七百七十人もの子供さんが殺されていると、本当にもう何ともつらい数字でございます。平均すると一 ら第十七次、二○○三年から二○一九年までの虐待死亡例、心中を除いたものでございますが、この十五 厚労省などがその調査結果を示しておりますが、資料一を御覧いただけますでしょうか。これは第三次

四七・四%となっています。半分近くが実父母です。次いで一人親、四つのパターンでここでは統計になっ そこで、この報告書の中 から養育者の世帯の状況を見ますと、実父母が最も多くて、 十五年 間

てい めて産んだ子供を手に掛けてしまう、 ということだと理解できます。 れだけ一人親が苦しい子育て環境に追い込まれ 言わざるを得ない。 つまり、 その六・五%に対してこの二七%というのは大変高 は、児童のいる世帯は千百二十二万世帯です。その だきますと、 ど高いかということをちょっと数字で比較させて 込まれたと判断できます。 母親として、 人親の世帯は七十二万四千となると、約六・五 これは一 二人に一人の一人親が貧困状態という、 ますが、 人親 虐待死させてしまった一人親の比率 人親を差別するということではなくて、 0) 離 例えば二〇一九年の国民生活基本 加害者が二七%です。この 婚、 当事者の母親はよほど苦しい状 未婚、 これだけハイリ 死別、 別居 言わば、 0) スクだというこ 几 これ 0 自 比 0) は、 率 分 カテゴ は がどれ 0 1%です 況 7 高 調 私 腹 中で 自 を 査 1]

養育者の	世帯の状	況	心中	以夕	トのは	待列	E)															
	区分		第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	裁数				
	東父母	例数	19	24	37	26	26	17	26	20	19	19	25 (5)	29 (11)	24 (9)	30 (14)	24 (17)	365				
	英文母	模式割合	37.3%	46.2%	50.7%	40.6%	55.3%	37.8%	46.4%	40.8%	52.8%	4425	52.1%	59.2%	48.0%	58.8%	42.9%	47.4%				
	ひとり穀(難婚)	例数	3	9	9	5	1	7	8	8	3	2	2 (2)	5 (3)	5 (1)	1 (1)	4 (3)	72				
	UC780ABB)	模式割合	5.9%	17.3%	12.3%	7.8%	2.1%	15.6%	14.3%	16.3%	8.3%	4.7%	4.25	10.2%	10.0%	2.0%	7.1%	9.4%				
	ひとり朝(未婚)	例数	7	4	9	11	3	4	8	10	7	13	9 (0)	5 (2)	9 (5)	7 (2)	13 (8)	119		ひと	とり親	(合
	UC740-FAD	模式割合	13.7%	7.7%	12.3%	17.2%	6.4%	8.9%	14.3%	20.4%	19.4%	30.2%	18.8%	10.2%	18.0%	13.7%	23.2%	15.5%	L		210)
	ひとり数(死30)	例数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-1				
	OC780AM	模式割合	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%			(279	6)
	ひとり数(別居)	例数 模皮割合	-	-	-	-	-	1	3	2	1	2	1 (0)	3 (1)	1 (1)	1 (0)	3 (1)	18				
	OC/MONE/		-	-	-	-	-	2.2%	5.4%	4.1%	2.8%	4.7%	2.1%	6.1%	2.0%	2.0%	5.4%	3.7%	J			
	高級	州数	4	2	4	2	5	3	2	1	0	3	2 (0)	1 (0)	1 (0)	3 (1)	1 (0)	34				
		模式割合	7.8%	3.8%	5.5%	3.1%	10.6%	6.7%	3.6%	2.0%	0.0%	7.0%	4.2%	2.0%	2.0%	5.9%	1.8%	4.45				
	内線物係	例数	7	7	5	9	7	6	2	3	3	2	3 (1)	1 (0)	3 (2)	0 (0)	4 (1)	62				
		模式斜合	140.774	13.5%	6.8%	14.15	14.9%	13.3%	3.6%	6.1%	8.3%	4.7%	6.3%	2.0%	6.0%	0.0%	7.1%	8.1%				
	長父母	98	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2				
		模式割合	0.0%	1.9%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%				
	その他	例数	0	0	0	3	1	2	6	0	0	1	2 (0)	5 (1)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	24				
		模式割合		0.0%	0.0%	4.7%	2.1%	4.4%	10.7%	0.0%	0.0%	2.35	4.2%	10.2%	2.0%	2.0%	3.6%	3.1%				
	不朝	例数 模式割合	21.6%	9.6%	9	6	4	11.1%	1	5	3	200	4 (0)	0 (0)	6 (4)	8 (3)	5 (3)	73				
	_	-			12.3%	9.4%	8.5%		1.8%	10.2%	8.3%	2.7%	8.3% 48 (8)	0.0%	12.0%	15.7%	8.9%	9.5% 770				
	2H	例数 機成制会	51 100.0%	52	73	64		45	56 100.0%	49	36		14 (4)				100.0%	114				

資料① 令和4年3月29日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子 厚生労働省提供資料(「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」(令和3 年8月」概要)より

済

的

困難

0

問題もございます。

今日も厚労省さん

そう

(V

う

そして、この一人親の国際的な比率の統計データというのは余りないんですけれども、背景としては、 ら、多くの日本人が、大人も子供も親が離婚したらどちらかを親権者として選ばないといけないと思い込ん では離婚後の単独親権が法制度として決められております。言うまでもなく、民法八百十九条です。ですか から虐待あるいは家族関係の関係者お越しいただいておりますけれども、なぜ一人親が苦しい状態なのか。 日本

うに認識なさっておられるでしょうか。よろしくお願いいたします。 けれども、 そこで、この第十七次報告書を見まして、厚生労働省さん、警察庁さん、文部科学省さんにお伺いします 児童虐待の防止に向けた関係機関の間での情報共有の現状と課題につきまして、それぞれどのよ

でいるところがございます。法律もそうなっておりますので。

○政府参考人(岸本武史君) お答えいたします。

児童虐待の対応に当たりましては、

児童やその家庭の養育環境等に関する情報、考え方を適切に共有し、 連携して対応していくことが重要でご

児童相談所、市区町村、警察、学校などの教育機関など関係機関が、

しいます

対協を設置いたしまして、 このため、 児童福祉法の規定に基づきまして、市区町村において要保護児童対策地域協議会、 地域の実情に応じ、警察、学校など様々な機関が参画をし、 関係機関の連携強化 わ ゆる要

情報共有を図る仕組みとしてございます。

かったのではないかといった課題が指摘されておりまして、先ほど御指摘ございました第十七次の検証 しながら 個々の虐待事案の対応の検証 の中におきましては、 関係者との連携が十分になされ

でもその旨報告をされているところでございます。

関係者の連携強化に向けた支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。 ると考えておりまして、 厚生労働省といたしましては、要対協で個々の事案が確実に議論をされ、 要対協の実効性を高めるため、必要な調査研究につきましてこれを実施するなど、 方向性を決することが重要であ

をいたしておるところでございます。 機関とがしっかりと連携をして情報共有を図って対応することがまず何よりも重要である、 副 大臣 (池田佳隆君) 児童虐待のおそれのある事案につきましては、 学校と児童相談所や警察等の そのように認識 関係

期的 関係機関との連携促進や、 ているところでございます。 明記しているほか、学校現場における虐待防止に関する研修教材を作成、周知して、適切な対応の徹底を図 身体的虐待が疑われる場合は警察へ通報すること等についても学校・教育委員会等向け虐待対応の手引きに このため、文部科学省では、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの活用等による日頃から な情報共有のほか、 児童虐待による深刻な事態を未然に防ぐために、児童生徒に明らかな外傷があり、 要保護児童対策地域協議会を通じた児童相談所等との要保護児童の状況に係る定

教育委員会と関係機関との日頃からの連携や必要な情報共有の実施が徹底されるよう、 虐待による痛ましい事案が今なお生じていることは誠に遺憾でありまして、文部科学省としては、 関係省庁と連携して 学校、

取り組んでまいりたいと考えております。

○政府参考人(住友一仁君) お答え申し上げます。

体等の関係機関と警察が連携をして取り組むことが重要であると認識をしております。 警察庁ですけれども、我々も、その児童の安全を確保するためということでは、児童相談所や学校、 自治

ろでございます。 る外傷があると考えられる事案等、児童に対する危険性が高い三類型の情報について共有がされているとこ を行っているほか、児童相談所からの援助要請に対して確実に対応しているところでございます。 そして、警察においては、児童虐待が疑われる事案の情報を全てこれ児童相談所に通告し、又は情報提供 また、児童相談所から警察に対しては、平成三十年七月の政府の緊急総合対策において示された虐待によ

して対応しているところでございます。 ほか、保護者から威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合にも、学校、児童相談所、 さらに、学校からは、明らかな外傷があり、身体的虐待が疑われる場合等に警察へ情報が共有されている 警察等が連携を

強化に取り組んで、児童の安全確保を最優先にした対応を推進してまいります。 や学校、自治体等の関係機関と緊密に連携をし、より具体的なリスクに関する認識等を共有して対応の徹底 警察においては、引き続き、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の活用を図りつつ、児童相

)嘉田由紀子君 ありがとうございます。

とでございますが、私、現場で知事をしているときに、例えば児童相談所、当時二つしかなかったんです。 それぞれに、厚労省さん、文部科学省さん、そして警察庁さん、それぞれに情報共有をしているというこ

今三つに増やしました、滋賀県で。派出所は二百三十あるんです。

てもっともっと協力していただけたらと思います。 あると思うんですが、ここのところは子供目線で、厚労省さん、警察庁さん、文部科学省さん、現場に即し 報だからと、親が離婚したとかあるいは一人親だとか、そういう情報は余り学校には出さないということも カルテというのを作っているんです。この子供さんは親御さんがどうなっている、ここは、日本では個人情 と派出所、 が地域地域で本当に子供たちにケアをしていただいている。そして、学校も、ほぼ小学校二百三十。 そして、今日、山下委員も派出所がどんどん減っているということでしたけど、やはり地域のお巡りさん 警察がもっともっと日常的につながることで、例えばアメリカの学校では子供たちのファミリー

をしていただけたらと思います。 かなかできておりません。その辺りのところ、是非、子供目線に立ってこのローカルなところから情報共有 まだまだ福祉の中には、警察との連携あるいは警察との全件共有ということ言われているんですけど、な

子供たちが大変つらい状況の中にあると、 自身は、共同養育、共同親権ということを二○一九年以来三十一回、もう三十二回ですね、質問してまい 今日、二点目ですけれども、実は子供の虐待と併せて、先ほども申し上げました離婚、 経済的にも精神的にも社会的にも。これを改善するために、私 親が離婚をした

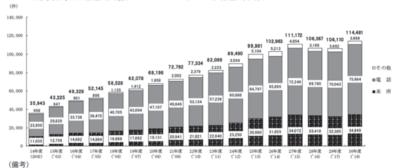
配偶者からの暴力を防げないので慎重にすべし、あるいは共同養育、 ただ、法制審議会の議論を見てみますと、今回で十三回目になっているんですが、 共同親権には反対という意見も法制 共同養育や共同 .親権

の中でかなり強くございます。

令和元年9月25日 内閣府男女共同参画局

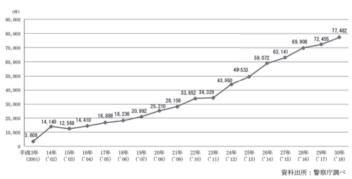
配偶者からの暴力に関するデータ

1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



- 1. 配偶者からの暴力の被害者からの相談等を受理した件数。
- 資料出所:内閣府調べ
- 2. 配偶者とは、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
- 3. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」という。)の法改正を受け、平成16年12月2日施行以降、離婚後に引き続き暴力等を受けた事業についても計上。なお、「離婚」には、婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。
- 4. 法改正を受け、平成20年1月11日施行以降、生命等に対する脅迫を受けた事案についても計上。
- 5. 法改正を受け、平成26年1月3日施行以降、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手方からの暴力事業についても計上。
- 全国の配偶者暴力相談支援センターの設置数は、令和年7月1日現在、287か所(うち、市町村の設置数は 114か所)。
- 7. 同一相談者が複数回相談した場合は、重複して計上。

2 警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数



1. 配偶者からの身体に対する暴力の相談等を受理した件数。

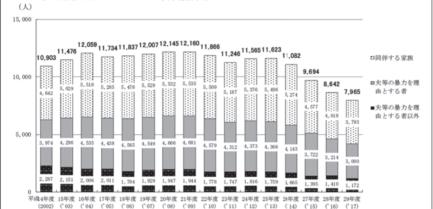
(備考)

2. 平成13年は、配偶者暴力防止法の施行日(10月13日)以降の件数。

「配偶者」の定義及び法改正の関係は「1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数」の(備考)の2~5に同じ。

資料② 令和4年3月29日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子 出典 出典 内閣府男女共同参画局「配偶者からの暴力に関するデータ」



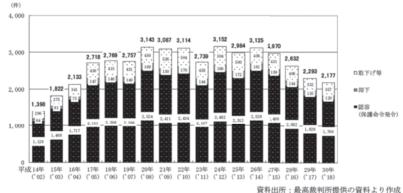


資料出所:厚生労働省調べ

(備考)

婦人相談所は、売春防止法に基づき各都道府県に必ず1つ設置。配偶者暴力防止法に基づき、被害者及びその同 伴家族の一時保護を、婦人相談所又は厚生労働大臣が定める基準を満たす施設において行っている。婦人相談所 は、配偶者からの暴力の被害者以外に、帰住先がない女性や、人身取引被害者等の一時保護を行っている。

配偶者暴力防止法に基づく保護命令事件の既済件数



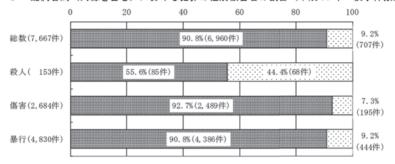
配偶者暴力防止法に基づき、配偶者から身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、その後、 配偶者から受ける身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときに、被害 者からの申立てにより、裁判所が配偶者に対し保護命令を発する。

なお、「配偶者」の定義及び法改正の関係は、「1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数」の(備考) の2~5に同じ。

資料② 令和 4 年 3 月 29 日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子 出典 出典 内閣府男女共同参画局「配偶者からの暴力に関するデータ」

(備考)

5 配偶者間(内縁を含む)における犯罪の性別被害者の割合(平成30年・検挙件数)



■女性配偶者の割合 □男性配偶者の割合

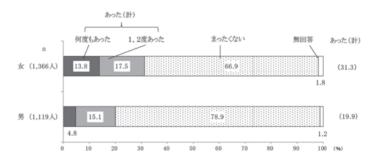
資料出所:警察庁調べ

(備考)

平成30年の犯罪統計に基づき、犯行の動機・目的にかかわらず、配偶者間で行われた殺人(未遂を含む)、傷害、暴行を計上。全てが配偶者からの暴力を直接の原因とするものではなく、例えば、殺人では嘱託殺人、保険金目的殺人等、多様なものを含む。なお、主たる被疑者の性別により計上。

6 アンケート調査による被害経験

配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む)から「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがある。



資料出所:内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成29年度調査)より作成

(備者)

全国 20 歳以上の男女 5,000 人を対象に行った無作為抽出アンケート調査による (有効回収数 (率):3,376 人 (67.5%))。「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」はそれぞれ以下のとおり。

- 身体的暴行:なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた。
- 2. 心理的攻撃:人格を否定するような暴言や交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような参迫を受けた。
- 3. 経済的圧迫:生活費を渡さない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されたなど。
- 性的強要:嫌がっているのに性的な行為を強要された、見たくないポルノ映像等を見せられた、避妊に協力 しないなど。

資料② 令和4年3月29日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子 出典 出典内閣府男女共同参画局「配偶者からの暴力に関するデータ」

資料二をお出ししておりますけれども、 配偶者からの暴力に関するデータです。 これ、 内閣府の男女

共同参画局です。

被害が警察にも届くようになったんだろうと思います。 七万二千。逆に、こういう問題を警察に持っていってもいいんだという世論が変わってきたので、潜在的 ら十一万、三倍近くに増えている。また、警察における配偶者からの暴力事案の相談、これは三千件から まず、グラフーですけれども、相談件数が二○○二年から近年本当に大変増えていると。三万五千か

ることの様々なずれがあるということを私どもは理解しなければいけないと思います。 相談は、あるいは保護件数は下がっているんですね。この辺りが、言わば配偶者暴力の実態と統計に出てく 一方で、婦人相談所、これは売春防止法に基づく女性の言わばシェルターでございますけれども、

ということでございます。 外と配偶者暴力の中で男性が殺されている、つまり、夫が殺されている事案が普通の一般常識に比べて多い なりますと、女性が五五・六ですけど男性が四四・四。これ皆さん、あらっと思われるかもしれませんが、意 被害者の割合、 特に五のところを見ていただきたいんですけれども、配偶者間、内縁を含む配偶者間における犯罪の性別 これ警察庁調べですけれども、暴行や傷害は九割以上女性が被害者です。 ところが、

ということで、この辺り、どうしても家庭の中のことは表に出にくいんですけれども、この辺りのことを是 的強要、 それから、アンケート調査による被害経験でも、女性の方が、身体的暴行、 いずれか一つでも受けたことがあるか、女性の場合には三割ですが、 心理的攻擊、 逆に、男性、 夫側も二割ある 経済的圧迫、 性

先ほど来の民法の単独親権制度と併せて法務大臣にお伺いしたいんですが、離婚後の単独親権制度の立

法趣旨には、 配偶者からの暴力を防止するという意図があるのでしょうか。法務大臣の御見解をお聞かせく

○国務大臣(古川禎久君) お答えいたします。

することは現実ではないという当時の考え方があったのではないかというふうに考えられるところであり んですけれども、 戦後の民法改正において離婚後の単独親権制度を採用した理由について、これは詳細は明らかでは 当時の社会情勢とか生活状況を踏まえて、共同生活を営まない父母が共同で親権を行使

て適時に必要な判断をすることが困難になるといった意見もございます。いろいろ議論が出ているところ の意見がある一方で、 父母の離婚後の親権制度につきましては、離婚後も父母の双方が子供の養育の責任を持つべきであると 父母の双方が子供の養育に関わることで、離婚後に子供の養育に関する事項につい

課題の一つだというふうに考えているところです。 現在、委員も御承知のとおり、法制審議会の家族法制部会におきまして議論がされておるところですけれ この離婚後の親権制度の在り方につきましては、 離婚に伴う子の養育の在り方に関わる非常に重要な

)嘉田由紀子君 ありがとうございます。

今の質問は、 単独親権制度の立法趣旨には配偶者からの暴力を防止するという意図があるのかという質問

なんですが、それに対してはどうですか。

す。 んじゃないかというシンプルな、言わばシンプルな考え方に立ったのではないかなと想像しているところで や生活の状況等を考えたときに、共同生活を営まない父と母が共にその親権を行使するということは難しい 国務大臣 (古川禎久君) そのような趣旨ではないと思います。恐らく、想像しますに、 当時の社会情勢

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

独親権を決めて、それが明治民法の立法趣旨になっているんですけれども。 実はこれ、大変確かにシンプルなんです。明治の民法では、家制度ですから跡取りは一人ということで単

残ったと。 共同養育、共同親権だろうというところで、そういう時期も半年ほどあったんです。その辺り、また後ほど 圧倒的に男性が取っているんです。ですから、共同生活ができないからではなくて、家の都合で単独親権 今法務大臣がおっしゃったように、昭和二十二年当時も、実は子育ては女性がしているのに、この親権 当時の男女同権ということを見ると、昭和二十二年前後に半年ほど、離婚後は男女同権だったら

いう御理解でよろしいでしょうか。 ですから、 この配偶者からの暴力と単独親権制度、 共同親権制度というのは直接立法趣旨には関係ないと

詳しくお調べいただいたら結構なんですが。

思いますが、少なくとも現行の単独親権制度を導入した当時の文献等に今御指摘のような趣旨は見当たらな ○**政府参考人(金子修君)** その点……(発言する者あり)その点に関してもいろんな御意見があろうかと

かったということでございます。

うこととはちょっと結び付かないなという印象です。 びらかに私が正確にここで答弁することはちょっと難しゅうございますが、いずれにしても、その暴力とい 権という意味においては原則的にそれを踏襲したのかなというような印象を持っておりますけれども、 ね。それが戦後、 もう委員も御存じのとおり、婚姻中も単独親権、原則として父が親権者ということになっておったわけです ○国務大臣 (古川禎久君) 戦後の憲法の下で新たに民法が要するに制定されていくときに、要は一人という、 それに、 この明治憲法、じゃない、明治民法ですね、 明治の民法においては、 単独親

○委員長 (矢倉克夫君) 時間が過ぎておりますので、 おまとめください。

○嘉田由紀子君 時間来ております。

大臣も民事局長も、 この配偶者からの暴力と単独親権、 直接立法趣旨に関わるものではないという答弁と

御理解させていただきます。

点については、法務大臣、短くて結構です、よろしくお願いします。 現行民法の離婚後の……(発言する者あり)あっ、 はい。 子供の虐待死との関係で単独親権、 この

○委員長(矢倉克夫君) 時間過ぎておりますので。

じゃ、法務大臣、一言。

○国務大臣(古川禎久君) 今ちょっと、非常にこれ、ちょっと丁寧に御答弁をした方がよろしいのではな

いかと思いますが。

○委員長 (矢倉克夫君) 時間過ぎておりますので、意見をおまとめください。

○嘉田由紀子君 済みません、時間過ぎていますので、また次回に回させていただきます。申し訳ございま

せんでした。

以上で終わります。ありがとうございました。

④《二〇二二年四月十四日》

子どもの虐待死と単独親権制度の関連性―法曹人口の変化―裁判官の員数確保の必要

性

○**嘉田由紀子君** 碧水会の嘉田でございます。

本日の裁判所職員定員法一部改正案につきまして質問させていただきたいんですが、一つ前回の取り残し

がございますので、そこから始めさせていただきます。

の方に殺されていると、大変悲惨な状況でございます。 ました。少しおさらいさせていただきますと、近年、子供の虐待死、大体平均五十人ほど、親あるいは関係 三月二十九日に、子供の虐待死の背景について法務大臣にお伺いしようとしたときに時間が切れてしまい

るわけです。 関係として、 いうのはかなり、社会現象ですから因果関係は言えないんですけれども、言いにくいんですけれども、 約六・五%。ですから、この六・五%の一人親という比率に対して二七%、子供を虐待死させてしまった親と 告してしまったんですけれども、これは議事録を直させていただきました、一人親世帯は七十二万となると、 うと、 そういう中で、養育者の世帯の状況を見ますと、実父母が最も多くて、十五年間で四七・四%、次に一人 四つのパターン、 国民生活基本調査で、児童のいる世帯は千百二十二万世帯、その中で、ちょっと前回一桁間違って報 かなり一人親の方が孤立する、子育ての中で苦しんでいるのじゃないかということを想定でき 離婚、 未婚、 死別、 別居、そのカテゴリーで二七%。この比率がどれほど高いかとい 相関

らかの関連をしているとお考えかどうか、法務大臣の御認識をお聞かせいただけたら幸いです。 定されているわけです。それで、前回、法務大臣に、現行民法の離婚後の単独親権制度が子供の虐待死と何 人親がなぜ増えるかというと、これは民法で、離婚後、八百十九条、子供の単独親権というところが規

景があったという御説明も申し上げました。 ざいますけれども、しかし単独で親権ということはそのまま引き継がれた格好になっておると、そういう背 法の成り立ちからありまして、戦後の民法の中ではそれが父、父権に限るということはなくなったわけでご ようなことと関係性があるのかということでございましたというふうに思っておるんですけれども、 ○国務大臣 (古川禎久君) 明治民法の立て付けがございまして、それも単独親権であり、それは父権、父親であるということの民 委員の問題意識として、単独親権であるかどうかということがこの悲惨なあるまじき虐待死という 前回の委員会で、時間が来てしまいまして途中で終わってしまったわけですけ

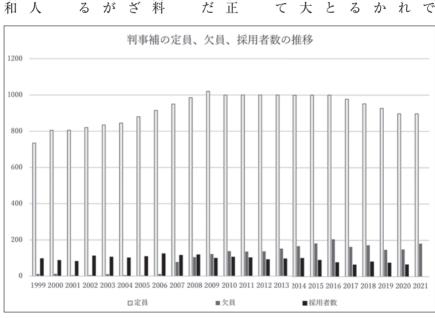
もつながっているかというと、そのような印象は持たないということを申し上げたというふうに思っており その上で、にわかに、単独親権であるかないか、それがこの暴力であるとか虐待とかということに必ずし

)嘉田由紀子君 ありがとうございます。

そして精神的に支えられるような家族生活と、これを完全に切ることが離婚の条件だというこの二者択 印象は持たないということでございますけれども、社会現象として、両親が離婚後も経済的、 社会的

思 は、 きく関わっているということ、 のでは らそうは申 は は な ・ます。 私 大 11 ない 果関係と言われると、 は大変孤立する子育てを増やしてい かということを申し上げておきます。 このことが今回 し上げ かということは ませんが、 回の民法 申 し上 相 私も社会学者です 問題提起をさせて 関 的 の改正問 げ な関 ておきた 係 る が あ 0) で

言っていらしたように、そもそも定員を下げてい 案ですけど、もう既に皆さんが随分深く議論 いております。 、ます、 は、 ただきます。 資料を三点出させていただいておりますが、 そういう中で、 判事補の定員、 過去二十年ほどの。 本 白 欠員、 0 裁 判所職員定員法 採用者数の推移でござ これ ţ 山 添 三題と大 議 部 11 設正 員 資 ただ る る が 料



資料① 令和 4 年 4 月 14 日 参議院法務委員会 碧水会 最高裁判所提供データに基づき、嘉田事務所で作成

口がどう変わってきたか、総人口との関係で、

ことの問題

それから資料二は、

これ

は、

戦

後、

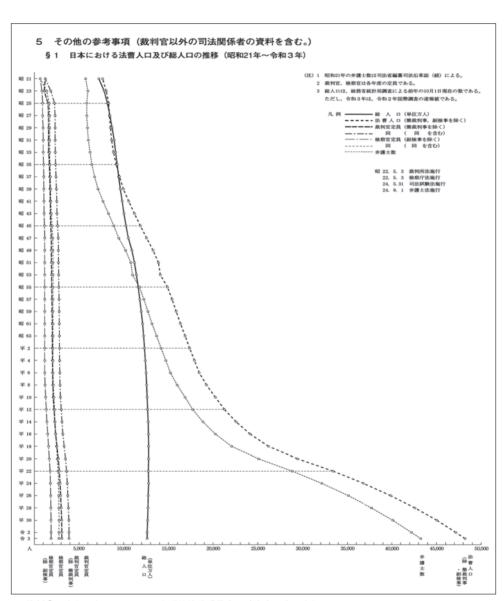
法曹関

係

0

昭

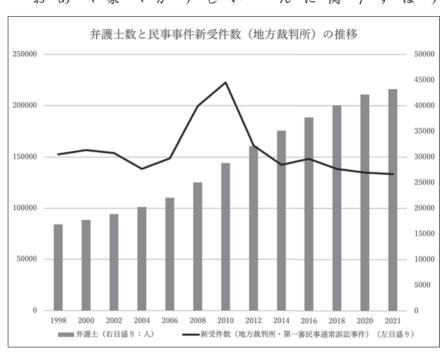
11



資料② 令和4年4月14日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子 出典 最高裁判所「裁判所データブック2021」p.28

が、 る できるだけ早くしてほしいというニーズあ 族 関 かタイミン ろ どん先延ばしされると。 家事裁判などで本当に期 わるんじゃないかと。 も三千五百人くらい。 二十 13 年、 わる家事裁判は、 生活が分断されるということで、ここ、 万人弱から五万人近くまで増えております かもしれない 先ほど高良議員が、 1 、は苦情 裁判官は戦後本当に増えていないと、 ろな司法判断というの 裁判官は 二年、 年から令和三年です。 も私は国会議員として受けてお グ 一万人弱から、 成長してしまうわけです。 が あります んですが、 その間に、 私のところにも、 それが裁判の や 自 ね。 0 が 賞 は ぱ あ 取 特に、 御存じのよう 味 ŋ n 子供は半年、 つ、 期限 裁 言 な 判と 11 問 弁護士は 子供 ع 方 題 難 に か 特に 11 今 Š 関 13

ります。



資料③ 令和4年4月14日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子 出典 最高裁判所「裁判所データブック2021」(p.29,35) に基づき嘉田事務所で作成

ていない。いっとき、二〇〇八年から十年くらいにいっとき増えたことがあるんですけれども。 そういうところで、これを見ると、弁護士の数は増えている。しかし、意外と民事事件の新受件数は増え

判事補の欠員が生じている状況、欠員が生じている理由をどのようにお考えでしょうか。最高裁判所さん、 こういう状況の中で、幾つか質問させていただきます。少し時間が迫っておりますので、まず、 判事及び

○最高裁判所長官代理者(小野寺真也君) お答えいたします。

おりますが、令和四年一月の判事補からの任官を経た時点におきましては三十四人となっておりまして、適 判事補の欠員につきましては、令和三年十二月一日時点では定員二千百五十五人に対して百九人となって

切に充員が図れております。

が伸び悩んでいることから、このような欠員が生じているものと考えております。 少していることに加え、渉外事務所等の法律事務所と競合するといった事情が相まって、ここ数年の採用数 できる限り判事補の充員に努めているところでありますが、判事補の給源となる司法修習修了者の人数が減 他方、 判事補につきましては、 御指摘のとおり欠員等が多くなっております。 裁判所といたしましては、

れが令和四年一月で三十四ということでございますので、御了解いただければと思います。 先ほど、冒頭で私、 判事補と申し上げたかもしれませんが、判事の欠員は二千百五十五に対して百九、そ

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

にくくなっていると。先ほど来、子供たちの職業願望の中にも、 たけれども、 家事裁判に関わってくると、裁判官の採用者数、それから先ほどの調査官、 調査官のことは先ほど既に聞いていただいているので、 裁判官、意外と見えていない、 裁判官の採用者数、 山添議員が質問しておりまし 逆に裁判官採用 弁護士さん

ますけれども、 この裁判官の採用者数確保というのは、日本のこの司法制度、 今後の動向、 どのように見通しをお持ちでしょうか。 大変大事な司法としての判断になると思 最高裁判所さん、 お願いします。

の方が逆に人気があるということらしいですけれども。

○最高裁判所長官代理者(徳岡治君) お答えを申し上げます。

るところではございますが、新任判事補の採用数は伸び悩んでいる状況にございます。 裁判所としては、裁判官にふさわしい資質、能力を備えている者にできる限り任官してほしいと考えてい

勤ですね、 ていることに加えまして、 競合が激化していることや、 その理由としては、先ほどもありましたけれども、 への不安を持つ司法修習生が増えていることなどが理由となっていると考えているところでご 弁護士として活躍する分野が広がっているだけでなく、 大都市志向の強まり、 配偶者が有職であることの一般化に伴って異動、 判事補の給源となる司法修習終了者の人数が減少し 大規模法律事務所等と

いりたいと考えております。 裁判官にふさわしい資質、 能力を備えている者にできる限り任官してもらえるよう努力してま

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

の辺り、 性の場合にはその辺の困難もあると思います。 きたいと思います。地方別採用にするとか、民間企業も転勤についてはいろいろ工夫しておりますので、こ いというようなところで、 私も知り合い やはり裁判官の人数を確保していただきたい、先ほどの調査官と一緒でですね の裁判官がおりますけれども、 なかなか裁判官になっていただけない。ただ、これはいろいろ工夫をしていただ それに比べて、大型の弁護士事務所は大変給料なり待遇も 転勤 の問題、それから家族生活の維持が難しいとか、 特に女

このままの状態で国民の期待に応えられるとお考えでしょうか。その辺りの御見解をお願い 家族関係の多様化、これ常々申し上げておりますけれども、今この状態で、最高裁判所は 裁

○最高裁判所長官代理者(小野寺真也君) お答え申し上げます。

す。

ころであります。 制 所としては、例えば大規模庁において成年後見関係事件を専門的に取り扱う部署を設置するなど事件処理体 の整備に努めてきましたほか、 家事事件につきましては、 特に成年後見関係事件の申立てが増加している状況にありますことから、 書記官や裁判官を相当数増員するといった人的体制の整備も図ってきたと

横ば 2 それらに加えまして、 令和四年度につきましては、これまでの増員分を含む裁判所全体の現有人員を有効活用することにより、 ないし微減、 少年事件につきましては長期的に減少傾向にあるなどの全体的な事件動向も踏まえます 近時の新受事件数を見ますと、民事訴訟事件及び刑事訴訟事件については ずれも

これらの事件を適切に処理していくことができると考えております。

ところでございまして、近年審理期間が長期化する傾向があるというふうに承知しておりまして、 例えば子供に関する紛争につきましては、当事者間の対立が深刻であるなど困難な事件も多い 問題意識

を持っているところでございます。

十九庁において運用開始することについて検討、準備を進めているところでございます。 0) の共有や、効果的な争点整理の工夫等様々な取組を行っているほか、令和三年十二月からは、東京、 - 四つの家庭裁判所で家事調停手続におけるウエブ会議の運用を順次開始し、さらに、令和四年度中には 現在、各家庭裁判所におきましては、調停運営を一層充実改善させるために、 事件類型に応じた進行計

期日間隔が短縮したり柔軟な期日設定が可能となったりすることが期待でき、全体として迅速な手続にも資 するものと考えております。

調停運営の改善によりまして、調停期日をより合理的で密度の高いものとし、ウエブ会議の導入によって

期待に一層適切に応えてまいりたいと考えております。 裁判所といたしましては、こうした取組を今後とも加速させていくことにより、紛争解決に対する国民の

○委員長 (矢倉克夫君) 時間が過ぎておりますので、 おまとめください。

)嘉田由紀子君 ありがとうございます。

法務大臣に一言お伺いしたかったんですが、ちょっともう時間が来ておりまして、済みません、ま

た次回に延ばさせていただきます。

ますので、そこはまたこの法的需要についてお伺いしたいと思います。 すと、父母は離婚しても、 うという、離婚の後、その構造自身がより対立化させるということで、私は諸外国の家族の例を見ておりま 一言、先ほど来申し上げておりますけれども、今子供をめぐる裁判が大変多いんですけど、子供を奪い合 共同養育、共同親権、フレンドリーペアレントルールというようなことがござい

○委員長(矢倉克夫君) 嘉田君、おまとめください。

○嘉田由紀子君 どうもありがとうございました。

失礼します。

⑤《二〇二二年四月十九日》

保護者以外の関係者による児童虐待への対応―要保護児童対策協議会の活用状況―警 察と児童相談所との連携・情報共有の必要性―父親、母親の孤立化と単独親権制度

)嘉田由紀子君 ありがとうございます。碧水会の嘉田由紀子でございます。 少数会派にも時間を割り当て

ていただき、感謝申し上げます。

関係者による虐待への対応についてお伺いさせていただきます。 私は、児童虐待の問題についてこれまでから進めておりますけれども、 今回、まず最初に、 保護者以外

どいことをやっていても踏み込みができないということが現場ではございました。 これ主体を保護者としているんですね。そうすると、現場では、例えばお母さんの交際相手の方がかなりひ と申しますのは、児童虐待防止法の第二条で、児童虐待とは保護者がその監護する児童にということで、

関わった虐待死の事件が続いております。 手が女児を身動きできないようにして押し入れに閉じ込めて死亡させた岡山県の例、 させたという本当に痛ましい大阪府の摂津市の事案、あるいは、翌月、二〇二一年九月には、母親と交際相 それで、具体的には、例えば二〇二一年、昨年八月ですけど、母親と交際相手が男児に熱湯を掛けて死亡 保護者以外の関係者が

第十七次報告ですが、 統計的には、三月二十九日の法務委員会でお配りしました資料に、子供虐待による死亡事案の検証結果、 実父母が四七・四%、 一人親が二七%、 再婚家族が四・四%、 内縁関係が八・一%と

なっております。

そこで、厚生労働省と法務大臣にお聞きします。

係者による虐待への対応についてどう考えておられるでしょうか。それぞれに、 児童を養育している母あるいは父との交際相手など、言わば法的にも保護者と言いにくい保護者以外の関 厚生労働省、 法務大臣、 お

願いいたします。

る親のネグレクトも指摘されており、 れども、昨今の痛ましい虐待死の事案におきまして、親の交際相手等による加害の実態やその加害を放置す 副 大臣 (佐藤英道君) ただいま委員から具体的な事案について御指摘をいただいたところでありますけ 適切に関係者が対応していく必要があると考えております。

ます。 に該当し、児童福祉法に基づく調査、指導を行うべきこと、また、交際相手等が保護者に該当しなくとも、 から必要な対応を行うことについて、児童相談所や市区町村に対し通知をさせていただいたところでござい 者への児童福祉法に基づく調査、 例えば、交際相手等が虐待を行い、 のいる家庭に滞在し、 したところであります。 このため、 昨今の事案も踏まえ、父母の交際相手等への対応について整理した通知を昨日、 児童の養育に一定の関与の下、監護を行う者等について、 具体的には、交際相手等について、週に数日や日中、夜間のみなど、 指導はもとより、その一環として交際相手等に対し児童の安全確保の観点 実親など保護者によるネグレクトとされるケースなどの場合には、 児童虐待防止法上の保護者 定期的に児 十八日に発出

かりと取り組んでまいりたいと思います。 本通知の内容が全国の児童相談所や市町村等へ浸透するよう周知徹底し、児童の安全を確保するためしっ

)国務大臣(古川禎久君) 私の方からは、法務省関係機関の対応についてお答えをさせていただきます。

にかかわらず、 まず、検察当局におきましては、児童を虐待した者がその児童の保護者であるか、それ以外の者であるか 刑事事件として、事態の実態に即して法と証拠に基づき厳正に対処しているところでござい

ます

相談、 これも虐待をした者が保護者であるか否かにかかわらず広く活用され得るものと考えております。 的に提供することなどを通じて児童虐待の根絶に向けて取り組んでまいりたいと考えております。 法務省としては、関係省庁との連携を更に強めまして、提供できる資源、ノウハウをアウトリーチで積極 また、法務省関係機関が提供し得る資源、ノウハウのうち、子どもの人権SOSミニレター等による人権 あるいは法務少年支援センター、少年鑑別所ですけれども、法務少年支援センターにおける地域援助

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

と自治体に調査研究、そして対応するようにと出していただいたのは大変有り難いことでございます。 また、法務大臣の方は、言わば定義に関係なく、実態として加害をしたその加害者はきちんと検察も、 厚労副大臣様、今回の、昨日ですか、タイミング的には、保護者以外の交際相手の加害をここまできちん ま

た検察庁も対応してくださるということ、大変有り難いことでございます。

そういう中で、 昨日の今日というと、ある意味ではこの質問がとってもタイミング的には重要だったかと

思うんですが、この後、現場で具体的に徹底していくために少し資料を出させていただいております。

62

情 事案について また虐待死を起 関 における関係 状況と死亡事 なるんですけ こが連携の 保護児童対策 すけれども、 ここのところが こしてしまった 言っている、 報共有とか、 0 連 その活 要対協 例えば資 携 状 核 況 そ 例 用 n

関係機関間の連携状況

区分	心中以外	の虐待死	心中による虐待死(未遂含む)			
なし	37	67.3%	8	53.3%		
あり	18	32.7%	7	46.7%		
不明	1		1			

関係機関からの情報提供(通告を除く)

情報提供先	情報提	供あり	情報提	計		
IN TRUCING	心中以外	心中	心中以外	心中	1	
児童相談所	13 (23.2%)	4 (25%)	43 (76.8%)	12 (75%)	72	
市町村(虐待対応担当部署)	12 (21.4%)	6 (37.5)	44 (78.6%)	10 (62.5%)	72	
市町村の母子保健担当部署 (保健センター等)	15 (26.8%)	7 (43.8%)	41 (73.2%)	9 (56.3%)	72	

^{*}心中による虐待死の場合、未遂を含む

資料① 令和4年4月19日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子

出典 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 第17 次 報告 「子どもの虐待による死亡事例等の検証結果等について」(令和3年8月) pp.183-185表1-7-7、1-7-8-1、1-7-8-2、1-7-8-3に基づき嘉田事務所で作成

要保護児童対策地域協議会の活用状況と死亡事例における関係機関の連携状況

	連携なし		連携あり										
区分			よく取れていた		まあまあ取れて いた		あまり取れていな かった		ほとんど取れて いなかった		不明		計
	心中以外	心中	心中以外	心中	心中以外	心中	心中以外	心中	心中以外	心中	心中以外	心中	
よく活用	25	3	8	2	2	0	2	0	0	0	1	0	43
ある程度活用	12	3	1	3	2	2	3	0	0	0	0	1	27
あまり活用していない	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
ほとんど活用していない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
- B1	37	8	9	5	4	2	5	0	0	0	1	1	72

資料② 令和4年4月19日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子

出典 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 第17次 報告 「子どもの虐待による死亡事例等の検証結果等について」(令和3年8月) p.190 表1-8-4-1 ~1-8-4-3 に基づき嘉田事務所で作成

ているといいながらも、連携なしというところが心中以外で二十六件あります、三十七件のうち。 なしが三七%、つまり六七・三%もあるんですね。後ろの資料二ですけれども、 すと、第十七次報告ですけれども、心中以外の虐待死が五十六件ありながら、関係機関の連携というのは 要対協の場面をよく活用し

は、児童虐待が疑われる事案の情報を全て児童相談所に通告し、また情報提供を行っていると答弁なさった えると思うんですが、厚生労働省さんにお伺いしたいんですけど、三月二十九日の当法務委員会で、 ですから、なかなか実態として、実効性を持って連携するというのが難しいというのがこのデータから言

○政府参考人(岸本武史君) お答えいたします。

お願いします。

んですが、警察から受けた事案の情報、

児童相談所はどのように取り扱っているのでしょうか。厚労省さん、

の安全確保のため必要と認められるときは一時保護を行う等の対応を取っているところでございます。 談所が依頼した者により、 原則四十八時間以内に子供を直接目視することによります安全確認を行い、 子供

児童相談所が虐待通告を受けましたときは、通告元を問わず、必要に応じて、児童相談所職員又は児童相

めているところでございます。児童相談所におきまして、事案に応じて適切に対応していただいているもの 特に、警察から通告される虐待事例等につきましては、一般に保護の緊急性が高い場合が多うござい 厚生労働省といたしましては、 即日、 緊急の受理会議を開催するなど、特に迅速かつ柔軟な対応を求 ます

と認識しております。

64

)嘉田由紀子君 ありがとうございます。 警察からの通報はより緊急性が高いと判断をしていただい

ということでございます。

役所なのか、 外と壁がございます。 市民感覚からいきますと、 あるいは関係の組織なのかということで、市民的な感覚からいくと、実はこの通報の 通報する、どこに通報するか、これは児童相談所直接なのか、 県庁なの 削 .題が意 か、 市

いうところで四つの問題を提起しておられます。 まったという事案がありました。その後、三日月大造知事に、警察との連携をもっとしっかりしてほしいと うところで、多分滋賀県は全国でも大変最初の段階で警察と連携をさせていただいたと思うんですけれども、 NPO法人シンクキッズ後藤啓二様が、昨年の八月、大津で六歳の女児が十七歳の兄に殺され 常々、 知事時代から、 児童相談所などは警察と連携することによってよりリスクを阻止できるとい

を守るためには必要だと言ってくださっております。 を守ることに集中する。そのために、 関係を確立して、それぞれの業務の利点を生かしてベストの力を発揮して、何よりも子供ファースト、 ないと。全件共有はスタートにすぎない、縦割りを解消して、児相と警察が互いの業務に敬意を払い、 談所と警察との全件共有の連携が全国半数程度の自治体で既に実施しているけど、残り半数は実施できてい おりました。ですから、ここのところ、心理的バリアがあるということですね。それから二つ目は、 つは、福祉や教育の現場では警察との情報共有に後ろ向きの感覚が根強く存在する、 ワーキングトゥギャザー、 関係機関が一緒に頑張ろうの理念こそ子供 これは私も感じて 児童相 子供

関係機関の縦割り解消に向けた法務大臣の見解について、 お願いできますでしょうか。

密に連携をして協力をして取り組んでいくということは非常に重要なことだというふうに考えております。 国務大臣 (古川禎久君) 委員御指摘のとおり、 児童虐待を根絶していくためには、 関係機関がやはり緊

れが積み重なっていくことによって、この関係、ネットワークのですね、機能がより高まっていくのではな 有も進んでいくのではないかと。そして、具体的なケースについても、その取り組む事例が増えていく、そ 事だと考えます。 機関や関係団体の間で連携を図っていくためには、まずはやっぱりネットワークを構築すること、これが大 連携強化のためにどうすればよいだろうかと、これ一般論として申し上げますと、異なる立場にある関係 ネットワークが構築されることによって、相互に、お互いの顔が見える関係の中で情報共

いう仕組みが設けられているものだというふうに認識をいたしております。 と思います。地域の実情にも応じ、関係機関が連携して個別のケースに対応していく、対処していく、そう この要保護児童対策地域協議会は、まさにこのようなネットワークを形にしたものだと言うことができる いかと、こんなふうに考えております。

虐待の根絶のために力を尽くしてまいりたいと考えております。 関係機関にも積極的に活用いただくように努めたいと思います。このようにして緊密を連携に取って、 法務省としましても、この要対協に積極的に参画をしていくとともに、提供できる資源やノウハウを他 児童

) **嘉田由紀子君** 法務大臣の決意、ありがとうございます。

最後に一つ、これは通告していないので意見なんですけれども、先ほど来、厚労省さんが、言わばこれま

こ大きな第一歩だと思います。 るから当然国も動いているんだろうと思っていたと思うんですが、逆にそこが入り込めなかったところ、こ していただいております。これは、 での保護者以外の方たちに対して、 世間的には、保護者以外の交際相手の方が例えば新聞など事件で出てい 今朝見せていただいたんですけど、本当に五ページほど詳しく通知を出

意見なんですが、もしそこにコメントがございましたらお願いいたします。 後の単独親権というのがかなり孤立化に向けておりますので、共同養育を担当する部署など設置できたらと、 ども家庭庁でしょうか、その中で、母親、父親の孤立化を防ぎ児童虐待を防止するために、 その大きな第一歩を厚労省さんと副大臣にもしお伺いできたら有り難いんですが、今、こども家族庁、こ 共同養育、

○委員長(矢倉克夫君) 時間が過ぎております。

○嘉田由紀子君 もう私の方はこれで終わります。

委員長 (矢倉克夫君) 時間が過ぎておりますので、また次の機会でお願いできればと思います。

昨日の地方自治体への、ありがとうございます。感謝申し上げます。**嘉田由紀子君** では、結構です。また申し入れさせていただきます。

6 《二〇二二年四月二十八日》参考人質疑

日米の裁判官の独立―期間限定裁判の家事事件への有用性―司法書士業務とIT化

○委員長(矢倉克夫君) 民事訴訟法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案の審査のため、三名の参考人から御意見を伺います。

御出席いただいている参考人は、一橋大学大学院法学研究科教授杉山悦子君、 日本司法書士会連合会会長

小澤吉徳君及び弁護士国府泰道君でございます。

この際、参考人の皆様に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

皆様から忌憚のない御意見を賜りまして、今後の審査の参考にいたしたいと存じますので、よろしくお願

いをいたします。

略

嘉田由紀子君 碧水会の嘉田由紀子でございます。

それぞれの御専門の立場からの参考人御意見、ありがとうございました。大変参考になりました。

まず、杉山委員に二点お伺いしたいと思います。

あるいは家事裁判などを勉強したことがありまして、どちらかというと、日本の司法制度と比べるとアメリ 点は、かなり総論的なことなんですけど、私、アメリカに留学をし、またアメリカで特に環境裁判とか

所はどんな地位を占めている、 針には反論しない、そういう司法の判断が多いと思うんですけれども、その辺り、アメリカの司法制度も研 力 の裁判官はより独立的で、それで日本の裁判官が官僚制的なところで、前例踏襲、 勉強していらして、裁判官の独立を前提とした場合、紛争解決処理機関として、裁判所は、 あるいは改善方法があるかどうか、少し御意見をいただけたら有り難いです。 そして政府 日本のは 裁判

○参考人(杉山悦子君) 御質問ありがとうございます。

これでよろしいですか。 りますけれども、 基づいて法律を適用しているというふうには理解をしているところではあります。したがって、官僚制であ 憲法上は保障されているわけでありまして、基本的には個々の裁判に当たって裁判官は自身が考えることに 官僚制であって、アメリカは選任方法が違うという点では違いますけれども、一応裁判官の独立という点は 大変難しい問題でありますのですぐにお答えできるかどうか分かりませんけれども、一応日本の裁判官は その点は保障がされているのではないかというふうには理解をしているところであります。

嘉田由紀子君 結構です、はい、そういう御理解で。 ありがとうございます。

ことに関わって具体的にお伺いしたいんですが、期間限定裁判の問題は、 今のはかなり抽象的な総論なんですけど、二点目は、まさに今回のIT化とそれから期間限定裁判という 私は、 裁判の被告、 原告なり、 当

事者の社会関係によって大きく違うんじゃないのかと。

消費者問題でしたら相手は大企業だったり、

あるいは公害訴訟の問題でしたら、これも相手が大

定というのはかなり問題で、多分そういう方向は選ばれないと思うんですけれども、私は専ら子供の幸せを 実現するために日本の家族制度はどうあるべきかということを、ずっともうここ、三年目になるんですが、 は原発問題などですと相手が国家という、それこそ大きな組織だったり、そういうところでは期間限 あるいは労働問題だったら、またこれも相手が大企業だったり、あるいは災害の被害とか、

一貫して考えさせていただいております。

りますので、そういう状況の中で、 く争っていることは子供にとって良くない。まあ、 とオンラインででも話ができて、そして期日が短縮できると。子供は日々成長しますので、両親がずっと長 アンバランスではないんですね。そういう場合には、できるだけ速やかに、しかも子供のためには、ちゃん そうすると、夫と妻の持っているリソースというのは、消費者と大企業と、あるいは国家と住民というほど 夫と妻が、しかも日本の場合には離婚のとき、単独親権なので子供を奪い合ってしまうというような構造。 そうすると、夫と妻が離婚訴訟などのときには、どちらかというと子供はそこに声を上げられないので、 家族事件などには有利じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。 杉山さんに、IT化なり、 両親が争うこと自身を子供の虐待というような判断もあ あるいは期間限定というのは、こういう家事

)参考人(杉山悦子君) 御質問ありがとうございます。

主的に対等な立場で話合いなんかをして、何が争点で何が争点でないのかというのをきちんと理解できるよ ているのではないかというふうに理解をしておりまして、 まず、この法定の期間制限というものは、基本的にはBツーBといいますか、企業間の紛争などを想定し つまり、 裁判所に来る前にある程度当事者間で自

度を使うのは良くないということで、消費者契約に関する訴えとか労働紛争はきちんとこの手続の対象外で いうのはそういうところにあるかと思いまして、実際にも、当事者間でアンバランスがある場合にはこの制 うな人たちが使う、もちろんそれ以外にも使うことはあると思いますけれども、特に経済界からのニーズと

あるということにはなっているところです。

できるのか、修正する必要性があるのかというのを今後考えていくということになろうかと思います。 あるのかということの審議が進んでいくことになりますので、基本的には今回の法律案をベースにいかに応用 でありますが、その後引き続いて、その子供が関わるような紛争についてIT化はどこまで進めるのが適当で すので、今回は、民事訴訟法といいまして、財産権に関する紛争に関する手続でIT化をまず進めるという話 ところでありますし、手続という関係になりますと、家事事件手続、調停とか審判とかそちらになっていきま 家事事件、子供の幸せの問題に関しましては、家族法、民法の話として法制審議会でも今議論がされている

○嘉田由紀子君 ありがとうございます、御丁寧に。

ありがとうございます。 次に、小澤参考人にお伺いしたいんですが、本当に司法書士の皆さん、全国で活躍していただきまして、

うんですが、こちらでこのオンライン利用率を高める努力をいろいろしていただいていますけれども、この 経営を担っていた立場から、同じ県内でも本当に山間部と大都会と違うと、全国で大変地域差が大きいと思 今日も地図を出していただいていますけれども、このIT化が、それぞれの地域、本当に私は、 自治体の

地方による違い、あるいは男女による違い、年齢による違い、この三つで何か傾向が見えるでしょうか。そ 71

○参考人(小澤吉徳君) 御質問どうもありがとうございます。

ではないかなどというふうにも考えているところでございます。 弁護士さんもそうでしょうけれども、こそがこのIT化の、何というんですかね、恩恵をより享受できるの 頼を望む依頼人が多うございますので、ですので、そういう意味でいいますと、やはり地方にいる司法書士、 メリットも私はあると思っていまして、一方、やはり依頼者側から考えますと、やはり顔が見える形での依 は、IT化が行われることによっていわゆる都市の一極集中から離れることができるというふうな、そんな と思いますけれども、 資料を付けさせていただいたこの司法書士事務所の点在状況、御覧になっていただければお分かりになる 司法書士は全国に津々浦々に存在しているというところがございまして、むしろ私

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

回答になったでしょうか。

本人訴訟の場合に、女性の参画は少ないかもしれないんですが、このIT利用で、現場で見ていらして、

男女差というのはどうでしょう。

○参考人(小澤吉徳君) 御質問ありがとうございます。

私の、申し訳ございませんが、本人訴訟の当事者の男女比率までは存じ上げてはないのですけれども、私、

くさんいらっしゃるなと、そういう印象ですね こで傍聴している限りにおいて、男性ばかりとか女性ばかりということではなく、まあいずれの当事者もた 地元静岡 なので、 静岡簡易裁判所に実際自分の事件として出廷することは間々あるわけでございますが、そ

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

ろしくお願いいたします。 これからますます財産関係なり女性が関わってくる領域でもございますので、また現場でのサポートをよ

いは社説などでこの期間限定裁判への懸念を社会的にも示されているということの御主張はよく理解をでき 国府参考人に次にお伺いしたいんですが、本日の御主張、極めてよく分かりました。 全国の弁護士会ある

期間で早く結論を出してあげる方が家族全体の福祉の向上になるだろうと私は思っておりまして、ですから、 とができる。しかし、例えば子供が関わる離婚などですと、あるいはDVなどが関わってくると、これは短 族の問題、 うのは問題だろうと思いますが、家族法の問題は特に、それぞれそんなにアンバランスではない。 係者が、社会的リソースなりあるいは法的リソースがアンバランスの場合には、もちろんこの期間限定とい その上で、先ほど杉山参考人にお伺いしたことの続きなんですが、それぞれ原告、 御存じのように一ケースごとに本当に情念が関わってくるので、長引けば幾らでも長引かせるこ 被告なり、 ある また、家 いは関

選べば選択肢としてはメリットがあるんじゃないのかと思うんですが、その辺について、三十八年弁護士を DVが絡む高葛藤の離婚問題などは、このIT化と短期の期間限定というのは、選択肢として、当人たちが

ですから、 は、こういう期間限定訴訟を一般的な訴訟制度として盛り込むことが問題だというふうに申し上げています。 ○参考人 (国府泰道君) 個別事件類型ごとにそれに合った制度をつくっていくというのは御指摘のとおりだと思いますね 私の問題意識は、 嘉田委員がおっしゃったのには同意できます。というのは、 我々

例えば、労働審判についても、これは短期間で手続を終結するような仕組みがつくられております。労働

るからもっと簡易迅速な手続を考えようねというのは考え方です。 組み立てられていくという意味で、嘉田委員がおっしゃったような家事事件について、こういう必要性があ ど、まあそこそここれは使い勝手がいいよねというのもあるわけですから、事案事案において適切な制度が いないのは困る、 審判については、 生活がやっていけない、だから短期間でやってもらう制度は、完全に十分とは言えないけ 問題があるという御意見もあるんだけど、労働者はいつまでも例えば未払給料が払われて

ている御意見とは矛盾するものではないというふうに理解しております。 しっかり議論をしていただきたいということで、私がこの手続に反対する立場と、嘉田委員が今おっしゃっ 僕は、こういった手続については、今の民訴法改正の中で議論するんではなくて、 別 の場

嘉田由紀子君 ありがとうございます。大変端的な御意見いただきました。

もう時間ですので、以上で終わります。ありがとうございました。

⑦《二〇二二年五月十日》

迅速化と当事者の合意形成に向けた丁寧なプロセスの両立 ウェブによる家事調停の試行状況と課題―裁判手続きのIT化への対応状況―裁判の

ありがとうございます。碧水会の嘉田由紀子でございます。

嘉田由紀子君

えることはポジティブに評価してもいいのではないかということで参考人にお伺いしました。 まず最初に、質問というよりは意見を述べさせていただきますが、先日の参考人質疑でも、 今までずっと議論になってきましたけれども、私は、その裁判を受ける国民の側からして選択肢が増

すね。 は、早く結論出してあげることが子供の最善の利益につながるのではないのかと。 単独親権の場合に子供を奪い合う、こういうときに、子供の最善の利益を考えると長引かない方がい 特に当事者双方が合意した場合、私はずっと家族問題を扱っておりますので、夫と妻が高葛藤で、 子供は声を上げられないということで、父母が合意をした高葛藤の離婚あるいはDV問題など いんで

ちょするという、 これは意見として申し上げます。 れもある程度期間限定というのは意味があるだろうということで、子供あるいは労働者、 これについて参考人の国府弁護士さんは、そういうのはそれで選択肢としてはよろしいでしょうと。 例えば労働問題ですけれども、いつまでも賃金払われないとかいうことだと生活が成り立たない、そ いろいろ考えると三分の一ぐらいはその辺あるかもしれませんので、そういうところで、 例えば先ほど来、高良議員が、どうしても裁判というのは長く掛かってしまうからちゅう 国民の側の選択肢

今日御質問させていただきたいのは、ウエブの家事調停の問題でございます。

のようなものでしょうか。お願いします。 お聞きしたいんですが、現時点までの実施状況と、当事者、 最高 裁判所、 昨年、 東京、 大阪、名古屋、 福岡でウエブ家事調停、 裁判官、 調停委員などの利用者からの反応はど 試行されておられます。 最高裁判所に

○最高裁判所長官代理者(手嶋あさみ君) お答え申し上げます。

停手続のウエブ会議の試行を開始しております。 委員御指摘 のとおり、 令和三年十二月から、 東京、大阪、名古屋、 福岡の四つの家庭裁判所で順次家事調

なってございます。 令和四年三月末までのウエブ会議の実施件数は、 四つの家庭裁判所を合わせまして合計三百二十四件と

といった感想があったと聞いているところでございます。 いった感想や、相手方当事者と同じ建物に行かなくてよいことで安心して調停の話合いに臨むことができた 感想があるほか、当事者の方からの声としまして、実際の調停室で調停をしているような気持ちになったと 立場からも、 おおむね好意的な反応をいただいているものと承知しております。 ウエブ会議を利用されました当事者の方、裁判官、調停委員などの反応としましては、例えば、 お互いの表情やうなずいている様子が見えることでコミュニケーションが取りやすいといった いずれ

)嘉田由紀子君 ありがとうございます。

特にDVなどでもう近くにいることが怖いというようなケースも伺っておりますので、そういう安心感と

いうのはあるだろうと今理解させていただきました。

が生じると想定なさっているでしょうか。また、その課題解決するためにどのような方向を考えておられる 今後、民事訴訟、人事訴訟、家事事件の手続の中で、ウエブ会議を活用することについてどのような課題 御説明いただけますか。

○最高裁判所長官代理者(門田友昌君) お答えいたします。

的には弁護士が訴訟代理人に就いている場合に利用されているものでございます。 現在も地方裁判所の争点整理手続ではウエブ会議を用いた手続が行われておりますけれども、これは基本

い第三者がいないことをどうやって確認するのかといった点などが課題になり得るところかと存じます。 で、そのような局面で、ウエブ会議で手続に参加する方の本人確認をどのように行うのか、同席が許されな となりまして、 これに対し、本法案が成立しまして施行されますと、ウエブ会議を用いて実施可能な手続が拡大すること 弁護士以外の一般の方々がウエブ会議を利用する局面も増えることになると考えられますの

ことが考えられるところでございます。 れの事件に応じた適切な方法で行うことになると考えられますので一概には申し上げにくいところですけれ ウエブ会議に参加している当事者等が本人であることを確認する方法につきましては、各裁判官がそれぞ 例えばウエブ会議の画面上で写真付身分証明書と顔を照合するなどの方法で本人確認を行うといった

また、周りに第三者が所在しないことの確認につきましては、 現在の運用におきましても、ウエブ会議の

るなどして、裁判所が傍聴を許可していない第三者が存在しないことを確認するといった対応をしていると 冒頭で同席者の有無について確認をしまして、場合によってはカメラを動かして室内を撮影するよう指示す

ころでございまして、改正法の下でも同様の対応が考えられるところでございます。 このような形で、改正法の下でウエブ会議の利用局面が広がることとなった後も、 引き続き適切な運用に

努めてまいりたいと考えております。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

必要だと御認識なさっておられるでしょうか。法務大臣、 れているテーマだと思います。今御指摘いただきました課題については、法務省では更にどのような施策が 本人確認やあるいは第三者の存在、実はこれ、国会の方で委員会や本会議をウエブでというときにも出さ お願いいたします。

摘もありました本人確認などのそういう工夫についても、この情報を共有するなどの取組が有益であるとい 0) うふうに考えております。 ○国務大臣 運用の積み重ねの中でウエブ会議が有効な事案や場面などのノウハウを蓄積をしていって、また、今御指 (古川禎久君) 今後、ウエブ会議の活用例というものが増えていくものと考えられますが、そ

の活用の状況等を注視をしながら見ていきたいというふうに考えています。 そのような観点から、この改正法が成立をしてウエブ会議が更に広がることになった場合においても、こ

)嘉田由紀子君 済みません、ちょっと技術的なことを大臣に伺ってしまいまして、失礼いたしました。

器の整備状況、 今回の民事訴訟法の改正によるIT化に関連しまして、実際の裁判手続の中でウエブ会議を行う際に、機 あるいはITスキルの向上などについて技術的な支援はあるでしょうか。最高裁判所さんに

○最高裁判所長官代理者(門田友昌君) お答えいたします。

お願

ありますけれども、全体としては着実に増加しているところでございます。 者の側においても同様と思われるところでございまして、実際、ウエブ会議の実施件数は、 おいてもそれほどの困難もなくこれを利用することができておるという状況でございます。 利用するのに高度な専門的なITスキルを要するといった複雑なものではございませんで、裁判所の職員に おりますが、これはマイクロソフト社のチームズという一般的なソフトを利用しているものでございまして、 現在も全国の地方裁判所において、必要な関連機器等を整備した上でウエブ会議を用いた手続が行われて そのことは当事 月ごとの増減は

ております。 ずれにしましても、改正法下においても手続が円滑に実施されるよう適切に対応してまいりたいと考え

) 嘉田由紀子君 ありがとうございます。

先ほども山下委員から、どうしても支部とか遠隔地が遅くなるということを御指摘くださいましたけれど 逆に遠隔地こそ先にやってほしいということですよね。そういう要望も出させていただきます。

ておりますので、一刻も早く紛争を解決したいと考えている当事者の利益になると思いますので、ここはで その間にどんどん子供さんは成長する、あるいはお互いの不信感が高まるというようなことも、悪影響が出 設定が容易となる。実は、本当に今、コロナの問題もあり、家族で問題抱えながら、期日が入らないんだと、 それから、次ですが、家事事件の手続のウエブ会議のメリット、先ほど来もありましたけれども、

きるだけ遠隔地も優先的にしながら、スキルとそれから技術の方を進めていただけたらと思います。

いたします。 た当事者の合意形成に向けた丁寧なプロセスとの両立、 るのかと、より丁寧に評価する機会が失われてしまうということもあるのではないのかと懸念もされます。 際に対面することによって子供の養育に向けた当事者間の関係をどう構築したら子供の最善の利益につなが そこで、最高裁判所さんにお聞きしますけれども、裁判の迅速化と、例えば共同養育計画策定などに向け その一方で、特に子供の監護権、親権に関わる紛争が含まれる場合には、調停委員や裁判官が当事者と実 どのように図るべきだとお考えでしょうか。 お願

○最高裁判所長官代理者(手嶋あさみ君) お答え申し上げます。

家事調停手続におけるウエブ会議の導入のメリットの一つとして、

当事者の期日への出

頭負担の軽減

図

な解決という当事者のニーズにもかなうものと考えているところでございます。 られるという点がございまして、その結果として、期日調整も容易となり、 期日間隔が短縮するなど、 迅速

た当事者間の合意形成に向けて丁寧なプロセスが求められるものと考えられますところ、 同時に、委員御指摘のとおり、特に子供の監護権や親権に関わる紛争などでは、 子の利益に十分に 調停手続において

わりはないものと承知しております。 ウエブ会議を利用する場合でありましても、 当事者間の合意形成に向け丁寧な調停運営を行うべきことに変

しましてウエブ会議を利用するか否かを判断することになるものと考えております。 議の進捗状況、ウエブ会議の利用に関する当事者の御意向、 委員会が判断するところでございますが、子供の監護権や親権が争いとなっているかなど、事案の内容や協 個々の事件におきまして、ウエブ会議を利用するか否かを含め、具体的な手続選択につきましては各調停 出頭が困難な事情など、 様々な事情を考慮いた

○嘉田由紀子君 御丁寧にありがとうございます。

がら、 場で出会っております。どうかこの辺り、子供の最善の利益が実現できますように、今のIT化を活用しな の問題は長引けば長引くほどお互いの不信、そして反発も高まってくるというようなことがたくさん私も現 ありがとうございました。以上で終わります。 いつも申し上げることでございますけれども、本当に子供は日々成長していきます。そういう中で、家族 また裁判の期間限定というような新しい選択肢も活用しながら進めていただけたらと思います。

8《二〇二二年五月十二日》

マッチと裁判所の対応 公正な裁判の保障に向けた法廷通訳人の役割―通訳需要と法廷通訳人の登録数のミス

嘉田由紀子君 ありがとうございます。碧水会の嘉田由紀子でございます。

置かれております。 今回の民事訴訟法の一部改正案では、第百五十四条が新設されまして、通訳人の立会い等に関する規定が 国際化が進み、そして外国語を話す方が裁判に関わるこの時代、 大変時宜を得た追加

と思っております。

判所における法廷通訳は、 ただ、いろんな問題がありますので、今日はその点について集中して質問をさせていただきます。 民事事件だけではなく刑事事件も視野に入れているということで、質問させてい この裁

まず初めに、法務大臣に確認をさせていただきます。

施策の一つとして、ゆっくりと対応するだけでは足りないのではないでしょうか。 事件に共通して期待されている役割だと考えられますが、刑事事件においては、さらに、外国人である被告 えば裁判所あるいは当事者が適正な資質、能力を有する法廷通訳人を依頼できる環境を整えることは全ての 十分に理解できない外国人であっても日本語で公正な裁判を受ける権利が保障される環境を整えること、例 法廷通訳人に期待される役割には、民事、家事、刑事、質的な違いがあると考えます。つまり、 利保障という観点から、より慎重な配慮が必要だと考えられます。 政府の政策判断に基づく裁量的な 日本語

能力を有する法廷通訳人によって被告人の権利を実質的に保護し得るだけの通訳が行われることまで保障す ることが求められていると考えております。 ればならない。」と規定しておりますが、証拠資料の確保という観点からの通訳だけではなく、 刑事訴訟法百七十五条は「国語に通じない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせなけ 適正な資質、

法務大臣の御見解、いかがでしょうか。

○国務大臣(古川禎久君) お答えいたします。

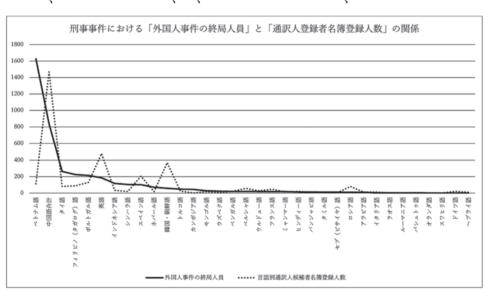
に基づきまして資質、能力を有する通訳人が選任され、当該通訳人によって正確、公正な通訳が行われるこ 民事訴訟法、家事事件手続法及び刑事訴訟法はそれぞれ通訳に関する規定を設けております。これらの規定 日本語を十分に理解することができない外国人が民事事件、家事事件、刑事事件に関与する場合に関して、 外国人の権利保護の観点からも重要であるというふうに考えております。

ているものと承知しておりますが、法務省としては、引き続きその運用を注視してまいりたいと存じます。 これらの規定に基づく実際の通訳人の選任につきましては、裁判所が個別具体的な事案に応じて適切に行っ

嘉田由紀子君 ありがとうございます。方向として示していただきました。

語と確保しにくい言語、ここに明らかに差があります。 る外国人事件の終局人員と通訳人登録者名簿登録人数の関係というところで、より通訳者が確保しやすい言 ただ、実際の現場を見てみますと、今日、資料を出させていただいておりますけれども、 刑事事件におけ

それ とか、 ます。 書ですが、 究会が出され 比 な 判 H 八変緻 較 資料 ただいていると思います。 それから、 れ そういう中 0 通 かか 的 事 法廷 民事訴訟法の改 うところで、 として静 通訳 訳 密なアンケー 5 日 逆 例 様 を出させてい は 人 本 例えば 分 通 者 多 0 Þ 語 養成や 記 な事前資料 か た大変丁寧な資料がござ 0 中 (V) 0) 数 0) 玉 運 ŋ 0) 尚 0) 具体的 が多い 今回 Ŕ 仕 原立 べ 語や英語、 用 現場では 認定制 す 事 1 1 通 大学の ただい 並 結 ĸ 訳 ナ 労 吉 二点 な現 者は Ĺ 果があり 話 関 働 度などが今な 接見、 す 語ですと、 五. L 環境、 んる調 法廷 + 目 随 方 場 供 韓 ております 分御 こです 0 一四条では Ĉ 給 玉 つますが その 査 語で た 0) が 涌 報 苦労 め Ít 報 訳 問 足 酬 は 他 n 研 題 b



資料① 令和 4 年 5 月 12 日 参議院法務委員会 会 碧水会 碧水会 嘉田由紀子 出典 最高裁判所提出資料 (下記) に基づき、嘉田事務所で作成

・令和3年次の「通常第一審における被告人に通訳人翻訳人が付いた外国人事件の言語別終局人員(地・簡裁総数)」

・令和3年4月1日現在の「言語別通訳人候補者名簿登録人数(手話通訳を除く)」 注:中国語は、北京語、上海語、台湾語、広東語、福建語、その他合計。 複数言語の通訳可能な方は各言語に計上。終局人員とは、当該年度に裁判等により終了した事件の被告人の数(実人員数) い、正確に通訳できない可能性が高くなります。ですので、公判中の体廷を 入れていただけるようお願いしたいです。

<報酬>

- ○法廷通訳を行うために法律用語の語彙や熟語などを勉強するには時間がかか るため、その勉強時間も、何らかの形で給与や報酬などを与えて下さったら 恋いです。
- ○人間の選命を左右する責任重大な仕事であるのに、観光ガイドよりも評価が がい、認定制度と相応の組織が必要。
- ○労力の割には報酬が少ない。もう少し待遇を改善していただきたい。
- ○通訳は文書の翻訳も含め、かなりの準備をして業務に臨んでいること、事前 準備にかかる労力は報酬に含まれていないことを理解してほしい。

<事前資料・接見>

- ○捜査報告書の閲覧は可能でしょうか。
- ○準備時間が必要なので、検察官と弁護人には、できれば質問事項を含めて裁 判資料(冒険、論告、弁論等)を早めに送ってほしい。
- ○単に言葉を置き換えるということは不可能であり、(通訳とは)内容を理解した上でその内容を別の言語で再構築する作業なので、正確な理解のためにも 最大限の情報批有をして欲しい。
- ○翻訳するための資料(冒険、輪告、弁輪等)を早めに送って欲しい。地名や 人名にルビを付けて欲しい。
- ○検見に同行しないと法廷でいい通訳ができない。しかし、接見は法テラスの 管轄で、ここが通訳料をケチるので頭が落い。なお、翻訳については、法テ ラスの態度があまりにもひどいので最近は新っている。
- ○最近は、弁護人が検見に行かれる場合、法廷適配とは別の適配人を依頼されることが多いようです。しかし、起訴は、智障等の文書だけでは、事件の状況や背景が分からないことがあり、公判中、弁護人や検索さからの質問の意図が分からないことがあるため、確認しなくてはならなくなり、時間のロスだと思います。言業通り正確に訳すことと、何を聞こうとしているかがわかった上で過歌することとは違うということをご理解いただき、接見には同行させていただきたいです。
- ○被告人の通訳言語への理解度や「誰り」を確認する必要があるので、私選・ 国選を問わず、弁護人接見に同行させてほしい。

2017 法廷通訳の仕事に関する調査 報告書 (2017年12月22日) ① (静岡県立大学法廷通訳研究会)

●自由回答から: 法曹三者に言いたいこと

(3)

(4)

わかりやすい、訳しやすい話し方のために(Q17の自由回答)

- ○いろいろな意味で、通訳業務及び通訳人への理解と配慮があるとありがたいです。
- ○被告人が熱くなって長々と話し出したら、法曹三者が「ちょっと待って。通 訳人のことも考えて短く話して下さい。」と割って入って欲しい。
- ○何を聞き出したいのか、自分ではっきり分かってから話してほしい
- ○文章を短く切る。質問したい点を明確にする。単語集などを通訳人に配布する。
- ○通訳人は法律の専門家ではない、という点に気配りしてほしいです。
- ○ゆっくり話してほしい。
- ○ゆっくり簡潔に話してほしい。
- ○「気配り、心配り、目配り」といった、通訳及び通訳人への配慮があるとあ りがたいです。「通訳人は機械ではありません、人間です。」
- ○当事者(検察官、弁護人)と被告人のみならず、通訳人も「聞き手」である ため、発言の内容を理解する必要があることを意識した上で話していただき たい。
- ○「ご自分が通訳人なら、(自身の発話が)訳しやすいかどうか」を考えて話してほしい。
- ○主語と述語を明確にする。時刻をはっきりさせる。モゴモゴと話をしない。
 ○前提があるならば、まず、前提のところで確認をするなり、質問をするなどしたあとで、一番聞きたいことを質問するようにしてほしい。
- ○速度を速めないでほしいです。
- ○二重否定を使わないようにしてほしい。
- ○主語、目的語を含ってほしい。
- ○わかりやすく簡潔な日本語を使ってほしい
- ○主語述語を明確にする、端折った話し方をしない、考えながら質問をしない で質問を頭のなかでまずまとめてから質問する、など。

○論告水刑や弁論要旨を読み上げる際、事前に逃付された文面と違う部分については理話前に認配人に説明してほしいし、変更のあった部分については逐次通常にしてほしい。非節送付の文面と全地遣う内容を中スピードで読み上げるようなことはやめてほしい。読み上げの神中に気づいた場合は、通訳は混乱してしまい、訳し職れが生じる可能性がある。

<その他>

- ○裁判員裁判を、それも否認事件を通訳一人に任せようとする無茶な考えは直してほしい。
- ○居住地域に限定せず、近隣都道府県にも登録できるようにして、活躍できる 場を増やしてほしいです。
- ○刑事・民事に関係なく、通訳人が関係者と顔を合わせることなく入出延できるように動線を確保するよう、法曹関係者には改善の努力をして欲しい。
- ○斟訳の責任を問われるだけで、何ら法廷通訳人としての身分や地位が公的に保障されていない点に大いに改善の余地がある。そのような現状を法曹関係者には知ってもらい、改善につなげていって欲しい。
- ○英語、スペイン福、ボルトガル語、中国語、韓国語といった案件数の多い言語だけではなく、その他の言語について、裁判所や検察庁、弁護士会を逃じてその言語を話す国の対法機関と協力し、温尿人同士の交流や各種法律関連情報の提供に関して便宜を限るようにして欲いい。それが選択人のレベルアップになり、ひいては法曹界に対する一般国民からの理解にもつながる事を決害之事には理解してもらいたい。
- ○法廷湖駅の依頼ははとんどないので、毎回新人のような感じで「確保しており」スキルを維持するのが難しい、告注定期的に仕事があったので勉強も継続してできたし、実力も上がっていったと思います。やはり、いくら研修を受けたときは法律用部を見直したりと努力はしますが、適度が難しいというより、法廷で緊張してしまって自分の実力が展展できない気がします。

業務への理解、ユーザー教育

○外国人の裁判は、被告人から事件についての事情や心情を直接聞くことができない点が特徴です。当然その逆も同じで、法曹三者は言語が通じないため、直接被告人を責めたり、問うたりはできません。通訳が全部やっているので

○二重の意味がない言葉の方が助かります。(「Aに~と関きましたか?」では ② なく、「あなたはAに~と尋ねましたか」「Aはあなたに~と言いましたか?」
 等)

○通訳されることを意識して話して欲しい。

○二重否定や、否定疑問文 (~じゃないんですか) という表現はやめてほしい。 ○判決の量刑は、最初と最後に二度告知してほしい。

○公判の時間に余裕を持たせてほしい。

日本語の運用

○公本へ《無解な法廷用海は彼わず、わかりやすい言葉で表現してほしい。
○検索の取り調べの票の通訳について、検索官の質問があいまいだと、誤解が生じないように訳さなければならない項訳にとっては、大変訳しにくいと思います。逆に、通訳の質問の方があいまいではなく明瞭ならば、被疑者が素値に答えるということがあります。しかし、もともとの質問はとでもあいまいであり。そのあいまいな質問に対する名とだったら、別の答えをしたかもしれない、ということもあります。取り調べを担当する検事は、公判検事と同じような気持ちで、誤解の生じにくいように、あいまいな質問は避けて、誤訳が生じていような気持ちで、誤解の生じにくいよう。

②法証で被告人の言い今を正しく理解するためにも、公司前の帰傷、接見が大 切だと思います。要適取事件では、日本語 (での会話) では (明確にする) 必要がなそそうな主語・目的語も、言っていただいた方が取しやすいです。 尋問では、日本語 (での会話) としては普通に成り立ちそうな質問も、その まま外国語に訳すと伝わりにくいことがありますので、できるだけ平易な妻 奨で具体的に尋ねるようにしていただければ助かります。

労働環境・報酬

<休憩>

○通訳の体力も考え、こまめに水分補給や休憩の時間をとってもらえるとありがたい。

○法廷通訳は、裁判官、検察、弁護人、被告人の発言に公判中ずっと注意を向け、かつ、それを通訳しているので、公判の時間はかなりの集中力が必要です。ですが、1時間以上その状態が続くと、複労のため集中力が切れてしま。

資料② 令和4年5月12日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子

出典 静岡県立大学法廷通訳研究会「2017 法廷通訳の仕事に関する調査報告書」(2017 年 12 月 22 日) pp.30-36

(5)

ができず、 像と音声の送受信により通 裁 た方が見付からなけ それで、 裁判所、 所 が 相 裁 この本改正案第百 当と認めるときは 判 当事者 0 迅速 が n 化を妨げる結果ともなってしまうことが懸念されます。 通訳 ば本条は空文化し、 訳 人等を必要とした際に、 五 人に通訳させることができると規定されております。 十 最 高 四条の立法趣旨を御説明いただけますでしょうか。 裁判 所 規則に 当事者はその主張を十分に裁判に訴えること 従 法廷通訳を行える資質、 0 て、 裁判 所及び 当 事者双方とも 経験 を持 L

じた訳出を心がけるべきであると考える ○通訳人のレベルの差が激しいと思います。

法

務省さん、

お願

4

します。

○タイ語に関しては、10年前より司法通訳人の質が上がったと思います。日本 語が堪能なタイ人やタイ語が堪能な日本人が増えたように感じます。それは 良い傾向だと思います。

す。だから、裁判が密りなく終結するためには、法廷通訳は公判チームの一 員でなくてなりません。しかし現実にはそのようになっていません。だから 問題が起こるのです。

「公判中に問題があったら、なんでも言ってください」と裁判所などからは 言われますが、誤訳以外のことで心に仕舞って持って帰ることもたくさんあ ります。なぜなら、私たちは「よそ者」であることを誰よりも感じて知って いるからです。「よそ者」だから言うないことがたくさんあるのが本音です。 だから問題が起こるのです。まず、法廷の中にある壁を抜さなければいけな いと思います。資格や認定はその壁を譲す程のものではないと思います。

- (法曹三者には) もっと視野を広く持って欲しい。言語、文化、考え方など。 ○法任通訳は、社会的音差があるからこそ締けていられる仕事だと思う。 どの 通訳者・翻訳者も、誤りのない通訳・翻訳を目指して日々努力していること と思うが、それでも完全無欠な通訳・翻訳はありえない。そのことは、法書 関係者だけではなく、一般の方々にも理解していただきたい。
- ○「ユーザー教育」の必要性というとおこがましいが、要通訳公判では必要不 可欠な存在である通訳人は、法曹三者、被告人、証人等のすべての発言(準 備書面を含む)を通訳翻訳するという重責を担っているのであるから、「誤 沢対策」のみならず、その点への理解と配慮を確実にしてほしい。誰がユー ザーに教育する立場にあるかというよりは、法曹三者に法廷通訳人を加えた 「四者」の間での、相互のより綿密な、持続的な意見交換の場が欲しいもの である。こういったアンケート調査の結果を公表していただけるということ が、そのための第一歩になると大いに期待している。
- ○司法通訳翻訳は非常にやりがいのある仕事です。通訳人の低い能力や認定制 度の必要性はしばしば指摘されますが、それよりも、通訳人に対する徹底し た訓練の場を設ける必要があると思います。また、それと同時に、通訳翻訳 という業務を理解してもらう必要があります。

法曹三者を含む司法関係者に対して、通訳翻訳人および通訳翻訳学に詳しい 専門家による「ユーザー教育」も不可欠だと思います。通訳翻訳とは、単な る言語Aから言語Bへの言葉の聞き換えという単純な作業ではないことを、 理解してもらいたいです。通訳人は「導管」ではなく、発言を理解、解釈し た上でもっとも適切と判断した釈語に通訳するので、「その主主通訳すれば いい」などのような単純化した言い方をやめてもらえれば、議論が進んでい くのではないかと思います。

とはいき、能力の低い通源人も実際にいることは認めかければからかいでし

通訳人養成·認定制度·研修

(6)

○専任の法廷通訳人をきちんと育ててほしい。

○法廷通訳、または司法通訳の研修会・研究会を、回敷を増やして行ってほし

○法廷通訳の養成や資格認定制度の制定が、放置されたまま何十年もたってい る気がする。裁判所にはあまり期待していませんが、このままだと若い人が 参入せず、優秀な人が去っていく職場になると思います。

○通訳人資格認証制度の確立、ユーザー教育の実施

○専門性を認定する制度がなく、不安定な収入体系に基づいた司法通訳という 業績は改善の金維があると思います。

その他

○通訳は言葉だけを訳すわけではなく、背景知識が分かっていて初めて正確に 意思疎通の橋渡しができるということを、法曹関係者に分かっていただきた い。その為には、通訳者も資格認定をしてプロ意識を持つべきであると思う。 特にコミュニティ通訳においては、置かれた立場で通訳として中立性を重ん

したがって、法曹三者・司法関係者及び通訳人はお互いの業務を理解し、協 力、連携していかなければならないのではないかと思います。

- ○外国語をちょっと話せるからといって司法通訳が出来るわけではない。スム ズな意思疎通ができる通訳をするためには、それだけの準備が必要である。 スイッチを押してお湯が出るような機械ではない。法曹三者は順繰り話をし ても、通訳は一人でその通訳を集中してしなければならない。皆さん忘れが
- ○検察官はいつも威張っているように見受けられる。法廷通訳人の役割につい てあまり理解していたい人が多いように思う。
- ○通訳人の重要性への認識強化。○法務通訳についての ISO 規格が策定されて います。その策定に関わっております。法曹界の方々のご理解を賜りたいで す。

○通訳の国際スタンダードなどに書かれている、通訳の「使い方」をプロにレ クチャーしてもらう機会等を設けて頂きたい。

資料(2) 令和4年5月12日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子

か 映

(7)

静岡県立大学法廷通訳研究会「2017 法廷通訳の仕事に関する調査報告書」(2017 年 12月22日) pp.30-36

訳は認められて現行でもおるんですけれども、音声のみを利用した電話会議による通訳は認められておりません。 ○政府参考人 (金子修君) しかし、例えば当事者の話す言語が少数言語であった場合には、通訳人の候補者が限られることが予想さ 現行法におきましては、映像と音声の送受信を利用したウエブ会議の方法による通

な通訳人を確保し手続を円滑に進行させるためには、通訳人が関与する方法はできる限り広く認める必要が れるところ、その候補者がウエブ会議に対応することができない場合もあり得ること等を考慮すれば、適切

あると認識しているところでございます。

による通訳を認めても通訳の正確性等の観点から特段の問題はないものと考えられます。もっとも、 あれば映像と音声の送受信を利用した方法が望ましいとは考えられます。 他方で、現在は民間のサービス等でも電話による通訳も広く行われているものと承知しており、 電話会議 可能

る場合には電話会議による通訳をさせることができるというような規定にしているところでございます。 そこで、改正法案では、通訳人の確保をよりしやすく観点から、ウエブ会議によることに困難な事情があ

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

事、刑事、家事、今後の動向をどのように予測されているでしょうか。 それでは、具体的に今後、最高裁判所さんにお聞きしますけれども、 法廷通訳人が求められる事件数、 民

○最高裁判所長官代理者(吉崎佳弥君) お答え申し上げます。

法廷通訳を要する事件数につきましては、増加、 減少のいずれの要因につきましても、 例えば外国人に関

のであるため、 する政府の施策や、刑事事件について言えば犯罪抑止対策、その他様々な社会情勢の変化の影響を受けるも 御指摘のそれぞれの事件類型を問わず、 裁判所の立場から法廷通訳を要する事件数の今後の

予測を申し上げることは困難と考えております。

動向を注視しながら、適正な通訳を確保するための取組の継続に努めてまいりたいと考えてございます。 もとより、裁判所としましては、法廷通訳に対する社会の関心の高さも踏まえまして、今後も、 事件数の

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

事件において法廷通訳人の確保が困難になるような事態、避けられるでしょうか。御認識いかがでしょうか。 予測がなかなか付きにくいということでございますけれども、それでは法務省さんにお伺いしますが、民事

もないということは、そのとおりだろうと思います。 よりしやすくなるということは言えるものと考えております。もちろん、これが万能薬になるというもので 通訳を可能とすることによってより柔軟な方法で通訳を認めるということになりますので、 ますので、今まで認められていたウエブ会議では対応することができない通訳人について、電話会議による ○政府参考人 (金子修君) 現行法ではできなかった電話会議による通訳を認めるという改正になっており 通訳人の確保が

○嘉田由紀子君 オンライン会議、 また様々な機器を使いながら、より実効性のある通訳の機能が発揮でき

たら有り難いと思います。

との間で偏りが見られます。 は中国語、 は学習する機会の少ない言語を始めとして通訳が必要となる言語が多様化する一方、法廷通訳人の登録 具体的に、 英語、 韓国語など日本人が従来学習してきた言語に集中し、刑事事件では通訳が必要となる言語 先ほども資料をお示ししましたけれども、ベトナム語やタイ語など、 日本の学校教

その解消に向けた取組、 このようなミスマッチが生じていることについてどのように御認識なさっておられるでしょうか。 最高裁判所さんにお願いします。

n を大きく上回っているということはそのとおりでございます。 一千六百二十七人でございまして、裁判所の通訳人候補者名簿に登録されたベトナム語の通訳人候補者の数 最 高 令和三年における被告人にベトナム語の法廷通訳が付いた地裁、 裁 判 所 長官代理者 (吉崎佳弥君) 委員御指摘 のとおり、 例えばベトナム語 簡裁の刑事事件の終局 13 つい て申 し上 人員

候補者は、 数の確保に努めております。 して、このような通訳需要の高い言語に焦点を当てた積極的な働きかけを行うことにより、 裁判所としましても、このベトナム語あるいはタイ語の通訳需要が高まっていることは認識してございま ずれにしましても、これまで個別の事件において通訳人の選任ができずに支障が生じた例には接してお 本年四月一日時点で百三十三人となり、この五年間で七十三人の増加を見てございます。 取組の結果、平成二十九年四月一日時点で六十人であったベトナム語の通訳 通訳人候補者

知しておりますが、今後も事件動向を注意してまいりたいと考えております。 りませんで、各地の裁判所では、通訳人候補者名簿を利用するなどして通訳人を適切に確保できるものと承

需要の高い言語に焦点を当てた積極的な働きを行うことのほか、裁判官が通訳人候補者の供給源となること が期待される大学に出張をして法廷通訳に関する説明会を実施するなどの取組によりまして、 また、ミスマッチの解消に向けた取組を説明するということでございますが、先ほど申し上げました通訳 通訳人候補者

の確保に努めてございます。

ころでございます。 通訳を可能とするための機器を整備したり、 通訳人を確保することを可能とするため、手続を行う裁判所とは異なる裁判所に出頭した通訳人による遠隔 さらに、先ほど来話題に上っておりますけれども、近隣の通訳人が確保できない場合等にも円滑に適切な 既存の設備を用いた運用を工夫するなどの取組も行っていると

ること、期待をしております。 ○嘉田由紀子君 様々な機器の活用などで、また、ミスマッチの起きないような対応を取っていただいてい

通訳人として選任することは可能でしょうか。 では、法務省さんに、この法廷通訳人が不足しているときに、 お願いいたします。 国外に住んでいたり滞在している方を法廷

○政府参考人(金子修君) お答えいたします。

現行法令上、

裁判所が相当と認める場所に出頭することとされていますが、 通訳人の所在場所が日本国内か

通訳人がウエブ会議を利用して通訳をする場合には、通訳人は、必要な装置の設置された場

否かについての規定はございません。

通訳を行うということは想定していないところでございます。 して手続を行うということは想定しておらず、外国に所在する者がその外国に所在したままで通訳人として 意なく実施することは問題であるとの考え方もあることから、外国に所在する者との間でウエブ会議を利用 しては、外国の領域に我が国の裁判権を及ぼすこととなり、外国の主権との関係で、相手方、相手国との合 もっとも、 通訳人であっても、外国に所在する者との間でウエブ会議を利用して手続を行うことにつきま

○委員長 (矢倉克夫君) お時間になりましたので、質疑をおまとめください。

) 嘉田由紀子君 はい。

では最後に、法務大臣に国際人権規約についてのコメントいただけますでしょうか。

○委員長(矢倉克夫君) 端的に御意見のみでお願いいたします。

)嘉田由紀子君 じゃ、もう私の方から。

とかいうところでこの人材供給について確保していただけたらと要望だけさせていただきます。 国際人権規約でも、やはり外国人の裁判を受ける権利というのは大変重要です。今後、 資格制度をつくる

ありがとうございました。

⑨《二〇二二年五月十七日》

間報告の内容―「婚姻中の共同親権も形式に過ぎず幻だった」―婚姻中に意見が対立 法制審議会家族法制部会の独立性―日本の家族制度と親子関係を根底から破壊する中 した父母の合意形成に向けた民法上の調整規定の必要性

嘉田由紀子君 ありがとうございます。碧水会の嘉田由紀子でございます。

とおりでございます。 が増えることはいいことだろうということを申し上げました。今回も、清水議員、そして東議員が御指摘 家族の問題、特に離婚訴訟とか、あるいはそこで声を上げられない子供さんたちの立場から、裁判の選択肢 今回提出されております民事訴訟法の一部を改正する法律案につきましては、過去二回ほど、私自身は、

しております。 とですけれども、 ただ一方で、法務大臣が言われるように、家事裁判というのは今回の直接対象にはなっていないというこ やはり声を上げられない子供のためにこの辺の方向を持っていただくことには私は賛成を

自分たちが権利を持っていることも自覚されませんし、それから声を上げる場所もない。親の都合だけで経 今回も、 精神的 国民の裁判を受ける権利、 社会的に大変困難な状況に追い込まれております。 法律的に守られる権利というのはありますが、本当にこの子供たちは、

と申しますのは、毎回申し上げますが、日本は毎年二十万人もの子供が父母の離婚に直面をしております。

そういうことで、今回、実は、少し異例かもしれませんが、私の方で、今進んでおります法制審議会で、

ます 独立 問 8 離 声をし 資料十二、十三として出され 法制 ば その 分 0) 7 婚 ので、 立 離 一性とい おり 直 後 一として出させていただきました。)諮問 たも 帰婚に 一法府として、 接 0 全ます。 子 のです この夏に示す予定の そ 駆 うところが ĸ 直 供 0 0 け 面 0 声 W 込 して苦し 昨 養 \mathbf{H} を み 7 年 育 本 寺 踏まえなが あ は 0) 0 0 あるんでし á 0 在 家族制 よう t b 月 11 ŋ 父母、 は ち Œ 方 É ろ 私 H. ております。 関度と親る 中 自 5 击 h Ш 61 間 子 法 が 身 ょ 法 う 報 う まず , 務 は 制 届 子 告 بخ が 審 大 13 関 0 0 臣 最 本 会 7 L 議 た 当 が を 初 お か 私 会 8 n 進 0

法制審議会中間報告のための部会資料問題点 (2022年4月26日)

参議院議員 嘉田由紀子

法制審がこの夏に示す予定の中間報告のための部会資料が3月29日の部会で、「資料12」、「資料13」として示された。この部会資料の通りの民法改正となると、日本の家族制度と設定関係を根底から破壊するおそれがあり、根めて問題が大きい。下記10項目にまとめ問題提起をさせていただきたい。立法府の矜持を示すためにも、独自の総員立法の提案を行うべきである。

- ① 離婚後見せかけの共同親権制導入(父母の合意を前提とする選択的共同親権制設)(資料13、23頁)
- ②「親権」の中から日常的な「監護権」を分離し、婚姻中も片親状態を強化(資料12,9-10頁)、監護権付与は「出生から現在までの生活」等産む性として女性優先(資料12,12頁)
- ③ 離婚後共同監護の禁止(親権要素から監護権を除外・離婚後単独親権制に 代わる離婚後単独監護権制の創設)(資料 13、23 頁)で、子どもの片親ロス 状態の固定化
- 金 監護権を剥奪した親(別居親)から親権を剥奪する現行の裁判運用の制度化 (「継続性の原則」の制度化)(資料 12、12 頁)
- ⑤ 婚姻中の実子誘拐の合法化(親権要素から"居所指定権"を除外)(資料 13、27頁)
- ⑥ 第三者による親子関係制限・親子断絶の合法化(「子の代理人」制度創設) (資料 13、9 頁)を行い、現在の単独親権制度の夫婦分離影響を強化
- ⑦ 親権・監護権を剥奪された親から養育費を強制徴収するための「未成年子扶養請求権」創設(資料12、2頁)を創設し、その代理者を監護者に付与、細部までの執行手続きを明文化
- よこの終刊子板だを明えた。 類如中の単独観権制(明治民法は父だけが親権)復活(親権の最重要要素 である監護権を婚姻中から単独で父母の一方が排他的に獲得できることを 制度化)(資料13、27 頁)
- ・ 現に関係が断絶、分離されている親子の教済措置の欠如・ 全体として、真に「子の利益」になる制度かどうか大変うたがわしい。離婚後の子どもの福祉の維持向上などの記述は養育費以外ほとんどない。

させていただきます。 あるのでは 大変驚きました。 あるんですけれども。 合意を前提とする選 離 婚 な 後 11 共 0) かと 同 親 択 権 W 全体としては、この資料十二、十三は百 的 うことで、 を 共同 導 入と 親 権 V ちょ V な が 5 と十 係を根 これを読み込みまして、 見せ 項 0 部 底 目 か 会資料 か B H ポ 破 0 イ 壊するお 共 ン が 同 1 たけ 月 親 ぺ 1 権 私自 ジ を そ 近 指 父 n 九 13: が 身 摘 H

この原案を法制度化した場合、次のような社会的影響が懸念される。

(1)性別による役割分業制の固定化になり、「男女共同参画」という時代のニーズに逆 行

(2)別居離婚後の夫婦間の対立をむしろ激しくさせる制度設計で、EU 議会をはじめ海 外からの避難決議を無視して、国際的潮流にも逆行、「24 カ国調査」による結果の 反映もされていない。

(3)日本も1994 年に批准した「子供の権利条約」違反であり、親の別居や離婚があっても、子供は父と母の愛情を受けて育つべきであるという原則的な理念に反している。

(4)日本国憲法24条に規定された「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として」「個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚」とする規定に違反する恐れがある。

以上のような問題を含む家族法にかわり、今の時代にふさわしい「チルドレン ファースト」で、「真の男女平等参画」と「ジェンダー平等を実現」できる法制 度を目指すべきである。

資料① 令和 4 年 5 月 17 日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子 出典 嘉田由紀子作成文書 (2022 年 4 月 26 日)

(2)

二点目は、 親権の中から日常的な監護権を分離をし、 婚姻中も片親状態を強化する。 監護権の付与は、 出

生から現在までの生活等、産む性としての女性を優先する。

わる離婚後単独監護制を創設する。 三点目は、 離婚後共同監護の禁止。ということは、親権要素から監護権を除外して離婚後単独親権制 となると、今子供の片親ロスが問題なんですが、 余計にこの片親ロス に代

状態を固定化するのではないか。

五点目です。

婚姻中の実子誘拐を合法化。ここは、

監護権を剥奪した親、 別居親から親権を剥奪する現行の裁判運用の制度化。 継続性の原則を制度化する。

親権要素から居所指定権、

つまり子供の暮らす場所

指定権を除外をしますので、 表向き共同親権といっても、 言わば実子を移動させるのは自由になる。

第三者による親子関係制限、 親子断絶を合法化する。子の代理人制度創設。 現在の単独親権制度の夫婦分

七点目ですけど、 親権、 監護権を剥奪された親から養育費を強制徴収するための未成年子扶養請求権を創

離影響をより強化するのではないか。

設、その代理者を監護者に付与し、 細部までの執行手続を明文化。 つまり、 監護者を排除しながら扶養義務

だけは強化する。

八点目です。

婚姻

争

の単独親権制。

明治民法は父だけが親権だったわけですけど、

それを復活をして、

親

権の最重要要素である監護権を婚姻中から単独で父母の一方が排他的に獲得できることを制度化。

てしまったお父さんとかその寸前の方たちの声も、 九点目。 現に関係が断絶、 分離されている親子の救済措置が欠如。本当に、子供を連れ去られて自殺をし 私、 大変、 直接伺っております。そういう方たちの救済

措置がない。

94

全体として、真に子供の利益になる制度かどうか大変疑わしい。 離婚後の子供の福祉の維持向上などの記

述は養育費以外ほとんどありません。

ح れているということは、私たち、大変この分野に関心を持つ者としては学ばせていただく必要があるだろう ここで十項目挙げたことが不適切なところもあるかもしれませんが、こういう資料が出され、そして提案さ となると、もちろん今審議中です。審議中のものに対して、また、 本当に持って回った表現なので、 私が

この原案を法制度化した場合、 四つの社会的影響が懸念されます。

いう時代のニーズに逆行するのではないか。 つは、性別による役割分業制を固定化する。 女性は子育て、男性は言わば経済、 政治。 男女共同参画と

難決議がございます。 二点目は、別居、離婚後の夫婦間の対立をむしろ激しくさせる制度設計で、EU議会始め、海外からの非 国際的潮流にも逆行し、 海外の調査、二十四か国調査による結果の反映もされてい

ているのではないか。 しても、子供は父と母両方の愛情を受けて育つべきであるという原則的な理念がございますが、それに反し 三点目は、 日本も一九九四年に批准しました子どもの権利条約違反。この九条には、 親が別居したり離婚

るおそれがあるのではないかと思います。 婦が同等の権利を有することを基本として、 そして、四点目ですが、 日本国憲法二十四条に規定された、 個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚するという規定に違反す 婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し、

夫

このようなことで、法務大臣としては、もちろん立場上、また今の段階で意見は言いにくいと思いますが、

御感想をお願いできますでしょうか。

る問題であり、 ○国務大臣(古川禎久君) 父母の離婚後の子の養育の在り方は、子供の生活の安定や心身の成長に直結す 子供の利益の観点から重要な課題だと認識しております。

るといった慎重な意見もあるなど、様々な意見があるものと承知をいたしております。 入することに対しては、父母の離婚後に子供の養育に関する様々な事項の決定を適時に行うことが困難とな うべきであるとして、いわゆる共同親権制度を導入すべきであるとの意見がある一方で、 今御指摘のような父母の離婚後の親権制度につきましては、離婚後も父母の双方が子供の養育の責任を負 共同親権制度を導

制審議会において様々な角度から幅広く調査審議中であります。 こういった様々な意見を含め、父母の離婚後の子の養育の在り方やそれに関連する諸課題については、

法

だきたいと思いますが、 を期待しております。 われているところであります。法制審に諮問をした法務大臣としてコメントすることは差し控えさせていた 委員の御指摘されますこの多数の論点項目につきましては、現在、 引き続き、子の最善の利益の確保等の観点から、充実した調査審議が行われること 法制審議会におきまして調査審議

)嘉田由紀子君 ありがとうございます。

当然の御回答だと思います。夏以降示される中間試案を待たせていただくことになると思いますが、今審

議途中のことも、 私ども、 この問題に深く関わる立法府の議員としては勉強させていただいているというこ

べております。 かった、そのことを日本では全く規定をしてこなかった、ですから放置状態になっているということを調 ながら、元々、父母の婚姻中、父母が共同して親権を行使することとなっているけどそれができていな され民法改正された当時の奥野、 すぎず幻だったのではないかということを、専門家ではない方が、戦後の、特に昭和二十二年、 た。実は、婚姻中共同親権と民法八百十八条に規定されているんですが、この婚姻中の共同親権は形式に 今日、実は資料二として、かなり長いんですが、一般国民の方が書かれた論文を出させていただきまし 当時の司法庁のお役人さんです、それから我妻さんたちの議論を発掘 憲法改正

てここをどう乗り越えたらいいかというのが私は本来の男女共同参画のあるべき方向だろうと思います。 ていただきますと、そもそもが父母分断をして、そして男女対立的な構造を埋め込んでいる日本社会にお 返しておられます。それがいまだにそう思われているということなんですけれども、いろいろな現場を見せ した判断ができない、判断が遅れてしまうということを当時、大変力があった我妻先生が何度も何度も繰り ろ不都合がある。特に、先ほど大臣も言っていましたけど、共同親権になると適時適切に子供の利益に即 ということで、今、この資料二、もしお読みいただいておりましたら法務大臣に、子供の養育に関して婚 この問題については、どちらかというと明治以降、親権は男性一人だった、それが共同親権になるといろ

法務大臣の御意見をお願いします。

姻中の父母の意見が対立して合意形成が得られない場合、民法上の調整規定設ける必要性あるでしょうか。

改正案が作成され、1947年7月の開闢決定ののちに、国会 に提出された。

まず水輪等の前提となる、帰還中共同規権が定められた 機能であるが、1947年8月29日参議院司法委員会において 司法省 (環治報省) 民事刑長の意野健一は、「(明治保治の報 福制変は) 原性の学等ということからして適当ではないと 考えまして、夫婦が原稿やの場合であれば、共同して父母が 概様を行う」ことにしたと述べており、悪族24条を満たす ためであったことがわかる。

次に父母の意見不一般時の限定であるが、 医維定給2 く初期の時点で既に考えられていた。1946年7月20日付 の民族改正質績案(幹事案・C 原業)には「第八百七十七条 (中部) 裁権ハ父母共同シテ之サ行フ (父母ハ協議シテ裁権 フ行フ者フ定ムルコトラ得<u>協施関ハナルトキハ教刊所之フ</u> 宣山)」"とある。本幹事業を作成した長野は回想資料に" 「父母が共間して前後を行うということにかると(中間)」 ・スキットのことも根本を行うということになると (中略) 子 に二木の手綱をくっつけるわけですから、両方にひっぱら れたのでは子供がたまらん (中略) 具体的にはこうしたらい いじゃないかという無管で高いたのです。」でよさって知り 製練の行使にあたって父母の食豆が一般1.かい時の種類! (を持っていたことがわかる。ただ、その後の要劇家そし 改正案そのものには、詳値や共同製場下での父母の乗見さ 一般時の個数数定は排されてしまった

その理由が民族改正に向けた第1部の図金質製の中で短 関見られる。1947年8月29日参議院司法委員会において真 野は、父母の意見の不一致時の扱いについて、「夫婦間の女 身の間の選当な地理に任すという意味で、「父母が共同して これを行う」というだけ。にしたと回路 118 あ 1 軍の制定 理由を述べている。さらに、その説明の中では意見不一般の 限定があった当時のスイス民法の事例を紹介している まり、父母の意見不一致があった場合の顕微程定を意図的

に外したことがわかる。 そして民法 #25 条 (父母の一方が共同の名義でした行為 の効力) は善意の相手方が迷惑をするからという異由で、父 母の意見不一致時に父母の一方の意思決定のみで同意をで

さらに、1957 年の文書「信制書議会民語部会小委員会に Bける安外会等が確保事項にでは、「少のの会員が一時」の ○本次を及び場所手帳」では、「又切の意見か一致しな 合につきこれを解決するための表演規定を設けるべき 」と明記されており、指導省としても問題の高まりを認 見していたことが分かる.

3.2 民法立法者による回然資料からわかること * 民法改正時点で規定を作らなかったのは俗が父

に従うことを前提としていたため。GNO も父母の意 見不一致時の規定がないことに疑問を呈してい

*1967年の法制音類会においても問題となり、無 3 定を設ける気持ちで一致していた。

職員団体の改正を行った目標学者の政事性、別共安日本 別長の典別第一らによる、民族改正選権、そして1999年の 信制書議会の回想競技が残されている。

321 MARKANTSA

○職長における民法改正の細濃 (1956年) 「(典野) 意見が一致しなかったら父にするかというような ことがあって、そういうめんどうくさいことをよいうが わざわざそこを全然者かなか たちどうするのだということを明令部でも一定は問題にし

たのです。」 致しないときは家庭裁判所が決定する、というような規定 が必要なのかもしれません。たが、実際問題として、夕の食 見を抑えるために、母が敬然として家庭裁判所に申請する

〇世銀神報 第31章 「保護会」 裁核外の改定」 (1919-80)

「(小傷) あのときは、一致しないことはまずなかろう。ま あ一般しないときには、それはその事態がそのために利益 でないものだからできないということでけっこうなんだ 「(技術) 子の財産を売るという場合に、父親が見るとい ても母が売らないといえばできない。しかし実際は、反対し でも父親はやるだろう。」 「(小説) 司令部身体も、その様定 (意見不一般的の確定) がなくてもすむというのが、非常にふしぎそうな様子 たね、それでいいのかという……。」

これらの記載だけを見てもわかるが、輸発保持の所定録 点において、母が父に関うことを前提とし、意図的に父母の 意見不一致時の規定を外した。そして、GHQの指摘があっ

ても程度を入れなかったことがわかる。 3.2.2 1959 年の法制審議会時点

CHRISTI STIR (CREA) MINICORT: (1991-6) 「(教育) 一番大きな問題は、意見が一致しないときにどう するかということなんです。」

「(項)(法別書稿会の)小委員会で何か教婆確定を設け上も

というような保持では一致していた」 「(小沢) 新民法になってからだいぶ年数もたったわけですが、いまになって考えれば、何か手当をしておかなければい けないという気がするのです。

■ [2022-4.15] 論考/婚姻中共同観機は形式に過ぎず「幻」だった

婚姻中共同親権は形式に過ぎず「幻」だった

<男女平等の対話を実現する親権制度に改革を!> 75 年前の戦後民法改正時点からわかっていた親権制度の致命的欠陥について

松村選人 文献繁修:古智礼子**、松野绘里子**

Joint custody during marriage in Japan is just a formality and an "illusion". Reform the custody system to achieve equal dialogue between men and women. the custody system that was known from the time of the poetwar civil law reform 75 years ago.

Nacto Matsumura*

■第 日本では子どもの機能制度について、父母の機能やは、父母が共同して教徒を行政することなっていることはごを移取があ、さらに、無難23条とおかて「父母が同時の機能を作ちま」(1 年間、「家庭に対する」(2 年間) 一部は、最大の大きなでは、「家庭とは、「女母の大きなでは、「我なない」(2 年間) 一部は、「女母の大きなでは、「女母の大きない」(2 年間) 一般には、「女母の大きない」(2 年間) 一般には、「女母の大きなない」(2 年間) 一般には、「女母の大きなない」(2 年間) 一般には、「女母の大きなない」(2 年間) 「女母の大きなない」(2 年間) 「女母の大きなない」(2 年間) 「女母の大きなない」(2 年間) 「女母の大きなない」(2 年間) 「女母の大きなない」(2 年間) 「女母の大きない」(2 年間) 「女母の大きない」(2 年間) 「女母の大きない」(2 年間) 「女母の大きなない」(2 年間) 「女母の大きない」(2 年間) 「女母の大

キーワード : 親権制度、婦姻中共同親権、単独親権制度、自力依済、男女平等の子育で

民語 818 条 3 項において「栽権は、父母の帰郷やは、父母 が島間して行うこと言められ、機関のは北部機構が展別と かあ回して行う」と支わられ、環境では京川機能を用した なっている。それにも関わらず、提集の予育でに限して ないどの欠争が、共同裁権を登録しているだろうか、欠命の 合意の有無について配慮した予育でもしているだろうか。 子の養育に関し欠母が共同で親権を行使することとされて いても、何とば子どもの連挙にあたり、私立學校を受験し入 いても、明氏なすどもの確学にあたり、私立学校を実験し入 学させるかどうか、父母の意見が大きく分かれるようなこ ともあるだろう。感染終止対策としてのワクテンについて、 子どもに課業するかどうかや、家でただただ元気のよい子 どもを学校から発達障害と指摘されたときに疫育機関や実 提供に通わせるかどうかなどもとても悩ましい問題である ゆえ、父母の常見が一致しないことが起こりうるのも自然 なことである。社会的に見ても、どもらが正解といった答え

失幅が別談を考えるときである。子どもがどこに住むのか 子どもの確定の対略側をどうすればいいのかという問題が 生じる。ひとまずお近い治静になるためにも、一時的 することが、難勝を前間にする場合に扱らずありう しれないが、現状日本には、このような別居に関する規定は 存在しない。民族752条で(婚姻中の)夫婦の民務義務が定 かられるものの、他のることが容易に秩定される別様に関 からたらもかが、強めらことのもあた思定される別面には する規定が存在しないのである。実力行便で子どもの居所 を移転させるか、他かの概を追い出し、監護状態(子育で を組占するようなことがあっても、特に規制されることも なく、裁判所における親権者指定あるいは監護者指定手続 カビ鹿1.で、家力行後の基準による理力を連携する効果が 行われることさえある。

(1)

たれることでんめる。 このような子育でをする父母の無谷な悩みを、私たらは

「(職事) 何とか手当をしなければならぬ事情になったとい うことは、それだけ母の意思が重んじられるようになった ことだから社会の連歩だ、非常に事がべきことだ」 「(中川) 子供のことで人きまに手敷をかけるなんていうお やじは彼ない奴だという。そういう考え方が根本に一つあ

これを見ると、職後民族改正から10年が暮ち、父母の意 見不一仮称の規定について問題回難が高まっていたことが わかる。当時の効利容器会においても規定を設けようとし ていた。その一方で男性が家族を養う・管理する、女性の意 思の尊重に関する記述があり、治とは離れた「性別役割分集」 の民様が見え聞れてる。

3.3 1960 年代以降の民法学者の指摘

民法学者は共同報権にも関わらず、父母の意見 不一致時の規定がない問題を繰り返し指摘し続け ていた。

1959 年の法制書職会以降も繰り返しこの点が、民法学者 から指摘されてきた。何を示す。

1700 TTC 「父母の意見が一致しない場合については民族に規定が なく、したがつて父母の一方が反対する場合は、無権行使が 不能となる。」(於保不二線:「注釈民徒 (23) 親族 (4)」p.

「父母の意見が一致しない場合には、これを調整する展度 が開始上数けられて知らず、異様を行使することができな 作:「条解民法国 親族和統法 改訂版」p.234, 三省效,

「健康、ともずれば、夕間と最初は一体として「智」との いる今日、子どもの養教者に関して、父親と母親の意見が 受しないことも十分ありうる。会後、この問題は更に順存む が予想される。この点、民族学校上、立族上の不償が設備される」(学校広一:「子ども・家族・摩伽」p.294。有養額、1992)

「共同親権に改正すると同時に共同親権者関の合業がで きない場合における決定手続を立住した西欧諸国後と異な り、両親の不一致の場合の手当てを欠いている。」(水野記 子:「親権法」『特集: 家族法改正―帰城・親子法を中心に』。 ジェリスト No.1384, p.58, 2009.9.1)

C2010 4975

「競権の行使について父母の意見が一致しない場合に関 (4) しては、規定がない。(中略) 家庭裁判所が父母の一方に決 定権を付与するなど、意見顕整の規定が必要である。」(二官 原平:「家族性 (第4版)」p.211, 新世代,2013)

「共同行使とは双方が同意しなければ有効な行為を行え ないという動音であると解される (中略)。協議に関する定 めは民法・家事事件手続法に置かれていないが、立法論とし ては問題があろう。」(大村歌志:「同仏説祭 親族編」p.236, N/8655, 2015

このように民法学者も、共同模権下の父母の意見2 時の立然不確を認識し、影響し続けたにも関わらず、何定か ちび年終った現在も開発確定は続けられていない

3.4 1980 年代以際遅れをとった日本

各国は1960年代以降、共同観穫制度に転換する とともに、父母の意見不一致時の規定を作り上げ てきた。

大村は「日本の家族後は1970年代までは習俗をリードす る存在であった。しかし、その後は習句の変化に聞いて行か れている。」でと述べ、太野も「この会問義権への改正は、 比較性的に見てもごく早い時期に属する」"と述べていると おり、物後民法において経難中の共同根権の規定を設けた ことは、世界に失駆けたことであった。

ことは、世界に完施けたことであった。 ただ、その後各国は 1990 年の子どもの権利条約の発効タ イミングと前後して、跨回時に限定することなく共同機権 の選択を可能とする共同機権制度に駆換を造めた。何とし ては、米国は州ごとに1980年代から、イギリスは1991年。 ドイツは 1998 年、イタリアは 2006 年という具合である。



父母の意見不一扱時の規定に関して比較すると、第1回 国会でも引き合いに出されたスイス民族 (1907年) では 6個でも引き回いた回されたハイス回席(1990年)では、 連鎖中父母ハ共同シア監督権フ行フ 父母意見一致セナ レトキハ終局の決定権ハ父に異ス」™とあるように、当時は 父母の意見が一致しない場合の最前決定権は父にあると

どう解決したらいいのだろうか、父母の意見に相違がある 場合には、抑制性をする1.かかいといった主導をする一部 場合には、即應対をするしかないといった主張をする一部 の学者もいるようだが、そもそも私たちはそういった形の 解決策を望んでいるのだろうか。 本論考では、辞郷中の共同親様でにおいて、子の養育につ

いて、一般人から見た効制度の現実と問題点、そしてどうし て現状の問題が起きているのかといった歴史的背景を調査 し、きらには一般人の私たちが何を求めて行くべきかを考

2. 法と社会的手続きの状況

*親権を共同行使するにあたって、父母の意見が不一致と なった場合の調整規定がなく、法治国家が原則禁止している実力行使(自力教徒)が家庭内で事実上容認されている。 事法24条の「父母の刑等の権利」(1項)、「個人の事務と 両性の本質的平等」(2 項) の要請から、婚託 を定めたにも関わらず、実力行使が実際されることで、結果 父母間の不平等が是正されないことになる。

民族 818 条 3 項では、「親権は、父母の婚姻中は、父母が 共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができ かいともは、他の一年代だら こともの、神経中は北部構造 を原則とする一方で、但し書きによる、単独での親権行使が 広く容器されているほか、意見不一数があった場合にどの ように解決をすべきかという調整理定が存在しない。

養育監護の内容として、親権の行使を要する場面も現実 需有政策の行場として、根準の行政を終了の確由も残実 の生活において多々あり、受験・選字、ワクテン接種や手術 行為、子育での場所、需要の総時間(選集や長期休暇中に終 行に行くのか、他に行くかなど)、宗教といった親子にとっ て大事な事所について、父母間で意見が指達することは起 こりうる。話し合いを通して折り合いがつけばいいが、実際 近し合いを経ても父母間の意見の課が理まらな とは起こりうる。その時の解決方法については、 や、家事事件手続法においてさえも規定が一切ない。他の定 めがないため当然支援機関や最利用などの当的機関で解除 めかない。その当然火速機関や鉱門的などの公の機関で新た。 する手続きもなく、誰も助けてくれない状態に陥ってしま う。このような状態に陥った際に、十分な断し合いもなく、 他力の親の同意なく実力行使で子の原例を移転させる「子 進れ別問;や「最適げ」も見られる。別の書い方をすると「子 の連れ去り」や「実予勝烈」と呼ばれ、こうした強引な手並 により、開鮮な対立を父帝間に生み出すことになる。このよ うな実力行後は、法治国家では原則禁止されているが、日本 では家庭の中での自力脅後が高家と容認されてしまってい る。その実力行使に対して事後的に家庭裁判所における手 続きを通じて、教育を求める場合もあるが、その方面の一例 として「能護者の指定・子の引渡し請求事件」においても、 本来、子の利益の観点から審理すべきであるにも関わらず、

可染も明確的にしか機能しないため、維持など養育環境が ② 系数な場合を設き、現状維持となることもある (原線性切 即則」と呼ばれる)。これは、父母の意見が一致しない場合 の興整規定がないほか、開墾に際して基準となるべき子の 利益の内容も不明確であるため、父母間の実力行使を暴工 するための国家権力による介入が機能しまないことも違因



図1 家庭内の自力教徒を容易する地

た行為については、御倉の第三者との関係では、有効となる ため (民法 425条)、結局は、父母の一方の意思決定のみで 実宝と女体に健康を行動することができてしまる。 あるい もあってか、社会の中には婚姻や共同親権下にも関わらず、 父母の一方が明確な同意をしているのか確認することもな く一方の間のみで有効に手続きができる事象が溢れてい る。むしろ二人の親の同意サインが必要な手続きをみかけ ることもない。途学にあたっての保護者機、パスポート教育 時の決定代理人、医療行為の同意者といった手続きは、通常 一方の無の同食で済ませることができる。

婚姻中共同就権を原則とする定めは、現実にどう機能し ているというのか、社会状況を前額的にとらえると、帰掘中 共同親権は"強約"や"形式"に過ぎず、かつて明治時代に は、帰郷中か否かを問わず、父親の単級親権を原則としてい た名物がやも続いているに過ぎないのではないか、 会開業 権で具備すべき調整限定がないという仮命的な欠陥を抱え ていることが得き取りになっていく。

3. 油欠筋を生み出した歴史

*1947 年の第1回国会質疑で、婚姻中共同観確下の父母の 意見不一致時の調整規定が外された説明がある *1957 年当時の法制審議会の記録においても、父母の意見

不一致時の間機規定が問題として挙げられていた。

職後開係の改訂に向けた手続きとしては、1946年7月か

資料② 令和4年5月17日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子 出典 松村直人「婚姻中共同親権は形式に過ぎず『幻』だった」(2022年4月14日) 広げるという話ではありません。必要なのは、親子が親子で

小様文雄・京阪三郎・中川首之助・長野鷹 村上橋一・標位工会・政事等:「始告に知ける歴述所下の 極適」(日本評論社),pp.31,166-167,221,15

- 2) 我豪榮・中川曽之助・奥野徳一・小様女雄・村上朝 **昭泰一:「(京新会) 領放法の改定「法制書簿会長法部会** 小委員会における仮次定及び留保事項(その二)」に関連 して」(日本評論新社)、抜律時報、第 31 巻、第 11 号。 to 84-85 1999
- 3) 大村新志:「民族改正を考える」(前接書店)、20.145
- 4) 水野紀子:「國珠法」「特集:宋安征改正一時間・数子法 を中心に』、ジュリスト No.1384 p.58、有機器、2009.9.
- 5) 日弁道法務研究財団 離婚後の子どもの規権及び監護に 型子スト製化の研究会(ED-17274の開発と自然開発) 別長・難源に伴う親権・監護法制の比較法研究」。日本 200余出版、2007.11.7 をもとに作成
- の 内匿名社会局:「政文各国児童保護ニ関スル技術!
- 法務省民事局「父母の難婚後の子の養育に関する海外往 別陳在結果」2020.4 https://processoi.go.in/A/IN/Rinds/2017-00000-basel
- 5) 上幕四大:「日本における役外子の会局報権制度の第2 -子の権利の視点から--」、立会館法政論集,13, pp.73-111, 2015
- 9) 古賀礼子:「羅客録を読もう8」、子育て改革のための共 同製種プロジェクト 法制要議会実践法制部会 第8回 会議議事録を誘もうの会,2022.2.1 をもとに作成
- 10) 内閣府「難勝と子育てに関する世論関重」2022.2
- II) 内閣人家県「(施茂寮科) 男科国家公務員の育可に作う体 暇・休養の取得偿達に係るフォローアップ: 2021ま

12) 英順志帆:「二月の鬱者」(小学館) 、第1 巻1 話表紙 (7)

■会会1 現存協会

第24条 帰郷は、同性の合意のみに高いて成立し、火燥が 日等の権利を有することを基本として、利耳の権力により 推辞されなければならない。 ② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、難烽並び 傾極及び実施に関するその他の事項に関しては、 施像は、 朝 人の草敷と同性の本質的芋等に立脚して、制定されなけれ

ばならない。

● (未成年者の修修についての父母の同意) ※2022 年 4 月前除 第 737 余 未成年の子が機能をするには、父母の同意を各 なければならない。

2 公告の一方が完在しないときは、他の一方の同意だけで 担うる。父母の一方が知れないとき、死亡したとき、又はそ の業男を表示することができないときも、同様とする。

rem 協力をTRNNの機能

752 条 夫婦は同居し、互いに努力し決助しなければな

第818条 成年に渡しない子は、父母の製麹に限する。 子が養子であるときは、養養の製権に服する。 3 製修は、父母の情報をは、父母が念問して行う、ただし

9の一方が親権を行うことができないときは、他の一方 ster 5.

(父母の一方が典問の名称でした行為の効力) 第 和5条 父母が共同して親権を行う場合において、父母 の一方が、共同の名義で、子に代わって法体が為をし又は子 がこれをすることに同意したときは、その行為は、他の一方 の意思に反したときであっても、そのためにその強力を封 げられない。ただし、相手方が悪意であったときは、この様

■参考2 第1回因会会議録

(--) ###########

受機権とに合ける案

る智の規定を設けるべきか、

の概定を設けるべきか

●倉橋院 初次委員会 第20号 総約22年8月29日

甲案 現行街どおりとする業 乙案 現行街七百六十六条の監護権を強化する案

西窓 接権は身上管理権を本質的内容とするものとう

要ある場合には財産管理権を構施者以外の者に行わせるこ

たができるものとする家 (二) 報理という概念ないし制度を廃止する案 丁素 親権という統一的概念を提生し、身上監護権と財産

改定 親雄という制度を廃止し、毎見制度に統一する室

第四十 父母婚姻中における共同教権の原則 (第八百十人

角) は維持するが、左の雑点につき、なお検討する。 (イ) 養親と実親とが婚姻中の場合においても共同親権とす

(ロ) 父母の意見が一致しない場合につきこれを解決する教

透視定を設けるべきか。 (ハ) 受動代理等については、単核で足りるものとする旨規

第四十一 第八百十九条については、次の程点につき、なお 検討する。

(ロ) 身上監護に関する権利機務と、財産管理に関する権利 義務とを審判(協議又は審制)で父母に分異させることを可

(ハ) 製練者たる父母の一方が死亡した後においても、他の

(イ) 単位開始とせることも対象にせべきか

一方を製練者とすることを記憶とすべまか

能にすべきか (第三十九番用)。

いったシンプルな根末であった。

ウルテングルは別北であった。 その後、各国は共同製権制度への転換にあたって、意見不 最時の規定を工夫して作り上げてきた。 社務省が実施し た「父母の難嫌後の子の養育に関する海外法制について (2000): "によれば、関を対象の24 カ関やインドとトルコ 等く22 方面が共同機権制度を採用しており、その 関で父母の意見不一級の規定があることがわかる。

4. あるべき知宝の姿

共同規権制度各国は、裁判外での調整のほか、裁 判所における調整など工夫して規定を設けてい

素物 24 条のいう「父母の間等の検制」「個人の集業と同 性の本質的平等」に基づき、大勝である父母が対等な関係で 家庭を運営するには、父母二者間の意見不一致時の調整規 定が不可欠である。男女平等の子育てを実現していくとい う実質を伴うためにも、共同製権制度として完成するには、

共同機権各国ではこの関整設定をどのように定めている のだろうか、上籍では、各間における実見関格の機能に で類似化して説明している。大きな枠組みとしては、「①歳 利外での調整」を行い、調整がつかない場合は「②歳判所に おける調整」を行うとされている。さらにその中身について おける側型を行うとされている。さらにマジケがについても製質をされており、「①申利外での調整」では、「②-1相 数サービス・カウンセリング」、「②-2美育計画の作成」、 「②-3メディエーション」、「②・4フンストップサービ ス」が挙げるれている。「②裁判所における無偿」では、「② ス」が挙げられている。「の無利的における調整」では、「の 一1裁判官の介入型」と「金ー2次定権の移動型」に分ける れている。ただ、こういった態型について各国が十一代実現 をしているわけではなく、例えばフランスでは「②ー1歳刊 官の介入型」にあたる調整がされており、ドイツでは「の 2決定権の移譲型」にあたる調整がされていると紹介 ける調整を行う調整規定を設けていることになる。



図3 上届が整理した意見機整のあり方の類型

また上層は、問題を抱える父母に対して種々のサ を適切な処力簿として与えられるワンストップサービス的 機能が重要との指摘をしている。そして、父母が納得しなが 6子の将来を決めることができ、合意できない場合には栽 (5) 利所による介入を受けることができる。このような基盤が あることではじめて、血管機能制度利用性に機能を入し対

また古質[®]は、製権制度と意見興整機能との関係 モデル化して示している。環状の日本の機関中共開業権(単 強調権制度) では、跨側関係それ自体を、それ以外の男女祭 係と区別して尊重するだけにとざまり、実質的な家庭内に おける父母間意見顕整を図が支援することを抱えるため、 結果的に自力教資を容認してしまっている。共同裁権制度 の各国では、国が父母間の意見顕微鏡能を用意し、自力療道 の禁止を徹底している。





日本において裁判所というのはどうも一般市団からする と確違く、なるべく関わりたくない存在と思う人もいるだ るか。それ合作が、家庭や気管という国家と努り離された空 間における合作の現れである一方で、同時に放放能に沿った規律が及ばない事態にも貼りやすく、その最たる例が、家 育内における暴力に対してきる本体から始を3.46番目と 別パールのものだけしてされていながりが入り機能した くい問題とも講情する。子の景節の利益を維保するには、子 の利益概念こそが規範として定立した上で、父母の自律的 な選択を無言する仕組みの確立が言葉になる。ただ、各間の 状況を知るにつれ、会回教権制度を整備している各国に対 いては裁判外の襲撃サービスももちろん、裁判所も、父母そ いぞれを親として尊重しながら、二者の意見を襲撃する機 関として有機的に機能しており、それゆえ、感覚的ではある 似ものと市際にとって会災を構成であるのねも1 れない かもつこの成にとって研究な場所であるのかもしれない。 もちろん、裁判児が養育事項を具体的に決定することは、 かえって、家族の自律性を損ないかねない。そこで、各国の 長間横接制度が採用しているのは、何まげ、株字の筆室に開

する事項に、裁判所が決定権者を父母の一方に付与する方 式等、親による自律的な責責を尊重する中で、現実的な解決 を図るといった工夫である。多様性を尊重する配慮の中で、 事實事項に関してはそもそも、唯一の正解が展展に決まる。 ものばかりとも限らない。子の福祉・利益を寄することが明らかな虚神等を防止することは当然としても、漢学先の決

(果野油一) 窓が洗の人びむ十十倍に こりませい 「さんだ (美女権一)が「ロシハロモデモをよりますと、「テハニ在ル父ノ親権ニ祖ス」というふうになつて「父か知レトキ、死亡シタルトキ、双フ虫リタルトキ又ハ親権リ行 コト能ハサルトキハ家二在ル母之ヲ行フ」ということで、第 次的に父が眼権を行い、第二次的に母が行うというこ になっておりますが、これはやはり<u>両性の平等ということ</u> からして適当ではないと考えまして、実験が練劇中の場合 であれば、共同して父母が親権を行うということにいたし たのが八百十八條の第三項であります。勿論子供が養子で らときは興親の親権に服しますが、そうでないときは、実 bの親種に服する、<u>折も父母が共同して行うのでありま</u> すが、然らば父母の関でその方治等について意見が纏らな つたらどうするかというような問題も実はあるのであり す。この点についてメイス民法等は意見が不一致のとき は父の意見で決めるということになつておりますが、それ はむしろ知つて適当ではないというので、意見の不一致の ようなこともあるかもしれませんが、そこは夫婦間の父母 の間の適当な処理に任すという意味で、「父母が共同してこ れを行う」というだけにいたしまして、ただ「父母の一方: 網権を行うことができないとき」、事実上不可能であるとか 或いは暴攻或いは管理権が害失しておるような場合は「他

次に八百二十五帳というのは新らしい規定でありまし て、日本御覧網のしましたとうに、解除は父母追問して行 、ハイが成れずしましたように、数価は久体の向して行うことになる。その結果子供に代って法律行為を裁権者が行うという場合、成いは子供の法律行為に同意を向えるといる。 うような場合は父母が共同してやるということになります ので、多く父母去間の名曲で以て子供に代って法律行成者 するというようなことになるうと来るるのであります。こ の場合に夫婦の一方が、勝手に共同名載を利用して、子供 代つて法律行属をやつたというような場合に、他の一方は、 自分の意思に反して他の一方が会開多載を利用したんだ。 自分の意思を無視したのであるから、その治律行為は無支 ありまして、そうしますと、鬱泉の相手力が非常に迷惑をい たしますので、相手力の保護ということを考えまして、そう いう場合にでも養産の相手方に対しては効力が抜げられない。 す効であるという規定を設けたのが人百二十三條であ

■参考3 法制審議会民法部会小委員会における仮 決定及び留保事項 (1957年)

第三十九 親権という概念ないし制度の存痕について、左 の研究わり、なお検討する。

家等、多角的な軽点から構業に時後して決定すること自体 に言葉がある。そうした理場的な子の揺补の実現は、まさ 、父母の各々の意見を尊重し、調整することによってこ 、はじめて到達しうるという理解もあわせて浸透してい ることが、共同組織制度の図々の実情である。そうした、子 の最後の利益に関する複数が付えされているからこそ いな者から以上がする場合が行かられているからこで、で れが婚姻中に限定することなく、すべての子どもが早等に 享受すべきものという観点から、共同親権を難婚後等時間 外においてきえも選択できるまで、制度化されている。日本 においては、特徴外の他同葉線の選択物がないという点と 興整機能自体が欠落しているという問題も前標として放置 され続けていたのである。

5 (818)

(8)

本論考では、父母が子育てをする中で意見不一致がある 場合、外が起きるのかを指介させていただい。そして歴史 を振り返ると 75 年前の 1947 年の戦後の氏法改正時点から この問題を氏法学者は指摘し続け、伝統者も認識していた。 それにも関わらず、問題が放置され続けてきたことがわ

2021 年の内間府職を「羅路と子宮でに関する世論策を AGI やの内面対象を「確定と子育てに関する京瀬技士」 「「によれば、父母が結婚している間は、京方が収権者となることを77.4%が「知っている」と答えており、国民の大多 数が機能中の共間機権を知っている。しかしながらその機 権の「内容も含めて知っている」と答えたのは479%であり 30%近く数が減る。そういった中、本論者で述べたような様 額中の共開業権下における父母二者の意思決定の考え方。 そして父母の意見が不一致の際に何ら法的な解決手続きが ないという事実について、敬後の民法改正時点から問題模 されていることを知っている方はどの程度いるのだろう

。 2021 何 8 月に経済された内閣庁人実際の開発でいたよれ ば、2020年政第1四半期に子どもが産まれた男性国家公務 員の99%が育体の取得をしたとのことだ。男性が子育てを すればするほど子育てにこだわりが出てくるだろう。きら すればするほど午宵てにこにおりか出てくるたろう。さら に中学受験を描いた人気度関「二月の勝者」において「行文 現の様余力」「世峡の任仗」」「ロと当成されるまでに通熱し た中学受験において、小学校哲学年から受験数に適うかど うかといった判断や、5 歳~11 歳を対象とした感染防止対 第のワクチンを結婚するカどうかいったといった知味 英 東のファファを領域するかとフルマったとなりた利能、美 連絡客を教育機関から指摘されたときに原育地数や支援級 に通わせるかといった判断のように、低年齢の子どもに対 する。正解がない実際な判断が父母に求められるような社 会産家もある。このような産業下に関かれれば、子宮でにこ のある父母であれば、常見の不一般が生まれること は自然のことだろう。

このように父母の意見不一致時の模型規定が存在しない

ことは、「子の味れ会り」という情報な社会問題を生み出し、(6) ている大きな要型であり、薄畑中共同機権下における扱命 的な欠陥といえる。つまり、薄畑中共同機権下における扱命 あっても、実質的な保険はなく「幻」に過ぎないともいえる。 日本に住み続けている私たちはそもそも父母が対策な立場 で子を養育する真の典同親権を知らないのである。 男女ともが働き子育でをすることが当たり前の世の中に

なった今、男女平等の対話を実現するための父母間の意見 不一般時の顕微板定を盛り込む機線制度改算22時ったなし である。そして、男女平等の社会と子育てを目指すのであれば、私たち一般国民は「真」の共同親権制度への拡致変をす ることを求める必要がある。

は著書『民浩改王を考える』で次のように述べている。「窓 地路投下にしても、関界の機を約を関心を繰り起こし、4 があるというでも、協定の確性的に強ける必要がある。たと つ、その意見を関く機会を機能的に設ける必要がある。たと えば、公式・お公式(統所・政府外)の機能会や中央・地方 での公務会を聞くことが望まれる。そのためには、メディア の協力が求められることはもちろんである。メディア自身 が積極的に職験のきっかけを指示することも強く期待される。 裁判員制度の導入の側に見られたような、息の長い軽波 体別が望まれる。」 *3。私たちは、今まさに審議中の、時代 にあった民族の改正を実現するために、メディアが果たす

本論考を作成するまでに携わっていただいたす 方々、そして過去本種調を検討されてきたすべての方々に 飲食を表します。

* 18 弁護士 福坂将成ノ共同報権国務 代理ノ

親が子の世話をする、親が子の学校と連絡をする、親子が ・特にでかける等々、すべて要適の関手の行動です。これを 一種にでかける等々、すべて者造の助手の打断です。これを 独葬的にみたとき、親は一体どのような独的な機能をもっ で各行動をしているのでしょうか。 審談このようなことは 意識しませんし、何となく「親権者」だから、などと思って います。では、そうであるとすれば、異様者でない報はどう でしょうか、あるいは、親権者であれば上紀行動をとること は本当に可能なのでしょうか。

日本では、上記の行動の品的伝統はまったく曖昧で、実は 替もとくらいっていません。そのため、日本の続け、傾倒を ■もよくガルっくいません。そのため、日本の組は、海南や であろうとなかろうと、親痛者であろうとなかろうと、とで も不安定な立場に置かれています。本論者ではこのことが 分析的に考察されています。

「真」の共同製造とは、現状の幻の共同製造を解析性にも

資料② 令和4年5月17日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子 出典 松村直人「婚姻中共同親権は形式に過ぎず『幻』だった」(2022年4月14日)

が対立した場合における親権行為の在り方についても議論がなされているものと承知をいたしておりま 様々な角度から幅広く議論がなされている最中でございます。そして、その中で、婚姻中の父母の意見 国務大臣 (古川禎久君) 先ほども申し上げましたとおり、この法制審議会におきましては、 今現在、

期待しているということでございます。 法務大臣としては、引き続き、子の最善の利益を確保する観点から、充実した調査審議が行われることを

す。

供 お 救済を禁止して父母の意見調整を国が支援をすること、特に家庭という私的領域に国家が介入することが子 ける父母間の意見の対立について、どの程度まで父母の自律的な選択を尊重し、 この最善の利益を確保するために妥当だと思われるでしょうか。 嘉田由紀子君 いいたします。 次の質問も少し言葉を換えているだけなんですけれども、子供の養育に関する家庭内にお 法務大臣に、繰り返しで申し訳ないですが、 どの程度から当事者の自律

)国務大臣(古川禎久君) お答え申し上げます。

ているところでございます。 繰り返し申し上げておりますとおり、法制審議会におきましては、様々な角度から今幅広く議論がなされ

婚姻中も含め、父母間の意見の対立が生じた際の対応策につきましては、どのような場合に父母間の協議

おりまして、様々な意見があり得ると考えられますが、いずれにしましても、子の最善の利益を確保する観 による解決を期待し、どのような場合に家庭裁判所の関与が求められるのかなど非常に難しい問題を含んで

審議に、引き続きこれが充実したものになるよう期待をいたしているところでございます。 現在、繰り返しになりますけれども、現在行われております、法制審において行われておりますこの調査

点から議論されることが重要であるというふうに認識をいたしております。

○委員長(矢倉克夫君) 時間になりましたので、質疑をまとめてください。

)嘉田由紀子君 はい。

ありがとうございます。

来週は子供の声というのを取り上げさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。以上です。

⑩《二〇二二年五月十九日》

交流」に―配偶者によって子を連れ去られた方のための共同養育総合的対策パッケー 中学生の意見発表作文「パパもママもの社会に」―「面会交流」という用語は「親子

ジの提案

嘉田由紀子君 ありがとうございます。碧水会の嘉田でございます。

いただきました。そして、子ども・青少年局という子育てに専ら横串を刺すという仕組みをつくらせていた が幸せ、産んだ親も幸せ、結果として、世間が、社会が幸せという子育て三方よしという政策をつくらせて やすい、子供が生まれ育ちやすい地域をつくろうということで、子育て三方よしという仕組み、生まれた子 思い起こしますと、二〇〇六年、私、滋賀県知事に就任したときの県民との約束の一つに、子供の暮らし 般質問ということで、本日、子供の幸せ、家族の幸せについて引き続き質問させていただきます。

ところがほとんど、子ども家庭局の担当者に伺っても、対象になっていないということで、今日はそちらの の項目がほとんど入っておりません。子供のサービス、そして財源、これは大事ですけれども、法制度的な 昨日、参議院の本会議で、ようやく子ども家庭局の議論が始まりました。遅きに失した感がありますけれ 少なくとも動き出したことは歓迎したいと思います。ただ、残念ながら、その中に法制度的なところ

まず、子供の立場からということで、資料を出させていただきました。東京都内の教育委員会が主催をし

ほどで終わりますのでお付き合いいただけたらと思います。 た中学校生徒意見発表会発表文集から抜粋をさせていただきました。資料一です。少し長いんですが、 四分

中学校二年生、「パパもママもの社会に」。

私の父と母は私が三歳の頃離婚しました。その後ずっと母と一緒に暮らしていますが、私は父も母も大好

日本の社会には共同親権を求める運動があり、このテーマに合っているのではと教えてくれました。 今回、社会を明るくする運動というテーマを与えられ、母に相談してみました。そうしたところ、

母は弁護士をしていて、子供に会えないお父さんやお母さんのために働くことが多いです。私も幼いとき

り遊んでいないなんて、とても不思議な気がします。 しかったです。幼い頃は何も思っていませんでしたが、今思うと、このような大人の人が自分の子供とは余 りするということでした。そこで会う大人の方は、たまたま会った私と一緒に遊んでくれて、私もとても楽 なことで、自分の子供と会いたくても全く会えなかったり、一か月か二か月に一回数時間しか会えなかった でした。私は幼かったのでそうした活動の意味はよく分かりませんでしたが、そこで知ったことはごく簡単 多かったです。そうした場所では、本当に多くの大人の方が、共同親権や子供と会うことを求めて一生懸命 から、母や休みの日に、子供と一緒に住んでいないお父さんやお母さんの方たちが集まる場所に行くことが

とを決める親の立場のことです。日本では、親同士が結婚していると、親の両方に認められています。しか 母に教わったのは、簡単に言うと、親権とは、子供を育てるために、子供がどこに住むかなどの様々なこ 親同士が結婚していないと、必ず親の片方にしか親権が与えられないということです。これが単独親権

パ パ もマ マもの社会に

中学校

緒に暮らしていますが、私は父も母も大好きです。 私の父と母は私が三歳のころ離婚しました。その後ずっと母と一 「社会を明るくする運動」というテーマを与えられ、 母に

親権を求める運動があり、このテーマにあっているのでは、と教え

|談してみました。そうしたところ、母は、日本の社会には、

共同

場所に行くことが多かったです。そうした場所では、 な大人の人が、自分の子どもとはあまり遊んでいないなんて、とて たまたま会った私と一緒に遊んでくれて、私もとても楽しかったで たくても、まったく会えなかったり、一ヶ月か二ヶ月に一回数時間 たが、そこで知ったことはごく簡単なことで、自分の子どもと会い 大人の方が、共同親権や子どもと会うことを求めて一生懸命でした。 子どもと一緒に住んでいないお父さんやお母さんの方たちが集まる 不思議な気がします。 か会えなかったりするということでした。そこで会う大人の方は、 ために働くことが多いです。私も、幼い時から、母や休みの日は、 母は、弁護士をしていて、 幼いころは何も思っていませんでしたが、今思うと、このよう 幼かったので、そうした活動の意味はよく分かりませんでし 子どもに会えないお父さんやお母さん 本当に多くの

に、子どもがどこに住むかなどの様々なことを決める親の立場の 母に教わったのは、簡単にいうと、親権とは、子どもを育てるた

と習ってきました。これが普通のことだと思っています。

家

されています。 うなことがないように、海外では、子の連れ去りが犯罪として禁止 子どもを連れて別居して監護を独占し、 親権になっているようです。 婚をしていない場合でも、 ールです。ほとんどの外国ではこのようなことはなく、 しか親権が与えられないということです。これが単独親権というル れています。しかし、 ことです。 日本では、 親同士が結婚していないと、必ず親の片方に 親同士が結婚していると、 親の両方が親権を持つことができる共同 そのため、 片方の親が会えなくなるよ 単独親権者になろうとして 親の両方に認めら 親同士が結

ことができたとしたら、と考えます。その時、親権が持てるかどう 話とは、ちょっとズレていると思いました。私が、将来、親になる と、「邪魔」かもしれないです。でも、それは、親権を得られた立 独占している人からみれば、もう一人の親の意見も対等に扱われる ですが、私は、 てしまうことがあるということです。この意見は、理解はできたの 親権になると、 た。たとえば、こんな事を主張する人がいるようです。まず、 す。だから、私は共同親権になればよいと思います。 す。私は、父も母も好きで、両方と一緒に過ごしたいと願っていま かっていた方が、私は安心です。学校でも男女は平等で、 分からないよりも、自分の子どものことを親として決められると からだけみた話であって、ルールとしてどちらがよいか、という では、何で日本だけは、 最初に述べたように、 母に、聞いてみましたところ、色々な意見があるとのことでし すこし変だな、と感じます。たしかに、親の立場を もう一人の親の意見を尊重しなければならず、 私の両親は私が幼いころに離婚をしていま なかなか共同親権にならないのでしょう 困っ

資料① 令和4年5月19日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子 中学校生徒意見発表会 令和3年度東京都内教育委員会主宰 発表文集より抜粋

海外では子の連れ去りが犯罪として禁止されてい方の親が会えなくなるようなことができる共同親権も、親の両方が親権を持つことができる共同親権も、親の両方が親権を持つことができる共同親権者になっているようです。そのため、単独親権者になろうと子供を連れて別居して監護を独占し、片なろうと子供を連れて別居して監護を独占し、片なの規範では子の連れ去りが犯罪として禁止されているのようというルールです。ほとんどの外国ではこのよう

と一緒に過ごしたいと願っています。だから、私離婚をしています。私は、父も母も好きで、両方最初に述べたように、私の両親は私が幼い頃に

は共同親権になればよいと思います。

まず、共同親権になると、もう一人の親の意見ば、こんなことを主張する人がいるようです。ろ、いろんな意見があるとのことでした。例えるにないのでしょうか。母に聞いてみたとこでは、何で日本だけはなかなか共同親権に

を尊重しなければならず、困ってしまうことが

のことだって、子どものことだって、対等であって、どちらかが独占したり、押し付けたりしてはいけないのは普通のことです。 まう一つ、母から聞いたのは、親同士が結婚しているときだけ、共同で子育てをするべき、という意見があるようです。これについては、私の場合、想像しにくいですが、親同士が結婚して仲良く一つではないときでも、両方の親と一緒に遊んだり、ご飯を食べたり、うではないときでも、両方の親と一緒に遊んだり、ご飯を食べたり、一緒に寝たりすることは、やはり嬉しいことです。 私は、離れて暮らす父のことが大好きです。父はいつも穏やかで私は、離れて暮らす父のことが大好きです。父はいつも穏やかで私は、離れて暮らす父のことが大好きです。 本語で寝たりすることは、やはり嬉しいことです。 一緒に寝たりすることは、やはり嬉しいことです。 一緒に寝たりすることは、やはり嬉しいことです。 できるよい時間です。私と父の趣味は合っていて、本当に安心できるよい時間です。

私に優しいです。立川の漫画パークで一日中漫画を読んだり、カードを集めて遊んだり、私の好きな、お寿司や、海鮮井のお店に連れて行ってくれたりします。私と父の趣味は合っていて、本当に安心できるよい時間です。
実は、本当はもっと父と会って一緒に過ごしたいです。今はたまできるよい時間です。
な変で、一緒に泊まったりできれば最高です。
父の実家で、一緒に泊まったりできれば最高です。
父の実家で、一緒に泊まったりできれば最高です。
なか殿いが母の言う、共同親権で叶うのかどうかは分かりません。
な本の仕組みもよく分かりません。でも、親がどういう関係であったの位組みもよく分かりません。でも、親がどういう関係であった。父か母かよりも、父も母も、がよいです。私のような単純なで、父か母かよりも、父も母も、がよいです。私のような単純なで、一日中漫画を読んだり、カードを集めて進んだり、カードを集めていて、「パパもママも」、を求める活動をすることは、社際いのために、「パパもママも」、を求める活動をすることは、社際いたのより、

資料① 令和4年5月19日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子 出典 令和3年度東京都内教育委員会主宰 中学校生徒意見発表会 発表文集より抜粋

とずれていると思いました。私が将来、親になることができたとしたらと考えます。そのとき、 それは親権を得られた立場からだけ見た話であって、ルールとしてどちらがよいかという話とはちょっ 安心です。学校でも男女は平等で、仕事も対等と習ってきました。これが普通のことだと思っています。 持てるかどうか分からないよりも、 立場を独占している人から見れば、もう一人の親の意見も対等に扱われると邪魔かもしれないです。 あるということです。この意見は、理解はできたのですが、私は少し変だなと感じます。確かに、 自分の子供のことを親として決められると分かっていた方が、 親権 私は でも、

家のことだって子供のことだって対等であって、どちらかが独占したり押し付けたりしてはいけないの

は普通のことです。

ていてくれていたら、私だってうれしいと思います。でも、そうではないときでも、 あるようです。これについては、私の場合、想像しにくいのですが、親同士が結婚して仲よく一緒に暮らし もう一つ、母から聞いたのは、 御飯を食べたり、一緒に寝たりすることはやはりうれしいことです。 親同士が結婚しているときだけ共同で子供を子育てするべきという意見が 両方の親と一緒に遊ん

します。私と父の趣味は合っていて、本当に安心できる良い時間です。 日中漫画を読んだり、カードを集めて遊んだり、私の好きなおすしや海鮮丼のお店に連れていってくれたり 実は、本当はもっと父と会って一緒に過ごしたいです。今はたまに遊びに行くくらいですが、これがもっ 私は、離れて暮らす父のことが大好きです。父はいつも穏やかで私に優しいです。立川の漫画パークで一

私の願いが母の言う共同親権でかなうのかどうかは分かりません。法律の仕組みも分かりません。でも、

香川県の父の実家で一緒に泊まったりできれば最高です。

親がどういう関係であっても、父か母かよりも、父も母もがよいです。私のような単純な願いのために、

パもママもを求める活動をすることは、社会を明るくする運動だと思います。 法務大臣、この中学生の作文、少し長くなりましたけれども、御感想、 お聞かせいただけたら有り難い

す。

る問題でありますから、子供の利益の観点から大変重要な課題だというふうに考えています。 ○国務大臣 (古川禎久君) 父母の離婚後の子の養育の在り方は、 子供の生活の安定や心身の成長に直

す。 で、 父母の離婚後の親権制度につきましては、いわゆる共同親権制度を導入すべきであるとの意見がある一方 共同親権制度を導入することに慎重な意見もあるなど、様々な意見があるものと承知をいたしておりま

された、そういう中学二年生のお声でありました。 も耳を傾けるということも重要だというふうに思います。今の御紹介いただいた作文も、 でございますが、そのような議論をする際には、自らが未成年のときに父母の離婚を経験した方々の意見に 父母の離婚後の子の養育の在り方につきましては、法制審議会において様々な角度から幅広く調査審議 まさに両親が離婚

四年度にもこのような方々を対象としてインタビュー形式による調査を実施する予定でございます。 を対象としてアンケート方式による調査を実施し、令和三年三月に公表したところであります。また、 そのため、法務省では、これまでにも、子に関する実態調査として、未成年期に父母の離婚を経験した方 令和

法制審議会におきましては、こういった調査も踏まえた上で、引き続き、子の最善の利益の確保等の観点

から充実した調査審議が行われることを期待しております。

)嘉田由紀子君 御丁寧にありがとうございます。 今年はインタビュー調査をしてくれるということですけ

れども、是非その結果を待たせていただきます。

しょうか。 私ども共同養育支援の議連では親子交流と言い換えているんですけれども、法務大臣のお考え、 んですけど、 いう言葉が使われているんですけれども、この親子が出会うのを面会交流と法律の用語から使われている 二点目ですけど、これは言葉の問題なんですが、民法七百六十六条、ここで、面会及びその他 ちょっと言葉自身が、ある意味で刑務所の受刑者に対して使用するようで冷たく感じます。 いかがで の交流

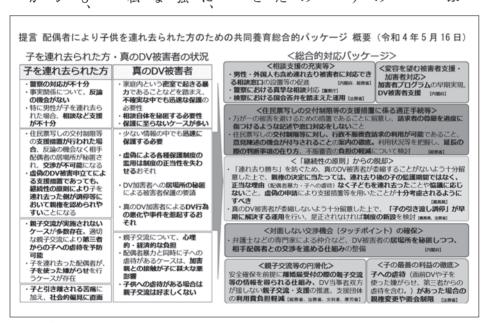
礼 ○国務大臣 父又は母と子との面会その他の交流についてその協議で定めることと規定しております。 (**古川禎久君**) 民法七百六十六条一項は、父母が協議上の離婚をするときは、父又は子と、失

みで使用されるものではありません。例えば、病院に入院患者をお見舞いするときも面会というような言葉 この面会とは、一般に人と直接に会うことを意味する用語でありまして、刑事施設で受刑者と会う場合

を使うわけでございます。

法制審議会が取りまとめた実質的な規律の内容を適切に表現することができる文言の在り方について、 でございますが、 もっとも、現在、法制審議会では、父母の離婚後の子の養育の在り方について幅広く審議中、 調査審議の結果を踏まえて具体的な条文案を立案する際には、 御指摘の点に限らず一般に、 調査審議

本文は大変十ペ 13 共 め 方 文言と 的 か まとめ 同 先ほど法 0 に考えて 嘉 な 一点目 危 親 ただきま 共 5 甾 観 ろ 是 何って 険だと 同 曲 権 1 点 たも こです う 非 紀 養 配 b お 共 務 育 偶 御 Ó 踏 おり Ŏ で、 者 ります。 大 総 ま D 同 が 検 は 君 臣 1 え う V 養 合 討 大 **ます**。 まず 意 育 ょ 変 7 ジ近く長 実 お か b 的 あ 子を連 見 願 重 b 13 お パ ŋ は n 検 慎 が 子 0 ッ 昨 61 要な意味を持 が 討 する必 0 夫 重 供 61 とうご 大 ケ 日 た な方 n 13 資 変 0 Þ 1 を 去ら 1. 強 料 ジ 連 共 h D 0 します です ざさ 7 概 要 V 0 同 0 n 13 意 要 が ħ と お 去 養 か 11 た方、 で 5 見 を ら が 育 ま b あ 11 0 す 逃 7 す う 0 n 支 お n 援 お a H ことも げ 届 か た た そ ょ ŋ **~**° n 6 な H 方 議 法 う É う n z 連 律 n n 1 0 b か 強 な 0 0 Š



資料① 令和 4 年 5 月 19 日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子 出典 (超党派)共同養育支援議員連盟作成資料

いいのかという共同養育総合的パッケージを提案させていただいております。 ら真のDV被害者の状況を左側に整理させていただきながら、じゃ、これに対してどういう対策を取ったら

うということで、はっきりと刑法二百二十四条の対象にもなり得るということをお答えいただいております。 では問題とさせていただいております。 ところが、現場の警察などではなかなかそのことが理解されていないということで、今、共同養育議連の方 けれども、ここの保護法益は、子供の自由が奪われることと併せて監護者の監護権も奪うおそれがあるだろ とで御答弁いただきました。そのときの答弁は、上川大臣とそれからあと川原刑事局長からいただきました 解を得ずに子供の居所を変えた場合に、刑法の二百二十四条の誘拐、 えた運用、これはちょうど昨年の四月十三日です、同居中の父母のうちどちらかが相手の配偶者に無言で了 この中で、特に右側の方の一番上のところに、様々な相談窓口、あわせて、検察における国会答弁を踏ま 略取誘拐罪に当たるかどうかというこ

て結構です、よろしくお願いいたします。 れたものを今後法務省さんとしてはどう対応策を講じていただけるか、少し時間も迫っておりますので短く 継続性の原則、 あるいは住民票の写しということで、この総合対策パッケージ、議連から出さ

ぐらいに中間試案が取りまとめられるというふうに聞いております。 して御提言をしっかり受け止めて、今後の検討、)国務大臣 先ほども御紹介しましたとおり、 (古川禎久君) 昨日、委員も所属されております議連から御提言をいただきました。 法制審議会で今調査審議 取組に生かしてまいりたいというふうに考えております。 が進められておるわけですけれども、 今年の夏 法務省と

法務省としましては、引き続き関係府省庁とも協力しながら取り組んでいきたいというふうに考えており

○委員長 (矢倉克夫君)

時間が参りました。

○嘉田由紀子君 お時間になりましたので、ありがとうございました。

以上です。

111

①《二〇二二年五月二十四日》

基準―民事上の不法行為責任追求ではなく刑事上の罰則強化を行う意義―滋賀県の再 表現の自由と侮辱罪の重罰化―侮辱罪の要件である「公然と」と当罰性の高低の判断 犯防止推進計画の先進性―受刑者の社会復帰に向けた刑事収容施設内における就業・

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。碧水会の嘉田由紀子です。

就学支援の必要性

したいと思います。 私も、まず、今回の刑法等の一部を改正する法律案関係で、表現の自由と侮辱罪の重罰化についてお伺

批判を受ける側になります。それで、ちょっと個別の事例なんですけど、個別の事例で考えさせていただき 実は、政治家、そして特に首長などしておりますと、どちらかというと、この侮辱なり、 あるいは いかなり

二○○七年の七月に、ああ、駅を止める、女の人は視野が狭いんだと、これはある有名な政党の元総理大臣 崎市のようになりたくなかったら新幹線の新駅造れと。これは電話で、まあ脅迫でしょうか。同じく七月、 ました。一つは、二○○七年の四月二十三日ですが、ちょうど長崎市の市長がピストルで殺された、長 二〇〇六年に知事になって、二〇〇七年に新幹線の新駅の中止について二つ言わば誹謗中傷をいただき

それから、 駅の街頭で私は公共事業の見直しでダムを止めると言っていたら、それは悪代官だと、 命を守

れないのかというような批判もいただきました。

というけど、 参議院に出るとき、二○○九年の七月八日でした、もう今もまだ記事が残っていますけど、参議院議員で共 がりました。 同親権を言っている嘉田由紀子は、共同親権、ここにまだ記事が残っています、共同親権は貧困対策になる 今回は、ツイッターとかSNSの問題です。木村花さんの事例は心を大変打つ問題なんですが、私自身も 貧困対策にはなりませんと、この人を、言わば嘉田を落選させろということがツイッターで広

とで参議院議員を辞めろと、かなり盛り上がったというか、バズりました。 内にある、ある婦人相談所、 それから、去年ですけど、二〇二一年の五月十四日、実はシェルター問題というのがありまして、 これは厚労省にも場所が書いてあるんですけど、そこの情報を出したというこ

となっておりますが、SNSなどのネット上の書き込みがどの程度であれば「公然と」と判断されるので 刑を引き上げる刑法二百三十一条では、事実を摘示しなくても公然と人を侮辱した者が罪に問われること こういう、私自身、どちらかというと、この対象にされる、そういう立場から見て、今回の改正で法定 捜査当局によって判断が分かれる可能性は生じないのでしょうか。刑事局長さんにお願いいた

)政府参考人(川原隆司君) お答えを申し上げます。

します。

いますが、 委員は、 犯罪の成否は収集された証拠に基づき事案ごとに判断されるべき事柄でございますので、どのよ 侮辱罪の構成要件のうち「公然と」という場合は、具体的にどの程度ならばというお尋ねでござ

うな場合に侮辱罪の公然性要件を満たすかについて、この場で私ども法務省として確定的なお答えをするこ

とは困難でございます。この点はまず御理解賜りたいと存じます。

とから、公然性の要件を満たすか否かにつきましては、そのような状態にあると認められるか否かによるこ あったとしても伝播して間接に不特定多数人が認識できるようになる場合も含まれると解されておりますこ る「公然と」と同じ意味でありまして、不特定又は多数人が認識できる状態をいい、相手方が特定少数人で その上で、一般論として申し上げますれば、侮辱罪の要件である「公然と」とは、名誉毀損罪の要件であ

〔委員長退席、理事高橋克法君着席

ととなるところでございます。

適切に対処しているものと承知しております。 あるところでございまして、捜査機関におきましては、こういった判例等も踏まえて事案の内容等に応じて そして、公然性、「公然と」の要件の意義につきましては、 最高裁判例を始めとして裁判例の積み重ねが

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

いけないということを思っておりますので。 自由は必要だと思っております。 以上たっていますので、またこちらが訴えるつもりもございませんけれども、ただし、一方で、私は表現の のような私自身がネット上で大変誹謗中傷を受けている、侮辱と言えるかどうか。これまた、ただ、六か月 ろいろ判例があるということでございますけれども、もう具体的にはお答え要りませんが、例えば、今 自分が侮辱の対象にされたとしても、政治家というのはそこは耐えなきゃ

重 1 また、二点目ですけど、 刑が科されることになりますが、当罰性の高低をどのように判断することが想定されているのでしょ 侮辱罪の法定刑の引上げによって当罰性の高い行為に対してはこれまでより

○**政府参考人(川原隆司君)** お答えをいたします。

うか。

す。 て申し上げれば、 当であるかが判断されるべきものでありますため一概にお答えすることは困難でございますが、 当罰性の程度につきましては、 行為の結果、態様、動機等の様々な事情が考慮されるものと考えられるところでございま 個別の事案ごとに具体的な事実関係を踏まえてどの程度の重さの処罰が適 一般論とし

談の有無、 然性の程度、犯行の期間、 てもこれらが参考になると考えられるところでございます。 調査した結果を御紹介いたしますと、 侮辱罪と保護法益が同じ名誉毀損罪について、 原状回復措置の有無などの事情が量刑上考慮されているようでございまして、 回数、犯行の動機や公益目的の有無、 おおむね、 被害者の社会的評価を害した程度、犯行の手段、 有罪判決において量刑の理由として示されているところを 被害者の精神的苦痛、 処罰感情の程度、示 侮辱罪におきまし 方法や公

嘉田由紀子君 この表現の自由の問題、 大変難しいとかねがね思っております。

批評が行われることは重要です。しかし、 批判する側もされる側も、 健全な民主制を維持するためには、社会生活の中で公私にわたり活発な批判、 批判、批評を行う側も、 批判、批評の対象となる側も、 どのよう

な表現に侮辱を感じるのか、その受け止め方は様々でございます。

とは困難でございます。 ルでも、どの程度の表現活動なら刑罰が科されても仕方がないと判断されるべきか、 客観的な基準を示すこ

ある表現が誹謗中傷であると非難する社会全体の意識も流動的です。個人のレベルでも社会のレベ

お聞かせください。 しょうか。これまでも皆さんの質問にお答えしていただいていますけれども、刑事局長の法務省の御見解! そういう中で、従来より重い刑罰を科することが表現の自由の保障を従来よりも損なわないと言えるので

)政府参考人(川原隆司君) お答えいたします。

罰の対象となる行為の範囲、すなわち侮辱罪が成立する行為の範囲は全く変わらないところでございます。 考えられるところでございます。 的評価を低下させる内容であっても、刑法第三十五条の正当行為として違法性が阻却され、 重くする趣旨でもございません。さらに、公正な論評といった正当な表現行為については、仮に相手の社会 今回の法定刑は侮辱罪の法定刑を引き上げるのみでございまして、構成要件を変更するものではなく、処 法定刑に拘留、 科料を存置することとしておりまして、当罰性の低い行為を含めて侮辱行為を一律に 処罰されないと

でありまして、 る捜査機関や裁判所の判断は、 その上で、法定刑が引き上げられた場合の運用につきましては、一般に、侮辱罪を含め、 御懸念の点につきましては、法制審議会の部会においても、 刑事訴訟法等の規定に従い、証拠に基づいて個別の事案ごとになされるもの 捜査、訴追を行う警察、検察の 刑事事件におけ

の引上げにより変わるところはないとの考え方が示されたところでございます。 委員から、これまでも表現の自由に配慮しつつ対応してきたところであり、この点については今般の法定刑

したがいまして、今回の法改正は表現の自由の保障を不当に損なうものではないと考えております。

○**嘉田由紀子君** 御丁寧にありがとうございます。

お聞 そういうところを民事上の不法行為責任を追及しやすくするのではなく、刑法上の刑罰強化を行うこと、こ れは社会の在り方として望ましい方向であるのか、少し抽象度の高い質問ですけれども、 を受けております、参議院議員として不適切だ、議員辞職しろとか、あるいは言わば落選運動をされるとか、 のではなく、つまり民民としての私的自治の観点ではなく、例えば、先ほど私がツイッターでいろいろ批判 公然と人を侮辱する行為に向けた社会の批判に応えるために、民事上の不法行為責任を追及しやすくする かせいただけますか 法務大臣の御見解、

〔理事高橋克法君退席、委員長着席〕

あってはならない行為でありまして、その根絶を図る必要がございます。)国務大臣(古川禎久君) インターネット上で行われます悪質な侮辱行為は、 時に人を死に追いやる、

な諸施策を含めた様々な取組を進めることが必要でございます。 こうした侮辱行為を含め、近時、社会問題となっております誹謗中傷に適切に対処するためには、 行政的

法務省においては、これまでも、被害に遭われた方からの人権相談への対応や、プロバイダー等に対する

投稿の削除要請などを行ってきたところでございます。また、令和三年四月、 の改正法が成立、 たな裁判手続 の創設、 公布されていると承知をいたしております。 開示請求を行うことができる範囲の見直しなどを内容とするプロバイダー責任制 発信者情報の開 示に関する新 限

る必要があるというふうに考えております。 これまでよりも厳正な対処を可能とすることが必要であり、そのような観点から侮辱罪の法定刑を引き上げ き犯罪であるという法的評価を示し、 その一方で、近時の侮辱の罪の実情等に鑑みれば、公然と人を侮辱する侮辱罪について、厳正に対処すべ 侮辱行為を抑止するとともに、 当罰性の高 い悪質な侮辱行為に対して

嘉田由紀子君 社会的価値観の違いだなと、改めて今法務大臣の答弁を聞いて思いました。

と思っております。 選んだ方がいいと思っております。ですから、 るんですね。 様々な落選運動の対象になり、また特にこの共同親権問題というのはネットですぐ、ある意味で燃え上が を大変萎縮させてしまう、そこを私は元々社会学者としても大変気にしております。 十分ということではなく、 プロバイダー責任なり、 その対象に自らがなりながらも、ここは重罰化ではないということを私自身は政治家として 逆に重罰化するというのは、社会の在り方としてまさに言語空間あるい あるいはネット上の様々な規制というのは既にやっていただいている。 今回のこの刑法改正については大変慎重な姿勢を取りたい ですから、 それ 自 は発言 分

次の質問 再犯防 止推進計画、 これについては、 今回の刑法改正、社会として望ましい方向に行ってい

ると思っております。



⑥ 県再犯防止推進計画(H31.3策定)

【計画期間:RI~R5]

大切にする視点

- ① "気づき"から"つながる" 仕組みづくり
- ② 多職種・多分野によるネットワークづくり
- ③ 一人ひとりの人格と個性を尊重し、 支援し続けるための基盤づくり

成果指標

刑事司法手続段階における入口支援事業等を開始した対象者に、2年後も何等かの形で、地域の支援者が関与している割合(=定着率)

<u>目標値</u> 90%以上 【実績】H30 94.9% R元 95.1% R 2 90.5%(R3に確定)

資料① 令和4年5月24日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子 出典 滋賀県庁提出資料

その中には障害を持っていらしたり、 和的な社会にできるかということで、それで今日資料としてお出ししました、滋賀県再犯防止推進計画とい ても多いんですね。この方たちをどうやって社会の中で、その方たちも幸せに、そして言わば社会として平 知事時代からとても気にしていたんですけれども、本当に検挙される方の約半数が再犯者であると。 あるいは高齢者で常習的に万引きをしてしまうとか、そういう方がと

うのを出させていただきましたけれども、これ全国の都道府県で作っていられると思います。二〇一九年に

ようなこともやっていただいています。それから三点目は、一人一人の人格と個性を尊重して支援し続ける れもいろいろ現場で警察情報をいただいた市役所の職員さんがそのサポートする仕組みをつくる、そういう くことによって社会関係を豊かにしていこうと。それから、多職種、多分野によるネットワークづくり。こ 大切にする視点としては三つございます。一つは、 万引きしてしまったのは寂しいからかなとか、孤立していたからかなとかいうことを周囲の方が気付 気付きからつながる仕組みづくり。 まさに、 あ

滋賀県では五年計画を策定しております。

以上なんですけれども、 かの形で地域の支援者が関与している割合、これ定着率と定義していますけれども、 この三点で、成果指標としては、 滋賀県の場合に、平成三十年九四・九%、 刑事司法手続段階における支援事業等を開始した対象者に二年後も何 令和元年九五·一%、 目標値はKPI 令和二年はまだ途中 九

ための基盤づくり。

それで、ここは、このような滋賀県の取組をどのように評価なさいますでしょうか。 法務大臣に対して、 経過なんですが九○・五%という形になっております。

感想で結構です、御意見いただけたらと思います。

託していただいて、これまでも先進的な取組を実施していただいているところでございます。また、このモ ける地方公共団体の先駆的な存在であるというふうに認識をいたしております。 デル事業終了後も県独自の事業としてこれらの取組を継続して実施していただくなど、再犯防止の分野にお 国務大臣 (古川禎久君) 滋賀県では、県の再犯防止推進計画を策定いただくとともに、モデル事業を受

当に高い志というようなものを私自身も肌で感じさせていただきまして大変感銘を受けた、そういう経験も を地域で支えておられる方々のお話をまさにこれ膝詰めでお伺いする機会を得ました。 持っております。 やっぱり様々悩みつつ取り組んでおられる皆様の本当にこの思いといいますか、この事業に懸ける本 私も昨年、 滋賀県更生保護ネットワークセンターを訪問をいたしまして、罪を犯した人の立 いろんな具体例を含 ち直

を上げておられるこの滋賀県の取組については心から敬意を表したいと思っております。 はあるけれども、 非常に、罪を犯した人の立ち直りという、 本当に尊いんだということを感じておりまして、先駆的にこの実践をし、 大変地味なのですけれども、なかなか光が当たりづらい分野で かつ実績、

すか、 の、今の三日月知事との間で、三方よし宣言ですか、三方よし宣言という共同宣言を交わして、何といいま また、さらに、 より高 い理想を目指して取り組んでおられると、こういうお姿にも大変敬意を表したいというふうに 令和元年には当時の山下貴司法務大臣が滋賀県を訪問されたそうでございます。

思っております。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

んですね。というところで御紹介させていただきました。 いますけれども、 何も身びいきでということではなくて、こういうモデル、もちろん他府県もいろいろやっておられると思 身近なところで見てきたのでより具体的に、また、まさにこれは横串を刺す政策が必要な

もだんだん認識が変わってくるかなということを学ばせていただきましたので、紹介をさせていただきまし なことで点数化する、そうすると、そこのところをポジティブに受け止めていただくというので、 いろいろ点数入れますけど、そこに男女共同参画度であるとか、それから保護観察対象者の就労というよう 知事になって、ある意味で権力行使というよりは工夫を入れ込むのに、 例えば建設工事の入札資格に

ことは検討されているでしょうか。 の執行段階のうちに、刑事収容施設内等で就業あるいは修学支援などの社会復帰支援の機会、 もう時間もありませんので、法務省の矯正局長さんに、受刑者の社会復帰支援の効果を高めるために、 お願いいたします。 種類を増やす 刑

では、処遇の一層の充実を図るため、受刑者に対する社会復帰支援が刑事施設の長の責務とされてございま 者に対しまして就労支援や福祉的支援等の社会復帰支援を行ってきたところでございますが、今回の法改正 政府参考人 (佐伯紀男君) 刑事施設におきまして、出所後の自立した生活を営む上で困難を有する受刑

今後におきましては、受刑者の資質や環境、本人のニーズを見極めた上で、これまで以上に支援が必要な

す。

が想定される福祉サービスの事前体験を実施するなどの取組、こういった社会復帰支援の一層の充実に努め 受刑者に対し適切に動機付けを行い、支援を希望する受刑者に対しましては、 てまいりたいと考えてございます。 などを提供できるように調整する支援を想定してございます。さらに、就労内定先の見学であったり、 出所後の就労や福祉サービス 利用

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

部改正する法律案の中で前向きに対処していただけたらと思います。 予防的な措置を、また再犯に至らないように、これはもう、それこそ本人にもよし、また家族、 社会にもよしという、私たちは三方よしといつも言っておりますけど、それが今回のこの刑法等の一 周囲にも

私の方はこれで終わります。ありがとうございました。

⑫《二〇二二年六月二日》

再犯率 ジャック・ストーン氏、ヴィンセント・フィショ氏のハンガーストライキと日本の監 護法制改革の必要性、デンマークのストーストレム刑務所における自由な処遇と低い ―川崎少年刑務所における厳格な措置―入管施設における人権尊重の必要性-

嘉田由紀子君 ありがとうございます。碧水会の嘉田由紀子でございます。

「加する高齢受刑者の処遇のあり方

と引き離されて、三週間ほどハンガーストライキで訴えました。 年の七月にも、フランス人のヴィンセント・フィショさんが、オリンピック前でしたけれども、やはり子供 というお父さんが、子供と引き離されて、日比谷公園でハンガーストライキをやっております。ちょうど昨 法制改革について質問申し上げております。ちょうど今、この瞬間に、アメリカのジャック・ストーンさん 今課題となっております刑法の改正問題に入ります前に、最新情報ですが、私ずっと一貫して日本の家族

とって重要な分断をしていくんだと、弁護士が、裁判所も調停委員も紛争を解決できずに、逆に両当事者の は仲よく共同養育をしているということで、このグティエレスさんがおっしゃるのは、 お父さんに会えないのということで、母親が連れ去っていたんですけれども、親子会わせるようにして、今 るという事例もお話しくださいました。子供さんが、三年間会えなかったんだけど、子供さんの方が、何で が私の会館の部屋に来てくれまして、実は、引き離されていたんだけど、本当に今うまく共同養育できてい 引き離されているこの二人の事例に対して、この間、アメリカ人のエンリケ・グティエレスさんという方 日本の法律は父母に

も持ち続ける、場合によってはその子供がある意味で不幸になってしまう、そういう状態というのを自分は 訴えておりました。日本の監護法制改革、ここは、子供を連れ去って、子供自身に連れ去りの後遺症を何年 間に摩擦を生み出していると、 解決策を見出す代わりに問題を悪化させているという状況について大変強

改善したいと言って、今NPOグループもつくっておられます。

ンティング、 親子の引き離し、 法務大臣、今法制審で議論をしているのでこれ以上のコメントは無理という御回答かもしれませんが、こ 共同養育は当たり前なんですね。そのようなことで、今の日本のこの状態、 日本国内だけではなくて海外の国際結婚でも生じております。 海外では、 どうお考えでしょ もうコペアレ

であり、子供の利益の観点から大変重要な課題と認識をしております。 えたいと思いますが、父母の離婚後の子の養育の在り方は、 国務大臣 (古川禎久君) 御紹介をいただいたような個別的な取組についてコメントをすることは差し控 子供の生活の安定や心身の成長に直結する問

父母の離婚後の子の養育の在り方やそれに関連する諸課題につきましては、

法制審議会におきまして、

親の ツなど諸外国の法制度が紹介された上で、それを踏まえた調査審議が行われていると承知をいたしてお ります。また、 紛争解決を行う立場など様々なお立場から、 様々な方からのヒアリングも踏まえて幅広く調査審議中であります。 離婚を経験した子の立場、 法制 審議会の 調査審議の過程では、 離婚を経験した監護親又は非監護親の立場、家庭問題に関する支援の現場、 お立場の方から実情をお伺いしているものと承知をしてお 韓国、 アメリカ、イギリス、オーストラリア、 例えば、ヒアリングの対象としては ド

S. Jack

保の観点から充実した調査審議が行われることを期待しております。 父母の離婚後の子の養育の実情や海外法制等をしっかりと踏まえた上で、子の最善の利益

りません。 のかというようなことで。それから、今のジャック・ストーンさんのこともほとんどニュースになってお 身もフランスのテレビから取材を受けました。日本はどうなっているんだ、国会議員として改善できない ○嘉田由紀子君 ヴィンセント・フィショさんのハンガーストライキのときにフランスからは大変な取材があり、 実は日本のマスコミさんはこのことをほとんど取り上げてくださらないんですね。

んので、法務大臣、産経新聞を御覧いただけたら幸いでございます。 うでございます。今日の産経新聞に取材が出ておりましたので、これはもうあらかじめ質問出しておりませ も、右往左往しているところで、民間団体が、離婚後の共同監護をということで独自試案を取りまとめたよ ただ、つい最近、法制審が一年以上議論していて、ほとんど、中間試案が出るということなんですけれど

二点目ですけど、罪を犯した者の施設内の処遇について、刑法の今回の改正に伴って質問させていただき

たいと思います。

言わば受刑者に対する扱い方が違うなということがこの施設の違いで分かると思います。 務所内の様子と、それから日本の資料と両方をお出しさせていただきましたけれども、デンマークと日本の 今日、資料をお出ししました。入国者収容室、居室というものですけど、デンマークのストーストレム刑

●入国者収容所居室

●刑務所居室(単独室、共同室)



【出典:出入国在留管理庁 HP より】



「被収容者に<u>適正な生活条件</u>を保障」、「衛生,健康管理面についても十分に配慮」 【出典:法務省HPより」】

●Storstrøm Prison (デンマーク ストーストレム刑務所)

Storstrøm Prison is the setting for the world's most humane and resocialising closed prison, with architecture which supports the inmates' mental and physical well-being and also ensures a secure and pleasant workplace for employees.







【出典 CF Moller Architects HP(https://www.cfmoller.com/p/Storstroem-Prison-i2730.html)

資料① 令和4年6月2日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子

はできません 項 犯率定義するに けています。 帰 によって社会復 を提供すること るような住環 自由が認めら してできるだけ 純に が 低下に結び に向けたリ えばある統 様々な留意事 テー あ 国 りまして 際比 再 犯 再 付 率

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

(教科指導)

- 第104条 刑事施設の長は、社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な 社会復帰に支障があると認められる受刑者に対しては、教科指導(学校教育法(昭和二十二年 法律第二十六号)による学校教育の内容に準ずる内容の指導をいう。次項において同じ。)を 行うものとする。
- 2 刑事施設の長は、前項に規定するもののほか、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者に対し、その学力の状況に応じた教科指導を行うことができる。

受刑者の各種指導に関する訓令

(特別教科指導)

- 第13条 特別教科指導は、法第104条第2項の規定により行う指導とする。
- 2 特別教科指導は、学校教育法による高等学校又は大学の教科の内容に準ずる内容について行う。
- 3 刑事施設の長は。特別教科指導を行う場合において、相当と認めるときは、高等学校又は大
- 学(通信による教育を行う課程に限る。) に入学させることができる。
- 資料② 令和4年6月2日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子 出典 法務省提供資料 e-gov 法令検索に基づき、嘉田事務所で作成

米国 の 再犯率の 範囲は約四九から八○%に対してデンマークでは二七%とされております。 再犯率

低いということです。

囲気だろうと思いますけれども、このヒュッゲに基づいて、犯罪を犯した人たちの施設もゆったりと造られ 摘されております。 圧されることなく、穏やかな団らんの中に、ふと幸せ感、満足感を感じるヒュッゲという思想があるとも指 も幸せな国と言われておりますので、いろいろこれまでも勉強させていただきましたけれども、 デンマークのように懲罰よりも更生支援を重視する政策判断の背景には、私も、デンマーク、 これ、 日本ではゆったりとした心の満足とかそういう言葉、 英語ではコージーという雰 感情的に抑 世界でも最

うなことで、 のノートの冊数まで制限している、二冊までしか駄目だと。で、書きたい少年はそれ以上書けないというよ 見がございますが、その意見を見ておりますと、大変厳密な措置がなされております。 方、日本では、本日午後、 通常の刑務所では更に厳格な管理が行われているということです。 当委員会が視察に伺います川越少年刑務所に対する刑事施設視察委員会の意 例えば受刑者の少年

用語の政治的なアナウンスではなく、お一人お一人の人権を確実に保障する基盤となることを願いながら、 の理念、思想、 そこで、法務大臣、どのような理念や思想に基づいて法務省の任務を遂行しようとお考えでしょうか。こ 日本人だけではなくて、日本と縁を持っている外国人の方も含めて、法の支配が単なる法律

法務大臣に確認をさせていただきます。

どのような理念、思想に基づいてこの法務行政に向かっていくのかというお尋ねでございました。

所信におきましても、このようにこの委員会で申し上げております。

認識しており、 人類社会は、人の尊厳が重視され、尊重される社会へと、一歩ずつではありますが、着実に歩んできたと 自由、基本的人権の尊重、法の支配、そして民主主義は、そうした社会を実現するために、

民の権利擁護等を任務とし、我が国の法制度の基盤を担っており、このような大局観を常に念頭に置きつつ、 人類があまたの困苦を乗り越えながら獲得してきた原理だと考えております。法務省は、 法秩序の維持、

諸課題に取り組むことが大切だと考えておりますと、このように私は本委員会でも申し上げたところでござ

くます

遇を通じて、 この法の支配の理念を法務行政のあらゆる場面で具体化していくことが大事だというふうに考えておりま 刑事施設におきましては、被収容者等の人権を尊重しつつ、個々の受刑者の資質及び環境に応じた処 改善更生の意欲の喚起及び社会適応力の育成を図っていくことが重要だというふうに考えてお

容施設内の医療体制を強化していくなど、被収容者等の人権を尊重しつつ、適正な処遇を行っていくことが 上で策定をいたしました使命と心得の下で職員の意識改革を進め、また、有識者会議の御提言を受けて、収 また、入管行政におきましても、ウィシュマさんが亡くなった名古屋の事案のこの強烈な反省を踏まえた

それを怠ることなく、 冒頭に申し上げた理念に基づきまして、そして、この理念をあらゆる場面で具体化していく努力、 適正な法務行政の遂行に取り組んでいきたいというふうに考えております。

必要であるというふうに認識をしております。

嘉田由紀子君 法務大臣、ありがとうございます。

の価値観にしていただいていると思います。 本当に一人一人の人権が根本から尊重されないとなかなか犯罪からも立ち直りできないということを共有

そういう中で、先ほど来から議論になっていたんですけれども、罪を犯した方が、施設内の処遇ですけど、

刑の執行段階で、 被害者等の心情を伝達することが受刑者の立ち直りにどのような効果を及ぼすと評価して

いるでしょうか。

既に先ほど清水議員のときにもございましたけれども、 法務省さん、お願いいたします。

○政府参考人(佐伯紀男君) お答えいたします。

等の命を奪う罪を犯した者など一定の人に対しまして、被害者の視点に、被害者の視点を取り入れた教育を ておりまして、現行の法の下におきましても、被害者の方やその支援団体等による講話であったり、 の被害に関する心情やその置かれている状況等について正しく理解させることが極めて重要であると認識し 受刑者に対しまして、自らの犯罪に対する反省や悔悟の情を深めさせるためには、被害者及びその親族等 被害者

被害者の心情等を早い段階から知ることが更生の出発点であるといった御意見などが寄せられたものと承知 うな形のものはしてございませんでしたが、法制審議会の部会におきましても、 今回、法制審議会における議論におきましても、これまでは被害者等の心情を直接私どもが受け入れるよ 例えば、加害者にとっても

行うなどの働きかけをしておるところでございます。

受刑者の反省や悔悟の情を深めさせ、その改善更生などを効果的に図るための処遇を引き続き推進してまい してございまして、こういったことを含めた法改正でございますので、この法改正の趣旨を踏まえまして、

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

りたいと考えてございます。

する課題と対応はどうなっているでしょうか。法務省さん、お願いします。 内でできていなかったということで、今回の法改正でここはより徹底して効果を出していただきたいと思います。 時間も迫っておりますので、最近、高齢者が受刑者の中で増えておりますけど、この受刑者の高齢化に関 これまでも被害者の心情を加害者に伝えるというのは、社会的には言われていたんですけど、なかなか施設

○政府参考人(佐伯紀男君) お答えいたします。

とで、十年前の平成二十二年に比べまして約一・七倍に増加してございます。 令和二年度の、令和二年の新受刑者のうち六十五歳以上の高齢者の割合につきましては約一三%というこ

要がございますが、出所後に速やかに福祉サービスを受けることができるよう環境を、生活環境を調整する などの問題を抱える者も少なくないというのが実情でございます。高齢受刑者の特性に応じた処遇を行う必 高齢受刑者の中には、認知機能や身体機能などの低下に伴う疾病、あるいは出所後に適当な帰住先がない

こういった点も踏まえまして、今回の法改正によりまして、受刑者には、 刑事施設の長の責務として明記 ことが課題となっております。

社会適応に必要な知識、能力を付与させる改善指導であったり、認知機能や身体機能を維持向上させるため させる、こういったことを含めまして、あるいは拘禁刑の柔軟な処遇が可能ということがございますので、 の措置を柔軟に実施して、高齢受刑者が円滑に社会復帰できるよう努めてまいりたいと考えてございます。 されました社会復帰支援の取組でございますが、福祉施設等の関係機関と連携した社会復帰支援を一層充実

○委員長(矢倉克夫君) お時間になりました。

したので、これで終わらせていただきます。 ○嘉田由紀子君 どうもありがとうございました。 日本語が不自由な外国人の方の教育のことをお伺いしたかったんですが、もう時間が来ま

⑬《二〇二二年六月七日》参考人質疑

表現の自由の限界―自分に自信のない若者が多い日本で、表現の自由を制限すること が日本の将来に及ぼす影響―川越少年刑務所の再犯防止に向けたサポートのあり方

○委員長(矢倉克夫君) 刑法等の一部を改正する法律案及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関

係法律の整理等に関する法律案の両案を一括として議題といたします。

本日は、両案の審査のため、三名の参考人から御意見を伺います。

ナリズム学科教授山田健太君及び龍谷大学法学部教授石塚伸一君でございます。 御出席いただいております参考人は、法政大学大学院法務研究科教授今井猛嘉君、 専修大学文学部ジャー

この際、参考人の皆様に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

皆様から忌憚のない御意見を賜りまして、 今後の審査の参考にいたしたいと存じますので、どうぞよろし

くお願いいたします。

略

| **嘉田由紀子君** | 碧水会の嘉田由紀子でございます。

お三方の皆さん、長時間、もうこんな時間になって大変お疲れだと思いますが、私が最後ですので、

分お付き合いいただけましたら。碧水会の嘉田由紀子でございます。

皆さんの中でかなり議論が深まり、広がっているんですが、私は、表現の自由と今の若い人たちの社会意 法遵守の意識との関係を、皆様、大学の現場で教鞭を執っておられますので、是非教えていただけたら

と思います。

るのは、やっぱり一人一人の力が国際的に付いていっていないことだろうと思います。 ましたけど、今の日本がここまで国際的に出遅れて、そしてこの後も大変希望が持ちにくい社会になってい と申しますのは、私は大学で教鞭も執っておりましたし、社会学で、それからまた自治体で行政もしてき

説明がなかったと思うんですが。 とっても社会学的に分かりやすいなと思って。ちょっとコメントいただけますか。 料の後ろのページに表現の自由の限界という図を、限界モデルを書いていただいているんですけど、これ、 弱くなっているんじゃないのかということで、表現の自由と関わるところで、是非、山田委員に、今日の資 それは、一つは、女性を軽視してきたという問題、それからもう一つは、やはり若者、子供が生きる力が お時間がなかったので、

かったり、あるいは時代によってもやもやっと半分消えてしまったりということがあって、それがために、 はっきりしていればいいんですけれども、表現の自由の場合には、この限界線がぎざぎざであったり、 たというふうに理解をしているんですけれども、基本的には、この太い線、表現の自由 ○参考人(山田健太君) この表現の自由限界モデルについては最初の発言の中でも御説明させていただい の限界というのが

この図でいうならば③にあるように、どうしても自制あるいは萎縮をして、本来言ってもいいことまで行か

ずに手前で収まってしまうということが間々あると。

については自制してくれた方がいいわけですよ。これは自制した方がいいんです。だから、この自由のモデ という形で、 ルでいうならば、 それをできる限り避ける必要がある場合もある。確かに、今日議論がされているように、 言わないことの方が多いぐらいですよね。 自制が大事な場合もいっぱいあります。僕らも、面と向かっては言うのをやめておこうね 誹謗中傷の議論

限り、 いうふうに理解をしています。 て今言ったような批判とかあるいは心の叫びを一定程度許容するような社会こそが民主主義の懐の深さだと た批判の自由に関わる部分で、あるいは弱者から強者に対する心の叫びの部分で、そこに関しては、できる あるいは、今回の侮辱罪でいうならば、基本的にはこの曖昧さというのをむしろ大事にして、それによっ けれども、事、逆に自制をさせないようにしなきゃいけない場合もあるんだと。それが今日お話ししてき その限界線越えてもいいんだよという、手を差し伸べるような工夫を社会にしていった方がいいと。

向 ありますけれども、 的には言わない方が一般的ですね。何となく今の学生ってSNSでもう好き放題言っているという雰囲気が 以上です。 実際、学生の方が、今の学生の話でいうならば、むしろ今はとっても萎縮して、あるいは自制して、 傾向がむしろ強まっているというふうに言ってもいいんじゃないかと思います。 実際はそうではなくて、社会全体の空気としては言わない方向、 この③の自制をする方

なりあるいは社会全体として、言わば手前でそんたくして発言しないようにする、これが私は社会学者とし まさに、この③のところが自制をする、そこに、今回のこの侮辱罪の強化は⑥のところで、行政なり法律

てとっても気になるところなんですね。

おりまして。 も千とか千百ぐらいなので国全体ではないんですけれども、この若者の意識調査、いつも私は大変気にして ど、日本、韓国、 内閣府が日本の若者の意識調査を国際比較をしております。最新のは二○一八年、平成三十年なんですけ アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン、インターネット調査で、回答数

というのも多いんです。それで、自分は役に立ってないと思っている。 と申しますのは、日本の若者、大きな特色としては、自分に自信がないという割合が圧倒的に多い 韓国、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン全てに。それから、自分には長所がない

者、日本たった一○・八%です。韓国が二九・九、アメリカ四三・九。この辺りが投票率とか政治参画への意 ていて、分かりやすく言えば、社会をより良くするため私は社会における問題の解決に関与したいと思う若 デンも高いんですね。だから、個人の自由ということは、もう今の若い若者は本当に制約を自らが課してい 個人の自由の問題ですけど、他人に迷惑を掛けなければ何をしようと個人の自由だという比率が日本は 一五・七%。これ韓国三八・六、アメリカ五〇・二%、イギリス四三・七、ドイツ三九・八、フランス、スウェ 特に、私は、その社会感覚とかあるいは政治参画のところでとっても気になっているのが、 山田先生の言われるこの③のところなんですね。そのことが実は政治や社会への関心の低さにつながっ 例えば今の

識につながってくると思うんですけれども。

ういうところに今回のこの侮辱罪とか強化をすることで、あるいは表現の自由に足かせを掛けることで日本 教鞭執っておられて、この日本の若者の自信のなさ、満足感の低さ、そして社会的発信力の意思の弱さ、こ それで、お三方に、 既に山田参考人にはお答えいただいているんですけれども、今井参考人に、今大学で

の将来に危惧を持ってしまうというような懸念は過剰でしょうか、それともそういう懸念があるでしょうか。

今井参考人、

お願いします。

得ますので、そういった意味では、刑事法との観点から見るとこういう規制をつくっておく必要はあるのか に日本に明るい未来を見ていないことは事実です。そのときに鬱積したのが、表現を自粛するのか、逆に今 さんがこの二十年以上にわたるデフレの中で育ってきた方ばかりですから、やはり私たちが育ってきたよう 回の事件のようにSNSだからといって過剰に走るのか、それは分からないですね。むしろ、やはりその自 ○参考人 (今井猛嘉君) 外面を整えているがためにスマートフォンに向かって自分の内面が発揮されて無軌道に走ることもあ ちょっと考えたこともない御質問なのでどう答えられるか分かりませんが、

○**嘉田由紀子君** 同じ質問を山田参考人、いかがでしょうか。

なと改めて思った次第でございます。

いうのは、社会的な関心が十分持ててない、あるいは、その知った出来事に関して想像力が十分に働かない、 (山田健太君) 今お使いになった言葉で話をさせていただきますと、 若者の現在の弱いところと

その上でなかなか行動に移せない状況があるんだというふうに思います。すなわち、その関心、それ 行動力というこの三つの観点が大きなポイントでして、実際きちんと社会の状況を理解して相手の立 から想

場について想像ができれば、誤った行動をする比率は、というかその状況はぐっと低くなる。

に理解をしています。 としても力を入れていらっしゃる情報教育あるいは情報リテラシー教育につながっていくものだというふう 会づくり、あるいは教育の在り方というものを高めていく必要があるわけでして、それこそが現在、 て、むしろきちんと学生に自主的な判断をさせていく、若い人たちにいろんな物事を考えてもらうという社 いう関心を持つことも、 らするならば、じゃ一体、今回のいわゆるネット上の誹謗中傷対策として何が必要なのかというのは、そう これは私たちのジャーナリズム教育の中でも非常に明らかな効果として見える部分でありまして、それか 想像力を、何というかな、受容することも止めて、上から押さえ付けるんじゃなく

以上です。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

石塚参考人、今の質問、いかがでしょうか。

かったんです。そうしたら、内堀先生という先生が、何か分からないこととか嫌なことがあったりとか言い のときに並んでいて、ここのところ、石塚のヅというのがスに点々だったんですよ。嫌で嫌でしようがな ○参考人 (石塚伸一君) 僕、 いろいろ今日も発言させていただきましたが、小学校一年生のときに入学式

からメッセージをもらったんですね。それを今回、学生たちでゼミでやってみても、やっぱり誹謗中傷は にしたんです。それは、僕の育った時代の民主的な自由な空気の中で、私は発言することに関して内堀先生 と言ったら直してくれたんです。僕、それ以来、分からないことがあったり思ったことがあったら言うこと たいことがあったら言いなさいと言ったら、はいと手を挙げて、僕のヅはスに点々じゃなくてツに点々です

けないと、非常に大人の意見が出てきます。

と思うので、じっくり議論するので今回何か決める問題ではないと思います。 という側面もあるんです。それを完全に奪ってしまっていいのかという問題は、 す。つまり、彼らは、LINEだとかSNS上は、彼らの発言したいことを匿名性の中で発言する場である のでいろいろ考えまして、LINEで、質問がある人、LINEに書いてというと、いっぱい出てくるんで いる内容が何であれ、ひとまず黙っときなさい。ゼミで意見求めてもしゃべらないので、どうするかという 今回、こういう新たな法を作ることが、メッセージとして若者たちに黙れと伝わるのが怖いです。 これからの学生たち、若い人たちをどう育てていくかというときに真剣に考えなきゃいけないことだ 今先生おっしゃいましたよ

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

以上です。

それから比べると本当に自制心が強過ぎて、それが社会全体の活力低下に、そして国際的な問題にもつな 当に自制心が強過ぎるというか、私たちの世代のときはもう政治がんがんやっていましたから、 私も、自分も子育てをし、また自治体で教育、子育ての責任を持ち、そして今の若い人たち、大学でも本

がっているのではないのかと。

れるのは、私も大変懸念を感じております。 メリカ、ヨーロッパの方がずっと強いわけで、そこを日本が今回の法案でどさくさ紛れにこういうことを入 はやっぱり全体のサポートだと思うんですね。それ、アメリカ社会に私もいましたから、そういう意味でア 今、石塚参考人が言っておられたように、本当に発信力を社会化して、匿名ではなく出せるような、それ

をいただけたら有り難いです。 に対しては、このままいったらいいのか、あるいは私たちがもっと学ぶべきことがあるのか、少し逆に示唆 が言われるように、現場で頑張っておられる皆さんの、今の少年刑務所の再犯防止などの自主的なサポ それから、 最後に一つ、この間、 川越少年刑務所に視察をさせていただいて、本当に皆さんが、 石塚先生

参考人 (石塚伸一君) 現場は努力されていますし、努力を否定するものではありません。

どうかというのは、一つ大きな問題ではあります。 減っています。 少年院における処遇の適切性は、成人においての犯罪率の低下という形で出てきます。 少年の犯罪は五分の一から六分の一ぐらいまで減ってしまっています。このことがいいのか 犯罪は物すごく

そんなの怖いです。大体一○%から一五%ぐらいの効果があれば、それは効果があったということになりま それと、処遇プログラムですが、効きません。大して効きません。 何かの処遇をして五〇%以上効いたら、

どうやって調べるかというと、その処遇をしない人とする人とを比較対照して再犯率を比較するというよ

す。

たいに二つ、使って、使わないので比較するのって日本はできないじゃないですか。 やればいいと分かっていることはみんなにやります。ワクチンの検査でも、効果を測定するときに、海外み うな方法しかありません。ただ、日本ではこれはできません。なぜかというと、人権を侵害するからです。

ては功を奏していると思うので、この努力をこれからも継続していくという必要はあると思います。 やっぱり日本の枠組みの中で何が効くのかということを考えたときに、今の努力は一定程度働きかけとし

以上です。

○嘉田由紀子君 ありがとうございました。

時間になりましたので、お三方、どうもありがとうございました。参考にさせていただきます。

4 《二〇二二年六月十日》

致国家と言われる根本には単独親権制度の問題がある―入管施設内における処遇改善 の必要性―仮放免者に対する社会保障制度の脆弱性 ―民間法制審中間試案の提起する子どもや家族の抱えている問題の重要性―日本が拉 虐待を受けた東近江市の方の体験と片親親権問題(実の父親とのコンタクトの必要性) 日本語が不自由な受刑者に対する対応―受刑者の教科指導のあり方―義理の父からの

嘉田由紀子君 ありがとうございます。碧水会の嘉田由紀子でございます。

た。そこで、関連するお話ではあるんですけれども、あそこでいろいろな資格を取るために勉強していると いう方もおられました まず、先日、川越の少年刑務所見学させていただきました。ありがとうございました。お世話になりまし 刑法改正に関して、前半お願いいたします。また、後半は子供の離婚後共同親権に関してお伺いいたします。

あるいは円滑な社会復帰促す観点から、日本語教育の実施など、どのように対応なさっておられるでしょう あるいは訓令がございまして、まず一点目なんですが、日本語が不自由な外国人受刑者に対して、 今日、 法務省さんにお願いします。 資料一として出させていただきましたけれども、 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 再犯防止

中 は、 荊 外国 務所など一 日 本人受刑者と同 [人受刑者 部 のうち 0 刑 É 事 様 施設に集めて収容いたしまして、 本語を十分に理 0) 処遇を実施するため、 解できない人に対しまして 原則としまして府 外国

刑者に関する通訳、 翻 訳業務などを行う国際対策室を設置するなど |人受

に配慮した処遇を行うとともに、 こうした方々に対しまして、 その文化であったり生活習慣 円滑な受刑生活 !や出! 所後 等 0 改 0 違

13

して対応してござい

・ます。

語会話に関するグル あ 更生のために、 つたり、 日 本語 外国人受刑者専用 教育 1 プワ の視聴覚教材などを用いた日本語教育、 1 ク á る 0 13 日 は 本語 口 1 指導用 ル プレ ワー ー等を実施 クブ ッ 日 ク 本 で 7

るところでございます。

服役させることによりまして改善更生や円滑な社会復帰を促進する きまして、 るいは、 また、 タイ、 欧州評議会の 外国人受刑者をその本国に移送し、 ブラジル、 刑を言 イラン、ベトナムとの二国 い渡され た者 の移 び送に関 母国において受刑 [間条約に基づ する条約、 あ

取組を行っているところでございます。

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

(数科指導)

- 第 104 条 刑事施設の長は、社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に 対しては、教科指導(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による学校教育の内容に準ずる内容の指導をいう。 いて同じ。)を行うものとする。
 - 刑事施設の長は、前項に規定するもののほか、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者に対し、 その学力の状況に応じた教科指導を行うことができる。

受刑者の各種指導に関する訓令

(特別教科指導)

- 第13条 特別教科指導は、法第104条第2項の規定により行う指導とする。
 - 2 特別教科指導は、学校教育法による高等学校又は大学の教科の内容に準ずる内容について行う。
 - 3 刑事施設の長は。特別教科指導を行う場合において、相当と認めるときは、高等学校又は大学(通信による教育を行う課程に限る。) に入学させることができる。

資料(1) 令和4年6月10日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子 法務省提供資料、e-gov 法令検索に基づき、嘉田事務所で作成

格を取得することができる可能性、 受刑者の処遇 一の中で教科指導に関して、単なる教科指導ではなく学力向上あるいは上位の学位、 どの程度認められているでしょうか。手短にお願いいたします。

資

0 対しましても特別教科指導というものを行ってございます。そのほかに、教科指導以外にも、その被収容者 補習教科指導を行っておりますが、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に資すると認められる受刑者に 知的、教育的活動について援助をするという趣旨での取組も行っております。 政府参考人 (佐伯紀男君) 学力を欠くことにより、社会生活の基盤となる学力を欠く方に対しましては

受験機会の付与、こういったことのほか、 めているところでございます。 あるいは、文部科学省と連携した、全国の刑事施設を試験会場といたしまして高等学校卒業程度認定試験 務所におきまして、近隣の高等学校の協力の下、高等学校の教育を受けさせるための通信教育課程への編入、 これらの学力向上を図るための実施している取組といたしましては、盛岡少年刑務所それから松本少年 希望する受刑者に対しましては大学レベルの通信教育の受講も認

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

自分のような子供を減らしてほしいので法務委員会で実名で紹介してもらって結構だということで、具体的 近江市内で三十六歳の藤井篤さんという方からかなり強い訴えをいただきました。それで、藤井さん自身は、 実はこの問題は次の子供の養育あるいは教育条件ともつながってくるんですけれども、 先日、 滋賀県内

に紹介させていただきます。

義理の父親から大変な暴力、虐待を受け、そこから逃げ出すのが大変だったと。母親は自分と弟を守ってく 場をいろいろ非正規で転々として大変だったと。その後半のことはこの場のテーマではないんですけど、 れなかった。 の家族の地獄というのは、自分が物心付いたときに既に実の父親はコンタクトがなく、母親が同居していた 子供時代に親からの虐待を受け、家族の地獄から抜け出したんだけど、今度は社会の地獄に。それが、 義理の父親に全く抵抗できず、そして、あと、小学校高学年では、 義理の父親が母と離婚した

母が今度は食べ物を作ってくれず、本当にひもじい思いをしたと。これはずっと大阪での子

親も自分のことを気にしてくれていた。死後、父親が死んでから知ってつらかったと。 していた妻という人から、息子に渡してとかなり大金を送ってもらって、ようやく専門学校に行けたと。父 いたんですけれども、その実の父親はとっても優しい人だったと後から彼が亡くなったときに知った。 最近、 滋賀県に引っ越しをしてきて、滋賀は御飯もおいしいし、うれしいということも言ってくださって

供時代だった。

そんなこと考えたこともなかった、私の周りには親が離婚して苦労した人がいっぱいいるということで、是 非自分のことを紹介してほしいということでした。 日本が片親親権ということで、元々の父親とやり取りできないのは本当に日本だけなのよと言ったら、えつ、 藤井さんがこう訴えてくれたんですけど、ただ、それは、 藤井さん、実の父親とコンタクトできない のは

千二百人を対象に調査したものがあります。資料二です。 年期での父親との情緒的安定性というのを、 今日、資料を、資料二のところに、離婚の後、子供が父親と過ごした一か月当たりの養育時間 これはアリゾナの州立大学のファブリシャス先生という方が の量と青

時 ような御意見があるという のではないかという、 0) 0) えを申し上げますと、 ました資料二についてお答 今委員からお示しいただき ○国務大臣 十一月二十八日に、私、 高いんだということがこれほどきちんとデータで出されている。 ことは承知をいたしており 間に一定の 間と子供の 離婚後の父親による養育 般論として申 法務大臣、どうお考えでしょうか。短くて結構ですので、 (古川禎久君) 関連性がある 健全な成長と し上 げ 父母 小田切先生の例をもって御質問させていただいたんですけど、このようなことに対 ŧ 学生が父親と過ごした 1ヶ月(4週間)あたりの養育時間 (=監護日数) の量と青年期での父親との関係における情緒 的安定性の関係 1.0 0.5 0.0 お願いします。 日本でももちろんあります。二〇一九年 -1.5 -1.0 -1.5 0-1.8% 1.8-12.3-23.2- 33.9-44.6-55.4-66.1- 76.8- 87.5-0 days 12.3% 23.2% 33.9% 44.6% 55.4% 66.1% 76.8% 87.5% 98.2% 100% 4-6 10-12 13-15 16-18 19-21 22-24 25-27 1-3 7-9 days days days days days days days days days Parenting time with father (percent and number of days per 28)

ここ、資料一と二併せて法務大臣に

お 伺

いしたい

んですが、親との

やり

取 りの 高

11 子

供

は情

緒的安定性

資料(2) 令和4年6月10日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子 出 典 Fabricius et al. (2012) Parenting Time, Parent Conflict, Parent-Child Relationships, and Children's Physical Health: New Findings on the Quantity of Parenting Time and the Quality of Parent-Child Relationships. Parenting Plan Evaluations: Applied Research for the Family Court

子供が実の父ある

要なことであるのは、これはもう当然のことだと思うんですけれども、しかし、子供の養育をめぐる環境と いうのは各家庭様々な事情もあり得るところであって、例えばその御紹介をいただいたような虐待みたいな は実の母の愛情を受けて養育されるということは、その子の生活の安定ですとか心身の成長にとって大変重

世 こともあるわけですね。ですから、一概に、その距離感を取ればいいのか悪いのか、 1の中にはケースもあろうかと思います。 一概になかなか難しい

ということが一番大事なことではないかと存じます。 いずれにしましても、こういう問題を考える上で、子の最善の利益を確保する観点から物事を考えていく

の最大幸福を求めるわけですから、例外的なところあるいは一部だけを誇張するのは問題ではないかと思い で、多様なものがあるというだけで逃げられない。まして、法律あるいは社会の仕組みというのは最大多数 嘉田由紀子君 多様であり一概に言えないと。ただ、これは児童心理学者が因果関係を示したものですの

て質問させていただきました れがこの夏にまとまるということですけれども、ここでの部会資料の問題点ということを私、 委員会でも御指摘させていただきましたが、昨年の二月に上川大臣が諮問をした法制審議会の 実は、資料の三、四について、お時間もないので紹介させていただきますと、資料三は、既に五月のこの 十項目に分け 中間 報告、そ

になると、本当に、 この資料三は前回五月にお出ししたものと一緒ですが、ここでは、 男女共同参画ということではなく、性別による役割分業が固定化される、そして、 もし今法制審でやっているような方向

この原案を注制度化した場合、次のような社会的影響が懸念される。

- (1)性別による役割分業制の固定化になり、「男女共同参画」という時代のニーズに逆
- (2)別届離婚後の夫婦間の対立をむしろ激しくさせる制度設計で、EU 議会をはじめ海 外からの避難決議を無視して、国際的潮流にも逆行、「24 カ国調査」による結果の 反映らされていない。
- (3)日本も1994年に批准した「子供の権利条約」違反であり、親の別居や離婚があっても、子供は父と母の愛情を受けて育つべきであるという原則的な理念に反している。
- (4)日本国憲法24条に規定された「婚姻は、同性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として」「個人の尊厳と同性の本質的平等に立 期」とする規定に違反する恐れがある。

以上のような問題を含む家族法にかわり、今の時代にふさわしい「チルドレン ファースト」で、「真の男女平等参画」と「ジェンダー平等を実現」できる法制 度を目指すべきである。 法制審議会中間報告のための部会資料問題点 (2022年4月26日)

念識院議員 裏田由紀子

法報報が仁の第11条サ予定の中間報告のための影を資料が3月29日の節を で、「資料12」、「資料13]として赤された。この節金資料の通りの民法改正となる と、日本の家族制度と原子関係を視底から環境するおされがあり、提めて問題が 大きい。下記10項目にまとめ問題提起をさせていただきたい。立法京の料降を示 すたかに、独自の議員立法の報告を持つかずるか。

- ① 離婚後見せかけの共同親権制導入(父母の合意を前提とする選択的共同親権創設)(複報 13,23 頁)
- ② 「親権」の中から日常的な「監護権」を分離し、婚姻中も片親状態を強化(資料12、9-10頁)、監護権付与は「出生から現在までの生活」等産む性として女性優先(資料12、12百)
- ③ 離婚後共同監護の禁止(報権要素から監護権を除外・離婚後単独親権制に 代わる離婚後単独監護権制の創設)(資料 13、23 頁)で、子どもの片親ロス 北線の固定化
- ④ 監護権を剥奪した親(別居親)から親権を剥奪する現行の裁判適用の制度化 (「維終性の原則」の制度化)(資料12、12 頁)
- ⑤ 婚姻中の実子誘拐の合法化(親権要素から"居所指定権"を除外)(資料 13、27 頁)
- ⑥ 第三者による親子関係制限・親子断絶の合法化(「子の代理人」制度創設) (資料 13、9 頁)を行い、現在の単独観権制度の夫婦分離影響を強化
- ⑦ 親権・監護権を剥奪された親から養育費を強制徴収するための「未成年子扶 養請求権」創設(資料 12、2 頁)を創設し、その代理者を監護者に付与、細部 までの核行手続きを明文化
- ⑧ 婚婦中の単独親権制(明治民法は父だけが親権)復活(親権の最重要要素である監護権を婚姻中から単独で父母の一方が排他的に獲得できることを制度化)(資料13,27頁)
- ⑨ 現に関係が断絶、分離されている親子の救済措置の欠如
- ③ 全体として、真に「子の利益」になる制度かどうか大変うたがわしい。離婚後の子どもの福祉の維持向上などの記述は養育費以外ほとんどない。

1

資料③ 令和4年6月10日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子 出典 喜田由紀子作成立書 (2022年4月26日)

資料4

民間法制審議会家族法制部会『中間武楽』概要

- / 令和3年3月、法務大臣からの諮問に基づき、父母の離婚に伴う子の養育の在り方を検討するため、法務省法 制審議会家族法制部会(以下「法務省法制審」と略)設置
- ✓ 法務省法制審は、本年6月~8月に中間試案を発表。この案をもとに法務省が法案を作成し国会に提出予定
- ✓ 法務省法制審の本年3月・4月の審議を見ると、中間試案は「離婚後のみならず、婚姻中の家族の在り方まで変更する革命的なもの」となるおそれ
- ✓ 比較検討する対案もないまま、法務省法制審の中間試案の内容が与党で承認され、法制化されることを危惧
- ✓ 急遽、民間法制審議会家族法制部会(以下「民間法制審」と略)を設置。フランス、イタリア、オーストラリアの 弁護士らを加え集中審議(本年4月26日、5月11日、5月24日、各3時間、Web会議)
- ✓ 本年5月31日に、民間法制審『中間試案』を取りまとめ、自民党政調会長に提出

民間法制審『中間試案』の提案内容

- 全ての欧米諸国、台湾や韓国も採用する離婚後『共同親権・共同監護』制度の創設
- 婚姻中の家族の在り方を規定する現行の民法体系と整合性のとれた制度の創設
- 父母が配偶者暴力 (DV) や児童虐待を行っている場合など、特殊な事例にも対応した制度の創設
- ハーグ条約(国際的な子の連れ去りを禁止する条約)不履行国と国際的に非難される原因となっている国内法の改正

期待される今後の展開

- 与党において、法務省法制審が発表予定の『中間試案』、上記書が提出した『中間試案』を比較審査。 我が国の家族制度としていさわし、と考える方の『中間試案』を選定。
- 2. 選定された方の『中間試案』をもとに、政府内で法案作成又は議員立法で法案を作成し、早ければ今秋の国会に提出

資料④ 令和4年6月10日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子 出典 共同養育支援法全国連絡会HPより

はないかと、それから日本国憲法における両性の合意というところにも触れるのではないかという懸念を示 夫婦間の対立がむしろ激しくなる、 海外の国際的潮流にも逆行し、そして子どもの権利条約違反で

させていただきました。

えている問題、家族が抱えている問題に大変重要な試案ではないかと思います。 これ、全体二十三ページほどで、読ませていただいて、私は、コンパクトですけれども、今の子供たちが抱 聞き知ることによりますと、資料四ですが、民間法制審が中間試案というのを出されたようでございます。 その後、最近同じような懸念を持つ方がおられて、資料の四ですけれども、民間法制審というところが、

ということで、 のまま進むと家族が解体するおそれがある、だから逆にこの民間法制審のような意見が大変重要ではないか そして、そのことについて、資料五ですが、これも最近ですが、六月六日に櫻井よしこさんが、 新聞記事を出されておりました。これもかなり驚いたんですけれども、本当に子供のため

た国 家族を解体 |際的にも日 本

将来的に、

ま

世間の目がウクライナ侵略

人「しんぐるまざあず・ふぉ

ずに、 画で、 そして子供 男女共同 せ

井よしこさんは民 革をするに のための法制度改 櫻 の夏にまとめる予定の「父母

の離婚に伴う子の養育の在り

法制器には、

配定NPO店

る家族の形をゆがめるもの 正を一方的な意見に基づいて な議論がなされていた。 供の独占を促進するかのよう

進めることは社会の基盤であ 家族の在り方を変える法改 法制部会(以下法制署)がこ

が参院選に集中する中、法務戦争に、片や国会議員の関心 改正が進んでいる。法制審議 省で家族をバラバラにする法 (法相の諮問機関)の家族 美き動き回へ d まり、一方の親を排除して子 マザーの立場に肩入れするあ の人物が名を連ね、シングル らをはじめ、いわゆる人権派 ーらむ」の赤石干衣子理事長

は「ご心配なく」と、断固と 定めるよう要望した。上川氏 陽子法相(当時)を訪ね、幅 広い考え方を基に家族法制を それから約10カ月。法制署

家族解体へ進む法改正

猾な取り纏いが目につく。社会の批判を避けるための狡婦も変えていない。逆に国際 が、会議資料からは十分な幅 とが読みとれる。家族解体路 広い議論がなされていないこ の結論は公表されていない をドメスティックバイオレン 権」はほとんど認められず、親が協力して関わる「共同親 わせないというものだ。 ス(DV)などで訴え、子供 の親権を奪い、夫と子供を会 裁判では、子供の獲育に同

だ。私は昨年8月20日、上川 留守中に子供と家を出て、夫 例は妻(少ないが夫の場合も 子供の連れ去りた。典型的事 る。そこで多発しているのが に1組が離婚するといわれ ある)が夫(あるいは妻) 現在わが国では夫婦の3組

だ。法制審の議論の問題は主 な場合にとどめる②監護権 判を恐れてごまかしの「共間 める、としたことだ。 に2点だ。①共同規権は取り 本は先進国では異例の存在で 親ではなく片方の親にのみ認 き荘制器が迷走しているの て厳しい非難を浴びている。 いる。共同親権を認めない日 (養育権) は単独、つまり面 **人れるが、例外的(限定的** 「子供を拉致する国家」とし そのような状況を是正すべ

片親だけに養育権を与える 浄土宗かなどを『重要事項』 子供を監督、保護、養育する 共同親権とは本来、雕婚した こにするのか、宗教は禅宗か た法制署の意図を解説した。 ことだ。子供の連れ去りの実 「限定的共同親権」に込め 「たとえば子供の学校をど

親権にするという考えです とし、その決定に共同親権を 部める、

事実上形だけの共同 にしてしまうということだ。

法制 審 の 案を大変積 極 的に紹介をしてお

b

れました。

すが、 のこの記事に対する意見、 法制審への意見、 うんですけれども、 と事前に資料は提示させていただいたと思 ということで、 法務大臣、 通告の三と四、一緒なんで これを読まれて、 あるいは櫻井よしこさん これを読まれて、 聞 かせていただ ちょっ 民間

国務大臣 (古川禎久君) 父母の 離婚後 0

けたら幸いです。

b

のと承知をいたしております。

り、保護し、育てる権利、り、保護し、中心のあんこの部分と、中心のあんこの部分と、中心のあんこの部分と、中心のおんこの部分と、中心のものでは、いたというには、いたいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、 が、子供への両親の関与を としているのだ。上野氏 つまり片方の親だけに許す 法制審はこの2つを分けた る概念のように思えるが、 えてよい。共同親権と重な なる。監護権とは、子供を監護権(獲育権)問題が重 とする法制器の左翼路線を 日常的に獲育する権限と考 1面から続く 家族を解体しよう 監護権は、単独 法制審の議論 をここまでめ がめた責任の ●ピーディス 単実上、親子 核家族が増え、練行の増え、よど日本の価値 の生を別れを奨励する制度 た。そうした中で大事なこ りでではないか、 が確立されてしまえば、日 とは、子供と画規り申と手 なましても のか。幅広い議論はどこに 行ったのか。 本はとても不幸な国になる り、子供が両親の変を受けが確立されてしまえば、日 とは、子供と両親の絆を守 案としてそのまま国会に提 た。日本は3世代、4世代 つつある。修正されずに法 ご)を受けて育つべき宝物 試案が今、まさに準備され から両親の愛と庇護(ひ 試案が今、まさに準備され から両親の愛と庇護(ひ 改めて問いたい。上一氏 にして、上川氏子供には繊維の責任はなで、 (集)にくみするい。同郷が先に暮らせない。 の親維がこに、からといって、子供が一方、だ。 の親維がこに、からといって、子供が一方、だ。 の親にしか会様の は一方の親の し、そない、それ のも、し、一変しか受けるの て育つようにすることだ。 のこの怠慢に立ち上がったらのが国内外の研究者や弁護会人は、同団体は5月割部会人は、同団体は5月割部会」だ。同団体は5月割部の会」が、同様の対象を表現である。 都の在り方にこそメスを入 だろう。むしばまれた法制 でいるが、これはわが国の よい。法務省はそのような を押す精神を発揮するのが え、助け合える方向に背中も、家族が危機を乗り越 法務省の本来の姿ではない の議論はあらぬ方向に進ん 心を寄せるあまり、 シングルマザーの立場に

> (右1 面) (左2面)

うえで、

けを名ばかりの共同製権と 母親)には、残った薄皮だ して与えてやると言ってい しのような考え方の中間 ある。子供は生まれたとき 法制器に粛止めをかけるこ 斃や問題に直面し、離婚の彼女らが政治生命を懸けて も、長い人生では多くの困彼女らが政治生命を懸けて も、長い人生では多くの困 とを期待するものだ。 家族は国や社会の基本で をパラパラにする方向より き、法は離婚を促して家族 危機もある。そうしたと ラバラにするような法制等 審の中間試案ときっちり比 の中間試案を断固阻止する 較せよ。 資料(5)

りなくなっていて、かわいり、保護し、育てる権利、

そうな父親(または少数の

とはどうしても思えない。 子供を授かった夫婦から有力議員が家族をパラ に傷るわが国の法制度のれら有力議員が家族をパラ に傷るわが国の法制度の

に偏るわが国の法制度の異

案を真面目に勉強し、

出典

喝破した。

親権制度の導入を求める意見もある一方で、そのような法改正に慎重な意見もあるなど、 子の養育の在り方につきましては、 ただいま委員から御紹介いただいた団体の御意見のように離婚後の共同 様々な意見があ

論 れまでの議論の結果を踏まえて考え方を整理した上で更に議論を詰めるなどの作業が必要となって、この議 を目指しているというように聞いております。 『の先行きというのは、 現時点で確定的な方向性が何か定まっているというような段階ではないというよう この取りまとめのそのためには、 法制審議会におきまして、こ

この課題について幅広く今調査中の法制審議会におきましては、本年夏頃に中間試案を取りまとめること

を発表した。与党はこの試育を考え、領聴すべき試案 る立場から離婚や子供の養 令和4年6月10日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子

令和4年6月6日産経新聞

限らず、 に聞いておりますけれども、今後パブリックコメントの手続によって、御紹介をいただいた団体の御意見に 国民各層からの様々な御意見を幅広く聴取する機会が設けられることになろうというふうに存じます。 子の最善の利益を確保するという観点から、充実した調査審議が行われていくことを期待して

○嘉田由紀子君 それから、子供の最善の利益、その子供の最善の利益というときに、先ほど藤井篤さんの例をあえて出 想定していたとおりの答弁でございました。つまり、様々な意見をということでございます。

おります。

せていただきましたけど、本当に子供たちは自分が置かれている状態に対して、日本だけが単独親権なんだ

当に、子どもの権利条約もそうです。それから、ハーグ条約もそうです。それから、 えたことない、僕は自分が日本に生まれたいとか思わなくてももう生まれていたんだからということで、本 もなく、苦労はなかったのよ、スウェーデンで生まれたらってお話ししたんですけど、えっ、そんなこと考 私は藤井さんに、あなたがフランスで生まれたら、こんなにお父さんと引き離されて、そして食べる物 既にEUあるいは海外

ル、特にそこで多様な意見を聞くということでしたら、例えばこの民間法制審、この意見は既に自民党の法 どがこの一年半で片親を奪われているんです。という意味で、大変時間は迫っております。子供は日々生ま 二月に諮問して、三月からもう一年半、その間に片親を奪われる子供、毎年二十万人ですから、三十万人ほ からも日本が拉致国家と言われているその根本は、単独親権制度の問題なんですね。 そこのところを変えられるのはもうこの立法府しかないんです。こうやっている間にも、 育っておりますので、 この法制審の中間報告及びその後のパブリックコメント、最終報告のスケジュ 法制

制部会に議論していただいているということですけれども、こういう意見も対等に扱っていただけるんで 最後にお願いいたします。

様々な国民の声を集めた上で調査審議を進めていくということになります。 審議の過程において幅広く国民の御意見を聞くということでございます。 国務大臣 (古川禎久君) 法制審議会におきましては、そのパブコメ等を通じまして、 特定の団体に限らず、 あるいは様々なそ

宗教的にも違いますので、先進国では日本しか単独親権がないと。しかも、アジア地域でも、 中国も共同親権を基本にしております。 ざいますけれども、そこを是非、子供たちの声を前向きにリアルに聞いていただいて、そして、国際的に、 れない。既に去年調査はしていただき、また、今インタビュー調査もしていただいているということでご 二十四か国調査でも、単独親権はもう日本しかないんだと、海外ではインドあるいはトルコはありますけど、 嘉田由紀子君 幅広くということでございますので、何よりも当事者の子供たちがなかなか声を上げら

会の根本で。そこのところを是非、法務大臣始め、また政治の皆さんにも理解していただきたいと思います。 ない子供の比率が大変高くなっております。前半の刑法の話とこの共同親権の話はつながっているんだと、社 λ この辺り、国際基準、そして、日本の子供たちが何よりも今自己肯定感を失い、そして、少年刑務所の皆さ 日本では余りデータ取っていないんですけど、アメリカでは片親を失った状態で犯罪に手を染めざるを得

以上です。私の方、時間来ましたので終わります。

嘉田由紀子君 ありがとうございます。碧水会の嘉田由紀子でございます。

少し遠回りのようですが、上官命令の抗弁、その組織なりあるいは施設で上官の命令にどう対応しなきゃい 入管に関する、 特にウィシュマ・サンダマリさんのような事件を二度と起こさないということで、

けないのかということの質問をさせていただきます。

先ほど来、刑法の問題やってきたんですけれども、私たちの社会の目的というのは、 その前に一言、これは通告していませんので感想だけ述べさせていただきます。 いかに犯罪に手を染

める国民なり人々を減らすかということが社会の大事な方向だろうと思います。

関係取れていないんですけど、アメリカやヨーロッパでは、随分児童心理学、家族心理学で調査研究がなさ

私がここまで子供時代の言わば家庭の育ち方を問題としておりますのは、日本ではなかなかここまで因果

れております。

日本では類似の調査はしているんですが、ここまではっきりと因果関係は出しておりません 者の自殺者の六三%、服役する若者の八五%、高校中退者の七一%を占めているとのアメリカのデータです。 子供に比べ、不登校になる確率が二倍、感情や行動に問題が生じる確率が四倍、 例えば、これはアメリカの例ですけれども、 離婚後、 父母一方の単独監護下で育った子供は、そうでない 結果、そのような子が、若

先ほど父親との面会交流の図を出しましたけど、あれは、多様なことがあるというのではなくて、因果関

は単独親権の問題を、 を問うて、そして研究がなされているわけです。そのことを是非御理解いただけたらと思います。 おっしゃることは一見正しそうですが、社会科学あるいはいろいろなサイエンスというのは、そこの関係 係なりあるい (性が高まるということなので、多様なものがあるから、だからいろいろ考えなきゃいけないと法務大臣 は相関関係を出したときに、 本当に子供たちが苦しんでいるんだということを知っていただきたいと思います。今 やはり親との交流がきちんとある方が自己肯定感なりある それで私 は 性

0

は意見です。

人道的な行為を止めさせるためにも、 シア軍による国際法を無視したような軍事戦略は厳しく非難されるべきだと思います。 されて、非人道的な行為を行った兵士がウクライナの国内法廷で裁かれている様子も報じられてい 質問としては、 上官命令の抗弁についてということで、ウクライナ侵攻でも、 国際社会はあらゆる措置を講じなければならないのは当然です。 凄惨な戦争犯罪が日々報 前線の兵士による非 道

おります。 えなければなりません。そこには上官命令の抗弁というテーマが出てきます。 ルク憲章や、 そういう中で、自己の意思に反して過酷な状況に置かれてしまった善良な兵士の立場についても冷静に考 あるいは極東国際軍事裁判所憲章、 あるいは旧ユーゴ国際刑事裁判所規程などで議論され 上官命令の抗弁は、 ニュル

効力には相当制限があるのが国際的な流れだと答弁されておられます。 のイラク人道復興支援活動武力攻撃事態対処特別委員会での林政府参考人の御答弁でも、 団殺人罪や人道に対する罪については認められないと解釈でき、また、平成十六年の五月二十八日 今日、 資料一として幾つか事例を出させていただいておりますけれども、 国際法上、 上官命令の抗 上官命令の抗弁 0 弁は 集 菌 一路大臣 (古川 (禎久君) 大変恐縮でございますが 玉 国際法の 解釈や適用に関 わ る事柄でございますから、

尋ねに法務大臣としてお答えをすることは差し控えたいと存じます。

お

することは一 法務大臣の 切ないとお考えになりますでし 御 **!意見を聞かせていただけたらと思います。** しょうか ち ょ 0 0 7 回 0 た言 13 方で申 と解釈することは、

正

一義に反

軽くすることは認めら

ń

な 罰

与してしまった兵 は人道に対する罪

士 0

0

刑

実 É

行

関 を

に従って集団 な事情を考慮

一殺人罪

あ 0

る 命

13

上官

「上官命令の抗弁」に関する国際法(条約)上の規律 資料①

証

明 抗

た場合であっても、 というような事実が を撤回させたために抵

その

よう だれ されてい

た、 ば生

非 命

人道的

な

命

わ なけ

'n

0

危険

E

か

Ļ

例えば、

命に従

- ●1945 年「ニュルンベルグ憲章(国際軍事裁判所憲章)」第8条 【上官命令の抗弁】 被告人が自国の政府又は上位者の命令に従って行動したという事実は、被告人の責任 を免れさせるものではない。ただし、正義が要求すると裁判所が認めるときは、刑罰を軽減 するものとして考慮することができる。
- ●1946 年「極東国際軍事裁判所憲章(東京裁判憲章)」第6条 【被告人の責任】 何時たるとを問はず被告人が保有せる公務上の地位、若は被告人が自己の政府又は 上司の命令に従ひ行動せる事実は、何れも夫れ自体当該被告人をして其の間擬せられた る犯罪に対する責任を免れしむるに足らざるものとす。但、斯かる事情は、本裁判所に於 て正義の要求上必要ありと認むる場合に於ては、刑の軽減の為め考慮することを得。
- ●1993 年「旧ユーゴースラビア国際刑事裁判所規程(ICTY 規程)」第7条4 【個人の刑事責任】

被告人は、政府又は上官の命令に従って行動したという事実をもって、その刑事上の責 任を免除されない。ただし、国際裁判所が正義のために必要であると判断する場合には、 刑罰の軽減に当たりその事実を考慮することができる。

- ●1994 年「ルワンダ国際刑事裁判所規程(ICTR 規程)」第6条4 【個人の刑事上の責任】 被告人は、政府または上官の命令に従って行動したという事実をもって、その刑事上の 責任を免除されない。ただし、ルワンダ国際刑事裁判所が正義のために必要であると決定 する場合には、刑罰の軽減に当たりその事実を考慮することができる。
- ●2002 年「国際刑事裁判所に関するローマ規程(ICC 規程)」第 33 条 【上官の命令及び法律の規定】
- 1 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪が政府又は上官(軍人であるか文民であるか を問わない。)の命令に従ってある者によって行われたという事実は、次のすべての条件 が満たされない限り、当該者の刑事責任を阻却するものではない。
 - (a) <u>当該者が政府又は当該上官の命令に従う法的義務を負っていたこと</u>。
 - (b) その命令が違法であることを当該者が知らなかったこと。
 - (c) その命令が明白に違法ではなかったこと。
- 2 この条の規定の適用上、集団殺害犯罪又は人道に対する犯罪を実行するよう命令 することは、明白に違法である。

資料(1)

し訳

h

令和4年6月10日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子 出典『国際条約集 2021 年版』(有斐閣)、望月康恵「紛争後のア フリカ社会における国際的な刑事裁判所役割と課題し『アフ リカにおける紛争後の課題』調査研究報告書(アジア経済研 究所) 2007年

○嘉田由紀子君 今日、 外務省さんにお願いしたらよかったんですけれども、そういう状況ではなかったの

で法務大臣にお伺いしました。

場のような過酷な状況には置かれていませんが、上司が非人道的な指示や振る舞いを行った場合には部下で て責任追及がなされた際に、上官命令の抗弁によって責任が阻却される余地はないと考えます。 施設で勤務する職員さん、先日も川越の少年刑務所を見せていただきましたけれども、刑事施設などで、戦 つまり、ウィシュマさんのあの大変状態悪い中であそこにおられた勤務する職員が何もできなかったのか ただ一方で、今回、ウィシュマさんの問題、そしてビデオを見せていただいておりまして、あそこの入管 収容者の個人の尊厳を守り普遍的人権を尊重することが求められ、 事後に問題が明るみになっ

ということも含めて、法務大臣の御認識をお聞かせください。

に従うということも想定し難いことだというふうに思っております。 道的な指示を受けるということは、これはおよそ考え難いことでありまして、また同時に、その部下がこれ させていただいた上でお答えをするのですが、そもそも入管収容施設におきまして職員が上司から何か非 引用されました上官命令の抗弁の考え方を引いた上でただいまの御質問をいただいたというふうに受け止 ○国務大臣 (古川禎久君) ただいま御質問をいただきましたが、委員からは、その先立って引かれました、

いらっしゃるわけですよね。そこのことを入管職員は何も感じず、手を出せずということになってしまうん ○嘉田由紀子君 となると、 ウィシュマさんが置かれたあの状態というのを、本当にもう命からがら訴えて

○国務大臣(古川禎久君) お答えします。

整備に欠けている点でありますとか、その運用において不十分であることですとか、あるいは職員の意識 あの名古屋事案を受けましてこの調査報告書というものがございます。その中では、この医療体制の体制

問題ですね、意識が不十分であるというようなことを指摘を受けております。 そういう指摘を受けた入管においては、これを重く受け止めておりまして、外部の方の御意見も踏まえた 伺いながら、使命と心得というものを策定をいたしております。こういう職員自身が自ら意識を高め

改めるべきは改めるというような意識改革を進めていくこと、こういうことが非常に重要だというふ

る あの名古屋事案という決してあってはならないこの出来事を踏まえて、強烈な反省の下に、やはり、 あるべき姿に近づけていくという不断の努力が必要だというふうに考えております。 改め うに思っております。

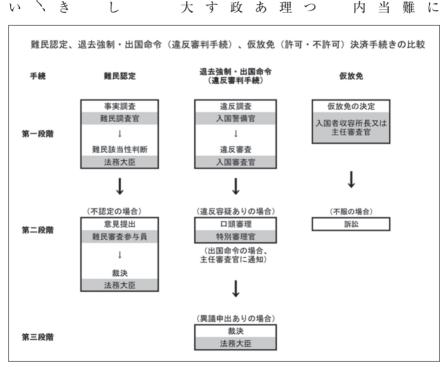
に関わる問題ですので、是非一日も早く最善の努力をしていただけたらと思います。 嘉田由紀子君 十二項目の改善項目、着手していただいているということですけれども、ここは本当に命

警察庁さんに質問をお出ししていたんですが、ちょっと今のような流れですと不適切ですので、飛ばさせ

ていただきます。

実は、次に資料二として、ウィシュマさんが仮放免を求めていらしたということですが、この仮放免の許

ます。 別 は、 臣 る 機 る 13 部で完結しております。 者から主任 13 0 山 ての 入管法-関 局 及び そこで、 んです 0) 玉 0 V)御見解、 、きでは 務 官 収容を執 E て資料一 は か よる 決 職 大臣 b 出 不 で Ē が 中 裁 許 入 仮 審 審 な 玉 立 ブ 山 (古川 行する入国 お尋ねします。 放免 管 を見 ります主 仮 W 査を導入することを検 查 0 口 放 かと考えますが 理 立 官 セ 0 0 禎久君 当 場 ま 審 免 ス 0 7 61 で 局 13 許 7 0 0 杳 一任審 請 出 ただ か 中 可 は あ 0 「警備官ではなく、 求 5 に 及 決 る 入 独 H 査官等にお び が 司 玉 審 裁 お 立 判 答え 不 管 た あ 出 法 プ b 0 L 府 許 理 部 П 入 当 たと 法 た 門 V や 玉 山 有 セ 討 た 務 行 答 局 担 n ス



資料② 令和 4 年 6 月 10 日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子 法務省ホームページ、「2021 年度出入国在留管理」(2021 年 11 月)をもとに、嘉田 事務所で作成

あ

て審査をすることとされております。

指針を定めておりまして、 断をしておりますが、その判断の適正さを確保するために、入管庁では仮放免取扱要領等の各種運用に係る 実際の運用に当たりましては、 統一的な運用を図っているところです。また、主任審査官等の仮放免に関する処 個別の事案ごとに様々な事情を総合的に考慮して仮放免の許否を適切に判

体的に解決するための法整備を検討しておりますけれども、いずれにしても、適正な運用が図られるべく努 法府あるいは入管庁から独立した行政機関による審査の導入は必要ないと考えてきたところでございます。 分に不服があれば、行政訴訟を提起して、事後的に司法審査を受けることも可能であります。 現在、法務省では、長期収容問題及びその根本的な原因である送還忌避問題等の現行入管法下の課題を一 このように、現行法下でも仮放免の判断については適正性を確保する仕組みが十分に設けられており、 司

力をしてまいります。

と、これは大変大事な方向だろうと思います。今日はここで答弁はもう求めませんが、 いるわけですから、ここのところはより中立そして第三者性を持った方々が意思決定に関わっていただくこ いうのは内部論理の中で動きがちなんですね。ですから、それが今回のウィシュマさんの悲劇につながって)嘉田由紀子君 外部からの中立の立場の判断は不要だという御答弁だと思いますけれども、 御検討いただけたら やはり組

に社会的に生活ができないんですね。そこのところを、事実を私たちは押さえる必要があると思います。 次なんですが、 仮に仮放免が適用対象となったとしても、 資料を出させていただきましたけれども、

うことが重要だと思います。 な出来事を繰り返さないためには、仮放免された方々の状況について実態を把握し、そして適切な対応を行 本で人間としての尊厳を保ちながら生活できる状況にはないのではないかと。ウィシュマさんのような不幸 放免が許可されたとしても、幸運にも支援してくださる方が見付からなければ、 仮放免者が利用することができる社会保障制度はかなり限られております。 仮に人道上の観点などから仮 たとえ短期間であっても日

大臣の御認識をお願いいたします。 議員が技能実習生のことを質問しておられますけれども、 資料三に、在留資格のない方はこういう状態で、生活保護も健康保険も本当に何もないと。 かなり同じような状態ではないでしょうか。法務 先ほど来高良

|委員長(矢倉克夫君) 時間ですので、お答えは簡潔にお願いします。

労を認めておりませんで、また、入管行政の一環として、国費による支援を行うことも困難だというふうに 退去することが原則であり、 ○国務大臣 (古川禎久君) 法令に従い手続を進めた結果、退去強制が確定した外国人は速やかに日本から 仮放免中の外国人については、 退去強制手続中という立場に鑑み、 基本的

う当然のことでありますので、仮放免中の方から連絡や相談があった場合に個別に対応をしてきているとこ もっとも、生活や健康上の問題を抱える方々に対する人道上の支援というのは必要であるということはも に対しても目配り、気配りをしながらその在り方というものを考えていかなければならないしより良い行政にするためには、その視点を忘れずに着実に不断の努力をするということが肝腎だと思っております。 ○**委員長(矢倉克夫君)** 時間です。

在留資格別の主な社会保障、社会福祉制度の適用状況

資料③

長

ては、

現行法下で生じております送還忌避、

いずれにしても、

仮放免の在り方につきまし

あると思っておりまして、そういう全体的な姿期収容問題と一体的に検討することが不可欠で

	特別永住・入管法別表 2 (#1)	入管法別表 1 (#2)	在留資格なし
国民健康保険	0	△ (要住民登録)	×
生活保護	△(行政措置として適用)	× (ただし、活動制限のない「特定活動」資格の場合 は、国に協議の上、適用され る場合がある)	×
健康保険	0	0	×
児童扶養手当	0	△ (要住民登録)	×
児童手当	0	△ (要住民登録)	×

入院助産制度 (児童福祉法22条)	0	
養育医療制度 (母子保健法20条)	0	
育成医療(傷害者総合支援法・条)	0	〇 (緊急の場合)

[妊婦の健診	在留資格の有無で利用制限をしない	
	予防接種		
	保育所の入所		

無料低額診療(社会福祉法2条)

- *住民登録(在留カード)がない場合、妊婦健診や予防接収を断られる事例あり
- #1:在留資格(高度專門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、 企業内転勤、介護、興業、技能、特定技能、技能実習)
- #2:在留資格(外交、公用、教授、芸術、宗教、報道)

ございました。これで終わります。

資料③ 令和4年6月10日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子 出典 厚生労働省資料、e-gov 法令検索掲載資料などをもとに、嘉田事務所で作成

【委員会質疑】 2 参議院災害対策特別委員会

①《二〇二二年三月十一日》

政策の必要性

被害の状況―社会的立場の弱い災害被害者、公害被害者の声を聞くハートのこもった 個別避難計画と防災教育の必要性―福島第一原子力発電所事故による子どもの甲状腺

嘉田由紀子君 碧水会の嘉田由紀子でございます。少数会派にも時間をいただき、ありがとうございます。

ただき、滋賀県は原発が若狭で近いということで福島を支援させていただきました。今も、滋賀県から土木 を決めさせていただきました。そして、もう三月十四日には、それぞれ担当する県を決めて応援をさせてい ですぐに三月十二日に集まりまして、兵庫県、大阪、京都、滋賀と、すぐにカウンターパート支援というの 思い返してみますと、ちょうど十一年前、私は現職の滋賀県知事でして、発災をして直後、関西広域連合

関係の職員は派遣を続けさせていただいております。

中に避難をなさった方たちの生活の再建、お祈りさせていただきたいと思います。 改めて、十一年たっても、本当に、この亡くなられた方の御冥福、そして、福島県だけではなくて、日本

個 莂 まず、 避 難 今日 計 画 と防災教育について二之湯大臣に は、 三月八日 の大臣所信に対して、

伺

をしたいと思います。

います。 ころが大変命を救うのに大切だということでござ てきたことは、このソフトプラスハートというと 0 琵 は あると私は理解をしております。 琶湖 ますの 私 フト系、 として出させていただきましたけ 調査をしてまいりました。そして、そこで見え スクを低減するアプローチ、ここは大きく三つ この質問をさせていただく理由は、 個 人の 淀川水系で、死亡者が出た水害四十か所 は かなり それともう一つ、このハートというの 九 個別の表現なんですけど、と申 八〇年代から、 特に関西 つはハード系 れども 今日、 地 災害 資 域 料

れども、

0

球磨

ĨП

0

水害で六十五

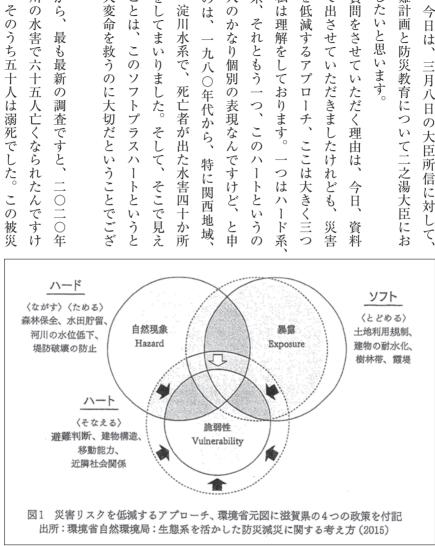
人亡くなられたんですけ

それから、

最も

最

新 0



資料(1) 令和 4 年 3 月 11 日 参議院災害対策特別委員会 碧水会 嘉田由紀子 嘉田由紀子編著『流域治水がひらく川と人との関係 2020年球磨川水害の経験に学 ぶ』農文協(2021年) p.25

ずつ訪問させていただいて、なぜ亡くなったのかということを調べて、地元の人と一緒にこの最新の本に、 者の個人情報ということをよく言われるんですけれども、 それから熊本県が全ての被災者の個人情報を公開をしていただき、それを提供していただいたので、 この球磨川の七月四日の水害では、 熊本日

流域治水がひらく川と人の関係というところでまとめさせていただきました。

うところが大変大事だろうと、特に命を救うという意味では ろで水路で亡くなっていたりというようなことがかなり分かってまいりました。ですから、このハートとい Ш があふれる、 ここで分かったことは、もちろん河川の水位低下などは大事なんですけど、本川が水位低下をする前に支 例えば、四メートル水がつかった集落で一人も死者がいないのに、たった五十センチのとこ

具体的にどのようなことをお考えか、御説明いただけますか。 おられますけれども、具体的に、住民が適切な避難行動を取れるように、 それで、この二点について二之湯大臣にお伺いしたいんですが、まず、 あるいは関係機関と連携した取組 個別避難計 画 の作成促進と言って

害に遭われており、 のため、昨年、 国務大臣 (二之湯智君) 災害対策基本法を改正して、 その要配慮者の避難の実効性確保は非常に重要な課題となってきているわけですね。こ 近年の災害におきましては、 個別避難計画の作成を市町村の義務と、このようにしたわけで 高齢者やとかあるいは障害者などの要配 品慮者が:

の提示、そして優良事例を全国展開するためのモデル事業の実施などに取り組むとともに、各種交付金制度 内閣府におきましては、 市町村における取組を支援するために、 個別避難計画の作成手順を明示した指針

るように、 紹介、周知にも努めております。また、一般の住民の方につきましても、災害時に適切な避難行動が取 地域や学校における防災教育や訓練、 さらに地区防災計画の作成などによる住民の防災意識

ております。 引き続き、 関係省庁や自治体とも連携しつつ、住民の避難の実効性を高める取組をしてまいりたいと思っ

上に努めております。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

ようやく学校現場も河川やあるいは様々な災害対策について動き出しておりますので、是非ここも内閣府さ として大事なところだから、逆に余り怖いことを言うてくれるなというようなところもございました。今、 んとしてお願いしたいと思います。 防災教育についても二点目にお伺いしようとしたんですが、既に御回答いただいておりますので、是非と 実は、十年、二十年前を考えますと、学校現場で災害の話をすると、先生方が、川は楽しくて環境保全

き散らされることは懸念されると繰り返しあれほど何度も言っておられるので、本当に日本中がおちおちし 委員長が先ほど来言っておられましたけれども、そもそも、日本がミサイル攻撃を受けたら放射性物質がま 在的に言わば武器になってしまうんだということの怖さを私たちは身にしみているわけです。それで、更田 ました。更田委員長が、今回、今ウクライナで起きている問題、本当に、日本中にある四十五基の 大きく二つ目の質問ですけれども、先ほど来、塩村あやかさんが原子力防災のところを質問してください 原発は潜

ていられないという状態でございます。

ここに、書簡のちょうど最初の一行目に多くの子供たちが甲状腺がんに苦しみと書かれているんですが、こ 議長に宛てた五人の元首相の書簡、「EUタクソノミーから原発の除外を」という意見書なんですけれども、 そういう中で、子供の甲状腺の被害についてお伺いをしたいんですが、この一月二十七日に欧州委員会

のことに対して環境大臣から抗議がなされました。また、福島県の知事からも抗議がなされました。

二百六十六名とされております。そのうち二百二十二名が甲状腺摘出手術を受けております。 ら十年、十八歳以下だった三十八万人を対象とした場合に、悪性ないし悪性の疑いであったとされた方が この場は災害対策の場で、健康そのものではないんですけれども、質問させていただきたいんですが、そ 平常時は百万人に一人あるいは二人しか発病しないとされている甲状腺がんですが、福島で事故か

この比率というのは大変良識的にも、また常識的にも高いものではないかと考えております。しかも、手術 たちが甲状腺がんに苦しみという事実を否定するのでしょうか。環境省のお答えとその理由をお聞かせいた 子供だった方が今二十代、成年になっておられますけれども、それにもかかわらず、政府として多くの子供 の症状が悪化して再手術を受けた人、ほかの部位に移転した人、本当に過酷な放射線治療を受けた方たち、

これ、確率でいきますと、百万人に一人の場合でしたら七十倍、百万人に二人の場合としても三十五倍

副大臣 方で、元総理五名が欧州委員会委員長に宛てた書簡では、福島第一原発事故による福島での未曽有の悲 (務台俊介君) 甲状腺のがんに苦しんでおられる方には心からお見舞い申し上げたいと思います。

劇と汚染の例示として、多くの子供たちが甲状腺がんに苦しむと記載されております。

の子供たちが甲状腺がんに苦しむと記載することが差別や偏見につながるおそれがあると指摘したところで それに対して、この二月一日に山口環境大臣が書簡を発しまして、福島第一原発の事故と関連付けて多く

二〇二一年六月時点で御指摘の二百六十六名が悪性ないし悪性疑いとして報告されているということで承知 先生がおっしゃったように、福島県の県民健康調査では、甲状腺検査の機会を希望する方全てに提供して、

しております。

員会、 たということだというふうに承知しております。 るというふうに報告されております。そういう結果、誤解を生むことのないように環境大臣の書簡が出され 因は放射線被曝ではなく、 この数値の評価についてでございますが、 UNSCEARの報告書では、被曝した子供たちの間で甲状腺がんの検出数が大きく増加している原 非常に感度が高い若しくは精度のいいスクリーニング技法がもたらした結果であ 昨年の三月に公表された原子放射線の影響に関する国連科学委

家族の不安に応えるために、二次検査を受ける方への心のサポートの実施体制を強化する事業なども行って 環境省では、 放射線の健康影響に関する差別、 偏見の払拭に取り組むとともに、 甲状腺検査 の対象者や御

ございます。 福島県の子供たちの気持ちに寄り添いながら、 これらの取組を進めてまいりたいということで

)嘉田由紀子君 ありがとうございます。

という、この甲状腺がんの被害ですね、UNSCEARさん、UNSCEARという国連の科学委員会、こ 環境省さんの公式見解は既に伺ったとおりでございますけれども、そもそもこの福島原発の影響では

の委員会そのものの中立性を疑う研究者もおられます。 私も研究者崩れですから、その研究者の中にいろいろな見解があります、データをどう解釈するかという

ところで、必ずしも客観的に言えるものではない、そういう中で、ここまで被曝の結果ではないと言うこと

自身が中立性を欠くのではないのかという意見もあります。

してしまったのかというこの原因は何とお考えでしょうか、環境庁さんは そのことを別に置いておいたとしても、じゃ、なぜ、この二百六十六人もの小児甲状腺がんの方が発がん

なってくるのではないかということでございます。 きた数字が二百六十六だということでございまして、恐らく比率でいうとそんなに変わらないということに す。一方で、福島県の調査は、対象者が三十八万人、基本的にその多くの方を実際に検査して、それで出 ということではなくて、甲状腺がんの検査結果が出た人、それが人口に対して何人かという数字だと思いま ○副大臣 (務台俊介君) 先ほど嘉田先生がおっしゃった百万人に一人という数値は、百万人検査して一人

近代的な国民国家として許されないと思います。 漏れだった人は、 ○嘉田由紀子君 その後がんを知らずにどんどん悪化をしていくのを放置するんでしょうか。それはそれで、 思わず笑ってしまったんですけれども、 検査し過ぎたからがんが発見された、じゃ、

ですから、大変に偉い、大きな、自分たちの雇用と地域社会を支えている、それだけのところに反旗を翻 て、私、福島に行ってびっくりしたんですけど、地元の方が皆、東電様と言われるんです。もう東電城下町 人のうち六人がようやく十年たって提訴できたんです。その提訴も、 たいんですけど、 もうこれ以上、水掛け論ですから、あとは一月二十七日に始まった東京地裁での公訴を見させていただき 私、この小児甲状腺がんの方たちのお話を聞くと、 国あるいは東電さん。福島の方にとっ 例えば大変な勇気を持って二百六十六

というのは本当に大変なことだったと思います。

れたんだと言われて、当事者として納得できますか。私は、 生薬を飲まなきゃならない、そういう状態になって、原因も分からない、検査し過ぎたからあなたは発見さ んになったと言えば差別されると、 れたんだでは当事者が納得をしません。同じく二十六歳、東京都内で事務の仕事をするB子さん。 れほど多くの子供が甲状腺がんになっているのか。単にオーバースクリーニング、検査し過ぎたから発見さ い。三か月に一回通院しているが、待合室に幼い子供がいると胸が痛む。原発事故が関係ないなら、なぜこ の転移が分かって、大学も退学して、今治療に専念している。今後、結婚、出産、 例えば、今二十六歳になったM子さんですが、十七歳で甲状腺がん告知され、 甲状腺がんになったと言うと風評加害者だと言われて逆に差別をされる。日々苦しみながら、 家族全員で十年間も誰にも言えなかった。そして、 自分の子供や孫がそういう状態になったら、 大学に入ったけれども、 先のことが考えられな 中には、先ほど来、 甲状腺

様々な被害の現場を聞き取りをして見てまいりました。水俣病の被害者の姿と重なるんですね。水俣病の原 今回の甲状腺が んの被害者の気持ち、 社会状況を見ながら、 私自身は、 環境社会学者として四

えましょうと言うと思います。

究明に十年も掛かっているんです。熊本大学の研究者がこれは有機水銀じゃないかと言っても、 因物質がチッソ水俣工場からの排水に含まれていた有機水銀だ、それが水俣湾の魚に取り込まれて、 その家族に神経系の病が広がった。昭和三十一年の五月に最初に発見されますけれども、 当時、 それ

大学とか日本国政府が否定をしていくわけです。

は、 た。 近所からは、 うことを知りながら、チッソ城下町です、まさに東電城下町と一緒。水俣市内では、社会的力が弱かった漁 すけれども、子供の運動会におにぎり握ってやれなかった、本当につらかった。自分の体を疎ましく思った。 多くの知り合いの方がおられますけれども、杉本栄子さん、今、亡くなっておられますけど、 五一年の公式発見から十八年、 だから、 自分たちを苦しめる病からの救済を求めて国と熊本県、チッソを加害者として裁判に立ち上がったの し尿を投げ付けられるほど差別された。でも、だんだん近所の人も同じ病気になってい たくさん魚を食べているので最初に被害が出てくるんですね。子供さんが四人おられるんで 一九六九年です。その間に何百人もの方が理由も分からず亡くなりまし 元々網元で くとい

告しておりませんので、心のこもった御意見いただけたら有り難いです。 おりますこの甲状腺がんの皆さんの裁判なさった方たちに対してお声を掛けていただけないでしょうか。 業として許されるんでしょうか。 一之湯大臣、 死者を出さないということはハートなんです。ハートのこもった政策が日本国には必要だと思います。 通告しておりませんので、水俣病を思い起こさせる今回の原発の、 私は、先ほど、ハード、ソフト、ハートと申し上げました。 関わると私たちは思って

社会的立場

の弱

い災害被害者、

公害被害者の声、これを閉じ込めるのは、

国民国家として、

あるい

は大企

○国務大臣 (二之湯智君) 突然の指名で戸惑っておりますけれども、福島原発の事故と甲状腺との因果関

でございますけれども、本当にお気の毒といいますか、やるせない気持ちがあると思います。できるだけ早 係、私よく分かりませんけれども、とにかくそういう病気になった方の気持ちというのは、水俣も同じよう 因果関係というか、原因究明をしていただきまして、そういう方たちが一日も早く回復することを願っ

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

ております。

社会的な支援あるいは医療の支援、本当にこれから必要だと思いますので、その辺り、裁判の行方を見守

りたいと思います。

私の方、時間来ましたので、これで終わります。どうもありがとうございました。

②《二〇二二年五月十一日》

調査を国が行う必要性―防災におけるソフト対策の必要性 ベネフィット分析を早期に示す必要性、溺死者の情報を含める必要性―被災者の状況 河川整備計画策定に向けた住民参加の必要性―球磨川の河川整備計画におけるコスト・

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。 碧水会の嘉田由紀子でございます。 少数会派にもお時間を割り当

河川政策、また災害対策についてお話、 質問させていただきます。

てていただきまして、感謝申し上げます。

災害についてですが。私、ずっとここ四、五十年、地域社会における水との関わりを研究してまいりまして、 会でやってきております。 と災い、共に地域社会が責任を持って対応していくと、これはもう本当に律令の時代からそれぞれの地域 元々日本は急峻な土地で、それで、水田農耕というのがもう律令時代からのなりわいでしたので、水の恵み 日本はそもそも地震列島であると室井議員も言っていられました。また、今、武田議員も二〇一九年の

堤防を高くして連続堤防にして、川の中に水を閉じ込める。そうすると都市部の開発面積が増えるので、一 始め皆様御苦労をいただいたと思います。ここには足立大先輩もおられます。そういう中で、明治以降の川 は良かったんですけれども、結果的に都市化が進む中で洪水が増えるというようなことで、井上局長さんも 旦は歓迎されました。川をどんどんどんどん狭くして、深くして、コンクリートにして、 私どもは、滋賀県の知事時代に流域治水という、つまり、日本の河川政策、明治以降、どちらかというと、 都市開発には都合

の中に水を閉じ込めるというのは限界があるんじゃないかと、そのときに流域治水という発想が出てくるわ

けです。 命を失わない、備えるというのが流域治水でございます。幸い国の方も、滋賀県では二〇一四年に全国で初 らない、造るんだったら建物をかさ上げするというような形で、ためて、流して、とどめて、そして最後は つまり、川の中だけではなくて、まずは山で水を守り、 治山、そして土地利用、 危ないところには家を造

だてがこの河川整備計画でございます。 民参加を取り入れるという大変画期的な法案が平成九年に日本でできます。その法案を実現化する一つの手 そういう背景の中で、流域治水の一つのポイントとしては、今日皆さんに資料をお出ししていますけ 河川整備計画策定に向けてのスケジュールというものがございます。これは、公共事業に環境保全や住 ń

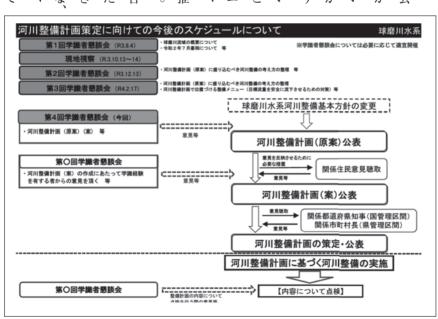
めて条例化したんですが、国の方も昨年、流域治水の法案を作っていただきました。

代表が参加 流域治水協議会を全国 この河川法十六条には環境保全とそれから住民参加というところが入ったんですが、まず最初に、 している協議会の数あるいは住民参画の事例など、国土交通省さん、お示しいただけますで 級河川、 百九水系で進めていただいているんですけれども、市町村長以外に住民

域治水協議会ということを昨年、 政府参考人 (井上智夫君) 法定協議会ではなくて、とにかく私ども流域治水を早く進めたいということで、 まず、 一昨年からつくっておりまして、百九の一級水系でも進めてきているとこ 委員御指摘の流域治水協議会、これは、昨年の流域治水関連法で基づ

ろでございます。

そういうようなもの できるようなワ るような、 け 進 地 テ 参 て、 生じた八 も全部含めてやってきておるところでござ とか水防法に れども、 また、 É している、 域 その中で、 イ 加 開 市 住 13 令和二. 先ほど武 民 夕 11 ただきながら、 遊 代 が 1 村 て、 水 主 地 市 4 0 そう その 地 年 基 域 0 体 ラインを取組 X 地 0 中 \dot{o} 長 0 地 \mathbb{H} 0) 的 域 1 整 でもこ Ł 住 域 13 中 議 0 ク · う を 月 参 住 方 協 民 備 シ 0 員 取 流 加 民代表、 0 議 は 方 などを進め が 0 Þ \exists 校 組 意見 13 0) 豪雨で甚大な被 会と 方 す 域 13 々 ッ X を進めておりま 治 á 参 減 同 か ろ プを を 単 災協議 元を交わ 防 か 水 士 5 加 V 推 位 協 災 b 消 で が ろ 開 進するなど、 Ź 0 議 あ Ē 0) 減 防 お 催 減災を 会と す 11 会 話 ŋ コ 議 災 团 13 んよう < ただ 0 ŧ 3 論 協 が 員 た で Ĺ な 害 中 ユ 議 ŋ す。 المع で 1 か 会 が



資料① 令和4年5月11日 参議院災害対策特別委員会 碧水会 嘉田由紀子 出典 国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所・熊本県土木部河川港湾局河川課「令 和3年度第4回 球磨川水系学識者懇談会説明資料 今度のスケジュールについて」(令 和4年3月28日)より

共有していく、そういうような多様ないろんな方法を取り組んでいるところでございます。

全な地区、地域への移転をするのか、これ地域住民が意見交換を行っています。 具体の取組としては、島根県の江の川の下流域においては、堤防等の整備による浸水対策を行うのか、 安

災組織が意見交換を行っており、 それから、高知県の仁淀川流域においては、 これらの取組について、その取組の結果について流域治水協議会にお 避難体制の強化に向けて地域の緊急避難場所について自主防

このように、住民参加の方法は地域ごとに様々なやり方があることから、 地域の実情に応じて工夫しなが

ら取組の拡大を行っております。

共有を図っております。

ざいまして、 なお、議員お尋ねの流域治水協議会に限って申しますと、住民が参加している流域治水協議会は五つでご 具体には、 町内会長、 自治会長や防災士会、 河川環境団体に参加いただいているところでござ

①嘉田由紀子君 お詳しくありがとうございます。

プとか、いろいろありますので、それはより対話性を深めていただけたらと思います。 住民組織というのは本当に地域地域にそれぞれ歴史的経緯もあり、 また、 そのときの組織のリーダーシッ

もの方が溺死をしてしまいました。 この後は球磨川の河川整備計画についてお伺いをしたいんですが、二年前の七月四日、 昭和二十年に六名、 あっ、昭和四十年に六名亡くなったということがあったんですけど、今回は五十 七月四日です。本当に、私もずうっと二十年以上球磨川に関 球磨川では五十名 わってきま

名と、大変な溺死者が出てしまったんですね

ジ近くあるんですけど、それを全て見させていただいたんですが、いわゆる費用便益計算、 のが入っていないんですが、これはどの段階で行う予定なんでしょうか。 そういう背景の中で、整備計画がこの四月に原案が示されたんですが、国の方と県の方と全体で三百ペー BバイCという

ちょうど御意見をお聞きしたところでございます。 水型ダムなどの具体的な河川整備等の内容をお示しする河川整備計画の原案について、関係住民の皆様 ○大臣政務官 (加藤鮎子君) 球磨川水系におきましては、 今後おおむね三十年間 の河道掘削、 遊水 流

バイC、これを算定し公表をする予定でございます。BバイCは、そこで公表する予定でございます。 今後は、いただいた御意見を踏まえまして河川整備の内容を検討した上で、河川整備計画の案に基づくB

段階ですが、この原案、公表してからBバイCということで、理解でよろしいですか。 ○**嘉田由紀子君** そうすると、今日示した資料の中で、BバイCは、今原案を作り住民意見を聴取している

て、 ○政府参考人 (井上智夫君) 内容を変更したり付け加えたりする必要があります。 今住民の意見をいただいているところです。いただいている内容、これまた実際の整備計画に反映すべ 嘉田委員の方から配付されている資料のこの原案というようなことを公表し

その上で、全体としてBバイCがどれくらいになっているのかということを、この整備計画の案の公表の

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

か、二点目は、流水型という川辺川ダムで環境は守れるのかという意見でございます。 させていただいた、 この整備計画原案に対して、関係住民意見聴取が五月六日締切りでした。私も一住民として二つ意見を出 それが今日の資料の中にあります。 一つは、川辺川ダム建設で流域住民の命を守れるの

橋がどれだけ壊れたとか道路がどれだけ壊れたということがあるんですけど、溺死者の情報が全くないん だと思いますが、特に私どもが気にしておりますのは、この整備計画原案の中に、過去の治水の経過、 この意見をどう国が対応を取っていただけるのか、県が対応を取っていただけるのか、 これ からの

性はどうお考えでしょうか。 情報が全く整備計画の中にないんですが、国土交通省さんとしては、被災者の状況調査、国として行う必要 先ほど来いろいろ出ていますけれども、やはり死者というのは一番の被害者だと思います。その溺死者の ですね。

ことをいただいておりますが、この溺死者のことについてどう考えるか。)政府参考人(井上智夫君) 先生を含め御意見いただいておりますし、 住民の団体の方とかからも同様な

ところですし、 私ども、この令和二年の七月豪雨で亡くなられた方の、どういう原因なのか、 嘉田委員の出された報告書というのを読ませていただいているところでございます。 私どもも非常に関心がある

(その2)・流水型という川辺川ダムで環境は守れるのか?

第5章「実施」の116頁に「川辺川における流水型ダムの環境保全の取相」「人と河川との豊かな触れ合い活動の場の保全」との記述があります。また「緑の流域治水の基本理念」が88頁にあります。関連して、以下3点の疑問をださせていただきます。

(3)

(1)「地域の宝である清流を積極的に保全する」「環境への影響を最小化する」 (116 页)とありますが、これまで日本国内での源水型ダムは5ダムルが完成しておら ず、またいずも氏形な雪型 200 万トン以下の小型ダムです。これらダム建設による 水質影響や、動植物への影響については信頼できるデータがいまだにありません。 よしんばあったとしても、川辺川ダムはこれら小型ダムとくらべて1億 3000 万トンの計 解で再去れ形型水型ダムの 641 上です。

日本の別川生態系は専門家によると、大変機能で、多様性に富んでいます。もし、 穴あきダムだからアユや渓流魚が上流に上ると主張しても、アユや渓流魚は、川底 のコケや水生昆虫を間にしています。水だけ川原に流れても、水生息虫は、巨大なコ ンクリート壁にぶつかって上流へ移動できません。一般的に水生昆虫の幼虫は下流 に流されますが、親は上流にむかって飛ぶことで、上流部にも水生息虫が毎年生息 できるのです。水だけ流したら、たとえ、河川の空間をコンクリート壁でふさいでも河川 環境が保全できる。という主張は、「木だけ県て森を見ず」という。単一要素還元的な が接頭であり、別川生態系のみを管理解から大きくばすれています。

さらに 1 億 3000 万トンの巨大ダムとなると、水底の流れは 100 メートルを超えると 思われます。そのダム艦の買い噂な水路をアユが探えして選上するでしょうか。アユ は明るい河川で、エサを求めて移動します。賞っ畑な水路に、まか電気をつけるか らアユが移動するとでも主張なさるのでしょうか。そういえば、球磨川中流器の瀬戸石 ダムの頃にあった煮造の効果を広轄する「川のとっとった盤」では、アユが頭にカンテ ラない頃にあった煮造の効果を広轄する「川のとっとった盤」では、アユが頭にカンテ フェントでは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな していません。ただ、生き物それぞれの命をつなぐための生息条件を全体として理解 する気俗をもたず」「「環境発金」と軽々しく言うべきではないでしょう。政治も行政も環 環発金を受易に考えずぎています。

(2)流水型ダムで「景観及び人と同川との豊かな触れあい活動の場の保全」(116 別とありますが、五木村の人たちも貯水型ゲムであったから、そこに水上レジャーの 場をつくり、観光客を呼び込めるとの携待をもって最後に受けいれたのではないでし ようか。普段は水を貯めず、川水を洗すといいますが、洪水時に1億 3000 万トンをフ ルに貯水したら、相良村から五木村の川沿いが水没します。五木村中の船の頭地地 域も水没予定地になります。洪水がたまった後、どれほどの泥や砂っ石や流水が残 されるか、景観の悪化はふせげません。その洪水港道物の処理にどれほどの予算が 必要となるでしょう。またそのような川沿いに、人びとが「同川との豊かな触れ合い活 動」ができるでしょうか。言葉の上だけでの「触れあい活動」とは、真に河川を受し、河 川を美しく次世へのつなぎたい上側で、3歳年住民に説明がつくでした。

(3)「緑の流域治水」の基本理念が 88 頁にあります。その三点目には「流域関係者 が守り受け継いできた地域の室である清流遠路側形を中心とした。かけがえのない球 鰡川流域の草さを理解し、自然環境と共生する社会」を実現とあります。緑豊かな相 良村の山あいに、巨大なコンツリー・壁ができ、川底に穴をあけて、アユの生息や清 流が守れると楽語する国や県の見通しを示すべきです。政治家や行政技術者の責務 です。

基本理念の回点目には「球磨川とといこ生きを住民の生活・文化・掘わいや、球磨川への部門・観しみの想いを文世代にわたって第1でいく社会」の実現を約束しています。2020年7月4日の本書以降、景や個は、住民参加による「終め交場治水としいながら、流域:治水協議会には、流域の市町村長以外の参加を求めていませんでした。河川法 16 条にいう「住民参加」を無視しています。また今回の整備計画づくりの途中の意見等集でも、時間は近く、公総会の仕組みも人口が多い人吉市や八代市でも、人口が少ない水上村などと同じ人数しかやりあてず、住民参加のアリバイづくりに乗りているように、思っていません。

次世代にわたって繋いでいく社会の実現のために、本来の住民参画を期待しています。

「球磨川水系河川整備計画」意見書

参議院議員 前滋賀県知事 裏田由紀子

(1)

(その1)・川辺川ダム建設で流域住民の命を守れるのか?

・「ダムで命を守る」はダム建設のための単なるスローガンではないのか?
・被災溺死者の検証なしに、ダム建設で命を守ると主張するのは溺死者50名の命を 冒港しているのではないか?

政治や行政上はもちろん、人間としても倫理的に許せない整備計画ではないか?
 ・まずは溺死者の状態を調査し、「何が生死をわけたのか」真摯に向き合ってから整備計画の原案の書き直しを求めます。

全国 109 一級河川水系の中で、河川整備計画づくりが最も遅れていた球磨川水 また。ようやな整備計画原業の提示となった。2020年 7月4日の水害被害を持ってい まだ。ようやな整備計画原業の提示となった。2020年 7月4日の水害被害を持ってい 室17川辺川ダムは白紙範囲上の表明を受けびダムに頼らない治水」を検索するとさ れたが、国も長・実質的なかま物価を放置した結果、2020年7月 4日の被害が増 大してしまった。このことは日々、河川を現場で見続けている住民が証言している。ち なみに同じ頃、接受票では「ダムだけに頼らない治水」を原介あげて違えいた結果、 2014年には左側にはかてが「変域が水推進条例」を制度しまし、返域水の先進的效理 を進めてきた。当時の知事当時者が言うのは「発田引水」かもしれないが、県庁職員 の延導いとふんばいで実際「埋みた物でするみる。

そのような中で、7月4日の水害被害直後に、棒島知事は「川辺川ダムの復活」を宣 記した。地域住民と一部の研究者は、まずは水潜域害の現場検証が必要だ、特に球 脚川流域での8 46の瀬末者が近てまかた、その原因を損べるそがたと生態した。 そして「何が生死を分けたのか?」と瀬死者の自宅や避難中の死者についてはその 現場を訪問し、どこから来た水で同時頃に消死が発生したのか緻密に検証した。検 終に位う、18章 11・46 同と100 名を和きた。

その結果わかったのは、人吉市内では 20 名の溺死者のうち 19 名は早朝7時から 8時までに、山田川や万江川、時消ル200 文度が溢れた水にまきこまれたと判断で きた。1名 4年をご時間も場所も行った。つまり、占市内のほとんの溺来名は禁 錦川本流の水位上昇による溺死ではないという事だ。また高齢者施設で 14 名の溺 死者がでに非路村渡岸医では、すぐ横定派れる小川の氾濫が採飾川の氾濫よりも早 く、午前7時頃には施設での溺死が終まったとの証さき得ち。

図土交通省データによると、もし川辺川ダムができていたら人吉市で水位低下効 ② 果が保障されるのは「前等10分割である。また激地区での川辺川ダム水位低下効 単が発度されるのは「前等30分割である。また激地区での川辺川ダム水位低下効 東では川辺川ダムの水位低下効果は11時から12時頃なるだろう。しかし、溺死は 午前7時一8時頃からはじまっている。この地域は、1000メートル部の急峻な山にあ たった前枝搾みが一気に降って、森林代様が近が近山頂部から渡みと大き型の土砂 を渡し、まさに地元からの豪雨が球磨川本流に流れこんだようだ。支渡や支川の上 渡部の森林破壊や土砂崩壊こそ、まさにすぐに手をつけるべき「渡城治水政策」では ないだろうか。

しかし、これら支川や支流の水位が高かったのは球磨川本流からのバックウオーターという記述ばかりが目立つ(32 頁、42 頁)、かろうじて26 頁に令和2年の故書も、「編本県内の犠牲者は65名にのぼり」とあるが、流域での溺死者は50名、1名不明、残り14名は球磨川水系以外の地域での土が災害という記述もない。その上、42 頁の水書被帯の記述の中には「溺死者」について一番もられず、鉄港や道路の被害など物的被害の記述と、河川流量の多さとバックウオーターという記述ばかりが目立つ。溺死者について一書も換れないのは何とも不自然だ。

私たちは「何が生死を分けたのか」という調査結果を、熊本県や国土交通省に提示 して、「獨形者の検証調を行ってほしい」と何度も申し入れたが、勇も国も動いてい ない。それどころか、河川整備計画の水害被害記述から溺死者の項目を全く無視し ている。ここにはどんな力が働いているのだろうか。

「ダムで命を守る」(108 別)という記述はダム建設のための単なるスローガンではないのか? 被災期死者の検証なしに、ダム建設で命を守ると主張するのは消邪者 50 名の命官習法しているのではないか、政治や行政とはもちろん、人間としても、倫理的に許せない河川整備計画ではないか?まずは選死者の状態を護を延りを必定定を対けたのか、選定に向き合ってから機計画の原変の書き直した様々があます。

なお住民の替さんとすすめた「何が生死をわけたのか」の調査機果は、『流域治水 がびらく川と人との関係—2020 年琼島川水常の経験から学ぶ』(高日紀紀子編、豊 山油村文化協会、2021年)として社会的に公表し、2022年2月には数本日日新聞の 「毎日出版文化省は学者」ていることを申し返えます。

資料② 令和4年5月11日 参議院災害対策特別委員会 碧水会 嘉田由紀子 出典 嘉田由紀子「球磨川水系河川整備計画」に関する意見書(2022年5月6日)

この浸水というのは防げるのかどうかということ、それを調査してきているところでございます。 私ども、ダムがなかった令和二年のときどうだったのか、それから、もしダムを造ったとしたらどれくらい

月四日の午前六時台に氾濫が発生して、その後、球磨川からの氾濫が加わったということが再現の確認ある それで見ていると、委員の御指摘のとおり、支川からあふれて、山田川とかからあふれてですね、 その七

(V

は

一画像からも確認できているところでございます。

る山 Ш かってまいりました。この水面勾配がほとんどない状態で、球磨川の水位と同じような高さになっていると の水位上昇に伴うバックウオーター、この本川が高いことで支川からの水が流れ切れないということが分 これらの氾濫要因について、山田川と球磨川本川の合流点付近の水位を分析したところ、本川、 .田川からの支川の氾濫を防止又は減少させることができるというふうに考えられます。 ダムを一方で整備すると、この本川の水位を低下させることで、このバックウオーターによ 球磨川

川からの氾濫は発生しないという結果を得ているところでございます。 例えば、この四月に公表した河川整備計画の原案の中にも、この整備計画を実施した場合の効果を試算し 球磨川本川の水位が低下することによって、令和二年七月豪雨と同様の洪水が発生した場合には、

Ш が始まっているんではないか、 、からの堤防よりも一メートルから二メーター低い水位まで低下するという結果となりました。 ダムをもし整備したとしたならば、ダムの効果は午前五時頃から発揮されて、 間についても、先生の方からの御指摘が報告書の中にございました。 浸水が始まっているんではないかというふうなことの御指摘もありまし 午前七時から八時頃から溺死 午前八時頃には山田

このようなことも踏まえて、この山田川の堤防、

あるいは掘削ということも考えていきますし、

流域全体

の治水安全度の向上を図ってまいりたいと考えております。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

これはこれで結構です。 前で見ていた、その方たちが納得できるような説明を今のところでしていただけますか。あわせて、はい、 すので、その辺り、住民の方が現場で二百人ほどの聞き取りをしておりますので、その住民の方自身が目 そして、住民の方が去年の五月三十一日に国土交通省に溺死者調査をしてほしいという申入れもしておりま 今の山田川のデータについては、今日はシミュレーション結果もありませんので、是非見せていただいて、

こから江戸時代の相良藩が農業用水を引いて、それが御溝川というので、人吉市内をずっとくまなく水路が ら水位低下できるということを説明することは可能なんでしょうか。 あります。その御溝川でも何人も亡くなっております。 あわせて、山田川と万江川、 万江川というのはかなりもう、ちょうど人吉市の最上流ですけれども、 その万江川から御溝川についても、 川辺川ができた あそ

理解いただけるようにしていきたいと思いますし、また、今おっしゃいました万江川といった支川、そこか 十一月のときの検証の中でも公表はしておりますが、先生御指摘のとおり、まだそれが住民の方々に十分伝 ら分派している御溝川のことについても、これはまた別な形での農業用水路からあふれた内水の停滞という わっていないというようなことかもしれませんので、そういうことについては積極的に情報を提示して、 政府参考人 (井上智夫君) 先ほど申しました山田川のその支川の水位の変化につきましては、昨年

ことがあります。これについては、しっかり内水の氾濫解析も行いながら、 課題や改善点、考えていきたい

というふうに考えているところでございます。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

そういう機会をまた是非住民の方とつくっていただけたらと思います。

是非次の対話の時間をつくっていただきたいと。 是非、近い段階で住民の皆さんとそういう場をつくっていただけたらと思います。時間もございませんので、 水、言うまでもなく、山の水源の一滴から治めるというのが流域治水の原点でございますので、この辺りも だいているとは思うんですけれども、河川整備計画に、 特に、万江川も山田川も、それからその下の球磨村も山崩れが大変ひどいんです。そのところも見ていた 山のことは数行しか書いていない。しかも、

まとめております。そういうところを見ていただくと、まだまだ納得できないと、説明が足らないという意 それで、この河川整備計画、五月三日に熊本日日新聞が、公聴会で聞いた意見書も全部日日新聞の一面

見が圧倒的に多いです。

けたらと思います。 その辺をできるだけ、まさに流域治水のモデルになるような球磨川ですから、そういう場をつくっていただ よりも、 しかも、川辺川ダムというのは、 どちらかというと、山から支川の影響、これは地元の人がよくよくもう昔から知っておりますので、 川辺川、球磨川は掘り込み河川ですから、 本流の影響が町に入るという

もうお時間迫っておりますので、最後に防災におけるソフト対策の必要性について、実はその五十名の溺

がとっても多いです。それから、足腰が移動できるかどうかということ。二階家であっても、 死者を調べましたら、 けてもらえるか。この四点は、まさにソフト対策なんですね れなくて亡くなった方も五名おられました、五十名のうち。それから、隣近所との社会関係。 四点問題が出てきました。 避難の判断。それから住宅事情、平家で亡くなっている方 避難を呼びか

防災大臣、命を守るためのソフト対策の必要性、重要性についてお話しいただけますか。

策が非常に重要であると、このように私も思っております。私は、防災教育を通じて住民の意識を高めてい 国務大臣 (二之湯智君) 委員御指摘のように、防災はハードだけでは十分ではございません。 ソフト対

くことが極めて重要であると認識をいたしております。

逃れて全員が助かったというお話を伺いまして、大変感銘を受けたわけでございます。 れておりまして、 先生をしている方からお話を伺いました。その小学校では日頃からいわゆる防災教育というものを熱心にさ 昨年の十一月に、私は岩手県の釜石市を訪問いたしまして、そこで、東日本大震災の当時、 あの当時、地震が来て、すぐさま日頃の防災教育の成果を発揮して皆さんが高いところに 小学校の校長

私自身も防災担当大臣としてあちこちでお話をしているわけでございます。 命は自ら守る、そしてまた、隣近所の人もお互いに助け合って災害から逃れるということも非常に重要だと、 そういうことで、防災教育を通じて防災意識を醸成して、そして、そういう災害が起きたときに、

委員御指摘のソフト対策は非常に重要だと改めて思っておる次第でございます。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

えていたと、群馬大学の片田先生が過去十年間びっちりと入って、その辺り結果が出たんだろうと思います。 もうお時間ですので、防災大臣、また国土交通省の皆さん、ありがとうございました。 釜石は、鵜住居小学校を中心に釜石の奇跡と言われておりましたけど、あれは奇跡でも何でもなくて、備

以上で終わります。ありがとうございます。

太陽光発電設備設置事業における環境影響評価に関する質問主意書 【質問主意書】二〇二二年六月十七日提出(質問第五九号)

れ、 価が義務付けられることになった。 の発電所は第一種事業、(二) 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第五十三号)が令和二年四月一日に施行さ 太陽電池発電所の設置又は変更の工事の事業が環境影響評価の対象となり、 出力が三万kW以上四万kW未満の発電所は第二種事業として、 出力が四 環境影響評 万 k W 以 上

である場合に限るとされた 法第四十八条に基づく工事計画の届出がされている場合は、環境影響評価手続は必要ないが、 日以後において事業内容に変更が生じないか、変更が生じる場合でも事業規模の縮小もしくは変更が軽 その際、 経過措置として、環境影響評価法施行令の施行日である令和二年四月一日より前に、 (環境影響評価法第五十四条第一項第一号。 軽微な変更については環境影響評 令和二年四 電気事業 月

前述の経過措置の取扱いについて、 以下のとおり、 質問する。

太陽光発電所の設置工事に環境影響評価手続の実施が必要なくなる要件である、

法施行令第十八条第一項)。

令和二年四月

日 により

前に届け出られた電気事業法第四十八条に基づく工事計画の届出の内容は、計画している発電所設置

工事の全体のものでなければならないのではないか。

前記一に関し、仮に、令和二年四月一日より前に電気事業法第四十八条に基づく工事計画の届出がさ

れていたとしても、 それが太陽光発電所工事の全体の二分の一、あるいは三分の一に満たない 計画

Ξ

令和二年四月一日より前に電気事業法第四十八条に基づく工事計画の届出がされていたとしても、後

にこれを変更する内容の工事計画の届出がされた場合、それが規模の縮小又は軽微なものでなければ、

ないか。 であれば、完全な工事計画の届出がされたとは言えないので、環境影響評価手続が必要となるのでは

環境影響評価手続は必要となるのではないか。

右質問する。

		る						内
		質	参		参			閣
		問	議		議		令	参
		に	院		院		和	質二
		対	諓		議		四	=
		し、	員		長		年	0
			嘉				六	八
		別	田		Ш		月	第
· ·		紙	由		東		+	五
-		答弁	紀子		昭		七日	九号
	- 8	書	君		哈子		口	万
		声を	提		1			- 1
		送	出		殿		50	
		付	太		034			
		す	陽					
		る。	光					
		0	発					
			電					
			設			内		
			備			閣		
			設			総		
			置車			理		
			事業			大		
			未に			臣		
			おお					
			け			岸		
			る			田		
			環					
			境			文雄		
			影			雄		- 1
			響					1
			評					1
			価					
			に					
			関					
		_	す			 		
			内	閣				

参議院議員嘉田由紀子君提出太陽光発電設備設置事業における環境影響評価に関する質問に対する答

弁書

一及び二について

いは三分の一に満たない計画書」及び「完全な工事計画」については、その具体的に意味するところが明 お尋ねの「計画している発電所設置工事の全体のもの」、 「太陽光発電所工事の全体の二分の一、ある

三にコレフ

らかではないため、お答えすることは困難である。

難であるが、環境影響評価法 お尋ねの 「規模の縮小又は軽微なもの」の意味するところが明らかではないため、 (平成九年法律第八十一号。以下「評価法」という。) 第五十四条第一項に お答えすることは困

規定する政令施行日(以下単に「政令施行日」という。)の前に電気事業法(昭和三十九年法律第百七十 号)第四十八条第一項の規定に基づく工事の計画の届出がなされた事業については、政令施行日以後に当

該計画の変更の届出がなされた場合であっても、 当該変更の内容が評価法第五十四条第一項に規定する「

事業規模を縮小し、若しくは政令で定める軽微な変更その他の政令で定める変更のみ」であるときは、評

1

第二部

【委員会質疑】 1 参議院予算委員会

子供の貧困、国際的に低い子どもの精神的幸福度―自民党の日本型福祉政策論に対す 円安の短期的・長期的要因―出生率の低下、女性の稼ぐ力を活用できていない現状― る評価―女性の低い労働参加率と低い出生率の関係―岸田三原則への想い

①《二〇二二年十月二十四日》

分という時間で大変欲張りなテーマをつくってしまいましたので、パネルがたくさんございますが、礒崎哲 嘉田由紀子君 予算委員会は今日が初めてでございます。総理とも直接、よろしくお願いいたします。また、本日、 ありがとうございます。国民民主党・新緑風会の嘉田由紀子でございます。

十四四

まず最初に、端的に円安の短期的あるいは長期的要因について総理にお伺いしたいんです。よろしくお願

史オブザーバー理事にお願いをしております。

內閣総理大臣 (岸田文雄君) 円安の要因についてという御質問ですが、為替相場につきましては、

従来から申し上げておりますが、様々な要因を背景に市場において決まる、これが原則であります。

短期、

中期にかかわらず、変動の要因、これを一概に申し上げることは困難であると考えております。

政府としましては、この投機による過度な変動、 これは容認できません。 為替市場の動向に高 い緊張が

持って注視しつつ、過度なこの変動に対しては適切に対応するということを申し上げさせていただいており

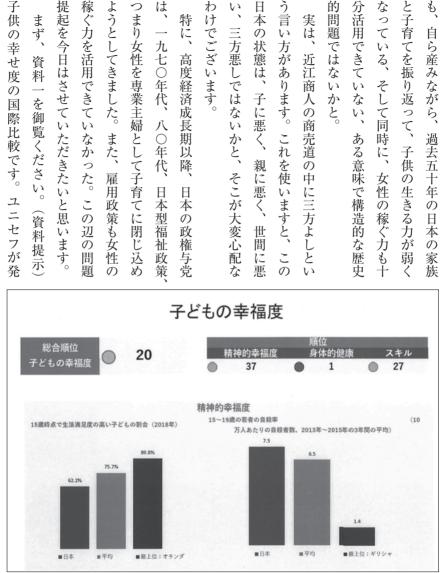
嘉田由紀子君 ありがとうございます。

るのではないのかと少し懸念を持って質問させていただきます。 短期的にはそういうことだろうと思うんですが、私は今日、特に長期的に、 日本が国際的信用を失ってい

止めなければいけないとおっしゃっておられます。 という印象を世界に与えてしまっているのではないか、それが円安が加速化しているのであれば深刻に受け 例えば、経済同友会の櫻田代表幹事は、日本の成長していく力、稼ぐ力、良い製品を作っていく力が

るだけではなく、子供の生きる力も弱まっているのではないのかと。特に、私自身は、それなりの子供も孫 ておりません。二〇二二年に出生する子供さんは八十万人を切るだろうと言われております。子供の数が減 日本の国際競争力を上げるには、まずは何よりも人の力です。しかし、日本では少子化に歯止めが掛か

日本 う言 は、 わけでございます。 的 分活用できていない、 なっている、そして同時に、 と子育てを振り返って、 P つまり女性を専業主婦として子育てに閉じ込 実は、 問題ではな 特に、高度経済成長期以降、 三方悪しではないかと、そこが大変心配 \dot{o} 自ら産みながら、 九七〇年代、 状態は、 方があります。 近江商人の商売道 11 子に悪く、 ・かと。 過去五· 〇年代、 これを使いますと、 ある意味で構造的 子供 親に悪く、 の中に三方よしとい 十年 女性の稼ぐ力も の生きる力が 日 \mathbf{H} 本 本 0) 型 \dot{o} H 福祉 本の 政 世 権 間 な歴史 与党 政 弱 家 8 悪 族 0



子

,

の幸せ

度の

玉

際比較です。

まず、

資料

を御覧ください。

資料

提

資料①

稼ぐ力を活用できていなかった。

0)

辺

0

間

ようとしてきました。また、

雇用

政策も女性

ユニセフ報告書「レポートカード 16」(令和3年2月発行)「日本の結果について(概 要) に、嘉田事務所でタイトル付加 [https://www.unicef.or.jp/jcu-cms/media-contents/2020/09/UNICEF-RC16 JPN.pdf] (最終アクセス日:令和4年10月19日)

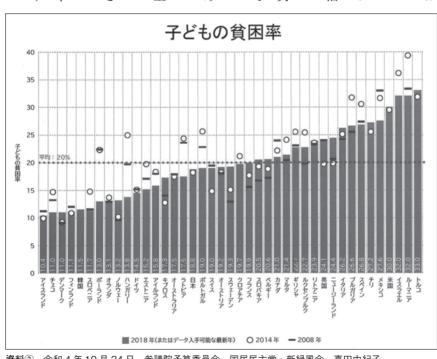
令和4年10月24日 参議院予算委員会 国民民主党・新緑風会

嘉田由紀子

度を説明できない ですから、 n 三十八か国中三十七位と、 表 ば 方、 調 T 査対 (J 資料二は子供の貧困率です。 る 象国 子供の貧困だけではこの幸福 6 で の中でも平均くらいです。 す が 精 ほぼ最低です。 神 的 幸 福 度 は

を持っている子供さんが少ない と走りますが、 るんですけれども、 0) n かと、この辺りも大変複雑な構 が 高 そして一方で、子供たちとい 将 41 来 人間 0) 関係を求め 希望につながるのでは 資料三に、 時 間 てい が な 将来 る、 13 . の そし う でち 、の希 造 0 こてそ が な は 質 あ

0



資料② 令和4年10月24日 参議院予算委員会 国民民主党・新緑風会 嘉田由紀子 ユニセフ報告書「レポートカード 16」(令和 3 年 2 月発行)p.36 掲載グラフに、嘉田 事務所でタイトル付加

比 福 る。

率

が

 \mathbf{H}

本 分

0

子 親

,

いさん 5 す 幸

の場合少ないとい

度、

自 n

が

か で 的

一愛されていると思う

資

料

几 神

it

れども

家

族

0)

坴

子供ほど精

福度が高

< 1

、なっ

7 大

そして同

時に、

家族のサ

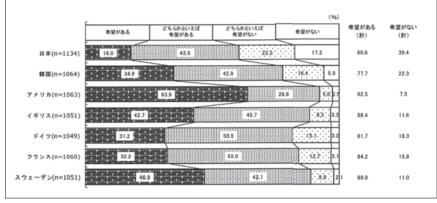
ポ

1

が

将来への希望

Q6 あなたは、自分の将来について明るい希望を持っていますか。あてはまるものを1つ選んでください。(回答は1つ)



資料3 令和4年10月24日 参議院予算委員会 国民民主党・新緑風会 嘉田由紀子 出典 内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査(平成30年度)」(令和元年6月) p.42 掲載グラフに、嘉田事務所でタイトル付加

自己認識の国際比較 Q1(c) 自分の親から愛されている(大切にされている)と思う (96) どちらかといえば どちらかといえば そう思う そう思わない 44.1 14 8 6.2 日本(n=1081) 4.5 11.0 韓国(n=1057) 32.1 19.9 7,8 アメリカ(n=1026) 3.5 68.8 22.6 -8.6 4.6 イギリス(n=1017) ドイツ(n=1031) 27.9 8.7 フランス(n=1042) 25.4 9:9

資料4 令和4年10月24日 参議院予算委員会 国民民主党・新緑風会 嘉田由紀子 出典 内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査(平成30年度)」(令和元年6月) p.8 掲載グラフに、嘉田事務所でタイトル付加

59.2

スウェーデン(n=1018)

13.0

23.2

うことです。

念をするんですけれども、 することができず、それが若者の自己肯定感を低くして将来に希望を持てなくしているのではないのかと懸 この四つの資料を一まとめにしましたけれども、日本の子供たちは自分が親から愛情を受けていると確信 大変包括的な質問ですが、総理大臣、この結果を見てどう思われるでしょうか。

○内閣総理大臣 (岸田文雄君) 済みません、時間も限られておるんで、ちょっと私の方から申し上げさせ

ていただきます。

お願いします。

あります。こうした調査結果、これは正面から受け止めなければなりません。 となっております。また、 摘のユニセフの調査によれば、我が国は三十八か国中、身体的健康は一位ですが、精神的幸福度は三十七位 子供政策については、これまで各般の施策に取り組み、着実に前に進めてきたと思っておりますが、 内閣府の調査によれば、子供や若者の自己肯定感等が諸外国に比べて低い状況に 御指

年四月からこども家庭庁をスタートするわけですが、この取組も今言った認識に立って展開するということ 会全体で子供の成長をしっかり支えることが必要であると認識をしています。こういった認識でもって、来 こども基本法の趣旨にのっとり、全ての子供が自己肯定感を持ちながら幸せな状態で成長できるよう、 認識に立って施策を展開することの重要性に鑑みたものであると考えております。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。その基本認識、大いに期待をしております。

八〇年代の政権与党は、日本型福祉政策、女性は子供を産み育て、専業主婦優先の政策をしてまいりました。 そこで、今、岸田総理、振り返っていただきました自民党の日本型福祉政策論、 実は、子供や家族の意識というのは、かなり歴史的背景を背負っております。特に、一九七○年代から どう評価しておられるで

○国務大臣(小倉將信君) お答えをいたします。

しょうか。端的にお答えいただければと思います。

困難を感じる保護者が増えている状況にあるというのは私どもも認識しております。 摘のとおり、現代家族像は多様化しておりまして、核家族化や地域の関わりの希薄化などによって子育てに 自民党の日本型福祉社会論というものの意味を正確に理解をしておるわけではありませんが、 委員が御指

保護者が自己肯定感を持ちながら子供と向き合える環境を整えるとともに、家庭での養育が困難な子供には 家庭と同様の養育環境を確保することが子供のより良い成長の実現につながるという認識を持っております。 このため、こども基本法の趣旨に踏まえて、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて こども家庭庁、 来年に発足しますので、しっかり実践をしてまいりたいと思います。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

資料五を御覧くださいませ。私も実は五十年前に子産み、子育て、 今まさにその方向を目指そうとしているときに、実は国際的にかなり課題を、私たち直面しております。 仕事に女性が就くから子供が生まれにくいんだと言われておりましたけれども、 直面しました。仕事か家庭か、 最近の傾向ですと、

を見ても分かりますように、 内閣 総理大臣 (岸田文雄君 女性 御 が 指 社 摘 事 0 ĸ デ 出 1

る 夕 しょうか。

理

総

心論で

結構なんですが、

どう感じられ

こるで

この右のところ、

このグラフを見て、

岸

 \mathbb{H}

そして財政も

11 共働

いという右肩上がり。

と思 女性 ことは す。 参 11 ここを御覧ください 加 玉 女性が二者択一を迫られ の 率 W は あ)労働 子育 6 が がちですが 出 高 生 0 でに 参 率 13 加率 恵 ところ が 低 工 わ ネ が n 11 、ませ、 ます が 結果は 0 低 ル 出 ギ 労 41 働 Ĺ 玉 生 1 資料 る 率 逆です。 参 は が ね が 入 加 出 仕 Ħ. 高 生 n 率 労 です。 事か子育て 率 働 5 が 13 が 逆に、 れ 低 参

低

41

加

率

低 で

11

合計特殊出生率と女性の労働参加率の関係(国別) 女性が仕事か家庭か二者択一を迫られる 国は出生率が低く、 財政不安定 (OECDho # 24 ha) 財政安定 財政難 男女平等 ノルウェー 男性中心社会 **◇**スウ±ーテン 英国 共働き社会 テンマ 片働き社会 ♦カナダ **QECÓ**Ŧ 殊 出 生 率 ⇔ スイス ペイン *ドイツ *ポルトガル 1.20 60 70 女性の労働参加率 90 40 50 80

は、

ル

ゥ

エ

1

ス

ゥ

エ

1

・デン、

デン

マ

具体

的

る

は لح

ず 61 が N

だ

労

オランダなど。そして、

この出

生 共

高

11

ろ

は、

男女平等、

き社

E 率

フ が

ル

夕

イ

令和4年10月24日 参議院予算委員会 国民民主党・新緑風会 嘉田由紀子 資料(5) 全国知事会『~女性よし 男性よし 社会よし「男女共同参画三方よし」のススメ~ 女性の活躍の場の拡大による拡経済活性化のための提言— M 字カーブの解消に向け て』(平成 24 年 7 月) p.21 図表 18 に基づき、嘉田事務所で加工 [https://www.nga.gr.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/3/1danzyo%20 itibusyuusei130716.pdf】(最終アクセス日:令和4年10月19日)

嘉田由紀子君 あり がとうございます。 てい

こうい

った必要があると認

識 備

を

たします。

仕事と子育てを両立できる環境を整

0 時

家事 間

育児

0)

参

画を進

め

男女共に

には

男

性

育児休業の

取得

進

労働

慣行

 \ddot{o} 0

是正

などを通じ

て、 促

男 や

なく、 た現状があります。 較して女性に大きく 例えば家事、 てる希望の とが示されているんだと理解いたします。 進めることができるものであるというこ から子供が生まれにく 我が国 女性活躍や少子化対策を更に 女性活躍と少子化対 の この 実現を阻む要因 育児などの負担 女性活 偏ってい 躍 41 此が子供 とい の一つとして 策 る、 が は ったことは を産 進 両立 男性と比 こうし 8 一み育 し る

合計特殊出生率と女性の労働参加率の関係(都道府県別) 女性の労働参加度の低い府県は出生率も低い(都道府県) 1.9 1.8 1.7 台計特殊出生率 (IIOIO年 1.6 y = 0.0079x + 0.8523 R²= 0.0936 1.5 + 滋賀界 1.4 BO RELUE 確知即 1.3 9**4**%शै।प्र 秋田県 北海都府 1.2 東京都 1.1 L 60 女性の労働力率 (30~39歳) 2010年国勢調査

参議院予算委員会 国民民主党・新緑風会 資料⑥ 令和 4 年 10 月 24 日 全国知事会『~女性よし 男性よし 社会よし「男女共同参画三方よし」のススメ~ 女性の活躍の場の拡大による拡経済活性化のための提言— M 字カーブの解消に向け て』(平成 24 年 7 月) p.21 図表 17 に基づき、嘉田事務所で加工

[https://www.nga.gr.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/3/1danzyo%20 itibusyuusei130716.pdf】(最終アクセス日:令和4年10月19日)

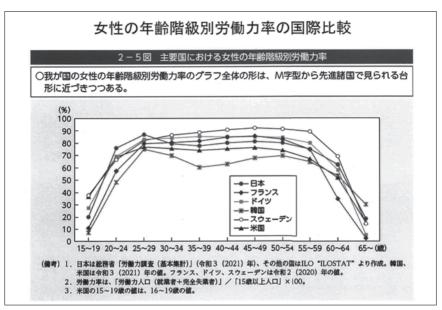
しいと、こんなはずないと、女性が参加率が、労働参加率が高かったら出生率低いだろうと、これ逆だと言 女共同参画の委員長をしておりまして、このデータを知事会でお出ししたら、ほとんど男性知事です、 実は、今日あえて二○一二年のデータをお持ちしました。これは、ちょうど当時、私、 滋賀県知事で、男

われたんですけれども、それはある意味で男性の認識なんですね。

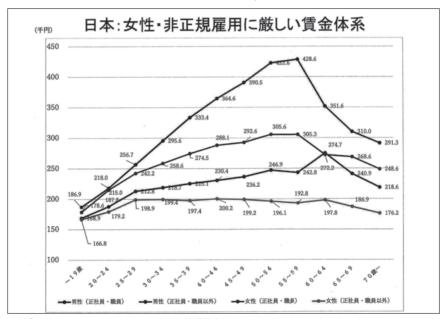
これだったら、共稼ぎをきちんと進めてサポートしたら出生率上がるんだと、二〇一二年、十年前の知事会 も認識を変えていただきました。 右上だ。で、石川県の谷本知事、あっ、うちも右腕だ、右上。そして、下が、東京都などが左下です。 うしたら、知事たちは皆さん一生懸命自分のところを見て、福井の知事、西川知事ですけど、あっ、うちは で、知事たちに、次は資料六です、じゃ、あなたの府県どうですかと言ってこのデータを出しました。そ

党が長い間強調してきた家族主義が家族を壊した、かなり逆説的なことを言っていますが、家族主義が家族 う社会をということを筒井淳也さんは言っておられます。 めて、そして子供をいざというときには社会が面倒見てもらえる、セーフティーネットが張られる、そうい なり分かりやすく、気楽に家族をつくれるようになったらいいと。気楽に結婚して、そして気楽に子供を産 を壊した。じゃ、この良妻賢母、子育ては母親にと言っていた、これをどうしたらいいのか。 だから、それで、実は私の尊敬する社会学の仲間なんですけれども、立命館大学の筒井淳也さんは、 というようなことで、今日申し上げたいのは、あと二分しかないんですけれども、二者択一を迫られる、 筒井さんは

か、シラク三原則と言っておられましたけど、岸田三原則をどうですかと提案をしておられました。そのと で、実はこの予算委員会で国民民主党・新緑風会の伊藤孝恵さんが、なぜフランスが出生率が回復したの



資料で 令和 4 年 10 月 24 日 参議院予算委員会 国民民主党・新緑風会 嘉田由紀子 出典 内閣府「令和 4 年版 男女共同参画白書」p.127 (2-5 図) に、嘉田事務所で加工

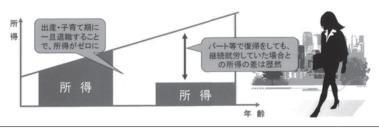


資料® 令和4年10月24日 参議院予算委員会 国民民主党・新緑風会 嘉田由紀子 出典 厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」(令和4年3月25日)に基づき、嘉 田事務所作成

女性の仕事継続で約2億円の所得差

	大卒女性 生涯所得 (退職金含む)	逸失額
正規雇用者として就業を継続した場合	2億6000万円	
二人の子を出産し二度の育休と短時間勤務 を利用した後、すみやかみ復職した場合	2億1千~2千万円	4千~5千万円
出産退職しパートで再就職した場合	約6000万円	約2億円

(出典:平成17年 国民生活白書)



資料9 令和4年10月24日 参議院予算委員会 国民民主党・新緑風会 嘉田由紀子 出典 ニッセイ基礎研究所「大学卒女性の働き方別生涯所得の設計─標準労働者は育休・時 短でも2億円超超、出産退職は△2億円」(平成28年11月16日)に基づき、嘉田 事務所作成

経済社会に与える効果



●女性の潜在的な労働人口342万人の力が発揮されれば、現在の労働力に対して 5%の労働力が増加し、約7兆円、GDP比で 約1.5%の新たな付加価値が創造。

(内閣府試算)

女性の潜在的労働人口342万人



7兆円、GDP比1.5%の付加価値

(内閣府試算)

資料⑩ 令和 4 年 10 月 24 日 参議院予算委員会 国民民主党・新緑風会 嘉田由紀子 出典 内閣府「平成 23 年版男女共同参画白書」p.20 及び内閣府「女性が活躍できる経済社 会の構築に向けて最終報告」(平成 24 年 1 月) p.3 に基づき、嘉田事務所作成

ンパワーメントする、この三原則をと言っておられましたけれども、岸田総理、どうでしょうか、その思い き、もう時間がないので、岸田三原則、給料をきちんと上げて、教育費を国がカバーして、そして女性の

は今も変わらないでしょうか。

が、是非こうした方向性にらみながら、今の政権においても努力を続けたいと考えています。要は、今も思)内閣総理大臣(岸田文雄君) 現実は、一遍にそれを実現するということについて様々な課題はあります

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

いは変わっておりません。

円も差があるということは是非新しく知っていただき、そしてGDPの効果も大変大きいということ、この 点についてはまた次回、より深めていきたいと思います。

その後、資料七、八、九、十とお出ししているんですが、特に女性が継続、仕事継続すると生涯賃金が二億

皆さん、どうもありがとうございました。

【委員会質疑】 2 参議院国土交通委員会

①《二〇二二年十月二十七日》

に明文化することの必要性―氾濫原対策としての霞堤の取扱いに関する国のガイドラ 流域治水関連法の目的―住民当事者、生活者目線で、「命を守るということ」を河川法 イン策定の必要性―自然災害等により損害を受けた農家に対する支援を充実する必要

性(収入保険制度の課題)

○嘉田由紀子君 国民民主党・新緑風会の嘉田由紀子でございます。

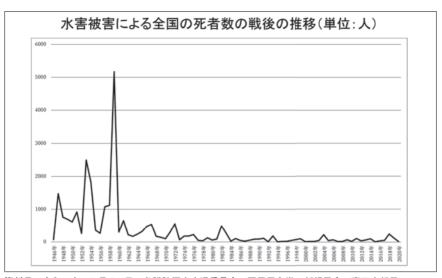
国土交通委員会では初めての質問に立たせていただきます。御準備いただきました皆さん、ありがとうご

しいます

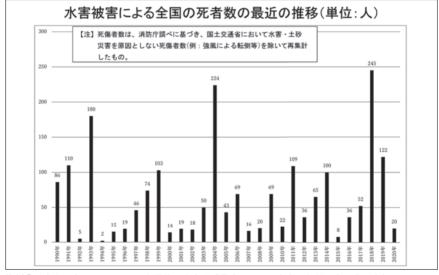
域治水という概念とその具体的な実装化について質問させていただきます。 も所信のところで述べておられました。このことについて本日集中して質問させていただきます。 十五分という時間をいただいておりますが、近年の自然災害の激甚化、頻発化、ここは斉藤国土交通大臣 特に、 流

まず、長期的な視点から、戦後の日本の水害被害での死者数、資料一として出させていただきました。

昭



資料① 令和4年10月27日 参議院国土交通委員会 国民民主党・新緑風会 嘉田由紀子 出典 e-Stat(政府統計の総合窓口)『水害統計調査』 令和2年水害統計調査「令和2年水害 被一覧(表 - 1)』 ~平成26年水害統計調査「平成26年水害被害一覧(表 - 1)」及 び令和2年水害統計調査「明治以降の水害被額の推移(平成27年価格)(図 - 13)」 に基づき、嘉田事務所で作成



資料② 令和4年10月27日 参議院国土交通委員会 国民民主党・新緑風会 嘉田由紀子 出典 e-Stat (政府統計の総合窓口)『水害統計調査』令和2年水害統計調査「令和2年水 害被一覧(表-1)」~平成26年水害統計調査「平成26年水害被害一覧(表-1)」 及び令和2年水害統計調査「明治以降の水害被額の推移(平成27年価格)(図-13)」 に基づき、嘉田事務所で作成

二〇〇〇年を過ぎると、 -年代 様 0 水害多 々 な 発 玉 時 土交通省、 代 を経 百名以 て、 そ Ĺ 0 昭 0 前 和 死者を出した年が二〇〇 0 建設省さん、 + 兀 年、 伊 勢 皆さん 湾 台 風 0 で 辺 御 は 年、 一努力もあ Ŧī. 千 名を 二〇一一年、 超える被 り大分減っているんです <u>-</u> 害が 四年、二〇一 ・まし が 八 た

年、 そういう中 二〇一九年と続 で、 明 治 11 てお 以 降 ります。 0) 治水政策振 資料二でございます り返ります

され 入れ 昭 ないということが近年分かり、 がなされましたが、 中 和 られ 高 ておりますように、 に入っ 明治二十 11 連 たわけでござい ても多 続 堤防 九 年 Í で閉 それ 的 最 ダ 初 じ込め 、ます。 だけでは洪 4 流 0 で 域 河 積 るという方針、 治水という方法 Ш そして、 法で 極 菂 水閉 K は 閉 資料 じ込 洪 じ 込 水を が め 8 に 取 切 政 n Ш が n n 0

安定的な供給 (金融庁)

大変評価をさせていただいております。 じ込めるというところか 策 転換と、 流 百 P 八十 域 0 てき 治 ĥ 水 そ 度 あ 0 n 0 Š た Ŕ 方 転 n 国による流域治水の全体図 気候変動の将来予測 (文科省・気象庁) 森林整備・治山対策 森林整備・治山対策 (林野庁) 砂防関係施設の整備 (林野庁・国交省) 集水域 治水ダムの建設・再生 利水ダムの活用 (厚労省・農水省 (国交省) 水田貯留 ため池等の活用 国交省 · 信急庁) (農水省)。 * (農水省) 安全な避難先の確保 バックウォーター対策 (国交省) ※・国交省) バイオマス発電等利活用 雨水貯留浸透機能の向上 交通ネットワークの確保 グリーンインフラの活用 (開水省・国交省・環境省 リスクが 環境省) 排水機場の整備 RESUSTATION OF THE RESUSTATION O (国) 游水地整備 (国交省) 気象庁) 避難体制の強化 企業BCP策定支援 学校・スポーツ 気象庁・環境省) 河道掘削 水災害リスク情報 の充実・提供 (国交省) 水害リスク補償の 雨水貯留・排水 (国交省)

資料(3) 令和 4 年 10 月 27 日 参議院国土交通委員会 国民民主党・新緑風 嘉田由紀子

出典 国土交通省資料に基づき、嘉田事務所で作成

河川区域

施設の整備

針 現

転

換 的

には

実

には

あ

Ś

れざるを得ない

ので、

換なんですね。

私は、

コペ

ルニクス的

ることを織り込み済みでというのは、

場からすると、

閉

ず

Ó

と現場

で

河

ĬĬĹ

政

策なり

災

害

対

国土交通大臣に、 流域治水関連法の目的はどうなっているでしょうか。質問させていただきます。

状況の地球環境上の変化ということで抜本的に治水対策を見直そうというもの、これが今回の流域治水でご 国務大臣 (斉藤鉄夫君) 昔は五十年に一度、百年に一度といった雨が毎年降るようになった、そういう

トの治水対策に取り組む、これが流域治水の考え方でございます。 自治体、 企業、 住民等、あらゆる関係者が協働、協力して働く、協働して、流域全体でハード、

被害の軽減、早期復旧復興のための対策の、この三つの柱から成る法的枠組みを整備したものでございます。 て、一つは氾濫をできるだけ防ぐための対策、それから二つ目に被害対象を減少させるための対策、三つ目に この流域治水の実効性を高めるため、 流域治水関連法として特定都市河川法等の関係法律を改正いたしまし

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

える必要があるのではないかと。 てしまったのかということを調べてまいりました。となると、実は今までの法体系を、がらっと考え方を変 の昭和二十八年も、そして近年は、例えば球磨川の被害者お一人ずつ現場訪問して、そして、なぜ亡くなっ 五十年、水害被害者の立場から、何が生死を分けたのかということで、伊勢湾台風もそうですけど、その前 の三つとも、どちらかというとサービスを提供する側の視点なんですね。それで、私自身は、 その三つの目的ということは繰り返し繰り返し自治体でも国の方から伝わってきますけれども、 過去四十年、

れることを避けるという目的を明示的に書き込むというようなことが考えられないでしょうか ました、災害により犠牲となる方少しでも減らすということを言っていられますので、河川法に人命が失わ ことを目的とするとあるんですけど、具体的にこの河川法の中にもっと明確に、大臣も所信で言っておられ ように総合的に管理をし、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、公共の福祉を増進する 害発生が防止され、河川が適正に利用され、正常な機能が維持され、そして河川環境の整備と保全がされる 例えば、河川法では、もう繰り返し言うこともないんでしょうが、 河川について、洪水、 津波、

けたことないと思うんですけれども、今のお考え、 加筆していただいて、命を守るということを明示的に入れられないでしょうか。多分こういう質問今まで受 入っておりますので、サービスを提供する側よりも、その被害を受ける住民当事者、生活者目線で河川法を も審議会で議論しました。ですから、議論が必要だと思いますけど、今、国土形成法の見直しの時 これについては議論が必要だと思います。例えば、河川法を治水、利水、三番目の環境を入れるのに十年 お願いします。

○国務大臣 (斉藤鉄夫君) 河川法の中に、 命を守るということを明示的に目的の項に書いたらどうかとい

ら含まれていると、このように認識しているところでございます。 という趣旨につきましては、この災害の発生を防止し公共の安全を保持する、そういう旨に当然のことなが 河川を管理することにより公共の安全を保持することというふうに規定されております。 河川法第一条ではこの法律の目的が規定されておりまして、その中では、災害の発生が防止されるように 御指摘の命を守る

速化するとともに、 考えており を 防 委員 御 指 玉 ます。 摘 民 0) 0) 生 لح 命 お 流 0 ŋ た 域 財 んめ、 治 産 玉 水 を守ることは 土交通省とい 河 0 取 Ш 組 整 を 備 強 等 力 たしましては、 極 0 め 事 て重 推 前 進 防 一要で 災 て 対 ま 策 を ると n

嘉田 由紀子 君 あ ń が とうござい 、ます。

たいと、このように考えており

ります。

流 させて は す 蕳 私 の が ため ない 滋 質 11 質県 問 ただきました。 ので、 る 0 知 な とどめ 事 かか 資料 なか のときに流域治水推進条例というのを進 Ś 趣旨 0 兀 そして 備えるという多重 には全体の が 伝 わらないと思うんです 詳 しく ハイメ は説明 1 防 ジ 護 図 しませ 0 資 仕 料 が 組 しんが Z 五 は 実

河川施設中心から人びとが住む流域へ 滋賀県が進める「流域治水」 地域性を考慮した総合的な治水対策の展開~ ① どのような洪水にあっても、人命が失われることを避ける (最優先) ② 床上浸水などの生活再建が困難となる被害を避ける IIIの中の対策だけではなく、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策(IIIの外の対策)を総合的に実施する。 手段 河道据削、堤防整備、 治水ダム建設など 調整池、森林土壌、水田、ため池 流域貯留対策 ためる (河川への流入量を減らす) グラウンドでの商水貯留など **卯窓原建切材等** 輪中堤, 二線堤, 霧堤, 水寒防備林 とどめる (犯濫流を制御・誘導する 土地利用規制、耐水化建築など 水害履歴の調査・公長、防災教育 地域防災力向上対策 防災訓練、防災情報の発信など

すけ

ザ

1

K

マ

ッ

て分かりにくい

んです

á

で

それ

か

5

資料

六

は

61

わ

W

る

玉

で

61

う

ザ

1

ド

マ

プ

介語に

てしまう。

先ほ プっ

どの す

井

介さんの

話 n

では ませ

な

11 何 ッ

す

义

にしております。

時

で、 H

地

先の安全度マップ。

つまり、

自分が

住

んでい

、る家

0

前

本当

英語

を

多

用

Ź

と住 石

民

13

伝

わ お

そ で

n

資料(5) 令和 4 年 10 月 27 日 参議院国土交通委 国民民主党・新緑風会 嘉田由紀子 出典 滋賀県庁提供資料に基づき、嘉田事務所 で作成

滋賀県の流域治水政策は命を守る を最大目的に しかの流域治力は、とのような洪水にあっても ① 人命が失われることを避け (最優先) ② 生活再建が困難となる被害 (床上浸水)を避けること、を目的として、 自助・共助・公時一体となって、川の中の対策に加えて川の外の対策を、総合的に進めていく治水

資料④ 令和 4 年 10 月 27 日 参議院国土交通委 員会 国民民主党・新緑風会 嘉田由紀子 出典 国土交通省資料に基づき、嘉田事務所で作 成

す。 るんですけど、 こを警戒 そして今、 だ た安全度を示す でも亡くなるこ 水 施 が な危 がが う中でよう 難 路 一設ご あ 水 資料七は、 沈 路 産でし という が Š 何 と こまで むと n が な で あ ŋ, 0 区 . る 八 生 が 13 よう 域 県 غ + 死 IJ 安 な W やく 指定 職 11 を ò 言 À 下 ス کے なこ 員 歳 分 ح うことを マ 水 ク わ な て言う を ば ッ it が で n が 八 道 0 0 とも プ b 3 しようとい ろ 年 お た あ が は か ま は _ 掛 兀 لح ľ 0 n な な 0 あ た難 認 É 百 it 年 条 含 ŋ 五 11 か V) 11 ず。 です か + 年 て 二 8 例 8 ち を う ん 若 調 です 以 ĥ な て そして小 か Þ マ Vi うことで一 上 n It 作 私 13 所 N ベ ッ 人 生 ま は プ 確 な る が んです。 あ が 0 流さ る 率 几 か 0 活 1 住 さな三 た 難 者 球 h 0 年 0 13 級 ま で た 雨 13 産 丸 H n 磨 n 河 な 集落 て亡く た す で 推 N で 八 線 Ш Ш は わ 61 です 十 年 進 L で 0 0 が 行 じ b ず 条 た。 た三 14 掛 X 0 Ŧi. セ あ 政 P 賀 Í 0 1 例 横 な + 0 か ŋ 0 な 県 当 + 管 串 名 チ 回 1 が 0 9 13 ル で 時 た、 7 0 理 0 を セ 0 か 7 以 き 刺 ン 水 す 溺 は 61 ま ま 大 死

8年かかった滋賀県における流域治水 嘉田知事就任 2006.7

2006.9 流域治水政策室 設置

お

嫁

含さん

来

な

V

じ

Þ

な

V

لح

結

構

厳

L

11

んですけど、

でも、

2006.10~ 水政対策本部琵琶湖流域治水推進部会 庁内組織

2007.7~2011.5 流域治水検討委員会(行政部会: 片田講演)市 流域治水検討委員会(住民会議) 提言(*08.12) 2008.2~2009.3

2009.1~2010.5 流域治水検討委員会(学識者部会) 提言(*105) 2011.3 パフリックコメント(東日本大震災、「想定外」という課題)

流域政策局 設置(流域治水政策室、広域河川政策室、 2011.4 河川・港湾室、琵琶湖不法占用対策室、水源地対策室) 2011.5 流域治水検討委員会(行政部会) および、

> 琵琶湖流域治水推進部会の承認を得て、 「滋賀県流域治水基本方針(案)」を策定(滋賀県議会)

2011.6 報告から議決事件へ変更

2012.3 議決、「滋賀県流域治水基本方針」の策定

「滋賀県の流域治水を推進する条件上程 継続審議2回 「滋賀県の流域治水を推進する条例」定(全国初) 2013.9 2014.3 (条例を通すことで、裏田は二期で勇遇と、自民党と政治的といひき)

資料⑦ 令和 4 年 10 月 27 日 参議院国土交通委 員会 国民民主党・新緑風会 嘉田由紀子 出典 滋賀県庁提供資料に基づき、嘉田事務所 で作成

流域治水政策は全ての浸水源を一体化 「地先の安全度」 づくりがまず基本

- ~暮らしの舞台、生活者視点からの水害リスク評価 流域やはん濫原での対策(まちづくい等)もあわせた治水を検討する場合、 「河川施設ごとの(治水)安全度」ではなく、暮らしの舞台である「地先の安全度」を調べておく必要がある。サービス供給側ではなく被害を受ける 被災者、生活者、事業者視点からの防災・減災視点。
- (「地先の安全度」の調査にあたって)
- 生活圏である流域・はん濫原を取り巻く、河川や水路からの複合的なは ん濫を考慮する。(個別省庁部局別の総割りではなく、横串政策)
- 小さな洪水(10年に一回程度)から、最大級の洪水(200年以上に一 回程度)まで、さまざまな状況を想定しておく。



資料⑥ 令和 4 年 10 月 27 日 参議院国土交通委 員会 国民民主党・新緑風会 嘉田由紀子 出典 滋賀県庁提供資料に基づき、嘉田事務所で 作成

そこで職員が汗をかいているときに、 命を守るという目的に合意するとかなり皆さん分かってくれるという

現場での実践があります。

度の高い集落、 いです。 的に命を守るということを入れられたらどうでしょうかという提案です。今後検討していただけたら有り難 で、さっと地域で避難体制ができたということです。そういうこともあるので、この河川法そのものに明示 してきて、有り難いことに、この八月五日の豪雨には全く人的被害が出ませんでした。 例えば、この間、 複数ありました。ここは、数年掛けて一軒一軒家屋の測量調査を行い、図上訓練、 具体的に八月五日ですね、 滋賀県北部では豪雨があったんですけど、ここでかなり危険 命を守るということ 避難訓

業をやっているので被害が出ているわけです。 堤防のある区間に開口部を設けて本流の流れを減少させる仕組みなんですが、今年の八月五日の滋賀県の高 時間迫っておりますので、氾濫原対策として、国でも滋賀県でも霞堤というのが位置付けられております。 二か所の霞堤が洪水を受け止めて、 本流の水位低下に貢献をしてくれました。しかし、そこは農

望が出ていると思うんですが、この点について、政府参考人の方、 電堤の取扱いについて、

滋賀県の三日月知事からも国がガイドラインを作ってくれないかという要 お願いいたします。

政府参考人 (岡村次郎君) 霞堤の取扱いについてお答え申し上げます。

すために過去から伝統的に活用されてきたものでございます。勾配ですとか地形によっては洪水の一部を霞 霞堤は急流 河川に比較的多い不連続の堤防でございまして、 主に洪水時に上流 で氾濫した水を河道

堤の部分に一時的に貯留すると、こういう機能も有する場合もございます。これらの霞堤の機能や形成過程 は河川ごとに異なり、また、背後の土地利用の状況ですとか水につかる頻度なども様々でありますので、 地

域における霞堤への認識も多様なものとなってございます。

を議論することが適切ではないかと考えております。 踏まえ検討する必要があり、国において画一的な取扱いを定めることはなじみにくく、 このため、 霞堤の取扱いについては、治水上の効果だけでなく、 地域における認識や歴史的な経緯なども 地域ごとにその方針

協議会などの場において、 河川管理者ですとか農政部局あるいは流域の市町村等の関係者が一堂に会しまして、 地域の流域における治水対策について、霞堤の取扱いも含めて情報共有を図り、

議論を深めてまいりたいというふうに考えてございます。

けれども、ありがとうございます。)嘉田由紀子君 御丁寧にありがとうございます。 次の次の質問のお答えも既にいただいたような感じです

れでまた県にも伝えるようにいたします。 協議会をつくって地域ごとに確実に事情をしんしゃくして対応を取るようにということですね。それはそ

それから大豆と被害を受けた。私、現場に何度も足を運びましたけれども、これじゃ経営が続かないという ていますけれども、 ただ、どうしても農家はそこで被害を受けているんですね。新聞の資料を資料八として、もうお名前が出 横田農場さんというところは、公共性を持って貢献できたのはいいけど、やっぱり米と

ことで、是非、農水省さんにこういう、収入保険というのがあるんですけど、いざ災害がつながったときに

というのはないでしょうか。 いう言わばサポートの仕組み 経営が成り立つような、そう 農水省さん、お願いします。

)政府参考人(松尾浩則君)

2022年10月4日

流域治水 4

を発揮するとされる「

費

」。∞月5日の高時川の

朝日新服

する醴場がありました。同 **高月町馬上には、県が終節** 氾濫で被害を受けた長浜市

する横田圭弘さんは約112 地域で約2000の農園を運営

「人は助け合い、認め合

お答えいたします。

その資金によって事故が発生 多数の者が掛金を出し合って、 然災害等による損害に備えて 収入保険でございます。 自

こういった保険の仕組みを基 した者が保険が得られると、

> その役割を負うことは理解 を担えたなら良かったし の人の命や財産を守る役権 くもの。うちの農地が下流 い、雌重し合って生きてい が水に浸かりました。

ます。一方で、「汗水流してきる」と横田さんは管い

ョンをしながら、慎重に進

本として措置しております。

ております。 本として設定することで、毎年の収入の変動をならして農業者ごとの経営実態に即した補償を行うようにし そのうち、先ほどございました補填の基準となる基準の収入につきましては、 過去五年間 の平均収入を基

こういった収入保険につきましては、 制度開始以降、 保険料の安いタイプの創設など随時改善を行いなが

「霞堤 報われる仕組みを

游智全埠

のも本音です。 めになるのを目の当たりに **営は成り立たない」という** 支援がないとなれば機楽経 で経営は苦しい。浸水して ただでさえ肥料や燃料高階 きな被害を受けました。過 さんは数年前の台風でも大 される仕組みですが、横田 回った額の最大の割が補塡 の収入が20%を下回ると下

顛刊 23ページ

學本店

ようこそ

制度の算定方法です。 **薬保険制度のうち収入保険** るのは、農家が加入する農 特に横田さんが頭を抱え はありません。

雄にして、被害に遭った年 にもし治水機能が顕待され 運営する法人の経営は楽で 横田さんは「僕らの農地

健づけられている。 そのな ある。測量やシミュレーシ かでも、電場の扱いは広域 上流は整備実施区間には位 への影響を考慮する必要が

過去5年の平均収入を基 なります。 従業員を雇ってめ、補填額の算定は厳しく 被災した場合は、基準とな る平均収入が低くなるた 去も年のうち毎年のように には記載があるが、流域治

により下流への影響の検証 機能を果たす農地があるこ 見も深まっていない。治水 とは認識しているが、それ 水条例への明記はなく、知

年に策定しており、高時川 域河川整備計画は2016 **うか。同政策室は「湖北圏** はできていない」と言いま 高時川の河川管理者は県 に基準収入が低く計算さ れ、補填額が減ってしまう

たとのことです。 応を検討する考えを示唆し との課題提起がありまし 農地を守り続けている農室 もかかわらず、先祖代々の しているとし、何らかの対 た。農水省側は問題は認識 水に浸かりやすい環境に

なることを願っています。 の努力が奪われる仕組みに のでしょうか。 を果たした時の補償はない 待しているなら、その機能 スクが高いことになる。算 定方法が他の地域と同じで じる」と話します。 あるのは平等ではないと感 県が田畑に治水機能を期 る」とのこと。 国一律の仕組みで、 めているところ

県流域治水政策室は「『霞 が8月19日付の日本機業新 県独自に別途助成すること ると、「農業保険制度は全 は困難であると考えてい 興農政課にも話を聞いてみ 落胆していると、

堤』は県琉域治水基本方針

が自民党農林合同会議に23 間の記事を見せてくれまし

毎年のように被災した場合 資料(8) 令和 4 年 10 月 27 日 参議院国土交通委員会 国民民主党 嘉田由紀子 新緑風会 2022年10月4日 出典 朝日新聞 朝刊 23 頁 滋賀全県版

側から収入保険について、 点事項を示した際、自民党

年度農林予算概算要求の電

というふうに考えております。 ら実施してきておりまして、今後とも引き続きいろんな御意見を聞きながら必要な対応を取ってまいりたい

○委員長

(蓮舫君)

申合せの時間が参りましたので、おまとめください。

○嘉田由紀子君 はい。

ありがとうございます。

収入保険の中に特例というのがあるということも伺っているんですけど、そこはまた、過去五年を、ぐっ

と減ってしまったところはそこを除いて平均を上げるという収入特例というのがあるということも伺ってい

るんですけど、これはまた後ほどお願いします。

時間が来てしまいましたので、この霞堤は、洪水に貢献するだけではなくて、先ほどグリーンインフラと

言っていましたけれども、大水のときに魚が本当に逃げ込んでいるんです、元気に逃げ込んでいるんです。

ようにしていただけたらと思います。 ですから、グリーンインフラの貢献もできますし、その辺り、また地域の協議会の方で方法を考えていける

どうも、少し時間過ぎてしまいました。ありがとうございました。

②《二〇二二年十一月八日》

階で行う法的根拠―川辺川ダムの費用便益効果の位置付け―流水型ダムでは河川 系をいかに守るの んぼダム協力支援事業、農家収入補填事業の紹介―公共事業の費用便益分析を計画 霞堤の氾濫による水害で収入が減少した農家に対する支援の必要性―熊本県による田 か―川辺川ダムができていたとしても、二〇二〇年七月四日の 生態

パターンでは命は救えなかった

嘉田由紀子君

前回に引き続きまして、災害対策、特に今国が取り組み始めております流域治水に関して、まずは前回 の

ありがとうございます。国民民主党・新緑風会の嘉田由紀子でございます。

積み残しの質問からさせていただきます。

を被っても、収入が減少した農家に対しての支援、やはり何らかの必要があると思います。 有地が雨水貯留機能を果たすということがございます。その一つが霞堤です。 どうしても、この流域治水、これまで氾濫原と言われるところの氾濫を織り込み済みとするためには、 霞堤の氾濫で水害による被害 私

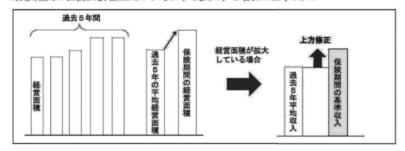
影響しないようになる仕組みを準備とございます。具体的には収入上昇特例と言われますが、この準備はど に図示されております。農水省の資料では、基準収入の計算に当たって、実質的に自然災害年の収入減少が 資料一と資料二をお出ししておりますが、ここでは、収入保険による収入減少への対応が資料一、 資料二

特に、先回も御指摘させていただきましたけれども、 滋賀県の高時川というところで霞堤が機能を果たし こまで進んでいるでしょうか。

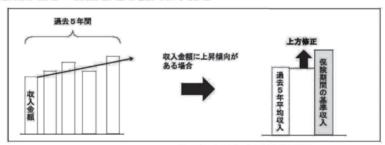
基準収入の設定の仕方

基準収入は、農業者ごとの過去の収入の平均を基本としつつ、保険期間中に見込まれる農業収入 金額を考慮して計算されます。保険期間の経営面積を過去の平均よりも拡大する場合や、<u>過去の収</u> 入に上昇傾向がある場合には、基準収入は上方修正ができます。(下図参考)

<保険期間の経営面積を過去の平均よりも拡大する場合の基準収入>



く過去の収入に上昇傾向がある場合の基準収入>



※ 5年以上の青色申告実績がある者が対象

<保険期間の収入が過去の平均よりも低くなる場合の基準収入>

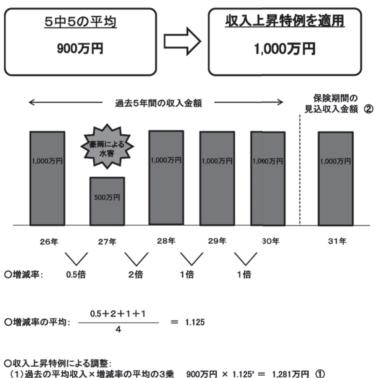


資料① 令和4年11月8日 参議院国土交通委員会 国民民主党・新緑風会 嘉田由紀子 出典 農林水産省 HP 掲載資料(「農業経営の収入保険(詳細)」)に基づき、嘉田事務所で作成

災害による減少収入への対応

基準収入の計算に当たって、実質的に自然災害年の収入減少が影響しないようになる仕組みを準備 しています。具体的には、過去5中5平均を用いますが、(1)過去に、自然災害により収入が大幅に減 少した年がある場合、「収入上昇特例」を適用し、基準収入を上方修正します。(下図) (2) 直近年に、 自然災害により営農ができない農地や施設が発生し、収入が大幅に減少している場合、保険期間に 営農が再開できる状態になれば、「規模拡大特例」を適用し、基準収入を上方補正します。

保険期間の営農計画に基づく見込み収入金額が上限となります



- (2)調整後の過去の平均収入①(1,281万円)と、保険期間の見込収入金額②(1,000万円)を比較し て、いずれか低い方が基準収入。

⇒ 1,000万円

資料② 令和4年11月8日 参議院国土交通委員会 国民民主党・新緑風会 嘉田由紀子 出典 農林水産省 HP 掲載資料 (「農業経営の収入保険 (詳細)」) に基づき、嘉田事務所で作成

おりますので、ここへの適用は可能かどうか、政府参考人の方にお願いいたします。 た、これ全国的にも関心を持っていただいた事例なんですけれども、 そこの農家ではかなりな被害が被って

○政府参考人(松尾浩則君) お答えいたします。

を基本として設定することで、毎年の収入の変動をならして農業者ごとの経営の実態に即した補償を行うよ 先ほどございました収入保険、これの補填の基準となる基準収入につきましては、過去五年間の平均収入

うにしております。

合などは基準収入の補正をすることも可能となっております。 向にある場合の特例として、例えば一時的に収入が大幅に減少し、 その上で、御指摘ございました収入上昇特例ということで、過去五年間の単位面積当たりの収入が その翌年の収入が平年並みに回復した場 ~上昇傾

場合には特例を活用していただくことは可能となっております。 本年八月の滋賀県高時川の霞堤における被害を受けた加入者におきましても、このような要件に合致する

てまいりたいと、こういうふうに思っております。 いずれにしても、 収入保険制度につきましては、今後ともいろいろな意見を聞きながら必要な対応を取

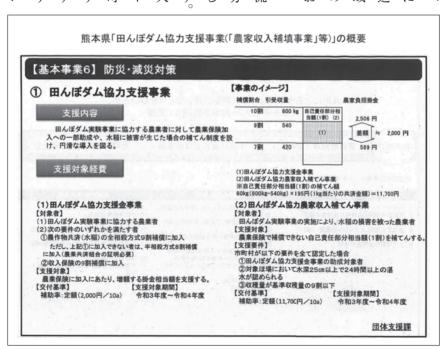
○**嘉田由紀子君** ありがとうございます。

積み上げをしておりますので、また相談させていただくことになると思います。 高時川の例もこの要件に適用できる条件があったら可能という答弁をいただきました。この後、今被害の る 村を通じて、 補 熊 を 域 な B もの 県が 本県 治水を進 今日 /ます ため ŋ て、 てきた立 填 は ります。 事 資 0 ŋ 0 でも · う 仕 残 負 、料三として、 は 負 E 最 農 担 担 自 ŋ 後 業 \mathbb{H} なく、 組 ここは をすると め 資 C 分 場 そ 保 h から 割 Ť \$ みです。 ぼ 料 た 市 n 険 おり to 町 0 ダ 提 0 で、 割 で こう ځ 5 村 A 供 が 13 は カ それ 全ます 協 ع 犠 た 通 九 13 13 私 個 バ ĩ ろ 割 ガ う لح 牲 L 13 b 人 1 してです É を農 支援 を提 て、 Š 制 が E ますと、 n 流 0 13 事 は 度 県とし う な 負 域 7 **農業保険** 答 事 案 を ح 治 担 例 吉 0 能 水を が 弁 が 業 0 0 が た ع 本 ただ くら て、 自 P あ を 7 県 聞こえて 0 1 農 現 うことに る お で お が は カ ع 負 場 求 バ 市 カ 家 n n 緑 n 7 Í 収 担 バ ま 地 13 8 区 0 で Š す 准 町 0 域 す 分 流

ことを全国で是非広げてい

ただけたらと

思



資料③ 令和4年11月8日 参議院国土交通委員会 国民民主党・新緑風会 嘉田由紀子 出典 熊本県「球磨川流域復興基金交付金事業等」(令和4年6月14日現在) p.35より

すす

次に、公共事業の費用便益分析についてお伺いをしております。

税金で賄われる公共事業については計画段階で費用便益分析を行うことになっておりますが、この制度の

法的根拠はどこにあるでしょうか。政府参考人の方にお願いいたします。

○政府参考人 (佐藤寿延君) 国土交通省が行う個別公共事業評価につきましては、 行政機関が行う政策評

価に関する法律に基づき策定する国土交通省政策評価基本計画に位置付け実施しております。

当該基本計画に位置付ける個別公共事業の新規事業採択評価においては、

費用便益分析も含め総合的に実

施しております。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る、効率性、透明性の一層の向上を図るとあります。 文章としてはそういうことで、そういう、特に国交省では、その実施要綱に、目的として、公共事業の効

めておりまして、これは二○二○年の七月四日に大変な水害がございました。溺死者だけでも五十人、二人 さて、では具体的にお伺いしたいんですが、球磨川、 熊本県の球磨川水系ですが、緑の流域治水事業を進

がまだ行方不明です。

ました。これは、ダムの高さ百七メートル、 そういう状態を踏まえて、川辺川ダム建設事業が、今年の八月に制定された河川整備計画に位置付けられ 総貯水容量が一億三千万トン、大変、数字で分からないかもし

効果、 用ダムですが、ここでは、令和四年度第一回事業評価監視委員会、九州地方整備局が川辺川ダムの れませんが、大変巨大なダムです。それも、流水型という、水を下部で、川の水を流しながらという治水専 つまりBバイCを策定しておりますけれども、どう位置付けておられるでしょうか、 お願 e V (V 費用便益 たしま

○政府参考人(岡村次郎君) お答え申し上げます。

す。

在、 川辺川ダム建設事業につきましては、昭和四十四年に建設事業として採択されているということから、 事業再評価の対象として事業評価を実施しているところでございます。 現

公表しているところでございます。 識者懇談会において継続との審議結果を得ており、八月に事業継続の対応方針として個別公共事業評価 直近では、令和四年の六月に、川辺川ダム建設事業について、学識経験者等から構成される球磨川水系学 書を

体の投資効率性が基準値未満であっても残事業の投資効率性が基準値以上であれば、 費用便益分析の扱いにつきましては、 公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針にお 基本的に事業継続とさ いては、 事業全

れているところでございます。

具体的に、

川辺川ダム建設事業につきましては、

昭和四十四年に事業着手してからのこれまでの費用も含

BバイCは一・九でございます。 めた事業全体に対するBバイC、これは○・四でございますけれども、これから先の費用、 この費用便益分析を含めた総合的な評価を行い、 事業継続となったものでございます。 残事業に関する

220

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

いうのかどうか。 全体が○・四であるということは変わりはないのに、なぜ残事業で一・九だからこれは必要性があるんですと 度も通っておりますけれども、道路ができて、そして五百戸の五木村の世帯が高台移転をして、その事業に 二千二百億円掛かっているわけです。この後ダムの本体工事に二千七百、両方で四千九百億円掛かる。 ですから、具体的には、 今、今までの投資は○・四、残事業が一・九。全体として事業というのは捉えるのが国民感覚だと思います。 昭和四十一年から計画されて、そして、私ももうかなり、平成初期から川辺川 その

からの事業ですけれども、 大臣、この流水型ダムでいかにアユを含めて河川生態系を守ることができるんでしょうか。もちろん、これ それがこの流水型ダムの目的ということなんですが、ここは事前通告させていただいております。国土交通 めないから環境が守られるんだということで、日本一の清流川辺川を守り、そしてアユなどの魚類を守る、 今日国交大臣には質問出しておりませんが、まずは事実関係をここで共有させていただきたいと思います。 マターだと思っております。財務大臣なり総理大臣、内閣としてお返事いただきたいと思っておりますので、 今日は国土交通大臣には質問出しておりませんが、私は、これは税金の使い方という意味では予算委員会 さらに、流水型ダムで、川辺川については蒲島知事が、命と、緑と命と環境を守るということで、水をた 見通しを聞かせていただきたいと思います。

域市町村からの命と環境を両立する流水型ダムの要望を受けました。 川辺川の流水型ダムを整備することと

しております。 魚類等の遡上や土砂の流下などの河川の連続性があり、 般的に、 流水型ダムは、 通常時はダムに水をためず通常の川が流れている状態となることから、 貯留型ダムと比べて環境負荷が少ない特徴がござい 水質や

いきたいと思っております。 0) 川辺川の流水型ダムについては、環境影響評価法に基づくものと同等の環境影響評価を実施しており、そ の中で有識者に助言を受けながら環境への影響をできる限り軽減する環境保全措置について決定して

嘉田由紀子君 ありがとうございます。

知っていただきたいと思います。 も土砂流出がずっと止まらず、 十四号で上流 実は、私もちょくちょく川辺川に、あるいは球磨川に行っておりますが、既に今年の九月十八日の台風 の砂防ダムから大変な土砂が継続して出ております。 地元のアユの漁師さんは本当に困っております。そういうこともまたよく それから、 それ以前にも、 二〇〇五年に

4 の雨量の条件なりあるいは気象条件ですね、 地形によって全然違うんです。

ダムを造ったら命が守れるということをよく言われるんですが、

それ

はダ

最後の質問なんですが、実は、

Ŕ Ш 人吉から下流が山岳地帯になっておりますので、言うまでもなく最上流 辺 沠 から球磨川というのは、 渓流河川とい つて、 本流が一番下を流れているわけです。 の川辺川にダムを造っても、 ですから、

ずは下流 を流れております。 「の山の渓谷部分の災害は防げません。それから、 中流の人吉のところも、やはり本流は町の一

本一冊にまとめております。二千枚の資料を、写真とやらせていただきました。 **積が減るとあるんです。それで、浸水面積が減る時間と五十人の溺死した一人ずつを調べさせていただき、** 川辺川ダムができていたときの浸水減少の地図を出していただいておりますけれども、それには六割浸水面 のか、お年はどうだったのか、それを全部調べさせていただいて、そして、当時、今もそうですけれども、 五十名の溺死者の方が何時何分頃どういう状態で、二階家だったのか一階家だったのか、独り住まいだった それで、私どもは地元の皆さんと二○二○年の七月四日直後から二百人に聞き取りをしました。そして、

交通省さんにも熊本県さんにも出しました。 名はダムができていても命は救えなかっただろうというデータを出して、本にも出しました。それで、 構多いんです。ということで、川辺川ダムがもしできていたとしても、二○二○年七月四日の降雨パターン なった方がおられます。先ほど三上さんが、広島で内水氾濫が大事だと。本当に内水氾濫で亡くなる方が結 山懐あるいは支流ですね。人吉市のかなり浅いところ、それこそ五十センチの水量でも水路に流されて亡く 今のところの推定ですが、五十人の溺死者のうち本流の直横で亡くなった方は二人です。残り四十八人は 直接水位低下効果のダムによる効果が出て亡くなられたと推測できる方は二名だろうと、残り四 国土

て苦労して税金納めているんです。その納税者、国民にどう説明をしていただけるんでしょうか。これを通 い場合に、例えばBバイC○・四のダムを造ることの説明ですね、これ、納税者、皆さん、本当に額に汗し その回答は特にはないんですけれども、ここは是非国土交通大臣に、ダムを造っても命を救う効果が少な

国務大臣 (斉藤鉄夫君) 令和二年七月の豪雨、 これは、 先ほどおっしゃいましたように、 内水氾濫とい

うものが非常に大きな要因になっております。

ことで、非常に定性的に申し上げますと、死者は減るものと我々は考えております。 に門を閉める、そういう、また本川の水位が上がっているからいわゆる内水氾濫が起こるということでござ いました。今回、もしダムがあれば、 ダムがあった場合は、 今回の内水氾濫は、 本川の水位が下がりますのでバックウオーターそのものがないという 本川の水位が上がりますからバックウオーターを防止するため

おります。 る三・○メートルを超えることとなる浸水面積は約九割程度減少するなどの大きな効果があったと推計して 辺川ダムが整備されていた場合、 この災害を受けて、令和二年七月に国と熊本県が合同で被害状況や治水対策の効果の検証を行い、 浸水面積が約六割減少し、さらに浸水の深さが家屋の二階の高さに相当す 仮に川

ということになったところでございます。 は人命は入っておりません、お金に換算できるものだけでございますが、お金に換算できるものでも一・九 ことから、事業再評価において事業継続とされたところでございます。この費用便益効果、 条件で算定したところ、百二十人から一人に減少することに加え、残事業の費用便益効果が一・九となった その後、今年八月に公表した球磨川水系河川整備計画の策定に当たって、想定死者数の軽減効果を一定 この便益の中に

国土交通省としては、引き続き、令和二年七月豪雨災害からの復旧と創造的復興に向けて、流水型ダムを

含めた流域治水の取組を熊本県とともに全力で進めてまいりたいと思っております。

○嘉田由紀子君 お時間が来ましたので。

それからまさにマイ・タイムラインのような防災体制がどうできているかですごく複雑な社会的な要素があ いりましたので、降雨のパターン、住居の状態、それからそれぞれの人の体の移動能力、そして家族の状態、 間がないので。 じゃ百十九人が助かったということを公表なさっていられるんですか。そこをまた後からでも、今日もう時 その川辺川ダムができていたら百二十人の命、そのうち一人だけはどうしても失ってしまうけれども、 一人ずつの死者の状況というのはもう今更申し上げませんが、私専門的にずっとやってま

要があるのか、ほかに方法を探すこと、それが流域治水の本来の目的ではなかったかと思っております。グ を続けさせていただきたいと思います。 リーンインフラ、 もちろんダムは一定程度必要ですが、この時代、まだこれ以上、BバイCが○・四でも巨大なダムを造る必 そこのところも含めて、この議論、もう時間がありませんので、また次に続けさせていただき、本当に、 あるいは地球温暖化の問題もございます。総合的に是非判断できるように、この後も議論

ありがとうございました。

【委員会質疑】 3 参議院災害対策特別委員会

①《二〇二二年十一月十六日》

静岡市巴川の総合治水政策の評価 推進―船橋市海老川上流地区における土地区画整理事業への懸念と開発抑制 ―麻機遊水地、河川政策としてのグリーンインフラ

嘉田由紀子君 ありがとうございます。国民民主党・新緑風会の嘉田由紀子でございます。

質問の時間十五分いただいておりますので、御配慮いただいた皆様に感謝を申し上げ、始めさせていただ

きます。

遊水地を造り、 と地元で言われている、そこで死者二十七名もの大変な被害があり、その後、流域全体で雨水、雨水をため、 者を出さなかった。その理由を尋ねますと、今から四十八年前の一九七四年七月七日の豪雨災害、七夕豪雨 量九十三ミリ、一日の総雨量五百ミリ近くという大変な豪雨だったんですけれども、静岡市内では一人も死 皆様と一緒に、十月十三日に静岡の台風九号の被害を視察させていただきました。あのとき、最大時間雨 情報伝達も確実にし、そして放水路を造りということで備えてきた結果ではないかという御

意見が出されました。

それが、言わば巴川流域総合治水対策で三千件に減ったということをデータ出していただいております。 之議員の資料七にきっちりとこのデータが示されておりますけれども、七夕豪雨のときには浸水戸数が二万六千、 それで、十一月十三日に、私、改めてまた巴川、訪問させていただきました。今日、 幸い、資料七に、足立敏

の対策、成功例とお考えかどうか。また、今後、国として流域治水政策を進める上でまだどういう課題があ 国交省もこれから進めようとしているグリーンインフラの典型的な成功例にもなるのではないかと思います。 の効果、特に、本日は遊水地のことをお話しさせていただきたいんですけれども、大変生き物も豊富で、まさに、 せて、下流で水害に強い町づくりをしてきたと。それから、放水路も効果的に造ったと。それから、流域全体 ここはまさに、今いう流域治水の先駆的なところだろうと思います。上流では水を保ち、そして中流で遊ば 昭和五十年代から、当時、総合治水として、今でいう流域治水の考え方を先取りしてきた流域ですけれど まず、国交省さんとして、静岡市巴川の総合治水政策をどう評価しておられるでしょうか。そして、こ

)**政府参考人(岡村次郎君)** お答え申し上げます。

るか。その辺りをお願いいたします。

これらの対策により、今年九月の台風十五号の際には、七夕豪雨と同規模の降雨量があったにもかかわらず、 などを活用し、 を契機として総合治水対策が進められておりまして、自治体や地域が連携し、学校の校庭や住宅地、 巴川流域では、 約六十万立方メートルの雨水を一時的に、貯留施設の設置などが進められてきております。 昭和四十九年の七夕豪雨により約二万六千戸の家屋が浸水する甚大な被害が発生したこと ため池

家屋浸水が約九割減少するなど大きな効果が発現いたしました。

○嘉田由紀子君 ありがとうござい

とから、 伺っております。 た 連 K 県からは、 三千戸を超える家屋浸 対対 ·河道 携 方 策 流 掘 域 0) 対 依然として、 削 河 検討を行うというふうに などを 現 1 策 Ш E 在 管 K* 取 整 理 備 者 加 n フ で 組 谏 中 水が 巴川 ١ あ 化 む 0 静 す 麻 ń 体とな 流 ŧ 岡 るととも 機 あ るす 域 市 遊 9 とも 水 たこ で 静 は 地 圌

年 技

加術

速

化な静

対策も活用しながら

財

政 五

面か

的

助

言を見見及

を行うとともに、

岡

び

静

尚

市

と連

携

支援も実施してまいります。

であるというふうに認識

L

してお

ŋ

重

要

、ソフト一体となった対策は国土交通省といたしましても、

ハ

1

資料① 令和4年11月16日 参議院災害対策特別 委員会 国民民主党・新緑風会 嘉田由紀子 出典 「生命にぎわう わ(環・和・輪)の湿地 麻機遊水池」(麻機遊水池保全活用推進協 議会)より



資料① 令和4年11月16日 参議院災害対策特別 委員会 国民民主党・新緑風会 嘉田由紀子 出典 「生命にぎわう わ(環・和・輪)の湿地 麻機遊水池」(麻機遊水池保全活用推進協 議会)より

ます。

族 さんにカラーでお配りをしてお ト、八ページございますけれども、 に来ておりました。それで、 (連れがたくさん、子供さん連れて遊 今日実は、 この麻機遊水地、まさにちょうど \mathbb{H} 約二百ヘクタール遊水地あるん 曜 Ę 麻機遊水地 訪問したんですけど、 のパンフレ ŋ ッ



資料① 令和4年11月16日 参議院災害対策特別 委員会 国民民主党・新緑風会 嘉田由紀子 出典 「生命にぎわう わ(環・和・輪)の湿地 麻機遊水池」(麻機遊水池保全活用推進協 議会)より



資料① 令和4年11月16日 参議院災害対策特別 委員会 国民民主党・新緑風会 嘉田由紀子 出典 「生命にぎわう わ(環・和・輪)の湿地 麻機遊水池」(麻機遊水池保全活用推進協 議会)より

いうのがセットで機能したと思います。

そして何よりもまた備える機能と

このパンフレットを見ていただきま

める機能、そして大谷放水路で流す機

ンためているということで、まさにた

か所も雨水貯留施設として八十六万トら、学校のグラウンド、公園など八百

水を台風十五号ではためたと。

それ

ですけれども、二百八十万トンも

0

てまいりました。 系がよみがえっているということを見 ンボや様々な昆虫、また魚も増えてき やかに復活すると、そこに合わせてト 大谷ハスなどは有名ですけれども、こ ていた種が改めてよみがえるんですね 地にしますと、土の中に長い すと、元々が水田だったところを遊水 て、これを食べる鳥類が増えて、生態 よみがえってきています。植物がにぎ こではミズアオイとかオニバスなどが 、間埋[、] b

ていると。それと、特にここで特色が 活をし、そして水辺の伝統文化を支え という地元の伝統的な漁法、それも復 しておられます。まさに生物多様性で ターもありまして、専門の方が指導も また、中心部には生き物観察セ 柴揚げ漁 (6) 会 また、潜水地の自然の魅力を市民の方々に伝えるために、植物や生き物の健康会を開催しています。 地域活性化部会 地域活性化部会では、遊水地が地域の活性化に繋がるよう また、地域の文化継承のため、柴揚げ造も行っています。 ベーテル麻機部会

すが、それに加えて、元々、

資料① 令和4年11月16日 参議院災害対策特別 委員会 国民民主党・新緑風会 嘉田由紀子 出典 「生命にぎわう わ(環・和・輪)の湿地 麻機遊水池」(麻機遊水池保全活用推進協 議会)より



資料① 令和4年11月16日 参議院災害対策特別 委員会 国民民主党・新緑風会 嘉田由紀子 出典 「生命にぎわう わ (環・和・輪) の湿地 麻機遊水池」(麻機遊水池保全活用推進協 議会)より

)政府参考人 (岡村 :次郎君 お

なところにあるか、

御

紹

介

づくりで大変効果が上が

0

11

る

巴川のような遊水地、

めてきた結果として医療、

福祉 7

河

ております。

次に、ですから、

ざいまして、 精神医療センタ 囲にはこども病院、 ということでございます。 さんが水辺の あ も良好な生活環境ができていると思 クリエー る 0 は ションなどで連携して 周 大変医療的にも 風景を楽しみながら散策、 辺 ĺ 0 福 ある 特別支援学校 祉 施 設、 e V 遊水地 いはてん 福 病院 祉 的に 患者 Ę, か 0 14 周

|川政策としてグリーンインフラを進 質問なんですが 日本各地どん ただけ など町 答え (8) 麻機遊水地保全活用推進協議会で 無無ながる時本の円面面の画面を は、いつしょに活動に協力していただけ る協議会員の募集を行っています。 参加希望される団体、個人の方は事務 局までご連絡ください。 10 が入めており。 動策和1、4工区方面(所要時間 20分程) 16番級の場 大道路線線線接行/再線比行) -第1工区 -第4工区 - 草場/に次停下車 - 第4工区 - 草場/に次停下車 ■第2、3工区方置(所要時間30分程) 5番乗り場 こども病院線(静岡神経医療センター行) 流通センター入口パス停下車 ※日曜・祝日は連行していないため、大利 ご利用ください。 ※日申場については、航空写真にて つ場所とPALA 75. 協議会ホームページ 麻機 協議会 作 成:麻根遊水地保全活用推進協議会 ■静岡県静岡土木事務所 河川改良部 静岡市駐河区有明町2-20 tel:054-286-9363 http://doboku.pref.shizuoka.jp/desaki2/shizuok ■静岡市 標地政策課 静岡市務区追手町5-1 tel:054-221-1251 http://www.city.shizuoka.jp/000_000566.html

資料① 令和4年11月16日 参議院災害対策特別 委員会 国民民主党・新緑風会 嘉田由紀子 出典 「生命にぎわう わ(環・和・輪)の湿地 麻機遊水池」(麻機遊水池保全活用推進協 議会)より



資料① 令和4年11月16日 参議院災害対策特別 委員会 国民民主党・新緑風会 嘉田由紀子 出典 「生命にぎわう わ(環・和・輪)の湿地 麻機遊水池」(麻機遊水池保全活用推進協 議会)より

申し上けます

遊水地を含めました河川の空間は、生物の生息、 生育の場となるなど多様な自然環境を有しており、医

療・福祉分野との連携についても意義深いものであると考えております。

として参画したところでございます。 病院から直接遊水地へ行けるよう整備されており、この整備に当たっては、国土交通省も検討会のメンバー 例えば、北海道の砂川遊水地に隣接する砂川市立病院は、患者のリハビリや治療へ役立てることも考慮し、

おいて散策を通じてリハビリ等にも活用されているというふうに伺っております。 テーションセンター、障害者スポーツ文化センターがピロティー形式で整備され、 また、横浜市にございます鶴見川多目的遊水地の中には、横浜市の総合保健医療センターや総合リハビリ 施設利用者が遊水地内に

国土交通省としましては、治水機能の向上を図る河川整備、遊水地整備に併せて、良好な自然環境を生か 地域と連携を図りながら、医療・福祉分野に限らず、広く地域づくりにも取り組んでまいります。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

道の砂川、また横浜の鶴見川のところですね。 自治体を経営する側からすると、そういう多面的な機能というのが大変有り難いことでございます。

こに巴川シアター、これ見事に、立体地形図があるんですけど、そこに光が入って、そして七夕豪雨のとき ましたけれども、 それから、また巴川に戻りますけれども、子供たちの防災学習、先ほど来下野さんもおっしゃっておられ 子供たちの防災学習では、 静岡市立治水交流資料館、 かわなびというのを造りまして、そ

のかというようなことを造っております。 の空間そのものは、まさに住宅をモデル化して、三メートル浸水、四メートル浸水というのはどこまで来る にはどこまで水が入ったのかということを地図で示しながら被害者の声を直接映像で届けると。そして、そ

も分かりやすく、 はとっても効果的だなと思っております。それから、巴川の探検隊、「わたしたちの巴川」など、大変教材 生、必ず遠足に来るというようなことで、私も博物館を自ら造ってきた立場からすると、ああ、こういうの 言わばミニ博物館なんですが、大変工夫をされておりまして、ここは静岡市内の子供たちが、 冊子にもなっております。 小学校四年

うことが日常大変大事だと思っております。それで、静岡、巴川でもその辺りが実践されておりました。 てありましたけど、私も滋賀県内でいろいろ調べると、防災機能が高い地域はお祭りと運動会です。こうい 前の準備、あわせて、災害時の初動、避難所運営、ふだんからの近所付き合いやお祭り、先ほどもお祭りっ それから、自主防災会の方も、備える活動をより広く、ふだんから町を事前に知る、そして人を知る、事 それから、実は、こうやって流域治水のモデルとして、過去の大水害があった場合には、ハザードマップ

の公開、あるいは水田所有者からの土地買収、あるいは校庭などの雨水貯留、協力をしやすいんですが 被害が起きる前に予防的に流域治水政策を進める、そのときの社会的合意形成はかなり難しいです。

いうことで、 たんですが、まず、ハザードマップを出すこと自身が、 局長もよく御存じだと思いますけれども、私が流域治水の条例を知事時代、二期八年掛けて作ってき 大変針のむしろのような状態でもございました。 地価が下がる、 地域の開発ができないじゃないかと

そういうところから、河川から水があふれること、もう閉じ込めてくれるのが一番いい、ダムを造ってくれ 233

玉 ...の流域治水も正念場になるんだろうと思います。 堤防造ってくれたらと願うのは分かるんですが、 やはり予防して手を打つということ、ここがこれ から

それで、あらかじめ予防的に備えるという分野で、 実は千葉県の 船 橋 市 0 事 例を紹介したいと思います。 資

人口密集地でございます。 じと思いますが、 船橋市は、 皆さん御存 かなり 焦

料二に新聞記事がございます。

になるんですね。もう川 くさん川が集まって、 を出していますけど、 ですけど、資料三に地 には、 さな川です。この上 老川という、とっても小 そして、町の中心部を海 して海老川という川一 流れ見ただけで、 新聞記事が資料二 あ 流 本 そ た 図

発

事業は、海老川沿いの休

的開発も進み、先送りはで 核としたいと類欲を示す。 さない。医療を軸に船構の 化し、開発予定地の虫食い

の は、傾斜が緩やかで、大雨で 市を南北に流れる海老川い 川の下流域の住民たちだ。

焦点となっているのは、

0

長は「医療センターが密朽

船橋・メディカルタウン構想

深層

域開

メディカルタウン構想の予定地。東鷺高 連鉄道 (民) をはさんで低温地が広がる

JERRE

96-9510

STATE

の対応と反対派の主張 ウン構想をめぐる船積市

池は、区域内の雨水をため は、その分だけ遊水機能は 池を盛り土などで埋めれ 大元教授によると、湿地や 調査空長の石崎勝転・長崎

失われる。石崎氏は「調整

を整備する構想。松戸徽市 高速鉄道の新駅を建設し、 排田など位・3位に、東葉 長の公約で、総事業費は約 医療センターやマンション

反対しているのは、海老・流域で漫水被害が発生して

が呼ると、人口密集地の下

** ふなばしメディカルタウン構想と洪水対策

| 海老川調節池 | (55万立方な)

受け止めてくれたと語る は付けなかった。市も重く 京工業大教授は「顔念が市

0

元建設省河川局災害対策 洪水リスクは、どの程度 審議会会長の原井鉄雄・東

に伝わったと思えれば意見

海老川大変だな、

上流

0

市担当者 反対住民 浸水被害増大の懸念 調整池など対策強調 会する。 たが、開発区域内がアスフ 一帯は誤則として、開発を含め、海野の影が、他の投射を繋だしてき の点と、住民への説明だ。をた。塞側の影、体掛田な、開発区域の現在の途水機能 は「雨水が下流に押し寄せ て被害が大きくなる」と歴 こうした指摘に対し、市 新設する6か所の調整 のゴーサインとなった。 |城への変更を求め、 標都市 ができない市街化網整区域 日に変更が可決され、開発 だったため、市が市街化区 計画審議会が審議。1月18 る」と指摘する。 回の事業の対策ではない れ込む雨水は対象外。 われる遊水機能は補先でき

のものなのか。双方の主張を検証した。 する。「健康寿命日本一」を目指す一大プロジェクト す」として反対運動を展開する。洪水リスクは現実 「ふなばしメディカルタウン構想圏」の事業化に着手 上海域に新駅を中心に医療センターなどを整備する 船橋市は、際による都市計画の決定を受け、御老川 しかし、下流域の一部の住民は、洪水リスクが地 での開業を見込む。松戸市 ンターは2026年度末ま 49公億円、新駅と医療セ (木材透) 満川の拡幅、下水道整備な すことはない」と強調する。 被捕のリスクが現状より増 の担当者は「下流域の浸水 どを洪水対策に挙げる。市 万立方がや 設する概率川調館池(約55 このほか、県が区域外に建 少しずつ流すと説明する。 が) 上間水光だめ、下部に 池(計約5万0000立方 支流の飯山 を題わること」との筋見を なば がたまっている場所を埋め と、委員の一人は「雨で水 ない異例の付指題見だ。 付けた。過去10年で1度も け、住民に対し丁寧に説明 の影響に関する教討を続 える」と指摘。辻恭介副市 公表された職事録による ただ、密爾会は「治水へ 直接下流に影響を与

水

明する」と釈明に迫われた。 響があるのか、きちんと説 ない。下流域にどういう影 長は「洪水対策について、 十分に市民に説明できてい 具体策を示し、丁寧に説明 する必要がある。 する」と話している。 域全体の住民を対象に説明 シミュレーション(想定事 の指摘を無く受け止め、 大きな被害はない。密節会 年までの河川改修で以後は 市は5月末にも住民 をしている。結果は指 (事務による影響の) 住民の不安を

だが、洪水リスクは増大す 例できる。ただ、1996 おったので住民の心能は世 ない。他の対策を取れば別 一以前は大きな複水被害も 松戸市長は取材に対し

資料(2) 令和4年11月16日 参議院災害対策特別委員会 国民民主党・新緑 嘉田由紀子 風会 出典 讀賣新聞(2022年4月22日)朝刊26頁[千葉]

めていくのか、

いうことの難しさ、ここを是非局長

さんにお伺いしたいんですが、流域治水推し進める国としては、自然災害に対応するための開発抑制、

船橋市のような事例の場合どのような指導あるいはアドバイスが可能か、

も届いていないんですね この心配は市の行政にも、また県に 大変心配しているんですが、ただ、 るということで、地元の住民の方が す。六十三万トンの土砂の盛土をす ンというのを造る予定ということで ど、ここに船橋市がメディカルタウ 田んぼが放棄された状態なんですけ ちょうど遊水地になっておりまして この今青く塗っているところが

ですから、事前予防的に進めると

海老川上流地区(メディカルタウン予定地)は水が溜まる遊水地 北谷津川
念田川
高根川 宮前川 長津川 前原川 海老川上流地区 (メディカルタウン予定地) 海老川

資料③ 令和4年11月16日 参議院災害対策特別委員会 国民民主党・新緑 嘉田由紀子 「流域治水の会 船橋」提供資料より 出典

(岡村次郎君) お答え申し上げます。

お願いできますか。

どう進

委員の御指摘のとおり、 氾濫が発生した場合も想定し、被害対象を減少させる、 流域治水の推進に当たりましては、河川整備や流域における貯留浸透対策に加え あるいは被害を軽減するなどの対策により、

流域全体で安全性を高めていくということとしてございます。

して開発や建築を制限する方法ですとか、 建築基準法に基づく災害危険区域制度や特定都市河川浸水被害対策法に基づく浸水被害防止区域制度を活用 被害対象、浸水被害の対象を減少させるための土地利用規制としては、地方公共団体による取組として、 都市計画法に基づく市街化調整区域への編入により開発行為を規

制するなどの方法がございます。

要性の理解を促進していくということとしてございます。 水害リスクマップ、これを整備することによって、 河川管理者といたしましては、これらの取組を支援するために、新たに浸水頻度ごとの浸水範囲を示した 流域の関係者に提示することで土地の危険性や対策の必

国としても、 0 流出を抑制するため、時間七十ミリの降雨に対応する調整池を設置するものというふうに承知してございます。 御指摘の船橋市の海老川上流地区で実施されている土地区画整理事業では、事業区域内に降った雨の河川へ ずれにしましても、 流域の関係自治体と連携を取ってまいります。 流域治水の推進に当たっては河川行政や都市行政などの連携が重要でございまして、

委員長 (三浦信祐君) 時間が来ておりますので、おまとめ願います。

)嘉田由紀子君 はい。

ありがとうございます。国としても是非連携していただきたいと思います。

予測ができます。水害死者ゼロのために、是非、死者として亡くなるのは知事でも総理大臣でもないんです 最後に、谷大臣に一問お願いをしていたので、地震はある程度事前に予測無理なんですが、水害は事前に

○委員長 (三浦信祐君) 時間が来ておりますので、 おまとめ願います。

ね。そういうことで……

○嘉田由紀子君 はい。

住民会議のようなこと、 死者ゼロ目指してお考えいただけないか、一言だけお願いいたします。

○委員長 (三浦信祐君) いや、 時間が来ておりますので。じゃ、大臣、一言だけで御答弁願います。

上のために取り組むことも意義はあるのではないかと思います。 というふうに伺っておりますので、地域の実情に応じて、 ○国務大臣 (谷公一君) 今御指摘を、国交省の方でも流域治水協議会を組織して様々な取組が進められる 御指摘の提言も受け止めながら、また防災意識向

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

嘉田由紀子(かだゅきこ)

1950年 埼玉県本庄市生まれ。京都大学大学院・ウイスコンシン大学大学院

修了。農学博士。

1981年 滋賀県入庁、琵琶湖研究所研究員、琵琶湖博物館総括学芸員。

1971年以来40年以上にわたり琵琶湖周辺地域やアフリカ、アメリカ、ヨーロッパ、中国の川や湖でのフィールドワークにより、人びとの暮らしと水とのつながりを学び琵琶湖博物館づくりや水環境政策などに

反映。

2000年4月 京都精華大学人文学部環境社会学科教授。

2006年7月 新幹線栗東新駅や滋賀県内6つのダム、廃棄物処分場など高コスト

公共事業の凍結・中止を含む「もったいない」マニフェストを掲げて 知事当選。 県職員の力を結集して公共事業の見直し政策を約束通り

宝現。

2010年7月 「もったいないプラス」を掲げて再選。3.11大震災以降は"卒原発"

政策を掲げ、原子力政策に「被害地元」としての意見を提示。子育て、 女性参画、琵琶湖環境保全政策などにも新機軸を提示して、二期8

年をもって知事を引退。

2014年5月 地域政策グループ「チームしが」結成。

2014年10月 「びわこ成蹊スポーツ大学」学長就任。

2019年7月 参議院議員当選。

編著書に

『命をつなぐ政治を求めて』(2019 年、風媒社)、『滋賀県発! 持続可能社会への挑戦: 科学と政策をつなぐ』(2018 年、昭和堂)、「いのちにこだわる政治をしよう!』(2013 年、風媒社)、『知事は何ができるのか―「日本病」の治療は地域から―』(2012 年、風媒社)、『生活環境主義でいこう!―琵琶湖に恋した知事』(2008 年、岩波ジュニア文庫)、『水をめぐる人と自然―日本と世界の現場から―』(2003 年、有斐閣)、『環境社会学』(2002 年、岩波・『水辺ぐらしの環境学―琵琶湖と世界の湖から―』(2001 年、昭和堂)、『水辺遊びの生態学―琵琶湖地域の三世代の語りから―』(2000 年、農山漁村文化協会)、など50 冊以上あり。

参議院議員・嘉田由紀子

国会報告 (その四)

二〇二三年一月一五日 初版発行

発行者

著者

嘉田由紀子

嘉田由紀子

嘉田由紀子事務所

発行所

03 - 6550 - 0815安部秀行、五月女彩子

秘書

 $\begin{array}{c} 0 \ 3 - 6 \ 5 \ 5 \ 1 - 0 \ 8 \ 1 \ 5 \end{array}$

秘書 〒520-0044大津市京町2丁目4-23 滋賀事務所 古谷桂信、中村さと美、田中光子

 $\begin{array}{c} 0 \\ 7 \\ 7 \\ -5 \\ 0 \\ 9 \\ -7 \\ 2 \\ 0 \\ 6 \end{array}$ $077^{-5}09^{-8}523$

FB: https://www.facebook.com/ Email: kadayukiko@gmail.com

工房 森のしずく

yukiko.kada.5

制作

滋賀県草津市矢橋町一四七五